

平成21年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

平成21年12月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 1日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 2日	水		○休 会（一般質問通告午前11時まで）
3	12月 3日	木		○休 会
4	12月 4日	金		○休 会
5	12月 5日	土		○休 会
6	12月 6日	日		○休 会
7	12月 7日	月		○休 会
8	12月 8日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月 9日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月10日	木	午前10時	○委員会（総務産業、社会文教）
11	12月11日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

12月1日上程

議案第58号	長野広域連合を組織する市町村数の減少及び 長野広域連合規約の変更について	12月 1日	可決
議案第59号	平成21年度国補公共下水道事業坂城1号幹 線1工区管路工事請負契約の締結について	12月 1日	可決
議案第60号	平成21年度安全・安心な学校づくり交付金 事業坂城小学校改修工事請負契約の締結につ いて	12月 1日	可決
議案第61号	坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例に ついて	12月11日	可決
議案第62号	坂城町有線放送電話条例の一部を改正する条 例について	12月11日	可決
議案第63号	坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条 例の一部を改正する条例について	12月11日	可決
議案第64号	坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の 一部を改正する条例について	12月11日	可決
議案第65号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例について	12月11日	可決
議案第66号	平成21年度坂城町一般会計補正予算（第6 号）について	12月11日	可決
議案第67号	平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補 正予算（第2号）について	12月11日	可決
議案第68号	平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正 予算（第3号）について	12月11日	可決
議案第69号	平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予 算（第2号）について	12月11日	可決

12月11日上程

議案第70号	平成21年度学校情報通信技術環境整備事業 費補助金事業坂城町学校教育用及び校務用コ
--------	----------------------------------------------

	ンピュータ等売買契約の締結について	12月11日	可決
議案第71号	平成21年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について	12月11日	可決
発委第7号	日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書について	12月11日	可決
発委第8号	食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書について	12月11日	可決
発委第9号	「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について	12月11日	可決
発委第10号	長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書について	12月11日	可決
発委第11号	35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書について	12月11日	可決
発委第12号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について	12月11日	可決
発委第13号	2010（平成22）年度の年金を減額支給せず、生活実態に見合う支給を求める意見書について	12月11日	可決

平成21年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日	12月1日(火)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	6
○議案第58号～議案第60号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	8
○議案第61号～議案第69号の上程、提案理由の説明	17
第2日	12月8日(火)	
○議事日程	22
○一般質問	大森 茂彦 議員	22
	入日 時子 議員	37
	田中 邦義 議員	52
	円尾美津子 議員	68
	中嶋 登 議員	85
第3日	12月9日(水)	
○議事日程	102
○一般質問	山城 賢一 議員	102
	柳沢 昌雄 議員	116
	宮島 祐夫 議員	129
	林 春江 議員	143

第4日 12月11日(金)

○議事日程	160
○請願・陳情の質疑、討論、採決	161
○議案第61号～議案第69号の質疑、討論、採決	162
○追加議案上程、提案理由の説明	209
○議案第70号～議案第71号、発委第7号～発委第13号の 質疑、採決	216
○町長閉会あいさつ	219

平成21年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成21年12月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	林 春 江 君
2 "	中 嶋 登 君	9 "	宮 島 祐 夫 君
3 "	塚 田 忠 君	10 "	池 田 博 武 君
4 "	大 森 茂 彦 君	11 "	円 尾 美 津 子 君
5 "	山 城 賢 一 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	入 日 時 子 君	13 "	柳 澤 澄 君
7 "	安 島 ふみ子 君	14 "	春 日 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 忠比古 君
総 務 課 長	宮 下 和 久 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
まちづくり推進室長	塚 田 陽 一 君
住 民 環 境 課 長	塩 澤 健 一 君
福 祉 健 康 課 長	中 村 清 子 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	村 田 茂 康 君
教 育 次 長	塚 田 好 一 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	山 崎 金 一 君
企 画 調 整 係 長	
代 表 監 査 委 員	三 井 幸 雄 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第 5 8 号 長野広域連合を組織する市町村数の減少及び長野広域連合規約の変更について
- 第 6 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度国補公共下水道事業坂城 1 号幹線 1 工区管路工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度安全・安心な学校づくり交付金事業坂城小学校改修工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第 6 1 号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 2 号 坂城町有線放送電話条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 6 3 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 6 4 号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 6 5 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 1 4 議案第 6 7 号 平成 2 1 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 5 議案第 6 8 号 平成 2 1 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 6 議案第 6 9 号 平成 2 1 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（春日君） 会議規則第120条の規定により、7番 安島ふみ子さん、8番 林春江さん、9番 宮島祐夫君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（春日君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの11日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月11日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（春日君） 町長から、招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） 本日ここに平成21年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員のご出席をいただき、開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、民主党が政権を担い、2カ月余りになりました。ここ連日テレビ、マスコミが事業仕分けを大々的に報道するなど国事業への関心が高まっておりますが、今最も必要な雇用対策や輸出産業に重大な影響を及ぼす円高対策などの経済対策が見えず、下水道事業など自治体を取り巻く施策の行方もわからなくなり、これからの展開が非常に不透明であり、注視してまいりたいと思っております。

昨日は臨時会において職員等の期末勤勉手当について、県人事委員会による勧告も尊重する中で職員組合の合意のもと、当町の厳しい経済環境を踏まえ、0.55月を削減する改定を決定いただきました。県下80市町村の中で一番厳しい選択をさせていただいたわけですが、職員ともども町政の進展に努めてまいります。

さて最初に、町の経済・産業関係ですが、町内企業の経済状況は引き続き大変厳しい状況下であり、苦慮しているところであります。日銀松本支店や長野財務事務所の金融経済動向等の発表では「県下でも一部に持ち直しの動きがある」との指摘もありますが、先月11月16日に開催されました町の理事者と町内大手企業経営者・商工会役員の皆さんによる地域経済振興懇談会において各企業の状況をお聞きしました。ごく一部に回復しつつある企業もございますが、依然として厳しい状態であると言わざるを得ない状況であります。町内企業の皆さんが厳しい経済試練に耐えて企業の存続・雇用確保に努められているお姿に心から感謝と敬意を表する次第でございます。

11月26日、東京で開催された県関係国会議員と県町村会・議長会役員の懇談会においても緊急に中小企業対策・雇用対策を新たに講じるよう強く要望したところでございます。

去る11月13日・14日に実施いたしました「全国辛味大根フォーラム・辛味大根まつり」には2日間で約2千名の皆様にお集まりをいただき、全国に発信できたものと思います。長野県副知事の板倉さんのそば打ちも披露されました。全国から13の産地の皆様が支援をいただいたわけですが、いろいろな支援をいただいた県等関係者の皆さんにも高く評価されたところでございます。このようなイベントを続けることによって地場産品の振興や賑わいの創出ができると、こんなふうに考えております。

これから新年度予算の編成期に入ります。平成20年度決算における法人町民税の前年比39.5%の減、さらに本年10月末現在の法人町民税収入済額は前年同期比で65.9%減という厳しい財政状態を真摯に受けとめまして、限られた財

源の計画的・重点的な配分、効率的な執行に努力してまいりたいと考えております。

次に、今議会にご審議をいただく案件について申し上げます。

びんぐし湯さん館の利用券に係る料金の改定ですが、びんぐし湯さん館の管理運営に関しましては、経費の削減を含め、総合的な経営改善に努めておりますが、年間利用券は、近隣類似施設と比べ、極めて格安な料金設定となっております。1回券や回数券に比べ、格差・公平性の面で問題が生じておりますので、年間利用券について料金の引き上げをお願いするとともに、新たに半年利用券を新設、また回数券の利用を促進すべく優遇の措置も講じたところでございます。

町民の皆さんの関心も高く、日常生活にとって大きなかわりのあるごみ減量対策であります。ごみ減量化につきましては、町内の皆さんはもちろんのこと、自治会の皆さんの協力をいただき、資源物の分別収集に取り組んでおり、一定の成果をいただいているところでございます。ごみ処理広域化に伴う新施設の経費負担の上からも、さらなる減量化が求められております。こうした状況を踏まえ、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保等の観点から、ごみ手数料の有料化を導入し、ごみ減量化を推進し、将来に向けて、ごみ処理経費に係る負担金の軽減も図るものであります。

南条地区のA01号線につきまして、南条小学校側の擁壁工事を発注し、着工準備を進めております。中之条地区の坂都1号線の歩道整備事業、まちづくり交付金事業による前田川バイパス路新設工事につきましても、工期限内に完成を目指して努力しているところでございます。

下水道事業につきましては、現在、中之条・網掛地区の面整備工事を実施しております。また緊急経済対策として6月補正予算において認めていただきました坂都1号幹線管渠の塚田踏切までの延長工事につきましても工事が開始される運びとなりました。

次に教育関係ですが、学校給食の充実はもとより、小・中学生へのエコ教育、食育の拠点、そして住民の食育等にも活用すべく準備を進めております。食育・学校給食センターの建設につきましては、来年の春の竣工に向けて順調に工事が進められております。

新型インフルエンザが全国で猛威を振るっております。町内でも特に小児の間で感染が拡大しております。町内開業医の皆さんのいろいろなお力をいただきながら対応するとともに県の補助事業を導入し、各保育園・児童館に空気清浄機を導入し、

感染防止に努めておるところであります。

10月20日、坂城小学校6年生と中学生を対象に世界的数学者、広中平祐先生による「数学大好き授業」が開催されました。子供たちからは積極的な質問がなされ、今後の学習の方向性選択のひとつのきっかけにもなったものと期待しております。また、広中先生からは各学校にとご寄附をいただきました。心温まるお気持ちにこたえて、未来を担う子供たちのために活用させていただきます。

去る11月25日、町民の誇る名誉町民、セブン&アイ・ホールディングス会長の鈴木敏文様が故郷の坂城町を訪れられました。午前坂城小学校で校歌に迎えられ、校内を見学された後、坂城中学校において町内3小学校高学年と中学生を対象にした「ふるさとの子供たちにおくる～未来へのメッセージ」と題してお話を伺いました。鈴木さんの苦労話や会社経営の創造的発想など、子供たちの未来に夢と希望を与えるものでした。また鈴木さんからは小・中学校へと多額の本をご寄贈いただくことになりました。学校の図書の実に大きく寄与するものと感謝しております。

南条小学校の金管バンドが昨年に引き続き東海大会において金賞に輝き、27日、大阪において開催された全国大会に出場し、全国大会においても金賞を受賞いたしました。学校の子供たちが元気に坂城を発信してくれたこと、そしてまた、頑張っている児童はもちろんのこと、支えていただいております保護者の皆さん、ご指導いただいている先生方に深く感謝申し上げます。各学校がそれぞれ特性を生かし、内外に発信していることに、さらなる期待を寄せるものでございます。

以上町を取り巻く経済状況、町政の動向を中心に申し上げましたが、今議会に審議をお願いいたします案件は、先議をお願いいたします広域連合の規約変更、契約の締結2件の3件と条例の一部改正5件、一般会計、特別会計補正予算4件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げまして招集のごあいさつといたします。

◎日程第4「諸報告について」

議長（春日君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、意見書の提出が監査委員よりありました。監査委員の監査所見を求めます。

代表監査委員（三井君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、地方

自治法第199条第1項及び第4項の規定により、平成21年度の坂城町定期事務監査を実施いたしました、その結果について報告いたします。

監査の対象は、坂城町一般会計歳入歳出状況、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出状況、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出状況、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出状況、坂城町老人保健特別会計歳入歳出状況、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出状況、坂城町介護保険特別会計歳入歳出状況、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出状況の一般会計及び7つの特別会計であります。

審査の方法といたしましては、各課等から今年度計画された事務事業の執行状況について資料の提出及び説明を求めるなどして監査を実施いたしました。

監査の期間は平成21年10月22日から10月29日までのうち5日間実施いたしました。

監査の結果、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例・規則に準拠して適正に処理されているものと認められました。

以下監査の内容について意見を申し述べます。

平成21年度の予算執行は、実施計画に沿って執行されておりました。主要事業の執行状況については積極的な取り組みがされています。事務事業の内容及び年間計画とその執行状況については、全体的に福祉の増進に重点が置かれ、執行されており、評価いたすところであります。

平成21年度の事業、その執行状況については、ほぼ予定どおり行われていた。一般会計の予算執行状況は、9月末現在、収入率が予算現額に対して45.5%で、前年比3.4ポイントの増、執行率は42.1%で、前年比2.4ポイントの増となっている。特別会計全体の収入率は28.3%で、前年比1.6ポイントの増、執行率は35.2%で前年比2.6ポイントの増であった。いずれも前年と比較して増となっています。これは事業執行に積極的に取り組まれた成果であります。

一般会計及び特別会計全体の執行率についても、前年と比較して歳入が3.5ポイント、歳出が2.8ポイント増であった。また工事については工程表どおり執行されておりました。

次に、町税の徴収状況について。9月末現在の徴収実績は調定額26億9,872万円、収入済額は18億53万円で、前年比で14.2%の減、金額で約2億9,800万円の減となった。個人町民税については、収入済額は3億8,994

万円で、前年比13.9%減、金額で約6,300万円の減となっています。昨年来の景気の後退によるものと思われます。

また法人町民税については、さらにその影響が大きく、収入済額は1億2,109万円で、前年度比59.1%の減、金額で約1億7,500万円の減となっています。歳入については、かつて経験したことのなきわめて厳しい状況にありますので、予算執行には十分注意をしてください。

収入率は前年度と逆で、ほとんどの税目で減少しています。全体で前年度比2.9ポイント減少となっています。引き続き収入率の向上に努めてください。

主要事業の執行状況については、年間計画に従い、ほぼ計画どおり執行されている。今後も住民福祉の向上のために努力をしてください。

工事の執行状況については、おおむね予定どおり執行されていました。別紙工事等検査箇所調書を参考にさせていただきたいと存じます。

なお、工事の施工に際しては、今後も安全な工事に努め、工期内完成を厳守してください。

各課等の指摘事項及び特別会計所管事務につきましては、報告書に上げてありますので、申し述べることを省略させていただきます。

さて、今日の厳しい経済状況は、いつ回復に向かうか全く不透明であります。この状況は今後もしばらく続くものと推測されています。従って、財源の確保、経費の削減、事務事業等の内容を十分に精査をし、見直しをしてください。

また今後の予算執行については特に国、県の動向を注視され、住民サービスを低下させない簡素で効率的な財政運営に努めてください。

以上をもちまして平成21年度の定期事務監査の報告とさせていただきます。

議長（春日君） 監査所見の報告が終わりました。

また監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（春日君） 日程第5「議案第58号 長野広域連合を組織する市町村数の減少及び長野広域連合規約の変更について」から日程第7「議案第60号 平成21年度安全・安心な学校づくり交付金事業坂城小学校改修工事請負契約の締結について

て」までの3件を一括議題とし、議決までを行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長(春日君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(中沢君) 議案第58号「長野広域連合を組織する市町村数の減少及び長野広域連合規約の変更について」ご説明します。

本案は、本町を含め、長野広域連合を構成する11市町村のうち信州新町と中条村が平成22年1月1日をもって長野市と合併することに伴い、構成市町村数の減少がございますので、規約を変更するものでございます。

主な変更内容ですが、当該広域連合を組織する地方公共団体の変更と広域連合議員の定数、また理事の人数と市町村の負担金についてそれぞれ改めるものでございます。

議案第59号「平成21年度国補公共下水道事業坂城1号幹線1工区管路工事請負契約の締結について」でございます。

本案は、下水道の未普及地域の解消と経済危機対策の補正に伴い実施するものであり、南条地区へ坂城1号幹線の布設に係るものでございます。

契約の内容ですが、中之条芝原踏切横より谷川を河川横過して実施するものでありまして、施工延長が570.25m、内径が40cmの鉄筋コンクリート管による布設で、土被りは約6mであります。うち推進工が516mで開削工が41m、マンホールが6カ所の施工となっております。契約金額は1億458万円でございます。契約の相手方は北信・坂北建設共同企業体でございまして、工期は平成22年3月26日でございます。

次に、議案第60号「平成21年度安全・安心な学校づくり交付金事業坂城小学校改修工事請負契約の締結について」説明いたします。

本案は、坂城小学校の耐震化にあわせて大規模改造工事を実施するもので、安心して子供たちが学習活動等を行えるように整備するものであります。

契約の内容ですが、延べ床面積が2,928㎡、改修の範囲は屋内運動場、南校舎、昇降口等プレイルーム等の工事であります。契約金額は5,722万5千円、契約の相手方は岡谷・関口建設共同企業体であります。工期は平成22年3月26日でございます。

以上よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時35分～再開 午前10時50分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎日程第5「議案第58号 長野広域連合を組織する市町村数の減少及び長野広域連合規約の変更について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） ちょっと規約がわからないので、ちょっと説明だけお願いしたいと思います。

規約の1ページ目でございますけれども、第18条第3項というのは、11%を10%にひとつ下げて、これは基礎的割合だと思うんですけども、89%を90%と片方は1%上げているんですけども、これはどういう負担金というか、ちょっと説明だけお願いします。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

18条の関係ですが、これは広域の規約におきまして第18条経費の支弁方法という規定でございまして、広域連合の経費は、その第2項におきまして均等割、これが10%になるということであります。それから人口割が89%を90%にするということでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第59号 平成21年度国補公共下水道事業坂城1号幹線1工区管路工事請負契約の締結について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） いつも聞いているんですけども、説明がなかったのも、またお聞きします。

指名競争入札、これはすべてがいわゆる共同企業体であったのかどうかということと、何社、何組といますか、何企業体が指名されたのか。また、そのうちの町内企業は何社入っているかということ。さらに設計額に対して、この請負金額は何%になるか、以上その項目をお願いします。

建設課長（村田君） お答え申し上げます。

入札参加業者でございますが、長野千曲建設事務所管内に本社または支店、営業所を有する経験豊富な業者を代表者といたしまして、坂城町に所在する営業所を含めたA、Bランク業者を構成員とする共同企業体方式をとりまして、共同企業体入札参加資格審査申請のあった6共同企業体を指名したものでございまして、町内業者は営業所3社、町内業者3社であります。

続きまして、落札率でございますが、設計額に対しましておおむね70%弱でございます。以上でございます。

1番（田中君） わかりました。設計額が70%弱ということは、60%台ということでもよろしいですか。そんなに安くても、入札したんだからあれなんですけれども、設計が高過ぎるといふか、そういうことはないんですか。設計の基準というのはいかひとつの国の補助金の基準事項か何かに基づいてやった額なんですか。ちょっとあまりにも低いような気がするんですけども、工事が大丈夫かどうか心配になるので。

建設課長（村田君） お答え申し上げます。

先ほどご答弁申し上げたとおり、落札率は70%弱ということで、60%台になるわけでございます。

設計額のご質問がございました。これにつきましては、国の基準に準拠して長野県土木設計基準に基づきまして適正な設計をしておるものでございます。入札につきましては、低入札価格調査基準を満たしておりますので、企業体の営業努力ということもあるかもしれません。そんなようなことで落札を決定したものでございます。以上でございます。

9番（宮島君） 内容についてちょっと2点ほどお聞きさせていただきますが、1つは、今回のこの議決の中には、わずか関係している農道ですか、一般道についての内容でありまして、議決されない部分も今回含まれている中での、いわゆるA09号線から谷川へ抜ける関係の道路でございますが、ご案内のように大変あそこはA09号線の開通によって、かなり谷川へ抜ける交通量が多いわけございまして、我々地域とすれば大変車のよけ違いに苦慮しているという状況であるわけでありませぬ。

従って、そういう中で第1点は、いわゆる工事後速やかに、いわゆるこれは公安委員会がやることではございますが、交通規制といふか、そういうものをひとつやっていただきたいと。

というのは、大型では到底よけ違いができないし、2 t 車でもはるか遠方でよけてなければ交通ができないわけでありまして、昨年の秋あたりは非常にトラブルがございまして、私も2～3件その事故を見ているんですが、すれ違いで水路の方へ落ちていると、こういう状況でありますので、これはぜひひとつそういう規制をやっていたかかないと、せっかく、いわゆる工業団地の道路が出ていますので、あそこの上へ上がりさえすればそんなこともないし、いわゆるそのことをぜひひとつ実現させていただきたいことが第1点。

それから、その関係において大変農道が、ただいまのところかなり遜色をしているわけですが、ぜひ掘削したところではなく、それを含めて全面舗装していかないと、かなり道路も傷んでいますので、掘削部分だけでなく、その道路の改修ができるかどうか、この2点について、まず最初にお伺いいたします。以上です。

建設課長（村田君） 2点ご質問をいただきました。

まず最初のご質問でございます。農道、一般道につきましては、非常にご質問のとおりでございます。大型車が進入いたしますと、すれ違いに苦慮している状況は理解しておるものでございます。交通規制につきましては、公安委員会が決定をしていくということでございますので、要望でございますので、公安委員会との要望、また協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますが、ご質問の中にありました自主規制ということでございますが、すれ違い困難でございますので、通行はご遠慮いただきたいというような案内看板的なものをぜひ検討してまいりたいというふうに考えております。

それから開削工法で掘削した道路の復旧でございますが、流田から中河原地籍、幅員4 mでございます。この道路につきましては、全面舗装の復旧をしてまいりたいと考えております。

それからもう少し南に行きまして、日精樹脂鉄道下の工場地域の町道につきましては幅員6.5 mということでございまして、この道路につきましては、片側全面舗装復旧ということで考えております。以上でございます。

9番（宮島君） ただいまそういうことで担当課長の方からやるという、やってもらえるというご指示があったわけですが、ぜひひとつその2点については地元の要望もかなりございますので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

11番（円尾さん） 先ほどの質問の中で第1工区の入札価格が70%弱だというお話がありまして、その点についてはわかったわけですがけれども、それと同時に第2、

第3工区というのが、5千万円以下ですから議決にはならないんですけれども、それらの入札の率はどれぐらいになっていますでしょうか。

議長（春日君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時05分）

議長（春日君） 再開いたします。

建設課長（村田君） お答え申し上げます。

第2工区、第3工区平均いたしますと、落札率、設計額に対して約65%弱でございます。以上でございます。

11番（円尾さん） 大変大事な時間をいただきまして申し訳なかったですけれども、なぜそれを聞きたかったかという、やはり設計額に対して非常に落札率が低いということが一番大きな問題なんですよね。今、公共事業がうんと少ない中で業者の方たち、どんなに安くても仕事をやりたいんだというその気持ちはよくわかるわけですけれども、結局安くしたことによって工事がどうだったかということももちろん心配になりますし、むしろ下請けだったり、そこに働いている人たちの影響がやはり出てくるわけですよね。そういう意味で、安ければいいというものではないと私は思っているんです。

そういう観点から、やはりある程度、県もやっていますけれども、最低基準という価格を出していますよね。そういうのはぜひ考えていく必要があるんじゃないかと。そうでなければ坂城町の中の企業の皆さん、これは本当にやっていけなくなっちゃうよと。しかもJVを組んでやっていくから、JVを組めるところはいいんですけれども、そうじゃなくて、単独で入りたいという方たちになってくると、とても入れないという状況がありますよね。

そういう中で企業の皆さんや、それから議会報告会の中でも、そういう切実な要求が出されています。そういう点について、やはり基準を設けていく、県なんか80%ですよね、80%から85%ですか。それ以下の人たちは失格という形になっていくんですけれども、それぐらいのことを考えていく必要があるんじゃないかと、そういうふうにするんですけれども、安く上げていけばいいというものではないと思うんです。その辺について担当課の意見と町長の考えを求めたいと思います。

建設課長（村田君） ご答弁申し上げます。

担当課の意見はというご質問でございますが、現在、坂城町は低価格基準という設定を設けてございません。ご指摘の点でございます。今後の検討課題とさせていただきます。

だくということでご理解をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

町長（中沢君） 工事は安くして、なおかつ適正なものであるということが競争の原理であります。企業を育てる、いろいろなことはまた別途の施策ということにもなるわけでございます。坂城町の場合には一定の基準を事務的には設けて、それでおかつ選定委員会において入札で大きな額が生じたということについては、その内容を精査して、要するにそういった建設参事もいますので、いろいろとそういうことをしながら、これだったら適切な工事ができるという判断のもとに業者を決定しているということでございます。

いろいろな状況を踏まえながら、県なども相当の額でやっていることは承知しておりますが、それぞれの地域において、こういう時期ですので企業の存続ということそのものも別途には考える中で、まず既設で価格が安いことを前提にしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第60号 平成21年度安全・安心な学校づくり交付金事業坂城小学校改修工事請負契約の締結について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 同じ質問をいたします。

指名の、共同企業体のみなのかということで、何社で何組を指名して、そのうち町内企業はどういう状況か。それから設計額に対する請負金額、落札の比率はどのくらいかということをお教えください。

教育次長（塚田君） お答えいたします。

先ほども建設課長の方からご答弁ありましたが、うちの方の入札に関しても地元業者の育成、受注機会の確保を持つということで、工事において要求される技術を持ち、経験豊かな町内業者を構成員として共同企業体による指名競争入札を実施したということです。代表者につきましては、長野千曲建設事務所管内に本店または権限を委任した支店を有し、常時対応できる業者といたしております。共同企業体は7つほど建設企業体を指名いたしまして、そのうち千曲建設管内での坂城営業所3事業所、それから町内単独事業所が5業者ということで、7事業体による入札を実施したということです。すみません、ちょっと待ってください。すみませんでした。営業所が3営業所、町内が4事業所ということで、7企業体により実施をいた

したところであります。すみませんでした。それで先ほどの入札の落札価格の比率ですが、66%ということでございます。以上です。失礼いたしました。

1 番（田中君） わかりましたけれども、ちょっと今説明の中で千曲建設事務所管内に本社支店もあれば指名に加えていると、それが3社あったということで、町内に営業所がある、本社は町外にあっても、じゃなくて、千曲建設の中に営業所もあれば、そこを指名していたということですか。今そんなような説明を聞いたんですけども。千曲建設事務所管内に本社や支店があれば、営業所があればということでもいいのかどうか。

教育次長（塚田君） ちょっと説明不足でしたが、営業所は坂城町に営業所があるという、そういうことをご理解をいただきたいと思います。以上です。

1 1 番（円尾さん） 59号との関連もあるわけですけども、先ほどの話の中で、やはり入札価格が66%というような低い金額で、先ほどの町長の話の中では、安いでやっていくことがということや企業はほかのところでの育成をしていくんだというお話でしたけれども、事業に参加してこれない、仕事ができないというような状況の中で企業を育成していくなんていうことはどういうことなんだろうというふうに非常に疑問に思うわけです。

それと同時に、やはり設計価格が正しかったのかどうかとさえ思いたくなるような金額ですよ、66%で落札なんていうことは。そういう中で、そういう中身が一体どういうことなんだというような、選定委員会の中ではこういう論議がなされなかったのか。坂城の町でも、そろそろ基準を考えていく必要があるんじゃないかというような話が出なかったのかどうか、その辺選定委員会の責任者としての副町長さんですか、答弁いただければと思います。

副町長（柳澤君） お答えいたします。

今お話ございましたように、業者を選定するときに、それぞれの業者の技術力あるいは資本力、そういったようないろいろ規約がございまして、それによって持ち点が何点というようなものが基準がございまして。そういうものを、この工事の場合には非常に技術力を要しますから、先ほど言ったようにA Bとか、そういうことについての業者を選定してやっていくわけです。だから、そういう技術力とか資本力とか、そういう問題で大きい工事についてはやっていきますから、小さい業者さんが参入できないというのはそういう点にもあるんです、事業をやる場合には。だから、それなりに今度は小さい工事をするときには、それに見合った業者さんにいろ

いろいろお願いして、なるべく地元業者の皆さんが入れるようにと、そういう努力はしているわけでございます。以上です。

11番（円尾さん） ちょっと話がかみ合わなかったかと思うんですけども、もちろん業者は小さい業者を育成していくということはまた別問題として、こういうことで66%ぐらいのところでは価格が落ちていくということに対して、やはり選定委員会の中で、これだけの価格で落ちていくことには恐らく業者の人たちがかなり泣いていたりするわけだと思うんですね。そこで働いている人たちが十分公共事業をやったことで潤うかどうかということも大変心配なわけなんです。だから、そういう中で坂城町がこういう公共事業、本当に今、公共事業は少ないですから、誰もがやりたいというのはよくわかるんですけども、そういう中で、こういう低価格で落札していかなければならないという現状をどういうふうに見ているのかなど。そろそろ坂城町でも、ある程度の線を引く必要があるんじゃないかなど、そういうことを考えられないのかどうか。選定委員会の中では、そういう論議がなかったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。先ほどの町長の答弁の中では一切そういうことはなかったわけですけども、今後やはり公共事業のあり方というものを考えていくには、その辺まで考えていく必要があるんだろうと思うんですけども、その点についてお尋ねしたいと思います。

副町長（柳澤君） 先ほどお話ありましたように、町では失格基準というものは設けておりませんね。しかしながら、あまりに低いというようなときには、やはり本当にできるのかどうかというような調査は行います。けれども営業努力によって、あるいは持ちの材料等によったり、あるいは材料を低価格で購入できるという業者さんもおりまして、そしてこういう価格が出てくるということでございます。今のお話のあまりに安いという、いわゆるそういう基準を設けたらどうかというようなことについても意見がございますので、これからまた検討していきたいと思っておりますけれども。以上です。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

入札につきましては、基準は持っております。1つは、低入札にした場合の調査基準価格というのを設けております。これに設計額に対して一定の金額を下回った場合に調査に入るという基準です。

それから欠格基準価格というのもございますので、それ以下で入れた方は失格基準ということで設けておりますので。

ただ、議員さんのおっしゃるのは最低制限価格ということだと思わなければならないけれども、それにつきましては先ほど副町長が言いましたように、これからの課題ということで考えていきたいと思っております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 次に、日程第8「議案第61号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」から日程第16「議案第69号 平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」までの9件を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案第61号「坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

本案は、近隣類似施設及び当施設の1回券と比べ、格安な料金設定となっている年間利用券について料金を引き上げ、半年利用券を新設し、さらに回数券の優遇幅を拡大するためお願いするものであります。

主な内容ですが、特別利用券のうち年間利用券については、現在の料金2万8千円を年齢75歳以上が3万1千円、75歳未満が3万3千円に変更いたし、また半年利用券を設け、年齢75歳以上が1万6千円、75歳未満が1万7千円とするものであります。回数券については大人と小学生それぞれ金額を据え置いたままで11回券を12回券ということで対応するわけでございます。

次に、議案第62号「坂城町有線放送電話条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

有線電話使用料については平成6年度に行った施設更新にあわせ、使用料料金を設定され、現在に至っております。平成16年度には施設更新の借入償還が終了したところですが、施設の維持や機器の更新等を考慮し、従前の使用料を徴収しておりましたが、平成20年度末の基金残高は1億8,700万円余となりました。しかしながら携帯電話の普及による通話に対するニーズの低下や光ケーブルの開通等により年々加入率が減少しており、特に最近の傾向として、昨年からの世界的な経

済危機の影響とも思われるんですが、廃止という方も出ております。利用者の負担の軽減を図るために平成22年4月1日から使用料金の引き下げを行うもので、一般加入の場合に月額1,400円を1千円に、6月末までに前納した場合は年額1万6,200円を1万1,600円に、スピーカー加入の場合には月額1,050円を650円に、6月末までに前納した場合には年額1万2,300円を7,600円にするものであります。

次に、議案第63号「坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、本案は昨年の法改正により国家公務員の勤務時間が改正されたことに伴い、坂城町の職員の勤務時間を国家公務員と同様に週40時間から38時間45分、1日当たり7時間45分に改めるものであります。

議案第64号「坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

本案は、ごみ処理に伴う環境への負荷を低減する循環型社会の構築、地域温暖化防止対策の一環として、さらなるごみの減量化に取り組むために家庭系一般廃棄物の可燃ごみ及び不燃ごみについて、ごみ処理手数料の有料化を来年4月から導入するものであります。手数料の料金設定、課金の方法等については近隣市町村との均衡も配慮しつつ、指定袋1枚に対して20円のごみ処理手数料を袋代に上乗せして値上げするということでもございます。ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保し、ごみ処理経費に係る財政負担を軽減するという観点からも、排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担していただくことにより、ごみの発生の抑制、排出抑制、資源物の分別の徹底、リサイクルの促進など一層の減量化を推進いたしたいと考えております。

議案第65号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」でございますが、本案は消防法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、町消防団員等公務災害補償条例第2条中の引用条例を改正いたすものであります。

次に、議案第66号「平成21年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億232万円といたすものであります。

歳入の主なものですが、安心こども基金事業補助などの県支出金で898万5千

円、土地売却収入で230万6千円、基金からの繰入金で177万7千円をそれぞれ追加し、まちづくり交付金事業による町債で750万円を減額いたすものであります。

一方、歳出でございますけれども、各保育園、児童館への書棚、図書などの購入に522万4千円、企業の融資に係る保証料補給金で500万円、除雪費で300万円、全国瞬時警報システムの整備で302万円をそれぞれ追加し、まちづくり交付金、前田川バイパス路事業で1千万円、県道拡幅に係る防火水槽移設工事で500万円をそれぞれ減額するものであります。また平成22年度において一般廃棄物収集運搬等の業務委託を行うための債務負担行為補正についてもあわせてご審議をお願いしたいと思います。

次に、議案第67号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」申し上げます。

本案は、歳入歳出予算のうち歳出予算を補正するものであります。療養費の増加や各制度への拠出金額の確定等に伴い、組み替えを行うものであります。

その内容ですが、一般保険者療養費156万円、後期高齢者支援金32万円、人間ドック委託料44万6千円を増額し、一般被保険者高額医療費144万1千円、老人保健医療費拠出金が37万4千円、二次健診委託料22万6千円を減額するものであります。

次に、議案第68号「平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,807万9千円を追加しまして歳入歳出予算の総額を12億3,083万4千円といたすものであります。

歳入でございますが、下水道受益者負担金976万2千円、千曲川流域下水道上流処理区負担金返還金等で1,831万7千円をそれぞれ増額し、歳出につきましては、消費税納付が200万円を減額して千曲川流域下水道上流処理区負担金等が1,007万円、管渠工事等で2千万9千円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第69号「平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」説明いたします。

その内容でございますが、介護サービスの利用の増加等に伴いまして保険給付の内容について組み替えを行うものでございます。

主なるものといたしまして、高額介護サービス等が140万円、特別入所介護サ

ービス等が500万円それぞれ増額し、介護サービス等諸費640万円を減額いたすものでございます。

以上よろしくご審議をお願いし、適切なお決定をお願い申し上げる次第でございます。以上でございます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から12月7日までの6日間は議案調査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって明日2日から12月7日までの6日間、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月8日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時44分）

1 2 月 8 日 本 会 議 再 開 (第 2 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 林 春 江 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 9 " | 宮 島 祐 夫 君 |
| 3 " | 塚 田 忠 君 | 10 " | 池 田 博 武 君 |
| 4 " | 大 森 茂 彦 君 | 11 " | 円 尾 美 津 子 君 |
| 5 " | 山 城 賢 一 君 | 12 " | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 " | 入 日 時 子 君 | 13 " | 柳 澤 澄 君 |
| 7 " | 安 島 ふみ子 君 | 14 " | 春 日 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 忠 比 古 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| まちづくり推進室長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 中 村 清 子 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 次 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 山 崎 金 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 町内経済の状況についてほか | 大森茂彦 議員 |
| (2) 農業問題についてほか | 入日時子 議員 |
| (3) 家庭ごみの有料化についてほか | 田中邦義 議員 |
| (4) 22年度予算編成についてほか | 円尾美津子 議員 |
| (5) 図書館整備をほか | 中嶋登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から2日間カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 質問者はお手元に配付しましたとおり、9名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に4番 大森茂彦君の質問を許します。

4番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1. 町内経済の状況について

イ. 町内企業の経営と雇用について

アメリカ証券大手のリーマン・ブラザーズの破綻を契機にした世界的不況に陥って1年になります。そして今、政府のデフレ宣言、円高、完全失業率の12カ月連続増加、公務員の期末勤勉手当の減額支給などで消費が冷え込み、デフレスパイラルが一向に止まる気配がありません。

町長は今議会の開会あいさつで、町内大手企業の状況は回復しつつある企業もあるが、依然として厳しい状況にあると言わざるを得ない、そういう状況だとの報告でありました。町内のある企業では、20人もの正社員を解雇し、子会社へ契約社員として配転する、こういうことが現に起こっていると聞いております。非常に厳しい状況が続いている、そのあらわれではないかと思われまます。また零細、個人の事業所では、月に数万円の売り上げで固定費が賄えない状況が1年以上も続いております。経営と暮らしが立ち行かなくなってきたおわけであります。年越し資金は大丈夫なのか、どのようにして把握されているのか、お尋ねいたします。

雇用の問題では、毎月毎月失業手当が15万人ずつ切れていると言われております。一方で、自動車産業は業界が回復してきており、ところが、相変わらず雇おうとしているのは非正規の期間従業員であります。景気対策でも貧困率15.7%の解消でも解決する根幹は雇用の正規化ではないでしょうか。失業手当の給付が切れた人たちの生活についての対応は、9月議会で私の質問で町長は、ハローワークでの対応であるというようなことで、町として特別な対応はしないような答弁でありました。地方自治体の本来の仕事とは、ここに住んでいる地域住民の暮らしと福祉、健康や安全を守ることであります。何らかの対応があつてしかるべきだと思います。国保の減免や生活保護、福祉資金の貸付制度など広く町民に知らせ、ワンストップで相談ができるような窓口を設置してほしいと思いますが、どのようなお考えか、お答え願いたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 大森議員の質問にお答えしてまいります。

町内経済状況等についてでございます。町内企業の経営と雇用ということ、極めて難しい状況でございます。初めに国全体といたしましては、11月20日の政府月例報告におきまして、菅副総理は、景気は持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況とし、そしてまた、物価動向を総合してみると、緩やかなデフレ状況にあるという発表もなされています。3年5カ月ぶりに国全体として物価が持続的に下落しているという状況でもございます。

また日銀松本支店によると、11月6日の発表では「長野県の金融経済動向については、生産は持ち直している。一方、雇用・所得では労働需給が厳しい状態にある。雇用者所得は大幅に減少している」とも言っております。全体の大きな流れといたしましては、景気は一部に持ち直し傾向があるものの、雇用や労働者の人は依然として厳しい状態にあるということでもございます。

町の状況でございますが、先月16日に開催されました地域経済振興懇話会や企業の社長さんたちといろいろお話しする中では、大半の企業は極めて厳しい状態が続いているというお話でもございます。エコカー減税などの効果により自動車部品関連は受注が若干ずつ出ているというお話も聞いておりますが、2度目の厳しい師走を迎えているということで、憂慮に堪えない状況でもあります。

いずれにしましても、現在の経済状況につきましては、国として早急に中小企業支援に十分に配慮し、急激な円高を抑制するなど、きちんとした対応が必要であると考えております。町としても、お話のように、まず雇用の確保ということを中心に、篠ノ井、上田ハローワークや商工会、テクノセンター、テクノハートといった関係機関と連携をし、国、県の経済対策や新たな制度等の活用ができるように窓口対応を含め、情報提供などを行ってまいりたいと、こんなふうを考えているところでございます。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 続きまして、ご質問の零細・個人事業所の経営状況ということでございますが、順次お答えしたいと思います。

町といたしましては、先ほど町長からも申し上げましたけれども、企業の規模にかかわらず機会があるごとに経営状況などについてお話をお聞きしたり、また金融機関とも情報交換等をさせていただいているというようなことでございますが、零細・個人事業所として従業員が3人以下の事業所というのは町内企業全体の4割強を占めているということでございまして、これらの事業所につきましては、議員さんご指摘のように収入と生活費が密接にかかわっているということについては、私どもといたしましても十分認識するところでもございまして、大手の皆さんも内省化を行う中で経費節減を図っているということからも、零細個人事業主の方々などは大変な厳しい状況に置かれているものと考えております。

また先月の16日に開催されました地域経済振興懇話会におきましても、多くの社長さんが異口同音に非常に厳しい経営状況についてお話をされておりました。このような状況の中、苦しいながらも新商品の開発や既存の技術を新しく分野に応用して販路の拡大を目指すという、そういう頑張っておられる企業もございました。

これから年末に向けて資金需要は高まるわけでございますけれども、町といたしましては、制度資金の預託金につきましても、昨年度、当初予算より本年度は1千万円増資し、資金需要に対応できるように備えてきているところでございます。現在のところ、町の制度資金において主にセーフティーネットの5号の認定などを受

けて利用する経営安定特別資金は、預託している町内の4つの金融機関の合計で融資枠4億8千万円に対しまして、今後年度末までの融資可能額は2億4千万円という状況でありまして、現在のところ対応は可能であるということでございます。

さらに融資を受ける際の保証料補助につきましては、9月議会において補正予算をお願いいたしまして、今議会においても予算不足とならないよう、さらに補正をお願いしているところでもございます。

また雇用安定助成金に加算される教育訓練費、1人につき6千円加算でございますが、ご指摘の零細・個人事業所など独自開催が困難な事業所に対しまして、町、商工会、テクノセンターが連携し、教育訓練の対象となる研修会を開催し、資金調達の支援を引き続き進めてまいりたいと考えております。

町、商工会につきましては、事業所の皆さんからの相談などに対しましては、窓口はいつでも開いているわけでございますけれども、新たな制度といたしまして、11月30日に中小企業金融円滑化法が成立いたしまして、法案化を目指した当初よりはちょっと後退している感はあるんですけれども、中小企業から申し入れがあった場合は返済猶予も含め、貸付条件変更等を積極的に応じるよう、金融機関に求めるものとなっております。『信毎』の記事では「銀行との関係悪化、返済負担増を懸念」というサブタイトルも見受けられまして、課題も指摘されてはいますけれども、しかし地元の金融機関も相次いで相談窓口を設けているということでございまして、先般も支店長さんたちとお話する中で、とにかくお話は聞いていただきたいと、相談に乗っていただきたいという願いもしてございますので、そんなご利用もいただければというふうに考えるところでございます。

次に、町民生活の支援ということでございますが、先日発表になりました坂城町の管轄区域となっている篠ノ井公共職業安定所の10月の有効求人倍率は0.45倍と、前月と同ポイントであり、また推計値であります。県の7月から9月期の完全失業率は4.3%と前回調査の4月、6月期の4%を上回っており、依然として雇用環境は厳しい状況にあるところでございます。

失業対策として、この11月30日に全国77のハローワークで職探しのほか住宅確保や生活資金の需給をひとつの窓口で一括して受け付けるワンストップサービスが試験的に行われました。新聞報道によると「いろいろな制度があることを初めて知った」ですとか「とても便利だった」と好意的な感想が多かった反面、生活保護の申請などは収入の有無などの調査が必要なため、ワンストップではなかなか対

応が難しいというような、そんな話も浮き彫りにされました。

町では今後引き続きハローワークや県等関係機関との連携を密に図りまして失業者の皆さんが役場や社会福祉協議会等で相談された際に、より迅速に的確な対応ができるように関係部署と連携を図って進めていきたいと考えております。以上であります。

福祉健康課長（中村さん） 町民生活の支援についてお答えいたします。

福祉健康課の窓口では常時いろいろな生活相談を受け付けております。福祉健康課の窓口で相談を受けまして、国保税の関係は税務係と連絡をとるなど同じ窓口で対応するよう努めております。また生活福祉資金につきましては、町の社会福祉協議会と失業、病気等により収入がなくなり、困窮している方などの生活保護につきましても、長野保健福祉事務所と連絡調整し、担当者と直接相談をしていただくようにしております。

国保税の減免につきましては、納税通知書に同封しております「国民健康保険加入者の皆さんへ」のチラシでお知らせしているところでございますが、病気、失業、事業の休・廃止等により生活が著しく困難となった場合、前年中の合計所得金額の合算額等と所得の減少割合により減免割合が決まっております。

今年度の減免状況でございますが、後期高齢者医療制度施行に伴う旧被扶養者に係る減免が9件、特別な事情によるものが1件、合計10件でございます。なお、収入減による減免は今のところ該当はございません。

生活保護の相談につきましては、内容をお聞きし、保護の必要がある場合は、長野保健福祉事務所と連絡をとりながら進めております。これからも長野保健福祉事務所と連携・協力をする中で引き続き相談支援に取り組んでまいります。現在、生活保護世帯は19世帯でございます。今年度新規該当世帯は4世帯となっており、主に病気によるものでございます。

生活福祉資金の貸付制度につきましては、実施主体が県社会福祉協議会で、町社会福祉協議会が窓口となり、実施しているものでございます。11月末までの今年度の状況につきましては、貸付総額が5件、内訳は就学資金3件、福祉資金1件、緊急小口資金1件でございます。

毎月2回開設されております心配ごと・法律相談では、11月末までの相談状況でございますが、総計数は69件でございます。特に多いものから相続問題が20件、離婚問題11件、土地問題10件、ローン問題8件、家族問題6件でございます。

す。引き続き町社会福祉協議会と連携しながら相談支援を進めてまいりたいと考えております。

国保税の減免、生活保護、生活福祉資金につきましては、関係部署と連携を図り、より迅速に的確な相談支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

4番（大森君） 今それぞれ取り組みについて答弁がありました。特に年越し資金繰り等についてでありますけれども、国会で11月末に中小企業金融円滑化法が当初の内容より若干後退した形で通ったわけでありますけれども、やはりこの取り扱いについて広く町民に知らせていくということで、そういう取り組みをぜひお願いしたいというふうに思います。

この内容は、ひとつは金融機関が中小企業の返済猶予や返済条件緩和の申し込みに応じること、これを努力義務とするということと、もうひとつは金融機関がこれに取り組みやすいよう、金融検査マニュアルを改訂して中小企業への貸し出しを不良債権扱いにしないということでの対応で貸し出しを奨励していくということで、この円滑化法を実施していくという内容になっています。この金融返済猶予法の趣旨はきちっと守って生かす形で、町内の中小零細企業に返済猶予の申し入れがあればスムーズに手続をしていただくということをぜひ申し入れていただきたいというふうに思います。先ほども金融機関で窓口を設けたり、あるいは町の方も要望してあるということですが、ますます年末になればなるほど、こういう動き、申し出が殺到するかもしれませんので、そういう対応をぜひお願いしたいというふうに思います。それについてご答弁願いたいと思います。

もう1点は、生活福祉資金の点についてでありますけれども、これも全国商工団体連合会が要望して生かされた内容で、10月に改変されましたね。これまで中小業者が必要とする経費、これに対しては生業として暮らしを立てるための仕事ということは今まではそうでなかったんですが、今回は福祉費に統合されたということで、中小零細業者の方の経営にまで広げられたということでもあります。そして貸付限度額も460万円、返済期間が最長で20年間ということで、保証人がなくても利用が可能だというふうに報道されております。この新聞報道では、この制度を管轄する厚生労働省の担当者は、年齢、資金使途、運転資金や設備資金に制限はない、他の借入の事故も問わない、一時的な経費でこれを乗り切れば回っていくという、こういう場合には対象となるというふうに担当者は説明しているということでもあります。やはりこの制度ができているということ、やはりこれも多くの方にこうい

う制度がありますよということ呼びかけて、そして利用を促していくということで、そういう生活をきちっと保障していくということで町のこういう対応をぜひ求めていきたいというふうに思います。これについて、2つについてご答弁願いたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 中小企業金融円滑化法に関するご質問についてご答弁させていただきます。

ご案内のとおり、これについては法律ができたばかりというようなことでございまして、返済猶予というような制度の中でどうするかということでございますけれども、金融機関それぞれについては、得意先あるいは営業部門の中で金融機関等回っておられるというようなことで今対応されているというふうにお聞きしているところでございます。

ご案内のとおり、町といたしましても、これらのところについては町が直接融資ではなくて、金融機関に申し入れたところということでございまして、そういったことで融資等のご相談いただけたところについては、そんなようなお話もさせていただきたいと、これは商工会も同様にと考えているところでございます。

ただ、これについてはやはり企業の皆さん、小さい企業の皆さんも含めてでございますけれども、やはり経営というような中で新聞報道あるいはされている部分もございまして、ぜひ1度金融機関、役場でも結構でございますけれども、自ら門を叩いていただければというふうにも考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

福祉健康課長（中村さん） ただいまご質問の中に、福祉資金、生活福祉資金貸付条件が10月に改正になりました。福祉資金の中の生業を営むために必要な経費ということで貸付限度額が460万円、償還期間20年という貸付条件の制度がございまして。相談に応じる中で対応してまいりたいと考えております。これは町の社会福祉協議会の方で実際に貸し付けということになりますけれども、町の方へ相談に来ていただいた中で対応してまいりたいと考えております。以上です。

4番（大森君） それぞれそういう状況の中で国の方もそれなりの対応をしてきたということで、完全なものではないということもあるわけですが、やはりこれを最大限生かして、町内業者を守っていくということでいろいろな支援をぜひやっていただきたいというふうに思うわけでありまして。

特に金融機関についても、金融機関のそもそもの基本は、地域の預金者から集め

たお金を地域の個人や中小企業にお貸しして地域金融として当たり前のことができるような、こういう金融機関になっていただきたいというふうに思うわけです。そしてまた雇用については正規雇用が当たり前の社会、こういう社会にしていかなきゃいけないというふうに思うわけであります。そういう点についても今後町内の企業の皆さんにもぜひ申し入れなどをしていっていただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、次の質問に移っていきます。

2. 環境にやさしいまちづくりに向けて

21世紀の世界を持続可能な経済・社会とするためには、温暖化ガスの大幅削減を実現する対策など地球環境の保全の見通しを立てるとともに、将来にわたって良好な環境を維持していく、そのためにもごみの減量化と資源の再利用や化石エネルギー、原発によらないクリーンエネルギーへの取り組みが急がれております。

イ. 家庭ごみの有料化について

家庭ごみの有料化の条例改正が提案されておりますけれども、ごみ処理の広域化による焼却炉の建設費及び処理費の負担軽減が目的であると思います。そのために関連する各自治体も有料化の実施に踏み切っているわけであります。ごみの有料化で一定の減量化にはなるかと思っておりますけれども、大きな減量化にはならないのではないかとというふうに危惧するところであります。有料化によらないで減量の方策はないのか、そのことを検討しなかったのか、このことについてお尋ねいたします。

次に、今後有料化した場合、ごみ処理費用が増加した場合どうするか、これについてどう対応されるのか、お尋ねいたします。

次に、ごみ減量化支援策として、生ごみ処理機等の購入補助金に充てるとしておりますけれども、これまでに購入されたものについて、利用状況の検証はなされたのかどうか、そして生ごみ処理機とコンポストの件数と利用状況はどうであるのか、お尋ねいたします。

次に、住民税非課税世帯や要介護で紙おむつなどを大量に使用する世帯への一定量の無料配付や減免措置は考えていらっしゃるのかどうか、お尋ねいたします。以上で環境にやさしいまちづくりに向けての1回目の質問といたします。

ハ. クリーンエネルギーの取り組みについて

クリーンエネルギーは水力、風力、太陽光発電、地熱や地中熱の利用、バイオマスによるペレット化やチップ化、あるいは燃料化などへの研究や実用化が進んでおります。坂城町といたしましても資源エネルギービジョンを策定しており、今

後省エネやクリーンエネルギーへの積極的な取り組みが必要だというふうに思いますが、これについてどういう対応をされるのか、お尋ねいたします。

議長（春日君） 大森議員、ロの分が欠けておりますので、引き続き加えてください。

4番（大森君） 申し訳ございません。前後いたしましたけれども、ロの資源の循環への取り組みについてであります。

町内の家庭から出るごみの堆肥化について、循環型農業への生かした取り組みはできないかどうか。

次に、私の家では町の消費者の会の皆さんがつくっておられる廃油でつくった石鹼を台所で使用しておりますけれども、家庭から出る廃食油で品質のいいJIS規格認定がとれるような、こういう石鹼づくりで商品化の方向性は考えられないだろうか、これについて今後どういうふうにされるのか、お尋ねしたいと思います。

また各家庭で不用になったリサイクル効果の取り組み、使えるものを処分するというのではなくて、これは福祉ふれあいまつりなどで行われておりますけれども、日常的な取り組みにできないだろうか。そして、どこかでこういう物々交換ができるような、そんなシステム化について今後検討していく必要があるのではないかとということで、この取り組みについて、どう検討されているか質問いたします。

大分前後いたしましたけれども、一応イロハの順でのご答弁の方をひとつよろしくお願いいたします。

町長（中沢君） 環境にやさしいまちづくり、家庭ごみの有料化についてお答えしてまいります。

平成22年4月から予定しておりますごみ処理手数料の有料化につきましては、家庭から排出されるごみについて、排出量に応じまして、ごみ処理費用の一部を負担していただくというものでございます。ごみの排出抑制、資源物の分別の徹底、リサイクルの促進などに期待するものでもございます。

そのねらいのひとつは、ごみの減量化とリサイクルの促進であります。ごみの排出量に応じて費用負担がかかることから、ごみ処理やリサイクルについての意識が高まり、ごみの排出抑制や分別の徹底が図られるということでもございます。

その2は、費用負担の公平化でございます。ごみを出す量に応じて費用を負担するというものでありまして、各自のごみ減量に対する努力が反映されると、公平な費用負担ということによる減量化でもございます。

その3は、ごみ処理費用の軽減でございます。有料化によるごみ減量化やリサイ

クル化が進みますと、ごみ処理経費全体の節減が可能になります。財政負担の軽減にもつながるわけでございます。この費用をごみの減量化に向けた施策や事業に活用してまいりたいと思っております。

有料化の対象とするごみは、可燃ごみと不燃ごみでございまして、資源物につきましても、従来どおり無料でございます。処理手数料は近隣市町村との均衡にも配慮し、指定袋1枚に対しまして20円といたしたいと考えております。

その課金の方法ですが、多くの市町村で採用しております単純重量制といたしまして、指定袋に手数料を上乗せして販売するという方法でございます。

近隣の可燃ごみの有料の状況ですが、当町と同じく40ℓの容器の指定袋で長野市と上田市は手数料を含めて1枚50円、来年4月から有料化を予定しております千曲市も1枚50円となっております。当町といたしましては、袋代と手数料を合わせ1枚40円ということで負担をいくらかでも住民の負担を軽減したいとも考えているところでもございます。

なお、県内の有料化の状況でございますが、80市町村のうち59市町村が有料化を実施しているところでもございますし、また予定しているところでもございます。有料化の導入によるごみ処理の削減量は、既に実施しております市町村の実情を見ますと、10%の減量が見込まれるということでございます。重量では約300tになりまして、一定の成果が期待されるものと考えております。

現在町では広報紙による減量化、再利用化あるいは分別方法についていろいろ啓発し、また生ごみの堆肥化、リサイクル化を推進するというところで、生ごみ処理機やコンポスト容器の普及も進めているところでもありますが、有料化に向けて減量対策のひとつになると、こんな考え方を持っております。

あわせて分別の徹底や生ごみ処理機等の普及、関係団体の連携による生ごみの堆肥化、リサイクル化をより具体的に進めて経費の削減に努めてまいりたいと、こんなふうにも考えております。

有料化に対する減免措置でございますが、生活保護世帯や3歳未満の乳幼児あるいは身体障害者や介護を受けている方で紙おむつを利用されている方につきましては、年間一定の枚数につき、申請していただくことによって、ごみ処理手数料の免除を考えてまいりたいと考えております。

次に、私の方からクリーンエネルギーの取り組みについてお答え申し上げます。

地球温暖化対策等の環境にやさしいまちづくりは、すべての国、地域がこれまで

以上に真剣かつ積極的に取り組まなければならない、そういった課題であると思います。

ご質問の太陽光発電、地熱の利用、ペレットストーブ活用あるいはバイオマスの利用によるクリーンエネルギーは、二酸化炭素の排出が少ないなど環境に与える負荷が小さく、資源の乏しい我が国のエネルギーの安定供給、さらに新エネルギー導入による新たな産業や雇用の創出、経済性や安定性といった課題もあるものの、さまざまな意義を有していると言えます。

町といたしましては、環境負荷の少ない新エネルギーや省エネルギーの推進に向けて平成16年に新エネルギービジョンを作成したところでもございます。この策定にあたりましては、町民の皆さんに対するアンケートも実施いたしました。

そうした中で太陽光発電に対して最も高い関心が寄せられ、また新エネルギーの導入に向けた施策としては、公共施設への太陽光発電の導入などが提案されております。これを受けまして公共施設への導入につきましては、太陽光発電を第一に位置づけまして、平成17年度に建設しました南条保育園には太陽光発電システムを導入いたしました。さらに来年2月の竣工に向けての食育・学校給食センターにおきましても、太陽光発電システムを導入してまいります。個人向けの住宅用太陽光発電システムの設置につきましては、一時中止されていた国の補助制度が復活しているということからですが、政権交代により新年度において継続されるかどうかの不透明な面もございます。クリーンエネルギーの導入の地球温暖化対策の重要性は十分認識しているところでございますが、国との施策の連動もまた重要でございます。個人向けの太陽光発電システムの設置については、国の助成制度を補完する形で意識啓発につながるよう、22年度に向けてその方法を検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

住民環境課長（塩澤君） 私からはイの家庭ごみの有料化の中で生ごみ処理機等の補助実績につきまして、ご答弁いたします。

ごみの減量化対策といたしまして、生ごみ処理機等の購入に対し、補助金制度を設け、個人が生ごみ処理機等を購入した場合に申請によりまして購入金額の2分の1以内、最高2万円の補助を現在行っております。この補助制度は平成5年から開始をしております、本年11月末現在で、ボカシ、コンポスト容器が736基、電気式の生ごみ処理機が386基、合計で1,122基につきまして補助金の交付をいたしております。

補助を受けた方々の利用状況につきましては、年度内にアンケート調査を実施をいたしまして、堆肥化の量、利用方法などを把握をして今後の普及促進に活用してまいりたいと考えております。その準備を進めておるところでございます。

また新年度より補助額の拡充を図り、さらに生ごみ堆肥化の普及促進を図るべく検討いたしておるところでもございます。

次に、ロの資源循環への取り組みについてお答えをいたします。

環境に配慮した循環型社会の構築に向け、町といたしましても資源ごみのリサイクルにつきましては重要課題としてとらえ、対策を講じてきておるところでございます。家庭から排出される生ごみにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、生ごみ処理機等の購入補助、コンポストの利用促進により、ごみの減量化と堆肥化を推進しているところです。また家庭で比較的簡単にできる段ボールコンポストによる堆肥づくりについても関係団体と連携をしながら推進を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の農業分野への利用ということでございますけれども、バイオマスと言われる動植物から生まれた有機性資源の利活用については、全国的にもさまざまな取り組みがございます。ひとつの例といたしまして、食品残渣など生ごみからつくる液体肥料を使つての循環型農業に取り組んでいるところもございますけれども、現在、実証試験を行っているところが多いわけでありまして、まだまだデータが不足をしております。堆肥化施設の設置あるいは採算性等の問題もございますので、今後関係課と連携を図りながら調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、食用廃油による石鹼づくりでございますけれども、町消費者の会の皆さんが以前から活動の中で取り組んでおります。家庭から出る天ぷら油などを使って良質の石鹼をつくらうというものでございますけれども、これは油を排水溝に流さないということで、水を汚さない、環境にやさしいという、そういった観点からPRをいたしております。

ご質問のように家庭から出る廃油を石鹼づくりに有効活用できないかというご提案、あるいはバイオ燃料としまして活用を視野に入れながら、こういったものの活路を見出していくということはリサイクル推進の上でも非常に大切なことであるというふうに考えております。J I S規格認証の石鹼づくりに関しましては、製造に係るコストの面や安全性の確保、また一般家庭からの廃油の安定的な供給、販売で

きるシステムづくり等々実現に向けては課題が多いのではないかと考えております。これにつきましても研究をしていきたいというふうに考えております。

次に不用品のリサイクルについてでございますけれども、現在町ではチャイルドシートのリサイクル制度を実施しております。チャイルドシート以外の不用品のリサイクル活動については、町内では坂城どんどん、福祉ふれあいのつどい、消費生活展などのイベントのコーナー、また学校や保育園においてもバザーとして広く行われております。いずれもサークルや個人が地域の方や仲間呼びかけて取り組んでいるものでございますけれども、こういった取り組みを引き続き支援をしてみたいというふうに考えております。

ご質問でございます不用品のリサイクル交換ということでございますが、リサイクル品の安全性の確認あるいは品質の保証などトラブルが発生しないような対応が必要となっております。またリサイクル品の選定、受け渡しの方法など、そういった問題もございますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに存じます。

いずれにいたしましても、家庭から出るごみの排出抑制、資源の有効活用とリサイクルの推進につきましては、関係団体等と連携しながら引き続き啓発に努めるとともに、環境にやさしいまちづくりということで推進をしてみたいというふうに考えるところでです。

企画政策課長（片桐君） 環境にやさしいまちづくりに向けてクリーンエネルギーの取り組みについてのうち、地熱の利用、ペレットストーブの活用、バイオマスの利用についてお答えを申し上げます。

地下深部、いわゆる深いところに存在しますマグマのエネルギーを利用する地熱利用につきましては、エネルギー資源に恵まれない我が国にとりまして、純国産の貴重なエネルギー資源でもございます。地球にやさしいクリーンエネルギーとしても、その重要性が再認識されてきておりますが、一方、現状では開発コストが高いことなどから展開は難しい状況というふうにも聞いております。温泉水の利用につきましても地熱利用のひとつというふうにも考えられますが、初期投資、またランニングコストなど費用に対する効果を十分に検討する必要があると考えております。また製材所等から出ます廃材や山林の間伐材など捨てられる木くずを利用した木質ペレットを燃料といたしますペレットストーブにつきましては、灯油の小売価格の高騰という追い風もあり、ストーブ本体の価格が高いといった課題はあるものの、

環境意識の高まりとともに、その普及が進みつつあるというふうに言われております。

次にバイオマスの利用でございますが、バイオマスの種類につきましては、家畜の排泄物、食品廃棄物、木くず、下水汚泥等の廃棄物系のもの、稲わら、麦わら、もみ殻、間伐材等の未利用のものやサトウキビやトウモロコシなどバイオマスの利用を目的に栽培される作物など多岐にわたっております。それらの活用は今後大きく発展する可能性を持っているというふうに思っております。

バイオマスの利用に向けた課題といたしましては、収集運搬コストが高いというふうに言われておりまして、現時点では採算が合わない場合が多いというふうに聞いておりますし、そのエネルギー効率を高める新技術の開発が待たれているというふうに聞いてもおります。

以上のようなクリーンエネルギーにつきましては、環境にやさしいまちづくりを進める上での意義は十分理解できる場所ではございますけれども、採算性や費用対効果など課題も大変多いというふうに考えております。その普及の動向を見守りながら、町としてどのような制度がよいのか、今後研究してまいりたいと思っております。

4番（大森君） 2回目の質問に入ります。

家庭ごみの有料化についてでありますけれども、その目的は、ひとつはごみの減量とリサイクルの促進、2つ目が費用負担の公平化、3つ目がごみ処理費用の軽減ということであるわけですが、これまで私たちは容器包装の法律ができてから分別収集が行われてきました。これまで資源ごみの分別収集で各区で早朝より努力してきたことは一体何だったんだろうかというふうに思うわけでありまして。ごみの分別の大切さが根づいてきていたのではないかと、これに水をさすようなものじゃないかなというふうに危惧するわけでありまして。ごみの分別は処理費用のためではなかったはずであります。地球環境を守ろう、生活環境をよくしよう、こういう住民の思いが雨の日も雪の日も冬の寒いときでもみんなが交代でこの分別収集にあたってきたわけでありまして。ごみの有料化は、それじゃお金を出して解決するじゃないかということでも今まで本当に純真な気持ちでごみの減量化、分別収集に取り組んできた、こういう気持ちが吹っ切れてしまうということを非常に心配するところでありまして。

ごみの減量化は住民の意識や取り組みの向上、町と住民の協力が欠かすことができません。ごみの有料化問題は一方的な住民への押しつけではなくて、ごみの減量

化に向けて住民も参加して十分な議論を行っていく必要があります。有料化について区の役員への説明だけではなくて、どうすれば減量化が実現するのか、住民も参加した十分な議論を行う必要があります。そして、実現するために町民の皆さんとの方策をとことん話し合っていく、こういう場をぜひ設ける必要があると思います。今後町の説明会や意見交換など町はこういう計画をお持ちかどうか、お尋ねいたします。

次に、ごみの減量化についてのコンポストや生ごみ処理機、これについて再三私は質問してきたわけですが、利用状況について、年度末ですか、準備をされているということで処理量や、あるいは利用方法、こういうアンケートをとるということであるわけですが、やはりこういう状況の中で初めて減量化に向けての支援としてコンポストを重点的にやるとか、あるいは電気の生ごみ処理機の購入にもっと力を入れるということがはっきりするわけですが、調査もしないで、ただこういう形で出てきたということについては非常に私自身は不満でありました。これをぜひきちっとやっていただいで、こういうことがきちっとされているということをやっていたきたいというふうに思います。

時間もありませんので、ごみ減量化、有料化について、町の説明会や意見交換の場を持つということで町長にお尋ねいたします。

町長（中沢君） これからのまちづくりに向けて最も大切というか、重要な課題は、ごみ処理でございます。ごみ処理は一定の施設が必要であり、また、それを担う住民の協力が必要であるわけでございます。そうした観点から、まず広域的に施設を含めた、そういう中からごみの処理の値上げをさせていただくと。その結果それぞれの皆さんに、より適切なごみ処理等については、いろいろそれを説明しながら、そしてまた、ご協力を得ていきたいと考えております。以上でございます。

4番（大森君） 一番大事な住民の協力を得るという点での説明会や、あるいは住民からの意見を聞いて減量化をどうするかということについての相談会、説明会、こういうのを持たないということであるわけですが、やはり今後そういうことをきちっとやっていっていただきたいというふうに要望しておきます。

ごみの減量化あるいはウエスト・ゼロということで取り組んでいる自治体もあるわけですが、そういうところも参考にさせていただきながら、私たちの生活、地球環境が汚されないように、そして次の世代へ受け渡せるような、こういう施策を今後きちっとやっていただきたいというふうに思います。以上で一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時03分～再開 午前11時14分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、6番 入日時子さんの質問を許します。

6番（入日さん） 1、農業問題について

イ、荒廃農地解消について

日本の食料自給率は40%まで落ち込み、60%を輸入に頼っています。農産物の輸入量を国内生産するには1,200万haの農地が必要だということで、国内の農地だけでは、とても足りません。それなのに日本の農地の40%が今、耕作放棄地になっています。坂城町も周囲を山に囲まれ、耕作面積はわずかしかなかったが、減反政策や農家の減少で耕作放棄地が増えています。

一方、世界では栄養不足人口は10億人を突破し、栄養失調で毎年500万人の子供が亡くなっています。日本はWTO、世界貿易機関に加盟してからWTOの圧力で外国からの安い農産物に押され、家族農業が破壊され、食料自給率は下がる一方です。今、大豆の97%、そばの82%、小麦の91%が輸入されています。しかも農産物の残留農薬や遺伝子組み換えなど外国からの輸入は問題が多く、食の安全は危機的状況にあります。

一方、輸入に携わる食品衛生監視委員は全国31監視所に368名しかおらず、そのため輸入届出件数180万件のうち、わずか11%にあたる19万3,917件、量にして664万5,216tという少ない量しか検査できません。しかも、そのわずか11%の検査の中で1,150件、量にして5万9,468tもの違反が出ています。大豆からトウモロコシへの作付け転換や病気に強く、多収穫の種に遺伝子を組み換えをする流れが世界中に広がり、日本の商社が海外を回っても遺伝子組み換えのない大豆の必要量が手に入らない状況がテレビで放映されました。味噌や醤油がつかれなくなったら日本の食生活はどうなるのか、背筋が寒くなる思いでした。日本人が望む安全・安心な食料の確保は輸入に頼ってはだめだと思います。

町の20年度の統計資料では、田が246.9ha、畑が597.5haとなっています。農業委員会の調査では、耕作放棄地が147ha、文化センターグラウンドの約110個分もあると報告されました。実に農地の17.4%が耕作放棄地になっています。そのうち草刈りなど少し手を加えれば耕作可能な農地が27.7haで耕作

放棄地の18.8%、整備して農地利用すべき土地が26.3haで17.9%、森林・原野化して復元不可能な土地が9.3haで6.3%を占めています。

耕作放棄地は草の繁茂や病害虫の発生、鳥獣被害の拡大などいろいろな問題を引き起こし、周りに迷惑がかかります。上平を元気にする会や、ふれあいの郷南日名のような遊休農地解消に取り組むグループもできましたが、これだけ増えてしまった耕作放棄地の解消は容易なことではありません。長野県下でも豚やヤギなどの家畜を使い、草退治や土を起こし、鳥獣被害も減ったという荒廃農地解消に取り組んでいる事例も紹介されました。坂城町でも農業委員会が中心になり、耕作放棄地解消の対策を立てていますが、7月に行われた議会報告会でも「農業委員会任せでなく、行政ももっと力を入れて取り組んでもらいたい」という意見も出ました。団塊の世代が定年退職し、農業を始める人も増えてきました。遊休農地解消は多くの人の力と知恵をかり、楽しくやらないと長続きしません。グループの育成が大事だと思います。町として荒廃農地解消をどのように考え、取り組んでいくのか、答弁を求めます。

ロ、坂城町の特産品について

町のホームページでも、ぶどう、りんご、ねずみ大根が町の特産品として紹介されています。平成18年のデータでは、りんごが5億円、ぶどうが4億3千万円、米が1億9千万円の売り上げになっています。しかし、17年の調査で農家総数は1,050世帯で、そのうち専業農家は113世帯しかありません。しかも70代が多く、あと2~3年でやめるという人も多いと聞いています。坂城のりんご、特に南北日名のりんごはアップルラインのりんごよりもおいしいと評判です。ぶどうも町のホームページで味、色、香りがすばらしいと絶賛しています。

しかし、近年、りんご農家の後継者不足が深刻になってきました。地球温暖化の影響か、青森のりんごと出荷時期が重なるようになり、採算割れの現状があります。りんごやぶどうなど果樹栽培は木を育てるにも時間がかかり、売れるものをつくるには10年近くかかります。また生産のノウハウを身につける時間や手間もかかります。JAでも、このままではりんご農家がなくなると強い危機感を持ち、何とかしたいと話していました。町でも味ロジックなどでりんごジュースやジャムなどをつくっていますが、りんご農家が不足すればどうなるのか、非常に心配です。りんごやぶどうなどの後継者づくりに、どう取り組むのか、答弁を求めます。

11月13日、14日に「全国辛味大根フォーラム」が坂城町で開催され、北は

秋田、岩手から南は大阪まで13地区の辛味大根産地が交流でき、今後の地域おこしにつながったことは大きな成果です。ここまで準備され、ご苦勞された産業振興課の皆さんに敬意を表します。

しかし、せっかくねずみ大根をアピールし、おしぼりうどんやそばが有名になってきたのに、種の管理をJAに任せているため、今年はねずみ大根の種がなくて蒔けなかったという人もあったと聞きました。JAちくま管内で蒔く人が増え、辛味のないねずみ大根がつくられて困ると言われました。せっかく辛味大根をブランド化したのに辛味のないねずみ大根が出回ったらどうなるのでしょうか。ねずみ大根は辛いというイメージが崩れてしまいます。そうならないためにも種の管理を町なり、ねずみ大根振興協議会などに委ねる必要があると思います。種の管理についての答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 私から農業問題に関しまして、ご質問の項目に沿って順次ご答弁させていただきます。

まず荒廃農地解消についてということでございますけれども、ご案内のとおり、我が国の農地面積は、農地転用や耕作放棄地による改廃により減少の一途をたどっているということでございます。ご質問にもございましたとおり、耕作放棄地は病虫害や鳥獣被害の発生や拡大、農用地利用集積の阻害等、営農の面では悪影響のみならず景観の悪化等の生活環境面でも課題となっているところでございます。耕作放棄地は発生要因や荒廃状況、耕作放棄地の所有者や周辺農業者等引受手となり得る方々の状況等に地域によってもさまざまでありまして、耕作放棄地の再生利用を図るためには、地域の実情に精通した農業委員さんですとか、あるいはJAの職員などの参画ですとか協働、そういったきめ細かな取り組みが必要でございます。耕作放棄地の現状を的確に把握した上で、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことが重要というふうに考えているところであります。

町では、先ほど議員さんからも言われましたように、耕作放棄地の調査をするために昨年の9月、そして今年の4月、耕作放棄地の全体調査に関するアンケートを含めて実施してきたところでございます。現在、農業委員会ではアンケート調査、こういったフォローアップ調査の結果を検討いたしまして、耕作放棄地の解消に向けた方策を検討しているところでございます。

耕作放棄地の解消事例といたしましては、先ほどもお話ございましたけれども、上平区において上平を元気にする会により地域内の遊休農地を活用いただいております。

ます。南日名のふれあいの郷南日名も発足し、遊休農地の有効活用が図られているということでございます。中之条では農家数軒により直売所が開設され、新たな取り組みも図られているというようなことでございます。

国では農地制度を見直し、農地転用規制の強化、農用地区域内の農地の確保、農地の権利を有する方の責務を明確にし、農地利用拡大のための貸借規定の見直し、または農業委員会による監視機能の強化といった、そういった仕組みを整備した農地法の改正がこの12月中に施行されるところでございます。

町といたしましては、農家等に対する耕作放棄地に係る指導・助言、さらに支援、こういったことを行って、耕作放棄地再生利用の取り組みを円滑に実施するため、坂城町耕作放棄地対策協議会の設立、この準備を進めているところでございます。協議会には農業委員を初め農業改良普及センター、農協、土地改良区及び農業クラブなど農業者の代表等で組織して耕作放棄地の再生利用に向けて取り組みをしていきたいと考えているところであります。耕作放棄地は一朝一夕でできるものではないわけでございまして、例えば団塊の世代の定年退職者等就労希望者には、町、農業委員会、農業支援センター、JA等の関係機関が連携し、空き農地の状況、農作業の指導等ご案内できる仕組みを考えていくことが必要というふうに考えております。耕作放棄地解消の対策として、農地の伐根、耕耘、農作物の栽培・収穫等には機械器具が必要となってまいります。この機械器具の購入、維持管理等につきましては、関係機関と検討してまいりたいと考えているところであります。

また、お話の中にも出ておりましたが、牛の下草刈り等家畜による解消を実践している地域もございます。比較的山間地の荒廃農地を対象に行われておりまして、柵で囲って放牧し、草木を食べさせ、解消するというところでございますが、この取り組みの条件が坂城町でも可能なのか、検討が必要となってまいります。いろいろ検討する中で、いずれにいたしましても、耕作放棄地の解消は引受手、導入作物、土地基盤等多岐にわたる課題に対応する必要があります。今後この耕作放棄地対策協議会を中心に関係機関が連携し、当町に適した作物選定や担い手等への農地集積とあわせて地域での活動の支援も検討し、耕作放棄地解消に向けた取り組みを推進していきたいと考えているところでございます。

次に、坂城の特産物に関するご質問でございますが、当町の特産物であるりんご、ぶどうについては、市場において高い評価をいただいているところでありまして、最近では新しい品種の生産に取り組みされている生産者も増えております。また地域

の伝統野菜として栽培されてきたねぎみ大根を町の特産品のひとつとして町やねぎみ大根振興協議会が中心となって生産振興を進めてきたところでもございます。

一方、近年の農作物の価格の低迷と生産者の高齢化が進展する中で廃業される生産者もおられるところがございますが、例えば先ほど高齢化というお話もございましたが、ぶどう農家の多い上沖土地改良区においても平均年齢68歳というような、そんなお話もお聞きしているところがございます。

このようなことから、ご質問の果樹農家の担い手育成、産地づくりについて私どもとしても大変懸念をしているところがございますが、現在、町の認定を受けた農業経営者、すなわち認定農業者は、わずか20人ということで、新規農業者については本当に年に1人新たに加わるか、加わらないかというような状況でございます。

このような状況を打開するには、やはり儲かる農業、付加価値の高い農作物の選定と栽培ということになるわけでございますが、現実的には大変厳しいということでございます。

生産者の高齢化対策として農業支援センターによるアグリサポート事業を実施してきたところがございますが、今年は依頼農家が29件、応募したサポーターは39名、作業日数は230日にもなっております。このサポーターの皆さんについても60代から70代の方が多くて、農業における高齢化の傾向は否めないわけでございますが、今年は若い方についても若干登録をいただいております。今後サポーターの中から就農者が輩出されることを期待しているところであります。

また生産販売の大方を担うJAとも連携しながら、アグリセミナー等の研修会のPRを進めまして、新規就農者の確保を進めていければとも考えているところがございます。

次に、ねぎみ大根の種についてでございますが、議員さんもお承知のとおり、今年は「全国辛味大根フォーラム」を開催し、全国の辛味大根とともに地域の特産物であるねぎみ大根のPRに努めてきたところがございます。この伝統野菜であるねぎみ大根の品質を確保するということがF1種による栽培が重要であると考えております。このための技術的な面においてはJAの力が大きいわけでございますが、そこから得た種により生産者の安定的な栽培につなげているということもございます。実は今年、今言われたように種が足りなかったということで大変苦慮いたしましたことは事実でございます。

理由等を聞いてみると、一番は種をつくっている農家さん、天候不順により予定

どおり種がとれなかったということで、ねずみ大根振興協議会の会員さん、本当に要望が満たされずに配分についても減らされたというようなことをございます。このような状況を踏まえて安定的な種、苗、そういったものの、特に種の供給については、もう少し幅広い生産の方法、こういったことも今検討をして協議会等とも話す中で対応していきたいと。いずれにしても農協にかかわっていただいているという部分でございますので、ここら辺を柱にももちろん据えておりますが、やはり安定的な種の確保というものに、より一層注意していきたいと思っております。以上でございます。

6番（入日さん） 荒廃農地の解消については、いろいろな団体が連携して対策を検討しているということでした。また荒廃農地の解消について、農機具の購入など維持管理などもこれから検討していくという答弁がありましたが、私も先日、荒廃農地の解消をして頑張っているグループの方にお話を伺いました。その中で荒れ地の草刈りや木の根を掘り起こすことは大勢の人の力で何とかなる。荒廃農地は畑が多いので、どうしてもつくとすると大豆やそばではないかということをつくってみたと。ところが、収穫にはやはりハーベスターが必要で、買えば500万円もすると。何とかならないかというふうに言われました。また私の周りでも農業を始めたいと思っても農機具が必要になります。高いお金を出してそろえれば赤字になって、そのくらいなら買って食べた方が安いのでやらないという人もいます。

町でも以前、同和対策事業として多くの農機具をそろえましたが、あまり利用されず、使えなくなって廃棄された農機具もあります。現在、同対で管理している農機具は耕運機1台、田植機3台、管理機4台、トラクター3台、バインダー2台、ハーベスター2台、スピードプレーヤー1台があります。そのうち今年使われたのはトラクターだけで、あとは全く使用されていません。以前、解放同盟の人たちの利用が少なく、せっかくそろえた農機具を使わないのはもったいない。一般の町民にも貸し出しをするということになったと思いますが、あまり知られていないので、もっと広報などで町民に知らせて有効利用を図るべきだと思います。

また今、農機具の管理を解放同盟にさせていますが、機械は使ったら点検し、故障したら修理する必要があります。昨年、小麦の会で同対のハーベスターを借りたのですが、ネズミの死骸が入っていたりして、きれいに掃除し、動くようになるまでにとっても時間がかかってしまいました。その上機械の調子が悪くて作業がはかどらずに、とても苦い経験をしました。同和対策事業が終わっているのですから、農

機具の管理を解放同盟に任せるのではなく、町の農業担当である産業振興課が責任を持って管理してJAに点検・修理を依頼し、いつでも使える状況にするべきではないでしょうか。

先ほど農機具の購入なども検討していると言われましたが、町財政が厳しい中で、やはり町にある財産を有効に活用するというのが一番の先決の、しかもお金をかけないでできることではないかと私は思います。農機具が自由に使えるようになれば、荒廃農地解消のグループもつくりやすくなり、農機具の有効活用も図られるようになります。町の農機具の管理と意向、有効利用について答弁を求めます。

また先ほどいろいろな団体が連携して後継者づくりだとか、今、苦慮しているんだと。アグリサポーターを育て、何とか後継者になってもらいたいというようなお話もありましたが、千曲市では荒廃農地解消対策として、荒廃農地を5a以上耕作し、5年以上作物をつくることを条件に樹木の伐採、伐根、耕運・整地、機械運搬などにかかった費用の2分の1以内、1反歩当たり上限20万円までを補助する制度があります。また5人以上の団体が荒廃地を開墾した場合に農業機械を購入する場合、費用の10%の補助を出すという独自制度もあります。町は先ほどこういうことも考えたんだという課長の答弁がありましたが、その辺についても検討されているのか、再度お尋ねします。

それから、ねずみ大根の種の管理については、はっきりと町で管理するとか、振興協議会で管理するという答弁がなされなかったように思うんですが、ブランド品をいかに保っていくかという点では、管理の明確化が必要ではないかと思しますので、再度答弁をお願いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 幾つかご質問をいただきましたが、まず耕作放棄地の解消の関係でございますけれども、できれば年内あるいは年明け早々にでも耕作放棄地対策協議会、こういったものを関係の皆さんと、農業団体の関係の皆さんとつくっていくと。これをひとつの窓口と申しますか、組織といたしまして荒廃農地の解消に向けて取り組みを進めていきたいということでございます。

この考え方については、9月議会等でもお話をさせていただいてきているところでございますが、政権がかわって仕分けの対象にもなっているのも実は若干ございまして、ちょっと進度はどうなるかという部分はありますけれども、基本的な考え方は、私とすれば協議会の中で、今言ったように各地域の営農等に対する耕作放棄地に対する助成等も含めて、こんな協議会の中でやっていければと。

それともう1点は、今の農業機械の関係もございますけれども、補助事業等についても、実は国の制度として、ひとつこの協議会を通じて対応すれば支援がいただけるというような、そういうこともございまして、ちょっとこれらの中での検討というものをしていきたいと思えます。

ただ、耕作機械、いずれにしても非常に高い部分でございます。それで今の同和対策事業で購入した機械も数あるんですけども、現実的には昭和50年代の半ばぐらいからの機械ということで、当時の生産の方法というようなこともあって、田植機ですとか、そういったもの等が、細かい部分が多いわけでございます。これがそのまま使えるかどうかという、なかなか課題もあるかと、農機具の種類ということでございますけれども。当然コンバインとかそういうものはないわけですが、これらについても整備等は当然必要になってまいりますので、それについては努力していきたいと。

ただもう1点、やはり地域営農というのがひとつの耕作放棄地の課題になると思えます。そういう集落の中には、やはりあいている機械もあるかと思えます。そういうものの有効利用について、それらを使った場合の、例えば助成制度がいいのかどうかという、そういったものも含めて、この協議会等で検討していければいいかなというふうに考えてございます。

あとねずみ大根の種の関係でございます。町が責任を持つとか、農協が責任を持つとかというようなことでございますが、やはり生産の産地という部分の中では、それを販売していくというのが基本でありまして、そこからすると、やはりJAが柱になっていくというのは基本でございまして、この線は崩したくないというふうに私自身は考えております。

ただ、農協さんも独自に種を原種センターを通じてとっているわけですが、それについて今ひとつの系統の中でやっている、これについて今後は、今言ったように天候的なものもあってだめになるというふうになってくると、これからそれじゃ済まない部分も出てくるものですから、これについては、例えばねずみ大根振興協議会の中でも受け皿となっていけるのかどうか、そういったことも含めて今、農協さん等と話をさせていただいているところでございます。いずれにしても種もやはりつくるにはお金もかかる話でございまして、そこらのリスク等を考えながら、農家あるいは農協、そんなところと話し合いを進めていきたい。

ただ、ここでひとつ基本的な考え方とすれば、やはり今年のように種がなくて、

なかなか植えられなかったという、そういう事態がないように、町としてもその辺は万全を期す努力をしていきたいと考えております。以上であります。

6番（入日さん） 営農問題は非常に難しい問題で、すぐどうこうとなる問題ではないのは十分承知ですが、先ほどねずみ大根は販売のこともあるので、種はJAに管理してもらおうという答弁でしたが、フォーラムの中では、ほとんどのところが生産グループが管理しているところが圧倒的に多かったわけですよ。そういうことによって、やはりそれを守らなければならないという意識も広がっていきまじし、本当にブランドの確立ができるのではないかと思います。そういう意味では、ぜひJA任せではなくて、そういう対策が必要ではないかと思います。なかなか町ですべてを取り仕切るというのは人員的な配置も大変ですし、そういうところで、どうやって農業者を育てていくかということも大事だと思います。

今、世界では1年間に500万haの農地が砂漠化し、作物がとれない状況が生まれています。今までのように外国から輸入に頼れない時代が来ているのです。水の豊かな日本が外国から食料を購入することは多くの水資源をも世界から奪っていることになります。フードマイレージや環境を守る観点からも荒廃農地の解消は急務です。荒廃農地を解消し、農業を続けるためには採算がとれることも必要です。やはり少しでも利益が出なければ続けていけません。大豆やそばをつくっても買ってくれる人がいなければ、お金が入りません。地産地消、安全でおいしくても飲食店などは採算が重視されるため、高い材料はなかなか買ってもらえない状況があります。

新給食センターは食育も兼ね、地産地消にも取り組み、エコ教育でフードマイレージを少なくするためにも地元産の大豆を使い、味噌や醤油をつくってもらいたい。それを学校給食で使ってもらいたいという要望もありました。非常によいことだと思います。地元産の大豆やそば粉が給食センターで使用する考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

それから先ほども、やはり荒廃農地を耕作しても採算がとれなければという課長の答弁もありました。中之条でも産直のグループが生まれましたが、この間、町長の英断で、第2文化センターの駐車場、国道沿いの昔の堤のところですか、そこに農業4団体が共同で産直場を開きました。私も3日間やるというので見に行ったのですが、非常に天気が悪かったために来客数は少なく、ちょっと残念だと言っていました、入り口が非常に狭いので、どこだろうなと思っている間に通り過ぎて

しまうと。その入り口の拡張を何とかお願いできないかというような話もありましたが、やはり今、産直が各地で開かれて結構好評ですし、生産者にとっても、また消費者にとっても安全で安く手に入るという点では非常に喜ばれているんですが、そういう取り組みについて、どう考えられますか、町長の答弁をお願いいたします。

町長（中沢君） 坂城町の農地の荒廃ということに視点を当てた幅広いご質問があったわけでございます。坂城のような工業が特化しているところであればあるほど、農業というものの大事さをかみしめていると。そして、ご指摘のありましたように安心・安全の食の供給ということ、これまた大事でございますが、さらなる農業を発展させるには、付加価値の高い、例えば今回はねずみ大根ということで先が見える部分があるんですが、そういった面を発掘して担い手を発掘し、採算というか、付加価値の高いものをより求めていくと、こういうことが大事だなと。

今、文化センターの第2駐車場に元気の会の皆さんの要望によりまして、とりあえず自分たちでやるから、その土地をという、その息吹というものは本当にひしひしと感じているわけでございます。元気の会は、昨日、五里ヶ峯トンネル前でいろいろ関係者が集まり、今度はそれを担う女性十数名を含む20人ぐらいのスタッフが集まってきたと、やる気はあるんだなということでございますが、何よりもそういった場において豊富な農産物が供給できる体制づくり、これがないと大変であります。

その入り口のことについては、ちょうど昨日、長野国道事務所長さんがいろいろな面で私のところへ参りましたので、以前からお願いはしてあるんですけども、まず第一に、道の駅に準ずるような入り口の確保についてはお願いしたいということでございます。諸々の条件が重なって検討しているということでございますが、そんな方向を見定め、より特産物が坂城の新たな産業というか、そういうものに根づくことを心から期待しているところでございます。以上でございます。

6番（入日さん） 日本の美田と言われた米どころの田んぼが放置され、荒れているのを見るのはとても寂しくなります。私の家の周りも田んぼが減り、カエルの声が年々遠のいています。それでも一歩外に出ると田植えが済み、早苗が風にそよぐ風景は瑞穂の国だと感じ、とてもうれしくなります。稲穂がたわわに実り、穂を垂れる姿は人間かくありたいといつも感じます。そんな美しい日本の原風景を守り、伝えていく必要があると思います。

21世紀は食料難の時代だと言われていています。つくれる土地があるのに荒らして

しまうのは本当にもったいないことです。私も畑を借りて少しばかり野菜づくりをしています。それでもうちだけでは食べ切れず人にあげるほどとれます。土をいじると心が癒され、物をつくり育てることで学ぶことが多々あります。何よりも自分でつくったものは無農薬で安心して食べられます。旬を味わい、とても幸せな気持ちになります。農地のない人はぜひグループをつくって荒廃農地を耕し、安心・安全な野菜づくりに楽しく取り組んでほしいと思います。

国では食料自給率を45%に引き上げると言いながら新たにオーストラリアやアメリカなどで自由貿易協定を結ぼうとしています。日本の農産物の関税引き上げがもり込まれ、今でも40%しかない自給率が12%まで下がるという試算もあります。穀物自給率が10分の1に、国内耕作農地の6割にあたる272万haの農地がなくなり、米の生産が90%減ると予想され、国内農業生産額も3兆6千億円減少し、約375万人が失業するというすさまじい結果が試算されています。せっかく全国各地で荒廃農地解消に取り組んでいるのに、政府が自由貿易協定を結ばずば水疱になり、安全な食料は日本の大地からを合い言葉に農産物の関税引き下げに反対し、日本の農業を守り、再生させるために力を合わせましょう。

2. 公園管理について

イ. 遊具の安全点検は

国でも遊具の老朽化による事故が増加傾向にあり、昨年、都市公園における遊具の安全確保に関する指針が改定され、老朽化対策の強化と安全点検体制強化が図られました。9月議会でも取り上げましたが、野外遊具はどうしても劣化が激しくなりがちで事故が起きないためにも日常点検に加え、専門家の定期点検が必要です。町はびんぐし公園や和平キャンプ場など公園管理を振興公社に委託しています。委託料は21年度予算額で1,079万8千円になっています。また施設保持点検委託料85万2千円も計上されています。

先日びんぐし公園の大きな滑り台のアスレチックの綱が切れているので直してほしいという連絡があり、見に行きました。上る右側の綱が切れていて、とても危険な状況でした。建設課長に伝えたら、すぐ直してくれ、その機敏さに、さすがすぐやる課だなと感服しました。

しかし、大きな滑り台からおりてきた通路の板が浮いていたり、隙間が広がっているというので確認し、連絡したのですが、そちらはまだ直っていませんでした。板の隙間も大きいところで2.5cmほどあり、幼児の足が挟まる恐れがあります。

板が浮いたり割れ目が入っているところもあり、事故が起きないように日常点検が大事だということを痛感しました。町振興公社が管理委託しているのに、なぜ気づかなかったのか、遊具の点検はどのように行われているのか、点検マニュアルはあるのか、安全点検や修繕履歴、維持管理記録があるのか、振興公社の社長である町長に答弁を求めます。

建設課長（村田君） 私から公園管理について遊具の安全点検はについてご答弁させていただきます。

ご案内のとおり、びんぐし公園の管理につきましては、平成18年4月1日から指定管理者制度に基づくところにより、株式会社坂城町振興公社にその管理を委託しております。業務委託に対しましては、3年間の基本協定となる公園施設の管理に関する協定書を締結し、業務を実施しているところでございます。公園施設の管理業務の内容につきましては、びんぐしの里公園及び和平公園の施設設備及び備品の維持管理、小規模修繕及び保守点検業務、有料公園施設の貸し出し、園内巡視等でございます。

現在びんぐしの里公園内の遊具につきましては、ちびっこ広場に全長100メートルのローラー滑り台を初め、縄くぐりやトランポリンが一体になったドッキング遊具、動物遊具などがありまして、またアスレチック広場には木とロープでつくられたさまざまなアスレチックやジャンボ滑り台等がございます。

ご質問いただきました遊具の安全点検等につきましては、管理に関する協定書に基づき、株式会社坂城町振興公社社員による日常的目視による保守点検及び小規模な修繕を実施しているものと、さらには年1回専門業者に委託をして総合点検を行っているものがございます。

町といたしましては、株式会社坂城町振興公社が実施する日常保守点検の中で発見した小規模破損等については敏速な対応を行うとともに、危険度の大小を検討し、予算の範囲内で安全性を保持すべく修理を行っております。

ご質問のありました網の破損でございますが、これにつきましては、ローラー滑り台に上るアスレチック遊具でありまして、子供たちに大変人気があり、利用頻度も多く、磨耗していた状況と推察しておりますが、直ちに先ほどもお話がありましたとおり、振興公社にて修繕をいたしたものでございます。小規模な修繕はその場で極力対応いたしておりますが、大規模修繕を必要とするものにつきましては、安全性重視の観点から使用を一時制限させていただくため、利用の皆様にご不便をおか

けする場合もございますが、ご理解をお願いしたいと存じます。公園施設の中で遊具につきましては子供たちの利用が主になりますので、安全を第一にこれからもご指摘の点を踏まえ、保守点検、修理に心がけてまいりたいと存じます。

それから安全点検の内容でございますが、ご質問のとおり、国の安全基準に基づきまして公園施設業協会の認定を受けた技師が定期点検という形の中で安全点検を実施しております。点検終了後、遊具ごとに安全領域、構造部材、その他について危険度、磨耗、劣化、塗装などを点検して、総合判定をした結果が報告書として担当課の方に来るということでございます。

いずれにいたしましても、設置されてから年数が大分たっている状況から修繕では済まず、新しい遊具に取り替える必要がある場合が出てくる場合がございますが、財源的制約もございます。予算の範囲内で優先順位を決めて、都度修繕を行っておりますが、利用者の安全を第一に財源確保を精一杯図り、修繕に努力してまいりたいと存じます。以上でございます。

6番（入日さん） 先ほどの答弁で目視による点検はしていると。そして年1回専門家による定期点検もしているということでしたが、目視による点検を毎日あるいは2日に一遍でもしていれば綱の切れたことなんかすぐわかったはずなのに、それがどうしてわからなかったのかということが非常に疑問なんです。それから点検をしているけれども、点検マニュアルや点検チェックシートがあるのか、そして、そういう管理はどうなっているのか、そのことについて再度お伺いします。

建設課長（村田君） ご答弁申し上げます。

びんぐしの里公園の施設整備、保守点検でございますが、これにつきましては先ほどもご答弁申し上げたとおり、日常的に目視による保守点検というふうにご答弁申し上げました。管理委託については、びんぐし公園、ほかに和平公園ということの中で非常に日々範囲が広く、毎日すべての遊具について細部にわたっての点検は無理な状況でございます。

今後そのようなことのないように精一杯頑張っておりますが、専門業者に委託をしております点検につきましては、その業者が持っているマニュアルがございまして、その報告の中には先ほど議員さんの質問にございましたが、そんなような内容の中、ほかには床板のビスの緩みですとか、手すりのすき間が広いとか、あるいはローラー滑り台のローラーの回転が悪いとか等々報告を受けてございます。順次優先順位を決めて精査する中で修繕について努力をしていきたいということござ

います。以上でございます。

6番（入日さん） 財源が非常に厳しいので優先順位をつけて順次ということでしたが、今回改定された一番の理由は、経年劣化に対する発見の遅れなどで重傷事故や死亡事故が起きている、それが増えたということで改定されているんですよね。その改定の中では消耗部材については交換しなさい、そういう耐用年数を見極めて交換しなさいということとか、それから小規模な市町村ほど管理している遊具の老朽化が激しいと、そういうことについて、もうちょっと厳しく見ていきなさいよと。それから設置期間が長い、短いにもかかわらず同じ基準で管理していると、その辺がやはり事故を引き起こすものになるということで、設置期間が長くなったらそれなりの管理体制に入りなさいということがあります。それから安全点検や修繕履歴など維持管理記録が十分になされていないので、それをきちんとしなさいということが強化されたわけです。そういう意味で、財源のこともありますが、事故が起ってからでは本当に莫大な費用がかかってしまうわけですから、ぜひそういうことも管理者である町長、肝に銘じてやっていただきたいと思います。

びんぐし公園は非常にきれいだということで、遠くは長野市の保育園や幼稚園から大型バスで遠足に来ます。千曲市や上田市の幼稚園もしょっちゅう利用しています。季節には本当にあの公園が子供たちでいっぱいになって、とてもにぎやかになります。そういうふうに大勢の人に気に入られて利用されていることはとてもすばらしいと思います。それだけに噴水広場の床が汚い、底がいつも汚れているというお母さんたちの声を聞いたときはショックでした。せめて夏の間だけでもきれいに掃除して遊べるようにしてほしいと思います。振興公社への管理をしっかりとさせてほしいと思います。そして町内外にびんぐし公園のすばらしさをアピールして子供の遊び場だけでなく、ウォーキングステーションとしてももっと多くの人が愛されるような公園になってほしいということを願っています。

時間がないので次に入ります。

3. 新給食センターについて

イ. 運営と今後の方針は

新給食センターが来年度から稼働します。業務委託するという案もあるのですが、町として今後、学校給食をどのように考えて取り組むのか、栄養士さんや今働いている調理員さんの雇用は守られるのか、答弁を求めます。

また町長はエコ学習の場にすると招集あいさつで言われましたが、エコ教育の具

体的取り組みについて答弁を求めます。

町長（中沢君） 学校給食センターといますか、食育・学校給食センターについてお答え申し上げます。

センターは来年2月26日の竣工予定でございます。来年4月には食育・学校給食センターとして町の管理のもとに位置づけられるわけでございます。食育・学校給食センターは児童生徒の食の大切さを伝える場、子育て世代には幼児期における食への理解を広げる場、さらに町民全体には食に関する興味と関心を導き、情報発信の場とともに、何といたっても健康づくりにつながる役割を果たしてまいりたいと思うところでございます。

食育・学校給食センターは稼働後の食育推進の取り組みについては以前からいろいろ論議されておるところでもございますが、健康面については保健センターを中核といたしまして、坂城町の食育推進検討会を開催し、いろいろ検討しております、今後とも保健センターに食育推進本部を設けまして、そこを中心に食育関連部署の皆さん、食育・学校給食センターあるいは保育園、学校、産業振興課などが一体になりまして、それぞれ役割を分担し、健康保持、増進、地産地消を図ってまいりたいと、こんなふうに思うところでもございます。食育・学校給食センターは健全な子供たちの安心・安全で栄養のとれた学校給食を提供するということはもとよりですが、保育者や町民全体の食育健康を図る場ということも掲げてまいりたいと、こんなふうに思っております。

給食センターの調理員ですけれども、正規職員の定年等によりまして、現在全員が臨時職員という状況でございます。調理員は本当に食を担っている大事な方々でございますので、臨時職員という身分を何とか解消していきたいと考えているところでもございます。食育・学校給食センターのいろいろな課題の検討会を設置しながら、いろいろなこれからの対応を進めていくところでもございます。

そういう中で町にかかわる第三セクター、坂城振興公社に業務を委託するということで、これは振興公社がというのではなくて、町としてそういう仕組みをぜひお願いしたいと振興公社へお願いしているところでございます。臨時職員につきましては午前中あるいは午後いろいろな業務が重なりますけれども、特に調理の業務とか食器の洗浄等については振興公社へ、そしてまた、全体の指導につきましては食育・学校給食センターの職員が担うという方法をとっていきたいと思います。調理職員の雇用という面については、現在考えられる精一杯の対応ということで、そん

な面での身分の幾らかでも安定をと、こんなふうを考えております。所長、栄養士、そしてまた振興公社から派遣される職員が一体となって、より効果を上げるということをご心から期待しております。

6番（入日さん） ただいまの答弁では、全体の業務は給食センターの職員があたる。だから全体的な体制は変わりませんよと。調理、洗浄業務に対しては振興公社が請け負うということで、調理員さんの雇用は守れて、今までのような短期雇用がなくなるという答弁と理解してよろしいのでしょうか。

教育次長（塚田君） 今、議員さんの言われたとおりでありまして、調理業務、それから洗浄業務だけを委託するというので、調理員さんの身分については今後保障されていく方向で対応しているということでございます。以上です。

6番（入日さん） 時間がオーバーしてしまいますので、ぜひとも地産地消の取り組みの拡大をして雇用の今までの臨時職員の雇用を守るような体制にさせていただきたいと思っております。以上で終わります。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時14分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、1番 田中邦義君の質問を許します。

1番（田中君） 今年の流行語大賞に「政権交代」が選ばれました。選挙で野党が過半数を超え、第一党になったことは戦後初めての画期的なことであり、それなりの意義を感じます。変革こそが成長への糧であるとの道を国民の皆さんは選んだ結果と言えます。

それにしても今日の景気の低迷は、さらに深刻さを増しており、効果的な対策により少なくとも景気回復への雰囲気、ムードづくり、景気づくりへの舵取りを強く切望するところであります。

こうした中で町は突如、家庭ごみの有料化へ向けた条例改正案を本定例議会に上程しました。住民の負担増となる条例案としては熟度が十分ではないのではと感じ、第1番目の質問、家庭ごみの有料化について3つの項目に絞り、質問を行います。

イ. 有料化の必要性は

今、なぜ有料化なのかであります。

町の説明によると、有料化は家庭から出されるごみについて、出す量に応じて、ごみ処理費用の一部を負担してもらうことで、ごみの発生と排出を抑え、資源物の

分別の徹底、リサイクルの促進、結果として減量化を一層進めるということであります。

しかし、平成20年度の実績報告書など、これによると、ごみ処理に要する費用は、また指定袋に関する数値は有料化を必要とするほど増加は見られず、むしろ減少、減額の方向にさえあります。

塵芥費などの19年度と20年度の実績を私、表にしてきました。ちょっと小さくていけないんですけども、塵芥処理費も昨年19年度より20年度は1.3%減り、指定袋の町が購入した、業者へ発注した量は、何と24%も減っているわけです。さらに一番今回のごみの大袋、これなどは36.2%減っているんですね。従って、住民の皆さんに買ってもらう売払金額も6.7%減っているんです。こういう黒い三角が続いている中で、なぜ値上げしなければならないかというのが、ひとつそもそもの疑問であります。

これらの数値が示すように、ごみの量というのは確実に減少傾向にあるわけです。このことは昨今の景気もそうですし、世帯当たりの家族数が減って高齢者だけの家族や、あるいは高齢者の方などの一人暮らし世帯が増えている状況から容易に推察できるものであります。

加えて昨年来の世界的な不況で雇用情勢、環境は悪化のまま工業の町坂城は惨憺たるものでございます。従って、結果として給与所得が減って必然的に消費が低迷する、これらの状況を総合的に考えると、どうしても有料化の必要性というものが見当たらないように感じます。

わけても給料が減ることによってデフレが懸念されております。住民が自由に消費などに使える可処分所得、いわゆる消費などに自由に使える、税金を取られた残りの金額、そういうものを減らすということは、今とるべき政策ではないんですよ。可処分所得をいかに増やすかというのが今の課題であるわけです。そういうことを考えると、この可処分所得の足を引っ張るような有料化というものはいかなものかと疑問を感じるわけでございます。この必要性なりについて町長の説明を求めます。

ロ．減量化対策の徹底を優先すべきでは

私は、もう10年以上も前から毎週ごみの収集日にごみ袋を収集場所へ持っていておりましたが、年々ごみの量の袋の数は減っております。最近この1年間は多いところの3分の1ぐらいに減っております。しかし、家庭のごみの排出量、これは重

さ、重量で計量されますので、重さをいかに減らすということが減量化の本質であります。重さの主な最大の要因である生ごみの減量化、これが最も効果的な対策であるわけです。堆肥化や水切りなど、いかに住民の皆さんに徹底してもらえるか、生ごみを減らし、水切りをよく行って軽くする、こういう根本的な処理対応、対策をまず徹底し、町内でみんなに広く実施される取り組みをまず行うべきではないかと考えます。生ごみ処理機の購入費助成で1年間に20台前後の普及を図ることも効果がありますが、簡便で安価で、しかも段ボールの生ごみの処理方法なども町内で一部行われております。上田市では簡便な「パッケン」という堆肥化のセットを1セット400円に対して半額の200円を市で補助して循環型社会を推進しております。こうした安価な処理方法などの普及について取り組むことが先ではないかと考えるものであります。こういう日常生活をすることによって税金を使わない地域づくり、まちづくりにつながることを住民の皆さんと協働・協調し、取り組むこと、これをまずやるべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

また有料化に伴い、不法投棄や、あるいは野焼きなどが増えることが懸念されますが、どう対処・対応するのか、費用対効果も考えた説明を求めます。

さらに有料化でお金を払えば幾らでもごみを出してもかまわないという減量化の目的に、あるいは有料化の目的に逆行するのではないかと懸念すらあります。これらについても、どのように考えておられるのか、あわせて説明を求めます。

ハ．住民への説明が先では

私は、こういう住民の負担を伴うことについては最も疑問を感じる点であります。条例改正案では可燃ごみの大袋1枚20円にプラス手数料が20円上乗せされ、改正後は1袋40円の倍にもなります。住民にこのような負担を強いるにもかかわらず、来年4月1日から施行とのことですが、住民に対して有料化の必要性や目的、方法、上がった手数料をどう使うかなど、構想の段階で説明会なり住民の皆さんに納得をしていただく、そういう理解を得る取り組みがまず行われるべきではないかと思えます。条例化した後で既成事実として住民に義務を押しつけるやり方は今日の行政のあり方ではなく、納得し難いものがあります。

ちなみに今年有料化を実施した長野市や9月議会で決定した千曲市、これは18年度から構想を住民に示し、住民の皆さんの意見を求めるパブリックコメントやアンケート調査など意向を踏まえて、さらに説明会を重ねて2年以上も時間をかけて実施化しているわけでございます。なぜ今まで説明会などをしてこないで突然こう

いう値上げをするのか、町長の説明を求めて私の第1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 田中議員のご質問にお答えしてまいります。

最初に、家庭ごみ有料化の必要性等についてでございます。

町のごみ減量化対策につきましては、各区の役員さん、地域の皆さんのご協力をいただきながら、プラスチック製の容器包装を初め資源物の分別収集など取り組みまして一定の成果を上げているということで感謝するところでもございます。

町のごみ排出量は、平成17年をピークにいたしまして年々減少いたしております。長野広域連合のごみ処理基本計画に基づく平成22年度までの市町村目標とする10%の減量には至っていないというのが現状でもあります。坂城町における平成20年度の家庭系の可燃ごみの排出量は3,283tでありまして、基準となる平成25年度の排出量に対して8%の削減ということで、これからより努力が必要でございます。家庭から排出されるごみの中で、まだまだ多くの資源物が含まれております。生ごみなどが約24%を占めています。この生ごみの処理と堆肥化の推進あるいは分別の徹底により、さらなる減量が可能であると考えております。住民意識の高揚を高め、広報紙等でいろいろお願いもしているところでもございます。

こうした状況を踏まえまして、ごみ減量化の一層の推進、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保、ごみ処理経費に係る財政負担の軽減、財源確保の観点から、ごみ処理手数料の有料化を新年度から導入いたしたいということでございます。ごみは広域で処理されておりますので、長野市、千曲市等々との連携ということも必要になってくるわけでございます。

国が進めている循環型社会の構築、世界にも関心が高まっております地球温暖化の防止策の一環としても、さらなるごみの減量化に取り組む必要があるわけでございます。長野広域連合が平成26年度の稼働を今目指しております新ごみ処理施設の負担金は、その算定において、ごみ処理の排出実績に基づく負担割合が90%ということでございまして、ごみの処理量によっては他の町村の部にまで負担を担うという結果にもなるわけでございます。ごみの排出量に応じた費用を負担することにより、リサイクルの推進と、さらなる分別の徹底により10%の減量がこれによって期待されるわけでございます。また分ける人、分けない人の公平性を確保するとともに、将来に対し、ごみ処理経費の財政的負担をみんなで担っていくと、これまた必要なことでございます。

手数料の設定にあたりましては、町全体のごみ処理経費から見た場合、その負担

割合として妥当であること、一方、家庭から見た場合、その負担感が大き過ぎず、そしてまた分別の努力によっていろいろと効果が結びついてくること、また近隣市町村の均衡等を考慮いたしまして、指定袋1枚当たり20円の手数料の上乗せをお願いするものでございます。近隣市町村がやるからではなく、やらなければならない課題に町自身として取り組むところでもございます。

手数料収入の使途でございますが、現行の生ごみ処理機等の購入補助金の拡充、関係団体との連携による生ごみ堆肥化への取り組みの強化、とりわけ段ボールコンポストの堆肥化の推進、またさらにいろいろな各区の収納庫、そしてごみ処理そのものの施設の充実等いろいろな面に有効に活用していきたいと、こんなふうに思うところでもございます。

いろいろ施策を展開する場合にでございますが、議員さん十分ご承知でございますが、各議員さんが地域において、あるいはいろいろな場において、そのニーズを充分的確に把握する、そしてまた、町としてもいろいろな面からの住民のニーズを把握する、その両者が議会においていろいろと論議して決定していくということが地方自治の原点であるわけでございます。上げることをどうでしょう、こうでしょうということは町を担う者として責任において対応してまいりたいと、こんなふうに思うし、その役割を果たしてまいりたいとも思うところでございます。

例えば保育園の値上げ、あるいはそういったものも審議会等の意向を踏まえながら上げていると、これまた事実でございます。

現在までの経過でございますが、ごみの減量化に対する懇話会を10月16日、まず食品の企業の皆さんと議会の議長さん、委員長さん、あるいは区長会の皆さんにおいて、ごみ処理減量化に対する懇話会を開催させていただきました。また11月16日には、ごみ減量化推進懇談会ということで、各区の環境衛生委員の皆さん、議会の皆さん、商工会、区長会、女性団体の皆さん等々にお集まりいただきまして懇談会を開き、そこで減量化と有料化についてのお願いをしたところでもございます。さらには11月27日、各区の区長さん等々にもお願いし、そしてまた、その了解を得る中で議員の全協にもご説明したところでもございます。諸々の手立てをしながら、まず上げることの厳しさということを住民のサイドにも立ち、それとまた、まちづくり、行政を的確に将来に向けて進めていくという観点に立って手立てを講じているところでございます。以上でございます。

住民環境課長（塩澤君） 私からは、ロの減量化対策の徹底を優先すべきではのご質

問にお答えをいたします。

当町では現在、町民の皆様のご理解とご協力によりまして可燃ごみ、不燃ごみ、資源物など18区分による分別収集を行い、ごみの減量化に努めているところでございます。家庭から排出されるごみについて、排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担していただくことによりまして、ごみの発生抑制、排出の抑制、資源物の分別の徹底、リサイクルの促進など一層の減量化を推進してまいりたいと考えております。

先ほど町長からも申し上げましたが、長野広域連合の新しいごみ処理施設の負担金については、人口割が10%、ごみの実績割が90%となっておりますことから、今後の削減量が大きく負担金に反映をされてきます。ごみの減量化は町の重要課題でもあり、また町民一人一人の課題とも考えるところでございます。

平成20年度の可燃ごみの町民1人当たりの年間排出量を見ますと、当町では約200kgでございました。葛尾組合の構成市町であります一方の千曲市でございますが、約145kgということで、比較しますと当町の方が55kgほど多い状況でございます。また葛尾組合に搬入をされました可燃ごみの組成分析を見ますと、紙・布類が約52%、生ごみ等の厨芥類が約24%、ビニール・プラスチック類が約21%というふうになっておりまして、この中には資源となるものがまだまだ多く含まれておる状況でございます。

このようなことから町では広報紙等により、ごみの減量化、再利用、分別方法など、よりわかりやすく表現したものを掲載をし、また毎年11月に文化祭等であわせて開催をしております消費生活展などでも生ごみ処理機の展示等を行い、ごみの減量化の啓発を図っておるところでもございます。特に生ごみの堆肥化、リサイクルにつきましては町の課題でもございますので、生ごみ処理機等の普及と生ごみの水切りの徹底、関係団体との連携により段ボールコンポストを利用しました堆肥化の推進、これらを有料化の導入とあわせて行い、一層の減量化を図ってまいりたいというふうに考えております。

また有料化に伴う不法投棄が懸念されるということでございますけれども、既に有料化を実施いたしております他市町村では、有料化の際に大きな増大はなかったというふうに聞いております。町としましては、現在実施しております不法投棄防止パトロールの回数の増加あるいは監視体制の強化などを図りまして不法投棄をさせない環境、できない環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから住民への説明が先ではということで、これは町長の方から、これまでのごみの減量化対策と手数料の有料化ということで懇談会等の開催状況等を町長の方からも申しあげましたけれども、地元説明会につきましては、来年1月から2月にかけて行っていきたいというふうに考えております。また広報「さかき」によるお知らせ、あるいはチラシの全戸配布等によりまして町民の皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

1番（田中君） ただいま町長と環境課長から説明をいただきましたけれども、改めて、これはやはりまだ時期尚早だという思いを強くいたしました次第でございます。

まずひとつ町長の答弁の中に、今まで消費者の会の皆さんとかいろいろ各地区の役員の皆さん方の協力をいただいて減らしてきたと。減らしてきたということは一応それなりのお役に対しての成果効果を認めているわけでございまして、あと残りは、いわゆる広域の目標である10%に、あと2%足りない。それはお金をあげれば達成するということは、今までの取り組みとは何だったのかという大変住民の皆さんを、せつかく協力して分別しようとして減量化に努めてきた皆さんの行為というか、そういう取り組みを何かないがしろにするのではないかという、そういう思いを改めて強く感じました。これはやはりそういう皆さんが、さらにもうちょっと頑張ろうよと。そうすることによって、よそは上げても、うちは上げなくてもちゃんと減らしたじゃないかという、そういうまちづくり、地域づくり、生活、そういうものを目指すのが行政であります。しかも有り余るお金を使う、あるいは負担をしていただくのならともかく、わけても今、不景気で、何しろ所得や収入、雇用が非常に厳しい状況にある。先日、政府が発表した10月の家計調査も家計収入が5カ月連続で減少して、先月は4.6%減っているという、これは当然のことですよ。今、企業活動がこういう状況にあれば。そういう中で、なぜ突然半年後に、3カ月後に値上げするようなことを出すかという、そういう姿勢が私は納得できないわけでございます。

もうひとつ町長は、いろいろまず懇話会を開いたと。初めに食品業界をやったと。家庭用ごみの値上げをしようとするのに、なぜ食品業界の皆さんをまずやるんですか。それから環境委員や区長と懇談したと。そういうことであれば、こういう負担をすることは構わないのかどうかということなんですね。そうじゃないんですよ。一般家庭に負担をしていただくんですから、一般家庭や、そういう人たちにまず、こういう状況にある、こういう課題があるから、ひとつ負担していただいて、もう

少し費用を軽減してもらえないかと、そういう持っていき方が常識、当然だと思うんですね。

そういう中で課長も、この条例化が通ったとき、1月、2月に住民懇談会で説明すると。1月、2月なんて1カ月後から取るということ、こんなことを考えること自身が私はナンセンスだなど、不可解だなどと思います。もっと半年や1年ぐらいは、長野市や千曲市は大きいから2年かけたかもしれませんけれども、この町はこじんまりとまとまっているから、じゃあ、半年だけ住民の皆さんに本当に本質的に考えてもらいましょうと。ねらいは値上げじゃないんですよ。減量化ですよ。お話を聞いていますと、生ごみは24%だというけれども、重さでいったら8割以上はいっていると思うんですよ。これをいかに減らすかということをもっと地道に取り組むということが先じゃないかと思うんですけども、もう1度その辺の考えをお答えいただきたいなと思います。今と同じ答えであるということは値上げの必要性が私は希薄ではないかなと、そういう思いがしますので、もう1度そういう、住民の皆さんに負担していただくのに住民の皆さんをないがしろにしているような値上げはあり得ないということを私は思いますので、ぜひその辺を明確にお考えを回答いただきたいと思います。

町長（中沢君） ごみ処理というもの、これは生活の上に出るごみでございます。それぞれの皆さんが減量化に頑張ってください、そしてまた、負担していただいて進めるということが原点だなど。

たまたま今、長野広域で、ごみ施設の対応を急いでおります。26年に向けて長野市が、まず400tのごみ処理施設をつくると。千曲市が100tのごみ処理施設をつくると。その上に立って須坂市が今度は最終処分場をつくると。そういうことに要する経費が300億円を超えるという実態があるわけでございます。

先ほど課長が申し上げましたが、その負担金は人口が10%、ごみ処理の量によって90%ということで、そのうち、その基礎となるものは22年、23年、24年という、その3年間を基礎としながら負担金を決めてくると、こういうことでございます。これは広域全体が常に急いでいるお話でもあるわけでございます。

そういう観点に立って、ここでともにごみ処理をしていかないと大変だということと、千曲市、長野市の関係は処理施設をつくるということの中で3年あるいは4年前からいろいろ対策がなされ、その一環でも進められているということ、この事実でございます。坂城町は幸いにして今度は葛尾組合のごみ処理施設をなくすとい

うひとつの課題を背負いながら、これが実行に移されるなどということでもございます。

何はさておき、みんなで減量化に努力する、これは広域的視点で物を考えるということがなければならぬと思っております。先ほども申し上げましたけれども、ごみ処理に対する値上げをするということは、行政としての役割を果たすには大変なことではございますが、まずそれを議会の皆さんと私ども町政の皆さんが責任を負って決めて、そして、その具体的な取り組みについては広くいろいろと町民の皆さんに説明し、協力を得ていくと、これがごみ処理に対する共有の理念を持つことだなど、こんなふうにも思う次第でございます。

食品業界ということは、議員さん、勘違いがあるかどうか、ちょっとわかりませんが、食品業界や企業の中でも一般ごみについては葛尾組合なり、これから長野あるいは千曲市に設立されるごみ処理場で処理されるわけで、そのもの自身がまた町の出した搬出量に計算されてくるということでございます。なおかつ、生ごみという中では、食品の皆さん、そして企業の皆さんのいろいろな実情を把握するということは当然なことと理解しております。以上でございます。

住民環境課長（塩澤君） 私からは生ごみの減量化への取り組み、これにつきまして答弁を申し上げます。

ごみの中で生ごみが約24%を占めておるということで、これは議員さんの質問にもありますように重量的にも大変大きなウエイトを占めておるということで、これをいかに減らしていくかということが減量化に即つながるということでございます。

そういった中で生ごみの関係については現在、男女共同みんなの会の皆さんが段ボールコンポストの普及等を行っております。それから消費者の会の皆さんについても、ごみの減量化ということでいろいろな取り組みをしていただいております。こういった団体あるいは女性団体連絡会の中にも農業関係の団体もございますので、堆肥化をしたものについての処理の持って行き先といいますか、そういったことも、そういった団体の皆さんとお話をする中で考えていきたいということでございます。

いずれにいたしましても、関係団体の皆さんとこれから連携を図る中で生ごみの堆肥化の問題につきましては、より減量に結びつくように町としましても連携を強めて、これに対応していきたいというふうに考えております。

1番（田中君） 時間もございますので、ちょっとここで整理しておきますけれども、

ただいまの2回目の町長の答弁の中に、負担金、新しい広域でつくるごみ処理施設の負担金に充てるというのなら、今から積み上げていくというのなら、まだわかるんです、ひとつ。

それから2つ目。22年、23年、24年度3年間のごみ量をベースに負担金の割合を、90%のベースを考えると、そういうことすら住民の皆さんは知っているかどうかということです。22年、23年、24年までに今よりも15%でも20%でも下げようよという、そういうことを住民の皆さんに要請・要望、お願いをすることがまず先だと思うんですね。

3つ目、広域的に考えるというんですけれども、広域が上げるのなら何も広域が直営していればいいわけであって、これは町のことなんですから、よそは上げても県下に80市町村があるんだったら、うちは80番目でもいいじゃないかと。そのぐらいの取り組みを期待しております。

それからさらに懇談会は食品工業の皆さん、これは当然、事業系からの持ち込みなりがあるわけです。それを料金をかけるわけじゃなくて家庭に対してかけるわけですから、まず住民の皆さん、家庭のごみを出す人に説明をするなり、考えを聞くという、それが当然のことであると思いますので、その辺を指摘しておきます。

いずれにしても時間がございませんので、家庭ごみの有料化については、これだけ今、経済が落ちて給与所得や雇用が減っているというときに、もう少し明るくなるまで待とうじゃないかとか、あるいは住民への説明をまず、こういうことでどうですかということで一巡して、住民の皆さんが納得されたら、その段階で条例を考えるという、そのぐらいのことを期待をして、当然やってくれるんじゃないかという思いを込めて1番目の質問は終わります。

2つ目の質問でございます。

2. 22年度予算編成について

百年に1度の大変な不況で、来年度の法人住民税など町税は大幅な減額が予想されます。この税収減が予想される中での来年度予算編成、わけても政権交代で、まだ来年度の予算がかたまらないという、そういう中でありますけれども、来年度予算編成への考え方、2つの点について質問を行います。

イ. 税収の大幅減による財源対策と事業の優先順位づけは

まず税収減で予算編成の方針を伺うものでありますが、町の景気対策を考慮して長期借入金である町債、これは税収減などに伴って国が手当してくれる減収補てん

債や臨時財政対策債にあたるかと思えますけれども、こういう町の借入金、町債を増額してでも、増額は避けられないんですけれども、それを必要以上に上げてでも事業を今までどおり、景気対策の含みも得て継続し、あるいは積極的に拡大していくのか、あるいはまた健全財政を目指して歳入と歳出の均衡、バランスを優先し、財政規律を考えて長期債務を必要最小限に抑える慎重型の予算にするかであります。基本として町長はどう考えているかを伺うものであります。

なぜこういう質問をするかと申しますと、20年度末の町の町債の残高は128億円であります。去年、おとしあたりの税収が好調のときの30億円を仮定すると、4.2年分を超えているわけでございます。21年度、今年度は水道事業の拡大や、その他食育・学校給食センターなど、そういうものがありますので、もう少し増えるのではないかと思いますけれども、こういう大きな町債をかかえる中で税収減でさらに町債を増やすのか、あるいは抑える予算にするかということで、町民の皆さんへの負担が大分異なるからであります。

税収減に対する町債として減収補てん債や臨時財政対策債は、いずれも償還時に地方交付税の措置がありまして、国がかなりの部分を手当してくれますけれども、町にとって長期債務には変わりはないわけございまして、わけても地方交付税で手当されるとしても、地方交付税そのものが今増えていかない限りは一般交付税の先食いになりまして、将来の自主財源である一般交付税を総体的に減少させることになるからであります。

そこで新年度予算編成においては、私は当然、住民のわかりやすい事業の優先順位をつけることを望むものであります。先送りできるものは先送りをすると、住民との連携と協調を深めて予算の節減に生かすという、そういうまちづくりや行政のあり方を要望するものであります。できる限り住民の皆さんの後年度負担を抑えるという、そういう意味で町債を抑える。しかし、そうはいつでも、こういう時期でございますので、できるだけ景気対策も含めて住民の皆さんが利便性なり生活のしやすさ、暮らしやすさ、そういうものへ効率的・効果的な事業として絞り込むという、そういうことが必要でないかと思います、町長の所見を伺います。

ロ．地域主権へ町単事業の増額を

財源の制約で財政の厳しさ、それはもういまさらのことではございませんけれども、厳しい財政の中で景気対策として町内企業の受注に結びつく投資的事業の取り組みを要望するものでありますけれども、町が行っている投資的事業として、下水

道工事や、あるいはA01号線や、あるいは給食センターなど大規模なものは町外企業へ発注が多くなっております。

一方で、住宅地域や、あるいは生活環境の周辺の改善とか改良とか修繕とか、そういう比較的小規模な事業は町単工事や町単補助事業で行っているわけですが、そういうものの予算は、ここ数年、低額に抑えられて据え置かれております。町単補助事業では20年度実績によると、申請127件に対し、実施したのは、わずか41件の32%であります。たった3分の1であります。こういう不景気の際だから地元の事業者が仕事ができる、そういうものに集中して事業をやって、住みよい、暮らしやすい、便利な利便性のある地域づくりを推進すべきではないかと思うからであります。

わけても今、自分たちの地域は自分たちがつくるんだという自己決定・自己責任、地方分権、さらにそれを主体的に進める地域主権が求められております。財政の制約と、一方で地方分権、地方主権、こういうものをうまく連携・連動して限られた貴重な財源を、より住民が満足する地域周辺へ増加する、集中的に絞り込む、そういう予算の編成をいかなものかと提案するわけでございます。

そういう中で、景気対策として町内企業が受注しやすい、小規模の改良とか改善とか修理のこういう事業、今現在1,400万円でございますけれども、これを昨年の実績でいくと件数で3分の1しかできていないんだから3倍ぐらいの4千万円ぐらいに増やして、そして身近なものへ地域の事業者が取り組めるような、そういう活力のもとになるような役に立つ財政運営を願うわけです。幸いなことに、まだ決まっていませんけれども、国の第2次緊急経済対策では、小さな公共事業という地方にウエイトを置いた事業が今打ち出されようとしております。財政面でも期待されますけれども、こういう国の義務づけのない、自由な町単工事へより一層、こういう不景気でございますので、町内の中にお金が回る、そういう予算の事業の取り組みを切望しまして1回目の質問といたします。

総務課長（宮下君） 22年度の予算編成につきましてお答えをいたします。

ご質問の中にもございましたが、昨年秋以降の世界的な景気の後退の長期化、町内企業への深刻な影響を及ぼすとともに、工業が産業基盤を担っています当町の財政状況にも大きな影を落としております。

22年度の税収の見込みでございますが、依然として設備投資の大幅な減少や住宅投資への減少、個人消費の回復の弱さ、昨今の急激な円高等によりまして二番底

を打つのではないかとの危惧もされているところであり、個人、法人とも住民税は今年度をかなり下回るものと予想をしております。

また、もう一方の大きなウェイトを占めます固定資産税につきましても、新築住宅等の件数は今年度と同程度を見込んでおりますが、景気の影響を受けます償却資産は落ち込むものと予想がされます。固定資産税全体では本年度と比較して減を見込まざるを得ない状況にあると考えます。町税全体では、この厳しい経済状況では今年度より減少するという予想であります。予算編成に向けましては、統計情報等参考に、よりの確な見積をしてみたいと考えております。

次に、町債でございます。国債が国の経費調達のために発行する債権であるのに対しまして、町債は町の借入れである地方債を示します。地方債は、お話にもありましたが、地方財政法によります災害復旧の事業費ですとか学校などの文教施設、道路などの土木施設といった公共施設の建設事業費に充てる財源としてなる場合と地方交付税が不足する場合の臨時財政対策債が挙げられます。22年度につきましては、取り組める事業にもよりますが、継続事業であります坂都1号やA01号などの建設事業に係るものと新政権によりまして動向が不透明であります。臨時財政対策債の制度が継続されるところと考えると、合わせて約3億円程度、今年の約4割になるのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、財政規律との整合性ということでお答えいたします。

歳入につきましては、税収が落ち込むとともに地方交付税の動向も不透明で、一般財源の確保は大変厳しい状況であります。まずこの一般財源と特定財源の組み合わせた歳入予算をいかに見込むかということに取り組まなければならないということでございます。その歳入見込額に応じまして取り組むべく事業を取捨選択をして歳出予算を立て、収支の均衡を図ってまいりたいと存じます。また税収が大きく減少する見込みの中での財源確保につきましては、受益者負担の適正化や公平性の観点から、使用料等の見直しなどを行うとともに基金を活用することで財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

また事業の優先順位というお話がございましたが、大変厳しい予算編成が予想される中、重点事業として下水道整備の推進と住民生活を配慮した事業の選択を進めていくことになるというふうに考えております。

次に国の補助金等の見直しによる事業の選択への取り組みはということですが、政府の行政刷新会議の事業仕分けがなされましたが、国の2010年予算編

成は、その流れについて国家戦略室の方針、行政刷新会議の事業仕分けの考え方、政府税調の考え方を踏まえて財務省が個別に査定し、その積み上げが政府予算になるとされており、いまだ当初予算原案がまとまっていない状況でございます。お話のありましたとおり、国の補助金の動向も不透明なことから町における検討も進まない状況であります。

町といたしましては、厳しい動向でございますけれども、見極めながら有利な補助事業については取り入れながら予算編成を進めていかなければならないというふうに考えております。

また町単独事業の増額をということでございます。この事業につきまして、お話がありましたように、地域からの道路や水路などの改良の要望を受けて町の一般財源によりまして対応し、町内事業所に工事を発注しているものでございますが、地域の要望に応えるためにも優先的に増額をというお話がございます。この趣旨はご理解いたしますが、さきに申しましたとおり、22年度は大変厳しい状況でございます。現在すべての事務事業について、必要性や緊急性について見直しを行ってまいります。その状況と今後の歳入の見込みを勘案しながら方針を定めてまいりたいと存じます。

1番（田中君） 本来なら、この大変な状況での予算編成の方針、考え方を町長から答弁をいただきたかったわけでございますけれども、総務課長から逐一具体的に話をいただきました。

私は、いずれにせよ、この財政厳しいけれども、緊縮ということは本来なら財政規律を優先すべきですけれども、こういう際だから町内へ少しでも町の予算が回転するように、景気にプラスになるような、そういう使われ方にめりはりをつけて取り組んでいただきたいなという思いでこの質問を上げました。当然町債が増えるのは歳入がないことを考えれば当然のことかと思えますけれども、そういう中で貴重な財源をやはり住民の皆さんにいかに生かした使い方をしていけるかということだと思えます。通らないような道をつくるよりは、むしろ自分の身の回りの毎日使っている生活の周りの小さな道路や、あるいはそういうところの隅切り、あるいは街灯の問題、消火栓の問題、そういうものをもっとしっかりやって、坂城の町はいろいろあちこち工事をやっているなという、そういうことでそこに雇用も創出するでしょうし、そこでまた資材も調達するでしょうし、そういうことで、もとより町の予算は限られておりまして、そんなに絶対額が大きくない。せめて、しかし長年、

毎年毎年、各区から上がってきている町単補助事業が昨年度も127件ありながら、たった41件じゃなくて、この際だから景気対策も兼ねて、そういうところに絞り込もうよというぐらいのことを願っているわけでございます。できるだけ町がこういうときにやれることをひとつしっかりとやっていただく、そんな予算編成を期待しております。

いずれにせよ、国がああいう形でまだ概算が示されないというか、そういう予算の原案が示されないということでございますので、町もかなり苦慮されているかと思えますけれども、今、住民の皆さんの生活の苦難は非常に日々大変でございまして、さらに年末年始へかけてさらなる落ち込みの二番底さえ懸念されているわけでございます。坂城の町はさすがやったというようなことを期待を申し上げまして、2番目の質問は終わります。

3. 長期総合計画の策定について

イ. 長期総合計画策定へ住民懇談会は

23年度から向こう10年間の町の第5次長期総合計画の策定まで、あと1年3カ月であります。人口や産業など町内の構造が変わっていく中で、一方で厳しい財政の縛りのもと、住民の行政サービスへの要望・要請は高度化・多様化、そして質の充実が問われております。従来のような行政主導だけでなく、自分たちの町や地域は自分たちでつくり合うという、そういう社会が必然となっておりますけれども、それにつけても、これから10年先の中長期のこの町をどうするかとか、どう考えるかということ、そういう新たな計画策定に向けた住民との協働・協調といえますか、そういうことが取り組みが見られておりません。長期総合計画づくりを通して住民・町民の皆さんが自分たちの町への将来や行政とのかかわり、あるいはまちづくりをどう考えるか、こういう絶好の場であるにもかかわらず、いまだアンケートすら行われておらないということは非常に私は残念なことと思っております。幅広く住民の皆さんの声を聞いて、それを計画に反映する、そして、それは皆さんの意見を尊重して取り上げた計画ですよということになれば、より意義のある住民の皆さんにとっても親近感のある期待される総合計画につながると考えますが、どのように考えているか。

さらに昨年6月の定例議会の私の一般質問で、町長は長期総合計画において策定に向けて住民と懇談する旨答弁しております。今のところ、これが実施されておられません。町長は住民懇談会をいつ、どのように開くことを考えておられるのか、明

確な答弁をお願いをいたしまして質問を終わります。

町長（中沢君） 長期構想の策定についてのご質問でございます。

専門家でさえも1年、2年先がわからない、この景気はどうなるかということで、そういった面でのいろいろな対応が強く求められているけれども、答えがなし。まして10年先の計画にあたっては、それぞれの皆さんのアンケートをというよりも、長野大学の諸先生と町の職員が膝を交えて項目ごとにいろいろ組み立てていくと。そして、そういうものの中にさらに審議会がございます。これは26人で、今年は特に町をいろいろと行政を体験した人とか、いろいろな立場の方をお願いしているわけでございます。そういった皆さんに10年を見込んで、おれはこう思うということ、これをまず出していただくこと、これを土台にして築いていきたいなど。そして、その結果こんなビジョンが考えられるよという、より具体的になったところで初めていろいろ住民の皆さんへの説明をしていくということがセオリーだなと、私はそう思っております。そういう手法の中で、より住民のニーズを踏まえた計画策定に向けて頑張ってまいりたいと思います。以上でございます。

1番（田中君） ただいまの町長の答弁でございますけれども、かねがね町長の持論に基づいているんですけれども、大学と職員が膝を交えてやるのは評価だと思うんです。今この10年間やって、これは1、2年先もわからないのに10年先にわかる。これは何もマニフェストのような契約なり約束事じゃないわけで、この町をこういうふうにしようよという、そのベースになるのは、やはり主人公である住民であると思うんです。そういうアンケートを把握した中で、専門家や職員と、こういう問題はどうか、こういう問題はどうかという検討をしていくという、そういう時代ではないかという思いがします。ぜひ住民の皆さんの、特定の人たちだけでなく、住民の皆さんと膝を交えて、この町を皆さん、どうつくりますかとか、この10年間をどういう町にしませんかという、そういう思いを酌み取って、そしてそれを計画へ反映させるような、そういう取り組み、もう時間がありませんけれども、本来なら、もう既にこういうものが行われてなくちゃいけないわけなんですけれども、できません。地方自治の議会の、いわゆる先役である栗山町は、自治法では構想までは議会案件ですけれども、あるいは基本計画、実施計画は議会案件じゃないけれども、基本計画までも議会案件にしたわけです、住民の代表である議会がいろいろ論議しようということ。そういう流れを踏まえていただきたいなという思いでございます。

いつも尻切れになっちゃうんで、私は最後は町長の決意だけを聞いたかったわけ
でございますけれども、そういう中で一応、より住民の皆さんの意見を聴く開かれ
た町政へさらに進めていただきたいなという思いで私の通告いたしました質問は終
わります。

世界同時不況が始まって、もう1年4カ月にさしかかろうとしているわけです。
先進国の日本やアメリカ、ヨーロッパなど依然として景気の低迷に悩んでおります。
しかも我が国はデフレスパイラルという、さらに縮小が懸念されている。こうした
中で、町は家庭ごみの有料化を打ち出したわけでございます。今日の町内の景気や
活力が弱まり、閉塞感が強まる中で、こういう問題が、こういう時期に出ていいの
かなという思いを改めて強く感じたわけでございます。

ごみの有料化の問題を聞いて、私はアフリカのハチドリの話の思い浮かべました。
山火事でほかの動物たちがみんな火元から逃げたときに、あの小さなハチドリは小
さな口に水を含んで盛んに水をかけていたわけです。そうすると、ほかの動物たち
が、そんなことをやっても役に立たないし、無駄だよ、意味がないよと笑ったんで
すけれども、ハチドリは、今私にできることをやっているんだということなんです
ね。

やはりごみの減量化に限らず、町や地域づくりに自分ができることを無理なく自
然に行う、そういう気風というか、流れ、あり方が忘れられていく社会にあって、
もう1度振り返って実践する町でありたいと願うものであります。それにつけても
一日も早い景気の回復を祈り、願って、私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さん。

11番（円尾さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従
い、質問いたします。

1. 22年度予算編成について

この点については、先ほどの田中議員と重複する点もあろうかと思いますが、ま
た違った視点から質問をさせていただきますので、答弁の方をよろしく願いいた
します。

イ. 編成方針は

昨年からの世界同時不況は企業の町坂城の中小企業を直撃しています。仕事が全くない状況が1年以上も続き、苦しい毎日を送っている零細企業の方のお話を聞いて心が大変痛みます。一部には少し仕事が出てきているとも聞きますが、厳しさには変わりありません。年を越すことができるだろうか、大変心配です。

法人税のありようが直接町の財政に影響します。こんな状況の中で22年度の予算編成の時期を迎えているわけですが、厳しいときにこそ確実な方針を持つことが必要だと思います。どのような方針を持って予算編成をするのか、まず伺います。

ロ. 財源の確保は

今議会に定期事務監査の報告がされました。町税の徴収状況は、いずれも前年を大きく下回っています。特に法人税は前年対比で40%しか確保されていません。町長の招集あいさつでは、10月末現在ではさらに厳しく、65.95%の減であることが明らかにされました。最終ではどんな数字になっていくのか、大変気がかりになります。当初予算に計上された数字が確保できるのか心細く思いますが、どのように判断していますでしょうか、まずお聞きいたします。

22年度の税収はもっと厳しくなることが予測されていますが、どの程度の税収と予測しているのでしょうか、お聞きいたします。

先ほどの答弁の中にもありましたが、予算編成ということについて、ここをきちんと見ていくことが一番大事なところですので、お答えをいただきたいと思います。

政権交代があったことで国の方向も激しく動いていまして、政策的にも補助金の状況もつかみにくさはわかりますが、財源の確保には最大限の努力が求められます。どのように考えていますか。国と違って赤字国債、赤字町債を発行するわけにもまいません。独自で財源確保が必要だと考えます。知恵と工夫が求められると思いますが、どんな考えを持っているのでしょうか、お聞きいたします。

ハ. 事業の特徴は何か

22年度の予算は、中沢町政にとって今期最終年の予算になります。どのような特徴を出されていくのでしょうか、考えをお聞きします。

まちづくり交付金事業が21年度に終了します。22年度は先ほどの話の中でも下水道事業などが重点施策かなということが答弁になっていますが、また、そのほかに今年度取り組まれたばらサミットや辛味大根フォーラムなどのソフト事業は持続可能な施策として発展させていく必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。以上第1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 円尾議員のご質問にお答えいたしていきます。

予算編成にかかわるお話でございます。

まず歳入面でございますが、昨年秋以降の世界的な金融危機の局面が長期化し、町内企業への大きな影響を及ぼしております。加えて円高の動向は、その影響がさらに企業を押しつぶしているところでもございます。

19年度まで伸びておりました法人税は、平成20年度決算におきましてマイナス39.5%の4億6,400万円の歳入となり、21年度は数年ベースで、その影響が及ぶことから、さらなる減少が見込まれております。

また22年度において個人所得の低下による個人町民税の減少が懸念され、歳入の根幹をなす町税収入は相当落ち込むものと予想しております。地方税、交付税は平成21年度において町収入の減収に対する一定の財政措置はなされましたが、政府の行政刷新会議においては、地方交付税制度の見直しが指摘され、行き先が不明といった困った状況になっております。

22年度における一般会計の確保は大変厳しい状況を迎えるということでもございますが、第4次長期5カ年計画の、後期5カ年計画の最終年にあたります町運営の基本方針を自律のまちに据え、行財政改革を推進し、人件費を初め物件費の徹底した経常収支の抑制に努めてまいります。

国の補助金制度や交付金等の動向が大変不明瞭であるということではございますが、そういったことを勘案いたしましても、一般財源ベースで15%から20%の削減が必要になるのではないかと考えているところでもございます。

事業推進の柱といたしましては、ものづくりとやすらぎのまちづくり、住民と企業との協働のまちづくり、効果的で質の高い緊急性を要する行政サービスの提供、こういったことをさらに認識し、計画的・重点的に配分して予算編成に努めてまいります。

22年度において、行政のスリム化を図るために現在、建設中の食育・学校給食センターの業務はさらに運営等の委託をしまして進めてまいりたいと、こんなふうにしてまいります。

特徴、重点的なことですが、町民生活を第一とする中で、必要な都市基盤整備は推進してまいりたいなど。投資的な事業につきましては、国の仕分けというようなことで、なかなか結論づけられていませんが、下水道について、あるいはバイパスの先線等については、いろいろ整備していきたいと。この5年間で、まちづくり交

付金によって、ある程度の基盤整備は先を急いで進めましたので、それが今度はその制度がなくなるということで、早くやってよかったなど、こんな思いもいたしているところでございます。

住民生活に直結するという、これを大事にいたしまして、長野県において乳幼児の福祉医療制度が見直されまして給付対象が入院については小学校3年生まで拡大するというところでございます。町独自で、どこの年齢まで延長できるか、これを今、健康保健課においていろいろと試算していただきますので、新年度に向けて対応してまいりたいと、こんなふうに思っております。

ばら祭りや辛味大根フォーラム、これは町を活性すると、にぎわいを創出するという意味も大事なことだなど。そしてまた、町に誇りを持ち、ゆとりある生活の一助ともなりますし、さらにそれが各町の施設につながるということがまず大事だと、こんなふうにも思う次第でございます。そういった辛味大根というような、そういった特産物につきましては、ひとつの観光資源としていろいろとさらなる開発をもくろみ、言うなれば産業振興、農業、工業を中心にした産業振興にあわせて観光というもの、よそから坂城に来ることがひとつのコースになるような、そういう設定もしていければと考えているところでもございます。新しい特産物の芽出しとか、地域振興につなげられるよう努力してまいりたいと思います。以上でございます。

総務課長（宮下君） ロの財源の確保ということでご答弁を申し上げます。

21年度の町民税の見通し、そして22年度の税収への予測についてということでもあります。

個人町民税、21年現年度分につきましては、営業所得、給与所得などの減少を見込みまして、当初予算につきましては、前年度比較マイナス3,300万円の7億6,500万円を計上してまいりました。12月1日現在の調定額は一昨年同期に比べまして8,800万円ほどの減、約10%と、マイナスということで大変厳しい状況でございます。

次に法人町民税、21年度現年分につきましては、企業の収益減少を見込みまして、前年度比マイナス53%の2億3,510万円を計上させていただきました。12月1日現在の収入済額につきましては、前年比マイナス65.37%となっており、大変厳しく、今までにない状況であろうというふうに考えます。申告額の減少に加えまして中間申告の納付税額を確定申告の際に還付する額も増大していると

いう状況でございます。また例年のことでありますが、決算期に応じた申告のため、年の後半につきましては申告が集中します。今後その結果によりまして年度末において減額補正についてご審議を賜る状況になろうかと考えております。

22年度の税収の予測につきましては、本年度の状況を踏まえまして、より厳しい状況になろうかと考えております。個人住民税につきましては、県が出しております毎月の勤労統計調査を見たりします。また長野税務署が公表しています昨年7月から今年の6月までの県内法人課税の実績を見ますと、法人税申告税額は前年比38.6%の減少、源泉所得税額は前年比6.9%の減少という結果となっております。

それぞれ県全体の結果であります。当町におきましては、県内の平均値よりさらに大きい減少が予想される状況かと考えるところでございます。資料収集を進めまして22年度の税収予算の積算作業に着手したところであります。予算編成に向けまして、基本となる税収の的確な算出をしてみたいと考えております。

21年度、12月1日現在の収納率を見ますと、個人住民税の現年課税分の収納率は66.32%、これは前年比マイナス1.53ポイント、法人住民税は収納率97.10%、前年比でマイナス0.48ポイント、固定資産税は92.77%、前年比でプラス2.04ポイントとなっております。これは、あくまでも年度途中の集計であります。景気の急激な悪化にもかかわらず、町民の皆様のご理解とご協力によりまして大半が納期限内に納付されているものと考えております。

また収納率を上げる取り組みといたしまして、県と市町村の地方税の共同化に向けた検討会が組織され、徴収事務につきましても、大口案件等について県と市町村で共同で設置する組織に徴収を移管する等の案が検討されております。

町独自の取り組みといたしまして、例年、年末の30日には年末の臨戸徴収を実施しておりますが、今年度は、このような大変厳しい状況であるということから、今週から第4週にかけての夜間、特別臨戸徴収を開始をしたところでございます。また今後も差し押さえ等、法にのっとり滞納処分等を適切に実施をし、税負担の公平性の確保に努めてまいりたいと考えております。

また町税以外の財源の確保であります。これまでであれば町税の減収については、地方交付税はある程度期待することができたでありますが、新政権が発足しまして総務省の22年度予算概算要求における交付税総額の増額分についての事項要求という形態がとられ、地方財源の確保につながるかどうかは今、不透明な

状況にあると言わざるを得ません。また政府の行政刷新会議の事業仕分けにおきまして、地方交付税制度の見直しや下水道事業の地方移管等が指摘をされ、地方交付税制度や補助金制度がどのようになるのか、今大変把握しにくい状況になっております。

このような中でも作業を進めていかなければならないわけですが、財源確保の工夫として、投資的な経費につきましては地方債の利用が不可欠ですし、受益者負担の適正化や公平性の観点から使用料等の見直しを図る対応も必要になるかと考えております。また大きな一般財源の減少が見込まれる中で、基金を有効に活用して町においても、この厳しい状況を乗り越えてまいりたいと存じます。

11番（円尾さん） それぞれ答弁をいただきました。それでは2回目の質問に入ります。

まず21年度の経常予算がどうも減額になるのではないかという話が今ありましたけれども、その中で事業はそれなりの計画で進められてきているんですけども、事業が完全にできてくるのかどうか、どれぐらい影響が出てくるのかどうか、その辺はどのようにお考えになっておりますでしょうか、まずお答えいただきたいと思っております。

総務課長（宮下君） 事業的には、例えば入札差金ですとか、そういう部分がございますので、事業の振興、推進につきまして、特に問題があるというふうには考えておりません。

11番（円尾さん） 前日も問題になりましたけれども、やはり入札差金というのが非常に多いわけですが、それがイコール財政が潤ったというような見方はできないだろうと思うんですけども、そのことはさておいて、じゃあ、22年度の予算についてお聞きするわけですが、今まで見ていた中で経常的な経費だけでも、やはり50億円というようなお金は必ず必要になってくると思うんですけども、その中で22年度の予算規模はどれぐらいと考えていらっしゃるのか。それは結局、事業をどういうふうに進めていくのか、歳入をどう見るのかということが、その規模によってよくわかるものですから、その辺どのように考えているか、お聞きしたいと思います。

財政調整基金なんかを見ますと、今回の残高を見ますと、かなりあるものですから、22年度は組めるだろうと。だけど、それを全部使うわけにはいきません。次年度へ継続を考えると、一体これがどの程度基金を繰り出していきながら、予算が

どれぐらいの規模というふうに踏んでいるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

総務課長（宮下君） 町長の答弁の中で一般財源の部分での15%から20%削減をしていかなきゃならないということを考えますと、今、議員さんがおっしゃいましたが、最低でも50億円ぐらいは必要になるだろうと。何もしなくてという言い方はおかしいんですけども、一般的に行いまして50億円ぐらいが必要になると。そのところに財調でどの程度補てんをして事業をしていくか、その部分につきまして、できることをもう1度見極めながら事業の選択をし、予算をつくってまいりたいというふうに考えております。

11番（円尾さん） 大体想像はしているとおりだろうというような気がいたしますけれども、その中でご苦労されていくということはわかりますが、要は事業の中で、やはり町民の皆さんに直接関係してくるような扶助費とか、そういう点には、それは必ず確保していただきたい。そのことだけは強くお願いをしておきたいと思いません。

先ほどの中の収納率や何かについても話がありました。結局、定期事務監査の中でも収納率が2.9%落ちているという報告になっていますが、やはり税収の落ち込みに加えて収納率が落ちることは財政のやりくりをますます困難にしていってしまうわけですが、滞納の状況はどうでしょうか。そして、新しく今年度から、やはりこんな厳しい財政の中で新しく滞納になった人たちが目立つのかどうか、個々の状況をどんなふうにつかんで、どんな対応をしているのか、お聞きしたいと思います。

総務課長（宮下君） 滞納の状況ということでありまして。これはなかなか人数で把握するというのが難しい部分がありますので、やはり収納率で見比べるしか方法がないのかなということでありまして。先ほど答弁しまして収納率につきましては、それぞれ町民の皆さんのご理解をいただく中では前年並みというような収納率になっているかと思えます。

ただ、今までに比べますと、やはり分納誓約書という形の中での分納していただくという方は増えております。これが数字として何人増えたというような状況ではありませんけれども、そういった中では担当の方でもそれぞれ納税者の皆さんとのお話を聞く中で、どのような形で納付できるのかということ相談しながら分期に分けながら納期を設定し、納入をいただいているという状況であります。今年の、例えば景気の悪いということで、それを即の理由としての滞納が増えているという

状況ではないかというふうに考えております。

11番（円尾さん） 滞納の状況の中では、このところ数年増加傾向にあるわけですが、景気が悪いから、それがイコール滞納につながっているんじゃないというような、今お話があったかと思うんですけれども、やはり滞納が増えていくということには町民の皆さんの営業や生活が大変になっている状況を示していると思うんですよね。仕事が全くなかったり、リストラになったり、一時帰休だったりして町民の皆さんの収入が減っているということが、そこで見えてくるんじゃないんでしょうか。結果として税金などの滞納が増えるわけです。格差が広がり、統計からも貧困率が増加していることが公表されています。また生活苦からうつ病の発症が多くなっていることも指摘されています。滞納している人たちの状況をつかみ、先ほども分納していくんだというようなお話もありました。それは当然のことだと思いますけれども、それ以上に滞納している方の中に多重債務で苦しんでいる人はいないのか、あるいはもう生活保護を申請した方がいいのではないか、そういうふうな見極めをぜひしていただきたいと思うんですよね。

その中で、やはり行政として町民の方に手助けをしていただきたい。そういうことの見極めまでを、やはり収納の中で見ていく必要があるんだと思うんですよ。こんな大変な中で町民生活を応援していくというのは行政のそういう力が非常に求められるかと思うんです。そういう細かな配慮をしていただきたいと思いますけれども、そんなことを話題にされるかどうか、その辺をぜひご答弁いただきたいと思います。

総務課長（宮下君） 滞納者の方と直接お話をする中では、当然いろいろなお話をすることが出てくるということでもあります。さきの一般質問の中でもありましたけれども、そういったものにつきましては、例えば社会福祉協議会へというようなお話だとか、福祉課での協議と、当然そういうことは中での連携を取りながらお話を進めていくということでもあります。また、そういう職員であっていくということと考えております。

11番（円尾さん） 滞納の状況の中で、そういう姿を見ていくんだと。あとは社協との絡みでというお話がありましたけれども、なかなかそういう状況をつかんで、その人たちをカバーしていける、フォローしていけるという中には職員の皆さんの考え方ひとつにもよるんだらうと思うんです。余裕のある仕事をしているわけではないんですけれども、やはりその辺もしっかりつかんでいただいて、坂城町の予算

編成に向けても町民の皆さんが納得できるような予算編成、それをぜひやっていただきたいことをお願いして次の質問に移ります。

2. 第5次長期総合計画について

このことについても先ほどの中で少し触れられていますが、もう少し具体的に細かくお聞きしていきたいと思っています。

まず21年度、22年度で第5次長期総合計画が検討されていますが、いよいよ具体的な形として作成していく時期が来ていると思います。

そこで取り組みについて伺うわけですが、まず第4次計画に基づいて施策が展開されてきたわけですが、それに対する到達と評価はどうでしょうか。5次計画のたたき台にもなると思いますし、計画行政を進めるためには計画したことがどれだけ実現できているのか、あるいは計画した方向がどうだったのか、評価して総括することが不可欠になってきます。どのように評価されているのか、また、その手法はどうされているのか、お聞きいたします。

ロ. 町の将来像をどう描くか

先ほどの町長の答弁の中でも専門家できえ今の状況はわからないんだから、10年後はということをお話しになりましたけれども、現実に坂城町を10年どういう町をつかっていきたいのかということがここにあらわれてこなければいけないと思いますし、そのことが町民の皆さんと協働でつくっていくためにも、きちんとした計画で、こういう町をつかっていきたいんだよということをやっていくことが、まず第一ではないかと思うんです。基本的なところでは、あまり大きな変化ということがないのかなということも思いますが、第4次計画の延長線ではないだろうと考えます。10年後の坂城町を見据えて町の将来像を描くことが求められているわけですが、時代的な背景や社会情勢の変化が大きく左右するわけです。軸を何に置くのか、第4次計画でなかった新しい方向は何があると考えているのか、まずお聞きします。

ハ. 情報の共有を

情報化がどんどん進む現状の中で、きちんとした情報が正しく伝わるが大変重要になります。町として情報を発信していくことはもちろんのこと、持ち合わせている情報をできるだけ公開することが求められていると思います。今の時点での手段としては、広報であったり有線放送であったりホームページであったり、あるいは議会報などが大きな役割を果たしていただろうと思いますが、町の全体像をつ

かめる情報としては、もっともっと努力が必要だろうと思います。長期総合計画に限らず、町にかかわる情報を町民の皆さんや企業の皆さん、町外の多くの人たちとも情報の共有ができるところまで発展させていくことが大切だと考えていますが、見解をお尋ねいたします。以上で1回目の質問とします。

町長（中沢君） 第5次長期総合計画の策定に向けてのご質問にお答えしてまいります。

ご承知のとおり、町では平成13年を初年度とする第4次長期総合計画を策定し、町の将来像「ものづくりとやすらぎのまち」を目指し、自然と人と産業が共生するまちづくりにいろいろと努力し、町政運営の基本としてきたわけでございます。長期計画が平成22年度を目標に設定されているということでございますので、今年、来年度に向けて21年度からの、今年、来年にいろいろ検討し、その後第5次長期計画を策定していくということでもございます。それにはまず、ご指摘のように第4次長期計画をいろいろと推移を把握していくということにおいて総合計画の検証シートというものを作成いたしまして、これをまた長野大学の先生方等をいろいろお借りしながら事業の経過等をいろいろ進めているところでもございます。

そうした中で翻って12年度からのいろいろな推移を見ますと、本当に計画した当時の状況と10年先では大きく変わってきているなど、これが実感でございます。13年度には子育て支援センターをオープン、第1回の千曲川クリーンキャンペーンも実施した。ふれあい大学あるいは薔薇人の会の発足、B・Iプラザの竣工等と、そして14年には町の巡回バスの運行、びんぐし湯さん館や鉄の展示館もオープンした。坂城高校の第2グラウンドも完成した。15年には紙容器、プラスチック製の容器包装の分別の収集も開始される。自律のまちに向けてのいろいろ提案も伺っております。16年には坂城駅の調査の開始、コミュニティセンターあるいは農産物加工センターの完成、そして17年には新南条保育園の開園、坂木宿ふるさと歴史館のオープン、インターの工業団地の竣工、そして50年のひとつの節目を迎えたなど。その後18年には第1回のばら祭りが開催されるというように、ソフトの面と合わせて進んできたなど。いろいろな面で発信しつつある町であるということでもあったろうなと思います。

そういった基本の中で自律のまちづくりを選んだということは、これからの方向を示してきているということでもございます。町の組織機構改革も12課を7課にしたところでもございます。昨年度からは、ねずみ大根焼酎の販売が開始されると。

あるいは中国の上海嘉定区との教育交流、青木下遺跡の一般公開等々、精一杯進めてきたと、そんな感じも持っております。こういったものが次への土台になると考えております。

それでは町の将来像ということでございます。この10年間の中では少子高齢化も進み、あるいは環境問題、あるいは人権の問題等々命にかかわる問題も町の大きな指針の中に入ってくるだろうと、そんな予測もするところもございます。現在の情勢を十分分析しながら進むべき道をいろいろ求めてまいりたいなど、こんなふうには思っております。百年に1度と言われる経済危機の中ではございますが、しかし、町の姿として10年先の的確に見通すということへの努力は重層的にいろいろ進めてまいりたいなということでもございます。

幸い町には自他ともに認めるものづくりのまちづくりがございます。工業を初め農業、そういったものの技術集積を高めながらの雇用の安定の中で、さらにいろいろな文化、福祉、教育の面に力を出していくこと、これが大事だなと。それぞれの場において、それなりのポテンシャルティーが坂城町にはございます。そこで皆さんで選んだ自律のまちとして、さらに発展するのはどういう道があるのだろうかという原点に立っているいろいろ進めていきたいと思っております。

これを機会に10年先の将来を担う町職員の資質の向上という意味からも、長野大学の若手の先生10名近くの先生と相まって問題についての的確に把握していくということ、これまた大事でございます。そういうこととともに審議会においては、それぞれの26人の皆さんがいろいろと意見を出し、そうした中で素案をつくりながら、さらにこういった形で今考えているんだけど、町民の皆さん、どう考えますかという、そういった場を設けながら町民全体のものとして進めてまいりたいと、こんなふうには思っているところでもございます。

そういった中で町政に関心を寄せていただく、こういった広場づくりというものを考慮してみたいと思いますし、また町民憲章がございます。かつて相当前の憲章でございますが、流れとしては間違いないんですけども、今風に考えますと、それぞれ若者に響くような、そういう憲章も必要でございますし、町の玄関の広告塔を見ましても、ちょっとどうだろうかというものもございます。町の皆さんが互いに、おれの町はこうだよということが口ずさめるような、そういった町民憲章なりテーマ等を設定していくことが大事だと。そういう場においては、共通の広場ということをより念頭に置きながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 情報の共有をについてお答え申し上げます。

第5次長期総合計画の策定を進めていく中では、町民の皆様への情報の発信・公開が必要な場面が出てまいるというふうに考えております。新たな総合計画の策定に対しましては、町民とともに情報を共有し、課題に取り組み、よりよい方向を目指すことができるように情報の発信・公開に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また町民の皆さんに町の将来像に関心を持っていただき、自らも参加しながら進めるまちづくりを目指す、そういった高まりを醸成できるような段階的に審議会の策定方針に従いながら、広報、有線、ホームページなどそれぞれの特徴を生かしながら情報発信に努めてまいりたいというふうに考えておりますし、また全体的な情報公開につきましても、先ほどのごみ処理手数料につきましても、地区説明会を行うというような手法も一方でとるわけでございまして、そういった中で今までの手法も考えながら今後もより情報公開については留意をしながら努めてまいりたいというふうに考えております。

11番（円尾さん） 長期総合計画に向けて今、答弁をいただいたわけですが、それでは2回目の質問をします。

まず、第4次計画の評価についてでありますけれども、これは10年間の計画の評価ということもありますし、途中で5カ年計画というような形で見直されてきたのではあるんですけれども、施策の基本になっているのが、やはり条例が中心になってくるわけですが、役場の仕事というのは条例や制定でやられていくわけですが、やはり施策と条例などの整合性ということは、どうしても考えていく必要があるんだろうと思うわけです。その辺については、どのように考えておいでになるのか。

例えば、この前にも質問しましたが、農業振興条例などは30年も前のものがそのままになっているというような形の中で、施策展開がこれでもうまくできるんだろうかと大変疑問に思いますし、一生懸命担当者はやっているけれども、さて町の条例を見たらちょっと違うじゃないというような形になってはまずいわけですよ。そういうわけで、担当課がどうこうという問題ではないんですよ。総合計画が到達点から見て次に進めるためにはどうしてもそれらも評価の対象にしていく必要があるんだろうと思うんです。その辺については、どうお考えでしょうか、まずお尋ねします。

町長（中沢君） 先ほど申し上げましたように、計画を立てた、それから10年という中で、これほど変化の大きかった時代はないなど、こんな思いもいたしますし、また後半に至っては極めて景気の動向があやふやになっていっているというか、厳しくなってきたという中ではあります。また加えて国の政策も行ったり来たりというばかりでなくて、新しいものが出たり、いろいろございます。

そういう中では、それなりの助成を受けながら有利な政策を取り組んだところではございますが、ご指摘の中で、その都度条例というものを古いんじゃないか、あるいはいろいろございます、環境に係る条例、あるいは産業に係る条例でございますので、これも先ほどの町民憲章に申し上げましたように、的確にその時々にあわせていくことが、より大事でございますので、そういった面からも検討することが必要だと、そんなふう考えております。以上でございます。

11番（円尾さん） その中で条例とか、そういうものが30年も同じものが続いているというような形が今度の長期総合計画の中で見直すときには変わっていくんだろうなというふうに認識してよろしいんでしょうね。

それから先ほどの中で新しい5次に向けて自律のまちを選んだんだから、少子化とか環境とか人権とかということが大きく入ってくるんだというお話がありました。やはりどうしても計画というのは総花的になっちゃうということが一番危惧されるわけですね。そこでどんなものを基本に置くか、それによって政策の展開が、方向が見えてくると思うんですけども、そんなところの中でひとつの方法として、先ほどは町民の皆さんともという話がありましたけれども、その前に私はどうしてもやっていただきたいと思うことは、やはりまちづくりのプロとして職員の皆さんが今働いているわけですね。その職員の皆さんがどんな町をつかっていきたいんだということが論議が大いにされないと、私はまずいだろうと思うんですね。それは課長さんたちだけが、係長さんたちだけが話をしているというんじゃないで、各課の皆さん、職員の皆さんが私たちはこんな町をつくりたくて就職してきたんだよというような気概を持っていらっしゃると思うんですけども、そういう形の中で町民の皆さんに返していく前に、中で職員の皆さんでどんどん議論をしてほしいと思うんですけども、そういう思考はお考えにならないでしょうか。その辺についてご答弁いただきたいと思います。

町長（中沢君） これから10年、20年先の坂城町を、より自律のまちとして、そして住んでいる人たちが誇れる町ということの担い手は、まず第一に、ご指摘のよ

うに町の職員、とりわけ若手にあると、こんなふうに思います。先ほど申し上げましたように、長野大学の先生方とそういったグループがともにディスカッションをしながら、これはどうだ、これはどうだというすみ分けをして、そういったものの蓄積、そしてまた審議会、そしてまた町の皆さん、これを重層的に進めていくことが何より大事だなと、こんなふうに思っているところでございます。以上でございます。

11番（円尾さん） 職員の皆さんの中でわいわいがやがや本当にどんな町をつくっていきたいんだということがぜひ話題になったり、論議になることを期待しているわけです。

それでは情報の共有のひとつとして、こんな話がありましたので、提言しながら見解を求めたいと思います。

広報に広告などのスペースができないかというふうな提案がありました。商工会との話し合いの中で、これは希望されたことですが、自分たちだけで広告を出していきただけでも、予算がどうしてもない。広報の一コマを有料で提供できないものかと話されて、実現できれば費用も節約できるし、全町民に知らせることで効果が期待できるという話でした。町にとっても収入源になるわけですが、そんなわけで、できないことではないなと思うわけです。有線放送の広告放送と同じ考えで実現させてはいかがかと思うんですけれども、既にこのことについては実施している自治体もあります。前向きな検討を求めたいと思います。これは情報の担当をしている中で、まちづくり推進室長に答えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり推進室長（塚田君） お答えしたいと思います。

お話のとおり、この近隣市町村では広告掲載につきまして有料で決めておられて、広報あるいはホームページ等でやっているところがあります。坂城町におきましても当然、有線では既にやっております。そういうことも考えながら地域経済の活性化、または自主財源の確保というような面からも積極的に検討してまいりたいと思います。

11番（円尾さん） 近いうちに、どこかの広告が広報に出てくるだろうことを期待して、ぜひ実現させていただきたいと思います。

それでは3つ目の質問に入ります。

3. 省エネルギービジョンへの取り組みを

新エネルギーの取り組みがなかなか進んでいませんので、そこでもっと具体化が目に見えると考えられる省エネルギービジョンについて質問をしていきたいと思えます。

地球温暖化による環境破壊や災害が地球的規模で発生し、いよいよ全世界で温暖化防止への取り組みが強化されました。昨日、コペンハーゲンにおいてCOP15が2週間の日程で始まりました。世界全体で地球温暖化対策が話し合われます。日本は鳩山首相が2020年までに二酸化炭素25%の削減を示したことはご承知のとおりです。今まで消極的であったアメリカ、中国、インドも目標値を示しました。それぞれの国の思惑もあって同一には考えられませんが、解決に向けて少し明るさが出てくるのではないのでしょうか。

11月11日、12日にクリーンエネルギーの町、岩手県葛巻町を視察研修いたしました。辛味大根フォーラムで安家地大根でしたか、赤い大根を生産している隣の町です。そこへ行ってまいりましたけれども、北緯40度に位置して坂城町の7倍の広さを有する山の中の町でした。人口7千人弱に対して牛が1万1千頭と人間より多く、牧場のミルクに付加価値をつけたチーズ、ヨーグルトやパンづくり、山葡萄のワイン、ジュースづくりなどを中心とした産業とクリーンエネルギーのまちおこしで成功している町でした。それらの取り組みによって観光客は新エネルギービジョンの策定をした平成11年には19万人が、20年には52万人に増加しているそうです。

新エネルギービジョンに基づき、風力発電施設や太陽光発電施設の導入、畜糞や木質バイオマスを積極的に推進することでエネルギーの生産が熱量換算で町内の需要を上回っているというすばらしい取り組みが行われていました。さらに15年度には省エネルギーに目を向け、省エネをすることで新しいライフスタイルの創造や快適な住環境の整備など、知恵や工夫を無理なく、楽しく取り組む行動の普及を目指して省エネルギービジョンを作成したそうです。子供たちを中心に町民の一人一人がやって楽しい、楽しく続けることができる省エネルギーの取り組みがされていました。

坂城町でも16年度には新エネルギービジョンを作成しましたが、なかなか施策としての展開がされていきません。条件が全く違いますので、葛巻町のようにとは言いません。だけれども、学ぶことが多くあったと思います。坂城町にあっても省エネということには個人でできることも多く、いろいろなところで取り組まれている

ることも承知しています。それを政策として展開することで、より効果が出せるのではないのでしょうか。結果として地球環境にやさしく、自然の恵みやエネルギーを大切にすることを育めるのではないかと考えます。行政がリーダーとして計画し、事業展開をしていただきたいと思います、見解を求めます。

企画政策課長（片桐君） 省エネルギービジョンへの取り組みをについてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、エネルギー資源が乏しくて、その大部分を海外から輸入に依存しているのが私たちの国、日本でございます。エネルギー供給構造が脆弱にあるにもかかわらず、総じてエネルギー消費が増加してきているということも事実であります。また、その消費に伴う二酸化炭素の排出による地球温暖化等の問題が生まれてきております。これらの対応として環境への負荷が少ない新エネルギーの導入や省エネルギーへの取り組みが今、求められております。

町といたしましては、第4次長期総合計画の中で新エネルギーの導入促進とあわせて省エネルギーの推進を基本方針として現在まで取り組んできております。そういった中で担当課であります住民環境課におきましては二酸化炭素の排出抑制というようなことでシリーズで7回ほど広報に町民の皆さんにお知らせをして実践していただくような啓蒙・啓発にも努めてきているところでございます。公共施設での太陽光発電の導入を初めといたしまして、町内事業所への国、県事業等に基づく省エネ対策事業の情報発信等にも努めてきたところでもございます。また来年度を目途に各家庭を対象といたします太陽光発電システムに係る補助事業の町独自の補助事業の準備も進めているところでございます。

議員さんのご提案にもありますように、省エネルギーへの取り組みは町民一人一人の日々の生活の中でちょっとした気づきの積み重ねが大変結果的には大きな成果があると、一番効果が上がる重要なことというふうには考えております。

そこで策定の取り組みが現在始まっております平成23年度からの第5次長期総合計画を進めていく中で、エネルギー対策における今までの施策の内容点検、検証、客観的な評価等を踏まえまして、よりよい方向づけをその中で方向づけをしていきたいということがひとつの方法でもあるというふうには考えております。町民の皆さんがエネルギー問題に関心を持ち、身近なところからできる取り組みの奨励や啓発を進めるとともに人にやさしい環境に配慮した地域社会の創出、そういった高まりを醸成しながら今後取り組んでまいりたいというふうには考えております。

11番（円尾さん） 省エネについて、るる報告、答弁をいただきましたけれども、実際に省エネルギーに対して取り組みがされていないというふうに私は思っています。それは長期総合計画の中であったり、新エネルギービジョンの中であったり、その中で省エネということに対しては十分評価されていることだろうし、取り組みもされていることを承知しています。

ただ、なぜ私がここでこういうことを言うかということ、やはり計画をきちんと立てることで、より具体的に計画的に進められていくんだと、あっちでやっているからいい、こっちでやっているからいいという形ではなくて、やはりこれは企画を政策していくという中で、坂城の町の政策としてこういう形が省エネというような形の計画を立てていくことによって政策が展開されていく、より有効にされていくというのを思うわけですけれども、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

町の施策の展開につきましては、先ほど総合計画の中で町長も答弁申し上げましたが、町全体の将来像という中で、長期総合計画の中でそれぞれ施策の方針を決めてございます。それに基づきまして、それぞれ7課ある課内におきまして、それぞれの担当の中で、その施策を進めるべく、それぞれが担当してきておるのが事実でございまして、省エネルギー対策のビジョンそのものの策定につきまして、果たして企画政策課の施策の展開だと言われればそのとおりの面もございすけれども、それぞれ担当課というものも、そういった施策展開を図ってきていることも事実でございまして、一方そういったノウハウも担当課にはございますので、私どもがやらないという意味ではなくて、どちらで担当して、そういった施策展開を図っていくのがいいかどうか、その辺についてはまた庁内で十分検討した中で、そういった方向づけをする中でまた進めていきたいというふうに考えております。

11番（円尾さん） 省エネルギービジョンについては、多分そんな答えが返ってくるんじゃないかなということを想像しながらお尋ねしたわけですけれども、やはりその中で、どうしても私が、なぜ企画へそのことをお願いしていったかということは、やはり担当課の中でできないということではないんですよね。ただ、町の施策として展開していくときに、企画が政策をしていくということは、担当課と連絡を密にしながら方向を見定めていくというのが企画政策のあり方だろうと思うんです。そういう意味で総合計画の中にあればいい、新エネルギービジョンの中にあればいいという問題ではなくて、きちんとした、そういうビジョンを打ち出すためには、

きちんとした計画行政のための計画をしていくことが大事だと、そういうふうを考えているんですけども、そういう考えの中で、ぜひ進めていっていただきたい。なかなか前へは進みそうもないわけですけども、そんなことも進めていくことが今の環境問題に対して、やはりわかりやすく町民の皆さんにも、こういうことだったら私たちもできますねということがやっていけるんだらうと思う。それが担当課でやっていくことで済むということではなくて、町はこういう形で自律のまちづくりの中でこれだけのことを計画していますよというふうな取り組みをぜひしていただきたいと思うんです。それは長期総合計画の中にも出てくるだろうと思いますけれども、そういうことも考えながら、ただ計画を立てればいいとは私も考えていません。それをいかに実施していくかということが大事ですから、計画を立てておしまいではなくて、やはり計画を全部政策として実行させていくためにも、そういうものがいいのではないのでしょうかという提言をさせていただきました。

22年度の予算編成に向けて大変な時期を迎えるわけですけども、その中でやはり町民の皆さんの期待を裏切らないような、そんな予算編成をぜひ望みまして質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時40分～再開 午後3時51分）

議長（春日君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長します。

2番 中嶋登君の質問を許します。

2番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

議場内少し静かになりましたが、気合を入れて質問をさせていただきます。

さて、国政のこの1年を振り返れば、大不況の二番底も心配され、まだまだ先が見えておらない日本経済であります。政治の世界におきましては、まさに無血革命と言ってもいいような60数年間続いた自民党が倒れ、新たに民主党政権が誕生をいたしました。歴史に残る激動の1年であり、今後もさらに時代が大きく変わっていく節目の年であったと思います。

我が坂城町におきましても、不況の波はもろにかぶっており、毎日暗い話ばかり

であります。そんな中明るい話題を提供した6月のばらサミット、そして、この間の辛味大根フォーラムは一服の清涼剤となり、町民の皆様には少し元気を取り戻してもらえたかなと思います。また、このような不況の時代におきまして、来年度予算の組み立ては大変かと思われませんが、こういうときこそ先人の知恵者である、例えば松代藩の恩田木工であるとか、今年のNHK大河ドラマで有名になった直江兼続などが行った財政改革などもお手本に勉強をなされてみたらいかがでございましょうか。通告をしておりませんので、予算の質問はいたしません、一言当たり前のことをお願いをしておきたいと思っております。

町も税収がどんどん落ち込む時代に突入しております。収入よりも少ない支出で予算を組むことにより未来が開かれます。汗と知恵を絞って頑張ってくださいと私は思うのであります。

さて、一般質問に入らせていただきます。

1. 図書館整備を

イ. ゆとりのある環境を

去る11月19日に社会文教常任委員会では、日本一の図書館がある同じ長野県内の富士見町へ研修視察に行っていました。富士見町の人口は1万5,400人で坂城町より若干小さな町ではございました。しかし、なぜこの町の図書館が日本一かといいますと、年間の図書貸出数が町民1人当たり20冊で、何と連続11年間日本一であり、2008年度においては1人当たり21.4冊と前年度を上回っており、12年連続の可能性もあると小松館長さんが話しておりました。ちなみに2位は下條村で13.7冊、3位は下諏訪町で13.3冊、4位は原村で13.1冊、5位は南相木村で10.3冊、6位は御代田町で10冊であります。あと10位まで続きますが、坂城町は残念ながら等外でございまして、1人当たり4.4冊であります。大分少ないことがおわかりかと思っております。

図書館の規模は坂城町の約4倍の大きさでございまして、子供のためのお話の部屋、小さな子供がお母さんと一緒に遊べるバリアフリーのぬいぐるみの部屋、学習室はもちろん、ユニークなのは大きなこたつのある部屋もあり、そこで親子と一緒に本を読むことによりコミュニケーションもとれて冬は特に人気があるとのことでした。また、今の時代にマッチするよう、個人のパソコンも自由に持ち込みができるビジネスルームもあり、図書館のパソコンとも併用ができ、もちろんインターネットにもつながっており、無線LANも使えるようシステムが組み立てられており、

大人にも学生にも人気があり、平日でも大勢の人が利用しているとのことでありました。とにかく環境が整備されているとともに、ゆったりとしていて心落ちつく図書館でありました。

そこで当町もリフォームや増築をして、もう少しゆとりのある環境整備ができないかをお尋ねいたします。

ロ. 子供、若い人が集まる図書館に

富士見町では小さな子供が図書館になじむように、先ほども言いましたが、ぬいぐるみも110点あり、1週間貸し出しを行っているそうです。また、若い人に人気のあるコミック漫画、ビデオ、DVD、CDなども貸し出しを行っています。坂城町では貸し出しが行われていないので、作品点数を増やすとともに貸し出しをしていくべきだと思うが、この部分もお尋ねをしておきたいと思います。

ハ. 職員の増員を

富士見町の職員体制は、館長以下パートも含め、12名でありました。多くの人に活用をしてもらうため、毎週火曜日、金曜日は夜8時まで、5月から8月の火曜日、金曜日以外は夜7時まで開館し、町民には大変喜ばれているとのことでございました。当町では館長以下パートも含めて5名しかおらず、サービスも低下していると思われます。職員は一生懸命やっているが、職員数が少ないからサービスも低下しているというふうに私は理解をいたします。町民からは時間の延長の声も上がっているようですが、そんなことも鑑みれば、少なくとも3名以上の職員を増員すべきと思いますが、その部分もお尋ねをしたいと思います。以上で1回目の質問といたします。

教育長（長谷川君） 中嶋議員さんからのご質問のうち、イのゆとりある環境をと、それから、ハの職員の増員をについてお答えをさせていただきます。

まず、ゆとりある環境をということでございますけれども、その中で坂城町図書館もリフォームや増築ができないかというご質問ですが、決論的に申し上げまして、坂城町の図書館は昭和59年の竣工でございまして、新しい耐震基準に基づいてつくられております。現在のところリフォームとか増築の考えは、そういうことは考えておりません。教育委員会といたしましては、今、一番古かった給食センターが新しくなります。その後56年以前につくられた3つの小学校、この耐震工事、それから大規模改修、こちらの方を優先したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

ゆとりが感じられないということは確かに入ってみますと、私もそのように思う部分がございますけれども、それは一番の大きな原因は、蔵書数が当初の計画の2倍、今あそこに入っているということでもあります。2倍の本を用意したということは、それぞれ歴代の館長さんが図書館は町民の皆さんにより多くの本を提供することが一番の任務だと、こう考えて努力された結果であるというふうに受け止めております。現在、蔵書数は12万冊を超えておりまして、町民の皆さん1人当たり換算しますと、7.5冊と。これはこの近隣の図書館と比べますと抜きんでておりまして、先ほどは町民1人当たりのという数の計算でしたけれども、蔵書数ということでいきますと、県下の町村では富士見町に次いで2番目の数を誇っているところでもあります。中でも子供向けの図書の割合がほかの図書館に比べて多いということで特筆できるかと思えます。これは町内小学校の図書館とのネットワークで多くの本を小・中学校に貸し出すシステムが有効に働いているということと、小学生・中学生の要求に応じて町の図書館も児童用図書を増やしてきた結果であるというふうに考えております。ブックスタート事業などとともに子供に読書の機会を多く与えようという坂城町の独特の配慮の結果ではないかと推測しているところであります。

さらにご存じのように上田広域の図書館のエコールシステムに加入しておりますので、パソコンで検索することによって上田広域の8つの図書館の本も坂城町の図書館の本と同じように借りるシステムがございます。この合計でいきますと50万冊近い蔵書を保有していると同じ効果があるという意味では、町民の皆様の本を読んでもいただけるようにという面で蔵書数では十分な対応ができていかなと思っています。

図書館の本来の使命ということで考えますと、やはり今いろいろ問題化されていきます活字文化、これをいかに町民の皆さんに提供できるかということにあると思えます。その本来の使命から言えば、坂城町図書館は、ほかの図書館に比べまして決してひけをとらないすばらしい施設であるというふうに思っております。

次に職員の増員をについてであります、サービスが低下しているので少なくとも3人の増員をということでもあります。

こちらにつきましても、結論から先に申しますと、現在の体制で何とか頑張っていきたいと考えております。現在は図書館の職員は交代要員も含めて9名、パートの皆さんの交代も含めて9名の皆さんにお願いしておりまして、その中で5人は常

時勤務できるようにという体制を組んでおります。しかし、開館が6日でありますので、5日の勤務の職員の組み合わせというようなことで最低の3人というようなこともままあるかと思いますが、窓口業務は通常5人で行っております。図書館運営に関しては、さまざまな指摘を町民の皆様からもいただいておりますが、私の方へ届いている範囲では、職員が少ないためにサービスがちょっと悪いぞという声は今のところお聞きしておりません。

また先ほどご指摘いただいたように、町民1人当たりの利用冊数が富士見町に比べて低いというご指摘ですけれども、近隣の図書館に比べますと、それほど劣っている数字ではないというふうに把握をしております。まして、その少ない原因が職員の人数不足のためにサービスが低下しているというふうにはちょっと考えてはおりませんが、いかがでしょうか。

ただ、課題としましては、ここ3年ほど少しずつですが、貸出冊数が減少してきております。現在、町の図書館では貸出冊数の増加を最大の課題として受け止めて職員の皆様方に対策を考えていただいているところであります。図書館の職員の皆様方は吾妻館長さんのもとで町民の皆様方からのご意見については全職員で話し合っただけで対応をさせていただいております。そして対応を図書の掲示板に張り出すなどして、職員全員で気持ちを合わせて町民の皆様方から親しまれる図書館を目指して頑張らせていただいているところでもあります。行き届かない点はもちろんございますけれども、職員の皆さんが町民の皆さんに足を運んでいただける図書館にしようとしていろいろ工夫をしてくれていますので、町民の皆様方にもご理解とご協力をちょうだいしたいとここでお願いをしたいと思います。以上でございます。

教育次長（塚田君） 私からは、ロの子供、若い人が集まる図書館についてお答えを申し上げます。

子供、若い人が集まる図書館の活用についてでございますが、子供のためのお話の部屋、学習室の確保などにつきましては、現在の蔵書数、先ほど教育長からご答弁ありましたが、12万冊を超えております。そのうち約3万冊以上が児童図書というようなことで、1階の図書コーナーはもちろんでありますが、2階の研修室等も図書として活用して業務を行っている状況にもあるところですので。現在、書架に図書の大部分の面積が占められておりますために、図書館の書庫の書籍の取り扱い等の対応策が今後の検討課題になってくるところでもあります。あわせて親子でくつろぐことのできるようなスペースの確保といった来館しやすい雰囲気づくりや

学習に対応できる学習室の整備等の必要性を広く利用者の声を聴きながら限られたスペースの中で対応していくことが必要かとも考えているところであります。

次に、ご質問のぬいぐるみ、ビデオ、DVD、CD等の貸し出しはというご質問でございますが、現在、図書館内にアクセサリ的に10数点のぬいぐるみが置いてございます。これは小さな子供さん方に気軽に楽しく来館できるような状況なども勘案した環境の整備の一環であります。貸し出しという点につきましては、整備の数や貸し出しの方法などほか小さなお子さんがお使いになるということの中で衛生面の管理も必要にもなろうと思うところでありますので、今後の利用の検討課題になろうかというふうに考えます。

ビデオ、DVD、CDの貸し出しにつきましては、現在のところエコール管内では上田情報ライブラリーが行っておりますが、物件の維持管理等から品物の取り置きは行っていない状況にあります。そこだけで貸し出しているということでございます。またCD等の貸し出しをする体制を整えるためには、購入の選定基準を設けたり、貸し出しができる体制についてもハード面の整備も必要であり、子供のためにお話の部屋、学習室等の整備と同様に利用の方法が今後検討をしていかなければいけない問題ではないかというふうに考えます。

施設整備のあり方については、富士見町のご意見をいただいたわけですが、先ほど教育長からも答弁ありましたが、図書館は文字の文化の、活字文化ですね、その根幹であると思います。時代の流れとともに図書館の役割も多様化してきておりまして、町民の皆さんのご要望も、ただ本を借りることができればよいというものではなくてきていることも承知しております。生活に必要な知識、情報を得るところ、憩いとやすらぎを求めるところ、そして個人のライフワークのお手伝いをするところなど図書館が果たす役割は大きなものがあると考えます。土日の開館を初めとしまして管内の環境整備に配慮する等、町民の皆様が利用しやすい図書館づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、図書館運営につきましては、ご理解ご協力のほど、よろしくをお願いをしたいと思います。以上です。

2番（中嶋君） それぞれご答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

私が、なぜこの質問をするかということに対しまして、実にタイムリーなことに町長からも招集あいさつの中に入っておりましたが、11月25日、坂城町名誉町民であるセブン&アイ・ホールディングスの会長である鈴木さんが、小・中学生に本を読む習慣をつけるために1千万円差し上げると多額な寄附をしていただきました

た。誠にありがたいことだというふうに思っております。町長初め皆さん、全員ここにいらっしゃる方は周知のとおりであります。まして名誉町民の鈴木さんは、私は大ファンでございまして、日本で何事においても先読みのできる第一人者であります。鈴木さんが子供の本離れを憂いての寄附だと私は思っております。日本で一番の方です。そんなことを考えれば、小・中学生がこれから本がうんと好きになるように鈴木さんは応援をなされたと私は肝に銘じております。それに対して図書館も応援するとともに充実させていかなければ私は鈴木さんにも申し訳ないと思っております。

それから先ほど教育長からお話がありました、富士見町に次ぎ坂城町は県下で2番目だと。まったくおっしゃるとおりです。私もいろいろ調べれば、特にこれはいろいろ先人の方がやってきた蔵書の中、特に工業の町であるから坂城町は工業に対する機械とかそういう本がうんとあります。これは私は長野県で一番だと思っています。場合によっては日本一かなと思っています。立派にそろえてあります。今、教育長がおっしゃったように1人当たり7.5冊だと、そのようになるようです。そういうことを考えると、富士見町と比べれば16冊少ないんですよ。4.4冊しか読んでいない。富士見町は20冊。今度は21.幾つと。少なくとも16冊、7.5冊1人配布できるようなものがあって、蔵書はうんといいからよかったと。こういうのを教えてあげますよ、私。学校の先生ほど偉くはないけれども。昔から父やんや母やんに教わった。こういうのを宝の持ち腐れというんですよ。どんなに宝があったって使ってなきゃ下の方から腐ってくるよ。そんなことじゃだめだから、何とか考えて町民の皆様にソフト面を充実させて、もうハードはいいや、町長に一生懸命やっていただいたから。器をうんとやっていただいたから。これからはソフトの時代だということを鈴木先生まで教えてくれたわけだ。この景気の悪いのに1千万も寄附してくれた。それをよく理解しなければだめですよ。ただ、たんとあつたらいいやなんて言っているのはだめ。使わなければ。

それからもうひとつは、誤解のないように。職員数が少ないからサービスが低下しているということを私は言っているんじゃないですよ。職員はうんと一生懸命やっていますよ。そんなことは当たり前でしょう。坂城町の職員なんだから。ここにいる人はみんな一生懸命やっているんだ。けども、一生懸命やっても限度があるんですよ、やはり。だからサービスが低下しているんじゃないかと言っているんだ。だから少なくとも3人や4人の、パートでもいいから、増やしてもらいたいと。ま

してやさっきも私言いましたように、既に時間延長をお願いしたいと町民の皆さんが言っているんだから。5人でなんかとても8時まで回りっこないですよ。だから、そういうところは私はお願いしているんですよ。ただ職員は遊んで横向いているなんていうことは私はひとつも言っていませんから。間違わないでもらいたい。

もっとも、ゆとりのある環境にするのは本来でしたら大きな施設に建て替えすればいいんですよ。でも先ほど私が申し上げましたように、そんな時代じゃないの。だから、あるものを有効利用するには、さっき次長が少し言っていたけれども、リフォームをするとか、それから図書館の北側の方に駐車場があるから、あの辺のところへ、蔵書倍もあって、それでもって混み合っちゃっている所が。富士見町はうちの4倍あるんだから。だから、せめて、私の言うのは無理なことを言っているわけじゃないんだ。北側の方へ少し建て増しをしたらいかがなものかと、そういうことを私は言うておるわけです。

それから次長も言うておりましたが、ぬいぐるみはともかく、でも、これはいいアイデアなんです、ぬいぐるみなんていうのは。そこに飾っておくきりじゃなくて1週間貸せるんだから。2歳、3歳の子供に。図書館が大好きになるように植え込むんですよ、そういう小さいころから。だから小学校へ行っても中学校へ行ってもうんと本を読むんですよ。

ビデオ、DVD、CDなどの貸し出しは、もうこれは本来当たり前ですよ。上田ライブラリーでやっているんだったら、何で坂城はやらないんだ。同じ仲間がやっているんだから。おかしい。

それで、もうぼちぼち電子図書館のような時代がじき来ます。もうすぐそこまで来ています。という、どういうことかという、CO₂削減のために、もう紙は要らなくなる時代がもうすぐ来ますよ。どうなるんだという、例えばパソコン、また携帯、これで本を読むような時代になると思います。ただペーパーがゼロとは言いませんが。とにかく教育長も次長も時代錯誤にならないように、せめてDVD、CD、ビデオぐらいは貸し出す施策をよく考えていただきたいと私は思います。もう1回答弁いただきたい。

それから、これは場合によっては町長にもちょっとお尋ね申し上げたいんですが、職員を増やしてサービスを図るということは、私が言っているのは、少なくともさっきの教育長の話じゃないけれども、県下で2番目に本をたんと持っている図書館なんだから、せめて目標値を置かなければいけない。4.4冊をもっと増やすような

施策を考えなきゃいけない。これは細かなことを言うと時間がないから言いませんが、とにかく目標は、せめて長野県で2番なんだから1番の富士見町のところに追いつけ追い越せぐらいの気持ちを持って、一遍に4.4冊を20冊、21冊にしろとは言いません。せめて、教育長、10冊ぐらいは読んでいただけるような施策を考えなければだめですよ、はっきり言って。そのぐらいのやる気を出していただきたい。この辺のところは町長にひとつご答弁を願いたいと思います。以上でございます。

教育長（長谷川君） 先ほど鈴木名誉町民さんから本を寄贈していただいたというお話がありました。ご紹介をいただきまして、大変ありがたいことだと私も思っております。鈴木さんが小・中学生の前で本についてこういうふうに申しております。「本を読むことは自分の世界を広げることだ」と。さらに私自身とすれば考える力をつける、あるいは語意を豊かにするとか、あるいは文章を書く力をつけるとか、そういう力は読書から生まれるものだというふうに思っております。多少中嶋議員さんのお考えと違う部分があるかと思えますけれども、やはり子供たちに読ませたい本、これはあると思うんです。コミックや、あるいは少女恋愛小説ではないと私は思います。鈴木さんのいただいた本を何にするかを今、小・中学校の先生方に集まっていたいて検討委員会をつくっているんですが、そこでは私は子供たちが読みたい本であり、なおかつ先生たち大人が子供たちに読んでほしい本を選んでほしいというふうに言ってお願いをしているところであります。

今ご指摘いただいたように、もっと広いスペースが、あるいは開館時間の延長がということはもちろん私もあればいいなというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げた本来の町の図書館が町民に対して何を提供する場であるかという面で言えば、先ほど申したどういう本をそこにそろえるかということが大きなウエイトだと。そういう視点で言えば、町民1人当たり何冊借りているということも大事な視点かもしれませんが、もう一步踏み込んで、その中身はどうかというところまで考えていただければありがたいなと思います。町の図書館の本は結構それなりに読みごたえのある本が多いわけで、それを4.4冊読んでくださっている町民の皆さん、私はそれなりに頑張って利用して下さっているなというふうに受け止めているところであります。

いずれにしても、本を読むということは活字離れが進んでいる今、やはり大いに必要でありますし、そのためには図書館が来やすい、あるいは憩いの場であること

は必要ですけれども、今のこういう町の情勢とかそういうものを考えた中では、もう少し今のままで我慢をしていただく中で人的にできる工夫、それを大事にしながら進めていく、これが今の状況ではないかなというふうに理解しております。以上であります。

2番（中嶋君） 教育長、残念だね。おれと話が合いません。残念だね。じゃあ、坂城町はうんと中身が濃くて4冊、中身が空っぽの富士見町と、こういうことですな。そういうことでしたら私もご理解いたします。富士見町は議長と回ってきています、私は。そんなご報告をしておこうかなんていうことはしませんから心配しなくてもいいですよ。でも、そのぐらいのことを言いたくなっちゃうね。おれと気が合わないだから。コミックはだめだとか。

コミックなんていうのは世界戦略でもって、ちょっと自民党が建てるなんて言ったら民主党が反対しちゃったからあれですが、そうは言いましても、あれは輸出産業の中で相当なウエイトを占めているんですよ。それを子供たちに教えない手はないでしょう。

それからもうひとつ言っておきますよ。歴史の本もうんとあるんですよ。「竜馬がゆく」とか、漫画で。そこから子供たちを入れていくんですよ。「あいう」や「いろはにほへと」をきちっとやればいい子供たちが育つと思っちゃ、教育長、ちょっと時代錯誤。もうそういう時代ではない。もう少し世の中を幅広く見て認識を変えてもらわなきゃだめだ。漫画が悪いなんて言われたのは私らが小学校のころですよ。そういうことを言ってPTAのお母さんまで漫画反対運動なんか起きました。そういう時代もありましたよ。今だめでしょう、そんなこと言っていれば。世界貿易を考えて日本は頭脳でもって金を稼いでいるんだから。漫画家の人たちも先生ですよ。手塚治虫、知っていますか。ドクターですよ、あの人は。ああいう人たちが一生懸命頑張って漫画王国を日本はつくったんですよ。あれを無視するような考え方ではだめだ。だから、お2人方の答弁は要らない。やっつけてもしょうがない。だから次に行きます。これは後でまたいろいろな意味でどんどん行きますよ、私。この次のお楽しみだ。

それでは次の質問に移ります。

2. 新型インフルエンザ対策は

イ. 集団接種を

いよいよ12月22日より小学校1年生から小学校3年生の新インフルエンザの

ワクチン接種が始まりますが、各小学校で集団接種が行えないか、お尋ねいたします。

なぜ、このような質問をしたかという、11月20日の全協の場で、町長は忙しくてお見えにならなかったんですが、町長にちょっと聞いてもらいたいんだ、このところ。そのときに福祉健康課の中村課長よりご丁寧な報告がございました。各小学校も予断を許さない状況であるが、ワクチン接種は任意であるということで、私は再度同じ質問をさせていただきました。

それからまた、わかる範囲で結構です、今日現在の小・中学生のインフルエンザの状況もご報告をいただければありがたいと思います。

ロ. 予防マニュアル作成を

新インフルエンザの予防とかかってしまったときの対処方法などマニュアルを作成し、ポスターにしてカレンダーと同じように見えるところに張っておくように全戸に配布をすれば町民も安心できると思うが、お尋ねを申し上げます。

この2点でご答弁をお願いします。以上で1回目の質問とさせていただきます。

町長（中沢君） 中嶋議員の新型インフルエンザ対策にかかわる集団接種について、まずご答弁いたします。

新型インフルエンザの流行が急速に拡大し、感染拡大の勢いが衰えないということに非常に危惧しております。国はワクチンの供給状況から重症化の危険の高い方から順次やっていくと、ワクチン接種をスケジュールを定めながら実施していくところがございます。町では低所得者の方に対する接種費用の減免措置を講ずる対応をいたしたところでもございます。今回のワクチン接種については、接種希望者が医療機関に直接予約を行い、接種する仕組みとなっていたわけですが、問い合わせが多く、予約電話もまた多い。医療機関の本来の機能を損ねるというような状況も出てきたということがございます。

こういうことを踏まえまして、今後接種の開始が予定されております小学校、中学生でございますが、町内の開業医の先生方と相談し、また千曲医師会のご協力を得ながら小・中学校に対しては集団接種をするという方向で進めてまいりたいと、こんなふうに思うわけでございます。それにつけましても小・中学校において罹患している皆さんもでございます。こういうことが一日も早く解消されることを心から念じ、そしてまた、いろいろな開業医の皆さん、あるいは千曲医師会の皆さん、そして家庭の皆さんと相まって、その対応に努力してまいりたいと考えているところ

でございます。

福祉健康課長（中村さん） まず新型インフルエンザ対策の集団接種をということについて、お答え申し上げます。

小学生、中学生の集団接種の実施に向けて、現在、千曲医師会及び町内の開業医の先生方と協議を重ねております。小学生、中学生の接種につきましては、12月4日に学校を通じて保護者へ集団接種で実施する旨の通知を配布し、申込書の提出をお願いしたところでございます。接種に際し、小学生は保護者の同伴が原則であり、中学生は保護者の同意書があれば接種は可能となりますが、同意書の提出がなかったり予診票に不備があったりすると接種することができません。接種当日に接種料金や接種済証、領収書の受け渡しが必要なため、中学生もできる限り保護者の同伴をお願いしたいと考えております。そのようなことから保護者が同伴しやすい日曜日に町の保健センターを会場として実施したいと考えております。ワクチンの供給が1度に行われず、2回に分けて納入されるため、小学校低学年、高学年、中学生は1回目の接種、2回目の接種いずれも2回ずつ実施することになります。希望者の半分ずつ接種していただくことになり、早く接種できる方と少し遅れて接種する方とが出てしまいますが、ワクチンの供給状況からそのようになりますが、ご理解をいただきたいと思っております。

中学生につきましては、受験を控えていることを考慮し、中学生の実施日の最初に来ていただくように配慮したいと考えております。現在のところ12月27日の日曜日から小学校の低学年の接種を皮切りに、1月10日には小学校低学年、高学年、中学生を対象に、その後は1月後半、2月前半、2月後半に1回ずつ計画をしております。集団接種ということで日時が指定されるなどの制約もございますが、必要な医療を確保するという観点から町民の皆様のご協力ご理解をいただき、できる限り接種しやすい環境を整えられるよう、町内医師の先生方と連携を図りながら実施してまいりたいと考えております。

次に、現在のインフルエンザの罹患状況を申し上げます。

小学校ですが、南条小学校1人、村上小学校8人、坂城小学校9人、合計で小学校18人でございます。中学校ですが、中学1年生4人、中学2年生5人、中学3年生は1クラスがインフルエンザで学級閉鎖になっております。12月7日から13日までということで学級閉鎖になっておりまして、残りのクラスの方が2名罹患しております。インフルエンザの罹患状況については以上でございます。

保育園につきましては、南条保育園が1名、それから坂城保育園が2名、村上小学校は現在罹患されている方はいらっしゃいません。以上でございます。

申し訳ありません。項目ロの予防マニュアル作成をについてお答えいたします。

新型インフルエンザの予防マニュアルポスターを作成し、各家庭へ配布できないかとのことですが、今回の新型インフルエンザ対策につきましては、感染予防の基本である手洗い、うがい、咳エチケットを守る等の対策は発生当初から変更はないものの、発症時の受診医療機関が感染症指定病院から一般の医療機関に変更、受診方法の変更、電話相談時間の変更、学級閉鎖の基準が10%から季節性インフルエンザと同様に20%に変更になるなど、ウイルスの毒性や流行状況等を勘案される中、流動的に変更されてきております。このようなことから状況により変化する情報をタイムリーに町民の皆様へ伝えていくことが大変重要であると考えております。

町では、これまで数回にわたり広報で新型インフルエンザに関する予防対策や受診方法、相談窓口、ワクチン接種等の情報を掲載し、啓発してきております。また町のホームページや有線放送を利用し、新型インフルエンザにかかわる情報をお伝えしております。状況により変化する対応策などをひとつにまとめることは困難な面が多々あるため、今後も最新の情報を広報、町のホームページ、有線放送をフルに活用してタイムリーな情報を町民の皆様へ正確かつ迅速に提供できるよう対応してまいりたいと考えております。以上です。

2番（中嶋君） それぞれご答弁をいただきました。再質問いたします。

課長に本当に事細かく、よくわかりました。いいご答弁だと思います。先ほどもお話がありましたように、千曲医師会の先生方のご協力により、それこそ全協の場所で私も、私のことですから、でっかい声を出して、あそこで集団接種をやれということを行いました、本当にうれしく思います。ありがたく思っております。ただ、通告書を出したときのちょっと時間差がありましたので、私が出したその後、そんなふうに決まったなんていうようなことも課長からちょっとお尋ねしたら聞いております。とにかく大変よかったと思っております。これで子供たちの分、とりあえずひと安心になるかなと思っています。

ただ、そうは言いましても実情を伺えば、まだまだ子供たち、かかっている子も多いようですので、心していかなければいけないなというふうに思います。また小学校4年から6年、また中学生においても1月後半なんて言われていたんですが、

今の課長の言葉のように1月10日前倒しとなるようで、これも大変私はうれしく思っております。早く頑張ってやっているなというふうに思いました。大変ありがたいと思っております。

もしあれでしたら町長にもちょっと聞きたいんですが、例えば乳幼児、さっき高校生もちょっといろいろお話ありましたが、あと65歳以上の皆様など各層全員が今後ですよ、また、学校や町の保健センターなどで集団接種ができるような環境を整えておくことができないか、町長、ここの部分だけをお尋ねしたいと思います。

それからもうひとつ、マニュアルの話もしましたが、私、これも町長にお答えいただきたいんですが、町独自にマニュアルを作成しておくことは、本来こんなことは絶対あってはいけません、猛毒性の鳥インフルエンザが流行ってきたときに今回の、これはあまり言葉はよくありませんが、豚（新型）インフルエンザをひとつの手本として鳥インフルエンザのときにパニックにならないようにするための町民の意識づけが大切かと私は思うものであります。ある学者に言わせれば、数年後には必ず鳥インフルエンザが流行る、流行らないことの方がおかしいと、そういう予測をしておるようでございます。そんなことを考えると、今回マニュアルは必ず町独自に作成をしていくことで、ちょっと言葉は悪いですが、予行演習をしておくべきではと私は思います。

ですから、これはある医療機関でもらってきたんですが、ここへインフルエンザにかからない方法、それから、かかってしまったらどういうふうに対処をするかということがうまく書いてあります。こういうものを町で独自に作成をしておいて、もっとでっかいやつを。それで町民の皆さん、カレンダーのそばへ張ってもらおうと。そうすると、余計に皆さんの意識づけがそこできちつとなされると。

なぜ私こういうことを言うかという、何度も言いますが、鳥が流行ったときに、こういうマニュアルをつくっておけば少しこの中を変えることで町民の皆さんがパニックにならないように鳥用のこういうものを速やかに出せるのではないかと。日本で一番に坂城町はそういうことをやっておいていただきたいと私は思っておるわけでございます。ですから、今言いましたように、各層、さっき言いましたように65歳以上の皆さんとか、そういう部分も今せつかく保健センターがあるんだから、そういうところに皆さん来てくださいます。そこで一遍に注射してしまうと、そんなようなことができるような枠組みをつくっておいていただきたいと思ひまして、その辺のところを町長にご答弁を願ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

町長（中沢君） 新インフルエンザに対する対応、そしてまた各層に対する予防接種等々の問題は、国、県を上げての指導のもとに県と医師会とで十分連絡を取り合いながら大宗はそこで決まってくるということでございます。今回の小・中学生の集団そのものにつきましても、千曲医師会と相談し、その上に立って町の開業医の皆さんとも相談するという状況であるわけでございます。従いまして、こういった後期高齢者、そういった今後の対応につきましては、千曲医師会等との意向を踏まえる中で、そしてまた開業医の皆さんが、子供の場合には、お母さん、お父さんが連れてくるというようなこと等もいろいろございまして、そんな対応をしたわけでございます。状況を見ながら対応していきたいなど、こんなふうに思っております。

今マニュアルというお話も出たわけでございますが、これはひとつの対応というものは、より国、県等の指導に基づくものが原点であるなど、そんな思いもいたしております。保健センターが、それぞれの場に対応できるべく職員体制を何とか一時的にも少し充実できないかという方向で現在進んでいるところでございます。以上でございます。

2番（中嶋君） 町長よりご答弁をいただきました。町長いつも言いますが、国、県からの指導、これは大事なことですよ、日本国でありますから。長野県でありますから。ただ、町長、忘れちゃいけないね。町長は坂城町の町長、その辺もきちっとお考えをいただいて、国、県からの指導に私はプラス千曲医師会の先生なども含めて坂城町独自の、先ほど申し上げましたように、こういうものを日本で一番真っ先に坂城町がこういうものをつくったっていいでしょう。さっきの富士見町の話じゃないですが。日本一ぐらいのことを町長、やりましょうよ。命かかっているんですから、皆さん。それで私はお願いしたかったんです。今はいいんです。とにかく何度も言いますが、鳥のとき、必ずやパニックになると思います。これを私は憂いて町長にお願いを申している次第であります。

さて先ほども申し上げましたが、まさに今年は激動の1年でありましたが、来年こそは少しは期待して、せめて穏やかな年となるよう祈るとともに、今年最後の一句を添えます。「子供らの命を守るの坂城町」。これで私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後4時47分)

1 2 月 9 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 林 春 江 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 9 " | 宮 島 祐 夫 君 |
| 3 " | 塚 田 忠 君 | 10 " | 池 田 博 武 君 |
| 4 " | 大 森 茂 彦 君 | 11 " | 円 尾 美 津 子 君 |
| 5 " | 山 城 賢 一 君 | 12 " | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 " | 入 日 時 子 君 | 13 " | 柳 澤 澄 君 |
| 7 " | 安 島 ふ み 子 君 | 14 " | 春 日 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 忠 比 古 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| まちづくり推進室長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 中 村 清 子 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 次 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 山 崎 金 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 新政権の姿勢からほか | 山城賢一 議員 |
| (2) 22年度予算編成の主点についてほか | 柳沢昌雄 議員 |
| (3) 第4次長期総合計画の成果と第5次の指針についてほか | 宮島祐夫 議員 |
| (4) 政権交代と町政運営についてほか | 林春江 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 最初に、5番 山城賢一君の質問を許します。

5番（山城君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1. 新政権の姿勢から

イ. 平成22年度の予算編成の考えは

現政権において経済への危機感が乏しいと言われておりましたが、11月の月例経済報告では、日本経済は緩やかなデフレ状況にあると正式に発表したとおりでございます。厳しい経済状況をようやく認めたわけではありますが、2010年度の予算概算要求に対しての事業仕分けは、マニフェストを基調とした査定でありました。

日本経済のデフレは、昨秋のリーマン・ショックに起因した需要にバランスを失ったものでありまして、物価の下落は消費者にとりましては歓迎するものの、悪い場合には企業収益を圧迫し、家計の収入にも影響を及ぼすものであります。消費の低迷とともに、さらに物価に影響を与えるデフレスパイラル現象を招く悪循環が懸念されるのであります。

経済協力開発機構、OECDや、あるいはまた日銀の見通しによりますと、我が

国の物価下落は今後3年間は続くだろうと、そういう予測もございます。現状のまま推移していきますと、経済の縮小に歯止めがかからず、景気が再び失速する二番底と言われてきましたように、急速な円高により経営基盤を揺るがす輸出企業や中小企業、内需拡大につながる制度や規制緩和の経済対策として、2009年度第2次補正の策定に動いた状況にあるわけでございます。また日銀はデフレと円高に直面している日本経済を下支えするための新たな金融面からの緩和策も打ち出したところでございます。

リーマン・ショック以来、引き続き町内の経済、企業活動は言語を絶する状況にありまして、創業は易く、守勢は難しのごとく企業の皆様のご努力に感謝を申し上げる次第でございます。

平成21年度における9月末の徴収実績の報告がございました。まず調定額2億6,872万9千円で、収入済額は前年に比較しまして2億9,800万円の減の1億8,531万1千円でありまして、前年比14.2%減の状況ということであります。そして個人住民税の現年分につきましては、調定額は前年に比較しまして約9,100万円減の7億7,043万3千円でありまして、収入済額も約6,300万円減の3億8,994万3千円と前年比13.9%の減ということであります。

特に昨年来の景気の悪化によりまして、法人町民税、これは現年分でございますが、影響が大きく、収入済額は1億2,109万9千円、前年比マイナス59.1%となり、前年より約1億7,500万円の減少であります。大型事業でございますまちづくり交付金事業による食育・学校給食センター建設は、ほぼ見通しが立っております。また安心・安全な学校づくり交付金による改修事業、また継続して進められるA01号線並びに坂都1号線の道路改良、大きな下水道事業など都市基盤整備はこれからも続くわけでございます。

国の政策展開の不明解な中で、確定しない段階ではございますけれども、町長にとりましては今期の最終年度の予算編成となるわけでございます。大変厳しい予算となると思います。どこに主眼を置かれているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

これにつきましては、昨日も同僚議員が質問をいたしました。重複する点がございますけれども、新たな答弁がございましたら、よろしく願いいたします。

ロ．行政サービスに変化は

国の事業仕分けによりまして、例えば子どもゆめ基金、学校ICT活用推進事業、

これは11年度から小学校5年生、6年生に必修化される英語教育改革総合プランでございますけれども、それから里山エリア再生交付金、関係あるものでは、またバス運行対策費補助の車両購入費ですか、それから地域科学技術振興、当町でもやっていますけれども、産学官連携事業、農道整備事業、それから森林整備への支援、農村振興モデル事業など廃止が対象のようでございます。また削減の方向に進んでいるのはシルバー人材センター援助事業、介護予防事業あるいは灌がい排水事業とか農業共済についての援助は削減という方向が出されております。交付税の見直しについても全く不透明な中でございますけれども、当町における行政サービスのしわ寄せが心配になるところでございます。どんな状況を想定されるのか、お考えをお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 山城議員の平成22年度予算に対するご質問等にお答えしてまいります。

ご案内のとおり、世界的な金融危機は長期化し、最近の円高傾向は特に輸出企業の多い当町においては企業の悪化がさらに進んでいるということで、大変憂慮しているところでございます。政府においては、雇用対策、経済対策などをもり込んだ第2次補正予算がいろいろと論議されておりますが、一日も早くそれが実行に移され、景気後退への局面を打開する、そしてまた町内企業が元気を回復するということを願っているところでございます。

平成21年度の税制でございますが、12月1日現在、個人町民税の調定額は、昨年同時期に比べ、マイナス10.3%、法人町民税の収入額はマイナス65.37%になっております。景気後退の影響は個人所得の低下にもつながり、特に町内企業における影響が本当に大きいということをひしひしと感じているところでございます。

来年度の税収見通しでございますが、これまた景気の後退、さらに長期化しているということで、個人所得の低下は個人町民税の大きな減少にもつながって来ると。また法人町民税は日本銀行松本支店の発表によりますと、企業収益は下げ止まりということから、若干持ち直しに転じているという観測はございますが、しかし実際には回復のテンポは遅く、歳入の根幹をなす町税の収入は極めて厳しい状態にあると認識しているところでございます。

地方交付税につきましては、政府の行政刷新会議における見直しでもいろいろ指摘されております。仕分けによって先行きはどうか、動向が今なお不透明

で問題を投げかけております。新政権におかれましては補助金制度や交付税制度が何か不透明で、どこでどういうふうに決まるかということが見通しがなかなか難しい状態でございますが、明確な方針を示していただきたいと考えているところでもございます。

新年度の予算の重点施策については、いろいろございます。まず長期総合計画を来年、10年先を見込んで的確に進めてまいりたいというのがひとつでございます。先ほども国の行政刷新会議での事業仕分けの中で何か下水道が地方移管の事業というような位置づけされておりますが、これは不可解なことと理解しております。下水道そのものは国民の生活そのものを支えることでございますから、国においても責任を持って、いろいろ支援していくという体制が大事だなというふうにも考えております。

福祉医療につきましては、児童・生徒の医療費の軽減、それに地域をどうしても活性化するという中では、ばら祭りや辛味大根まつり、こういうものをつなぎ、そして町の賑わいを起こし、地域を活性化すると、こういった対応が求められているなど思っております。

お話の食育・学校給食センターにつきましては、初めて町とともに振興公社が連携するという仕組みでございます。これには知恵を絞り合わなければならないなど、こんなふうに思っております。

坂城ならではのことにいたしまして、産学官連携の下地ができております。こういった下地をまず将来に向けて産業技術を高めるということで、テクノセンターを中心に、より充実させていくことが大事でございますし、また上海における嘉定区の実験小学校との小学生の交流、これは何とか進めていきたいなど思っております。

それと地域的課題として、坂城高校は坂城町が元気を出す、あるいは坂城町の将来にとって有用な学校でございます。100年祭を迎えるということでもございます。この来年に向けての坂城高校と埼玉工業大学との連携がなされると、町も連携いたします。こういったソフトの面に、より知恵を絞ってまいりたいと、こんなふうに考えているところでございます。

厳しい財政状態の中ですが、まず町内的には人件費、物件費などの経常的経費を何とかいろいろと削減していくと。そして投資的経費を何とか生み出して進んでいきたいと、こんなふうに思うわけでございます。事業の重要性、緊急性等を考慮しながら、先ほどの下水道あるいはバイパス、地域の基盤整備も進めてまいりたいと、

こんなふうに思っております。政権交代による新政権と県の動向等を見極めながら事業の必要性、費用対効果、後年度負担等をいろいろ頭に置くとともに、山積する行政需要に対して優先度を考慮しながら効率的な予算に努めてまいりたいと思いません。

予算の総額につきましては、一般財源ベースで15%から20%、言うなれば2割程度の削減が必要であるという中で、厳しい対応を切り抜けてまいりたいと、こんなふうに考えるところでございます。

総務課長（宮下君） ロの行政サービスに変化はについてお答えをいたします。

政府の行政刷新会議における事業仕分けは、公開の場においてそれぞれの事業ごとに可否等が議論され、事業の廃止、予算計上見送り、予算削減などの判定がされました。判定に対しましては、科学技術関連に係る削減に異論を唱える声や閣僚からも廃止などとされた事業の評価どおりの対応が困難との声もあり、最終的には政治的な判断も入っての国の当初予算原案になるものと考えているところでございます。

事業仕分けの判定の中で、特に当町で心配されるのは、今、町長も申しましたが、下水道事業の地方移管と地方交付税制度の見直しが挙げられます。

下水道事業につきましては、22年度も重点的に進めていく予定ではありますが、実施は各自治体の判断に任せると申されましても、国の役割や財源配分についての考え方がどうなるのか明確でなく、整備には大きな経費を要することから大変心配されるところでございます。

また地方交付税制度につきましても、事業仕分けのワーキンググループの委員の多数が抜本の見直しとしておりますが、どういう見直しができるのか、現在のところなかなかわからない状況にあります。町の収入が大変厳しい見込みである中で、この部分も不安要素となります。

また事業仕分けとは別ではありますが、民主党のマニフェストにより来年度から開始されます子供手当につきましても、地方の負担が検討課題とされ、不安要素ばかりとも言えます。国の各事業の方針により交付金や補助制度が縮減あるいは廃止となれば、町では原則それに連動いたしますので、縮減や廃止の方向となり、住民サービスにも影響が及ぶと考えられます。その事業を町が単独で行うとすれば、町の財源負担が増えるということになります。町で使います一般財源は限られておりますので、その分につきましては、どこかで住民サービスを縮減しなければならな

いということにつながります。行政サービスには窓口サービスから福祉サービスもあり、建設事業も住民サービスと考えます。

国民が政権交代を選択したのでありますから、行政を取り巻く環境、国民生活に係る変革は当然あることと考えますが、新政権の方針により町の行政サービスにも変化はあろうかと存じます。どのような影響が及ぶのか、具体的な内容はどうなるのか、今しばらく国の動向を注視していく必要があるかと存じます。

5番（山城君） ただいま答弁いただきました。国の動向が本当に不透明という中でございまして、大変日本が厳しい中で町の財政を預かる予算編成には大変苦慮されるものと思います。これは町の事業におきましても、国、県の連携事業が伴いますから、それなりに沿った計画を持っていかなきゃいけないということございまして、その点はよく理解するところでございます。

下水道の話では、これは私も心配なんですけれども、前の、あと10年で完成するよというような計画も表明されましたけれども、これも政権が変われば、当然それも思いとはまた裏腹ということで、ましてやこういう国で見なきゃいけない下水道も地方移管となると大変なことになってくるわけでございます。この辺について下水道も、どんな見込みが想定されるか、もしお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それから坂城高校のお話がありました。地元の高校で本当に育てていかなきゃいけない高校でございます。まして大学との連携という、埼玉工業大学ですけれども、連携して特色ある高校に育てていかなきゃいけない。ましてや来年度は坂城高校も、私の母校でございますけれども、100周年ということで、記念行事が10月26日に予定されております。当然町としましても、それなりのご援助をいただけたらと思うんでございますけれども、また、これは来年になってからとなりますけれども、その辺もできるだけ、厳しい財政状況の中で来年度は坂城高校も100周年記念事業が催されるわけで、その点も町としても、できるだけバックアップをしていただければということをおっしゃっている次第でございます。

昨日も同僚議員からの質問に対して、大枠でございますけれども、予算規模は15%から20%削減ということでございます。となりますと、20年度の予算から比較すると10年ぐらい前の規模になるかなと私もちょっと思った次第ですけれども、予算編成につきましては、なかなか町民税の大幅な減収ということで、自主財源がそれに伴って少なくなるわけですから、大変な編成になるかと思っております。

そんなことで、まだ町としては、というか、国としても緊急経済対策が終わったばかりで本格的な22年度の編成はこれからということですから、当然見通しが見込めないと思います。そんなことで、お互い苦しいときはそれなりの頑張りやっ
ていこうということで、よろしくお願いをしたいと思います。

今申し上げましたけれども、下水の件、それから坂城高校の件、2点ちょっとお
答えをいただければと思います。以上です。

町長（中沢君） 下水道について、仕分けの前にいろいろ地域を見た。長野県です
と、阿智村と下條村、要は浄化槽を見た。坂城町は、そういうことでなくて、広
域行政の中で広域的に対応するというので、都市的下水道であるわけございま
す。そうした面については、これは国も責任を持って支援していただきたいなど。
地方の仕事ということになると、一定の物が削られるということが厳しく問われる
面があるわけございませう。国が中心にやると、すべてのものが2分の1助成にな
るけれども、そのものが事業の対象となるものが削られるということにおいて心配
していますが、そうは言いましても、住民生活において極めて大事なものでござい
ます。でき得れば町の予算は、これだけはすべて用意する、それで10年何とかと、
こんな思いもいたしているところございませう。

この13日に千曲川シネマフェスタが開催されます。これは今年坂城高校100
周年のイベントということも位置づけまして、充実をしてみたいと、こん
な思いもございませう。そしてまた、現在、関係者、多くの皆さんの坂城高校に対す
る期待を、こんなふうな学校でありたいということで、町のサイドから提案する
ということで懇話会を開いております。各委員にもそれなりの問題点を指摘してござ
いまして、来年の春に学校の校長先生たちとまず事前的に、こういうことはどうだ
ということを見極めながら、さらなる坂城高校を頑張ってもらいたいというエールを
送ってみたいなど、こんなふうな思っております。

それと下水道そのものの基盤整備と、もうひとつは、六ヶ郷用水の関係がござい
ます。来年度から、いよいよ本格的に始まるという矢先のことでございまして、今
六ヶ郷用水の関係者と苦慮しながら対応しているところございませう。以上ござ
いませう。

5番（山城君） 下水道に関しては、小さいこの町では、それはもうできないことは
私もわかっていますので、できるだけ国、県の協力をいただいて、表明された期間
内に完成に向けて、ひとつ全面的な協力の執行をお願いしたいと、こんなふうな思

います。

時間がありませんので、次に進みたいと思います。

2. 利用料、手数料について

イ. 湯さん館の利用料について

本定例会におきまして、町長から招集あいさつにございましたように、びんぐし湯さん館の利用券に係る料金の改定についてお話がございました。また上程がされました。近隣の類似施設が多くなってまいりましたし、また景気の悪化による一因もありましようか、びんぐし湯さん館の入館者数は、平成15年度の30万7,419人をピークといたしまして、平成20年度は26万9,817人と減少傾向に推移しております。また入館料では、開館した平成14年度の1億2,888万2千円から平成20年度8,513万6千円と収入もそれなりに推移をしているということであるわけでございます。

さて、今回の料金の改定につきましては、経費の削減を含め、総合的な経営改善に努める中で、年間利用券2万8千円について、入館料500円の1回券や回数券の11回券並びに35回券に比べ、利用応益の是正という観点から年間利用券の改定ということでございます。

私は、前回の改定のときでございます、4年前ですが、平成16年の12月定例会におきまして半年券の導入をとご提案申し上げましたが、そのときの町長の答弁は、これからの推移を見てということでございます。今回、半年利用券の新設とともに回数券の優遇幅を広げられましたことに対し、一定の評価をしておるところでございます、利用していただくお客様の理解が得られるものと期待を申し上げるところでございます。

今回の改定にあたりまして、来館者数の増加を図る集客力、利用いただいているリピーターの確保が命題であると思うわけでございます。昨年来からの景気の悪化で消費が低迷しており、市場動向を見ましても、この時期に利用料の改定とはと考える心境になることも私自身ではなく、大勢の利用者からのご意見を耳にしておる次第でございます。格安な料金であれば利用者の方にとりましては大きく反映されますし、世論市場の常識ということもまた価格設定に際しての事実ということもあります。いわゆる第三セクターということでありまして、行政もかかわっている会社でございますから、責任もあるわけでありまして、利用料の改定により振興公社がどんな改善の見通しが立てられるのか、お伺いをいたします。

ロ. 家庭ごみの手数料について

これにつきましても同僚議員が昨日質問いたしました。新たな答弁がございましたら、よろしく願いをいたしたいと思えます。

長野広域連合におきまして、計画を進めておりますB地区の新しい焼却施設として、千曲市中島地区に候補地として平成26年度の開設に向け、進められております。ごみ処理施設の建設や運営に係る経費の負担割合として、人口割10%、ごみ量割90%ということがございます。ごみの減量化につきましては、平成15年度を基準に、平成22年度までに家庭系可燃ごみは10%の削減、事業系可燃ごみは15%の削減目標を掲げております。町民の皆さんには、ごみ減量化の促進、きめ細かい分別による資源化の取り組みにご理解ご協力に感謝をいたすところでございます。

循環型社会の構築のために、ごみ処理に多額の費用を投入してございまして、ごみ減量化への認識、負担の公平性から、ごみの手数料の有料化を進めておられますが、近隣の上田市は実施、長野市は、この10月から、千曲市は来年の4月からということになっております。坂城町でも、ごみの減量化、費用負担の公平化、ごみ処理費用の軽減を図るため、家庭ごみの有料化について今定例会に上程をされました。

町の状況から見ますと、平成18年度から3年間連続減少の途にあります。資源ごみは1,258tから1,082tに、不燃ごみは163tから139tに、可燃ごみは3,378tから3,282tであります。有料化しなければならない、その理由は何なのか。有料化するために、どういうことで有料化しますよという説明が足りないのではないか。有料化にあたって有料化する内容と具体的な町としての環境づくりの施策がどのように考えておられるのか、お伺いをして1回目の質問といたします。

企画政策課長（片桐君） 湯さん館の手数料についてお答えを申し上げます。

本議会に上程をさせていただいております温泉条例の一部を改正する条例案につきましては、近隣類似施設や当施設の1回券と比べ、格安な料金設定となっております年間利用券について料金を引き上げ、新たに半年利用券を新設をし、回数券の優遇幅を拡大するというものでございます。

主な改正内容でございますが、年間利用券については、現在の料金2万8千円を年齢75歳以上の方3万1千円、75歳未満の方3万3千円に変更をいたし、また新たに半年利用券を設けまして、年齢75歳以上の方1万6千円、75歳未満の方

1万7千円といたすものでございます。回数券につきましては、大人、小学生それぞれ金額を据え置いたままで、11回券を12回券とし、また35回券を廃止をするものでございます。

これらの利用料の改定が利用者の増加と理解を得られるかというご質問でございますが、年間利用券の改定につきましては、利用される皆さんの公平性を確保するという面で重要であると考えておるところでございます。現在2万8千円の大人の年間利用券は、年間で56回以上の来館で元がとれる設定となっておりますが、年間利用者の平均来館者の回数は年221回という状況でございます。たくさんご来館いただくことは誠にありがたいわけでございますが、この場合の1回当たりの入館料は126.7円ということで、1回券の来場者に対しまして約4分の1の負担ということでございます。なお、この126.7円のうち入湯税として30円町へ納付となりますので、振興公社としての収入は100円以下という状況でもございます。こういったことで見直しが必要なものと考えたところでございます。

料金改定にあたりましては、一律3万3千円とすることも検討いたしましたけれども、利用者の中におとしよりの方が多いということを考慮いたしまして、75歳以上の皆さんは2千円安価に設定をしたところでございます。また半年利用券のご要望も多いことと、よりお客様の利便性を考慮いたしまして、新たに半年利用券を設けることといたしたところでもございます。

また9月議会の一般質問におきましてもご答弁を申し上げたところですが、景気の低迷や燃料費の高騰等も影響する中で、湯さん館の経営はなかなか厳しい状況にあります。入館者、売上高とも減少傾向でございます。町振興公社では経費の節減は当然のことでございますが、収益改善のまず第一は、1回券や回数券によりご入館いただくお客様の増加であるというふうに考えております。回数券の優遇幅の拡大によりお得感を出す中で入館者が増加するよう、営業努力を行ってまいりたいと考えております。

湯さん館は福祉の施設であるとはいえ、町振興公社は株式会社であります。当然、独立採算が基本でございます。年間利用券の料金改定につきましては、町振興公社の取締役会、また株主総会におきましても強く要望もされてきているところでございます。また近隣の類似施設の年間利用券は3万5千円から4万円が多いという状況でございます。湯さん館の年間利用料金は現在2万8千円でありまして、他の施設と比べまして格安な料金設定となっているところでもございます。

今回の料金改定につきましては、町民の皆さんを初め利用者の皆様に以上の趣旨を十分お知らせし、ご理解をいただきたいと考えておりますし、ご理解をいただけるのではないかとというふうにも考えております。広報「さかき」でのお知らせなど周知に努めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、町では他の類似施設との差別化が図られますよう、また今後とも皆様に愛され、ご利用いただける施設となるよう、食堂メニューの改良や売店の品揃えの充実、さらに経費の一層の削減等を行いまして、総合的な経営改善を支援してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解をお願いを申し上げます。

住民環境課長（塩澤君） 私からは家庭ごみの手数料につきましてお答えをいたします。

家庭ごみの有料化については、環境省におきましても推進をしているところでございますが、町としましても廃棄物行政の適正な取り組みを図るため、ごみのさらなる減量とリサイクルの促進、費用負担の公平性の確保、ごみ処理費用の軽減などを目的に導入をいたすもので、ごみ減量化の効果的な方策というふうに考えております。

有料化の対象となるごみは、可燃ごみと不燃ごみでありまして、手数料の料金設定にあたりましては、近隣市町村との均衡にも配慮いたす中で、指定袋1枚につき20円を袋代に上乗せをするということをお願いをいたすものでございます。昨日の一般質問の中でもお答えしましたが、既に有料化を導入した市町村の実績等から10%前後の減量が見込まれ、一定の成果が期待できるものと考えております。

今後のごみ減量化への具体的な施策でございますが、町の課題となっております生ごみの堆肥化、リサイクルにつきましては、より一層の推進を図ってまいります。生ごみ処理機等の購入補助金の拡充、関係団体と連携をし、段ボールコンポストによります生ごみの堆肥化の普及促進を図ってまいります。また生ごみは水分を多く含んでいることから重量的にも大きなウエートを占めております。各家庭で1日コップ1杯分、約100ccの水を切っていただくことによりまして、年間では約213t、6～7%の減量が見込まれるわけでございます。このことから水切りの徹底につきましても、あわせて啓発をしてまいります。消費者の会など関係団体と連携をいたしまして、マイバッグ運動の推進、レジ袋の削減、過剰包装の抑制などについても啓発を行ってまいります。住民、事業者、行政等が協働して、ごみの減量化と

循環型社会の構築に向けて積極的に取り組み、意識の高揚を図っていくことが重要と考えます。

ごみを減らすことは温室効果ガスの抑制、地球温暖化防止にもつながることです。今回の手数料有料化とあわせて、ごみの発生、排出を徹底して抑制すること、排出されたごみは可能な限り再利用、資源化を図ること、いわゆるリデュース、リユース、リサイクルの3Rの推進を初めとするごみ減量5カ条の啓発推進によりまして、環境にやさしいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

5番（山城君） それぞれ答弁をいただきました。

まず湯さん館の利用券についてでございます。

年間券2万8千円の件ですが、これはたしか近隣に比べると安いということですが、年間利用の方は当然、来館者は増えているわけです。19年度8万57人、20年度8万5,620人、2,563人増えているわけですね。これは当然何か利用者側から比べればほかの施設よりは立派な施設で安く利用できるという、そういうことですね。これがほかの施設と比較して値段を上げるとなると、湯さん館の特徴がなくなってしまう。せっかくこれだけ利用者が年間に対しては増えているのに、何で年間利用者の方だけのそこだけをとって料金改定をするのかというのが私には理解ができないわけでございます。当然年間は単独で500円で入られた方に対して、先ほど入湯税は30円、126円に対して30円取られちゃうという、これはそういう仕組みですからしょうがないんですけれども、これはこういう年間券という設定に対して設定されたことであって、これだけに集中して値上げということになると、年間利用者のメリットがなくなるんじゃないか。

ほかにもっと、例えばですけれども、ペア券でご夫婦で来られている方、利用される方がおります。このペア券を新たに設けたらどうか。それから、ほかの施設でもやっていますけれども、500円が入ってこられる方にポイントカードをつくらしたらどうか。これは、例えばポイントカード、10回入ったら2回分をサービスをするというような、そんな弾力的な考え方も必要ではないかと思うわけです。

それから、時間がなくなってきてあれなんですけれども、来年3月、坂城バイパスが開通します。開通しますと、お客さんの中では、どんな形になるのかなど。例えば上田では上田道と川の駅ということで、新たな施設がバイパス完成と同時ぐらいに飲食施設とか物販店とか、そこは当然地域の防災拠点とあわせて健康拠点施設が進んでいるわけですが、これらの施設に対して湯さん館は影響がないと言

い切れるのかどうか。要は500円で入られる方あるいは回数券で入られる方をいかに集客するかということではないかなと思います。

私個人の話で申し訳ないんですけども、私も年間券を買うあれがないもんですから、回数券を買います。回数券トータルですと、これは年間券以上の支払いはしていると思いますけれども、そういう年間券は年間券の利用者の方で、やはり500円で入られる方、回数券で入られる方の集客をどうしたらできるかということが一番大事ではないかなと思うんですけども、それと、例えばの話ですが、上げた場合、年間券を上げて、私の概算ですからあれですけども、140～150万円の金額じゃないかなと思うんですね。これで果たして、私も今申しましたけれども、それらを含んで本当に経営改善できるのかなと。そうなった場合に、経営陣の刷新という考えまでお考えを持っていかれるのかなということですが、簡単にお答えをいただきたいと思います。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

年間券の値上げにつきましては、先ほどご答弁をしましてとおりでございまして、今回の値上げを含めまして、また同じ年間220回ご来館いただけるとすると、約150円、若干下回りますが、約150円ということで、3分の1程度のご負担はぜひお願いしたいということでございます。

それから年間ペア券、ポイントカード、これは大変貴重なご提案でもございますので、今後取締役会等の中でまた検討させていただきたいと思います。

それからバイパスの関係につきましては、また開通後の状況を早目に把握する中で、その方たちを県道から誘導できるようなことも考えてみたいというふうに思っております。

それから経営陣の刷新につきましては、何とも私の立場からお答えできませんけれども、また取締役会等の中で検討させていただくことになろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

5番（山城君） 1点だけ。新しいバイパスができます。そこへ湯さん館の案内板をつくっていただけるかどうか、その点お考えを。よろしく願いします。

企画政策課長（片桐君） 先ほど申しましたが、県道からの入り込みを増やすという観点から検討させていただきたいと思います。

5番（山城君） 申し訳ございません。時間がないので。

3. 中高一貫教育について

イ．県立高校に導入方針の受け止めは

私、長野県で初めて公立の中高一貫校の設置について説明会に行ってきました。先生方、親御さん、大変熱心に聞かれて、それで本当にこれは、ただ、内容がいろいろと意見が出たんですけれども、本当に心配されておりました。対象は募集人員は東北信と中南信ということなんですが、東北信というのは屋代高校ということで決定しております。募集人員は80人、該当地区は通学できる範囲ということで上田から長野間で一応100小学校あるそうです。ですから、坂城小学校は3校ありますけれども、そこで該当の児童さんということになるんですが、これについて町の認識と今後の対応について答弁いただきたいと思います。

教育長（長谷川君） 山城議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

時間がちょっとないもんですから、かいつまんで申し上げますが、まず第1番のどういうふうを受け止めているかという点について申し上げたいと思います。

公立の中高一貫校は初めてであります。ある面でいいますと、中学校がいろいろな特色ある中学校ができて、児童にとっては選択の幅が広がるということは、いいことかなというふうに思っております。しかしながら、今まで中学校は坂城中学校へ行くんだという思いで進路指導してきた中で、これをどういうふうに変更していくかというようなことを今後考えなければいけないとか、あるいはどういう課題が出てくるかというのが今回の説明では学校の中身が十分理解できませんでしたので、今後どういうふうに県が考えているかということを確認しながらでないで、ちょっと細かい部分についてどう対応するかということは、まだ申し上げる時期にはないと思います。ご猶予いただきたいと思います。

今後何を進めるかということについてでありますけれども、今申し上げましたように、まだ全容がわからない、どういう中学を目指すかということがわからない、それから高校との関連も十分まだ発表されておられませんので、まずお願いすることは、県教委の高校教育課に、新しい中学がどういう方針で、どういう中身で運営されるかということを早急に出していただくと。来年の3月までには、これは発表していただかないと保護者の皆さん、子供たちの進路選択はやはり1年間は必要だと思います。ですので、なるべく早くそれを出していただくように県へお願いする、これがまず最初の対応かと思えます。それ以後につきましては、それを見ながらということで進めてまいりたいと思います。

一番懸念をしておりますのは、保護者の皆さんや学校がこれによって混乱を起こ

さないようにどうするかということ、まず第一にして今後の方針を決めてまいりたいと考えております。以上であります。

5 番（山城君） 答弁いただきました。

時間ももうないんですけれども、対象は小学校4年生から対象になりますね。開校は24年度からということですから、本当に時間がないので、その点は教育長さん、また教育委員会として積極的に県の方へ働きかけていただきたいと。親御さんは本当に心配されておりました。以上で私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、12番 柳沢昌雄君の一般質問を許します。

12 番（柳沢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告の順に従いまして一般質問をいたします。

9月の総選挙で自民党の長期政権から民主党政権となり、新政権のもとに国政が行われていくわけでありますが、リーマン・ショック以後、景気は回復しない状況の中で、デフレ、円高と景況はますます不透明となり、国民生活はますます困窮化していく実情であります。一日も早くこのような不況から脱却し、好況になることを願いながら質問に入りたいと思います。

1. 22年度予算編成の主点について

イ. 本年度の検証と22年度予算編成の取り組みは

当町は企業の町、ものづくりの町として国内を初め世界各国に企業展開をしてまいりましたが、世界経済は悪化し、当町企業にも大きく打撃を及ぼし、その影響による税収減は当町の施策遂行に多くの影響が出ました。

そのような実情の中で本年度事業を行ってきたわけでありますが、次年度に向け、予算編成を組み立てる上からも、本年度の事業をしっかりと精査、検証し、多様化する住民ニーズにどのように応えてきたか、これを顧みることも重要ではないかと思うわけであります。どのようにお考えか、お尋ねいたします。

また、なお一層の厳しい財政状況になると思いますが、22年度へ向けての予算編成に取り組みられていくわけでありますが、施策の主点をどこに据え、執政を行っていかれるのかお伺いいたしますとともに、重点事業としての下水道事業に取り組みられていかれるお考えはあるのか、確たる考えについてお伺いをいたします。

ロ. 堅実財政保持は可能か

当町は町民のたゆまぬ努力により伸展してきました。しかし、その道のりは平坦なものばかりではなかったようです。ようやく軌道に乗るかの状況に不況の嵐が押し寄せ、今や抜け出ることさえできない景気情勢であります。かつては、当町は昭和59年、60年、61年と地方交付税不交付団体として経済情勢の豊かな町としてやってきました。以後も財政力において県下町村では良好な町として自律を打ち立て、執政をしてきたのでありますが、現況の経済の不振と新政権による事業仕分けによる財源の不透明な中で地方自治体は施策執行をしていくのでありますが、財源の見通しがつかない様相は、町民の皆さんはこの町の行方に不安も感じているかと思いますが、安心して住める自律のまちとして今後も堅実財政を保たれていかれるのか、ご所見をお伺いいたします。

町長（中沢君） 柳沢昌雄議員のご質問にお答えしてまいります。

22年度予算についてでございます。

昨年秋以降の世界的な金融危機が長期化して、最近の株価の大幅な変動、円高傾向は町内の製造業の経営をさらに難しくしているということで大変憂慮しているところでもございます。

平成21年度の町税の状況ですが、12月1日現在、昨年同期に比べ、法人税の収入額はマイナス65.37%、個人町民税の調定額はマイナス10.3%となっております。景気後退の影響が町内企業の業績にひしひしと迫り、暗い影も落としております。個人所得の低下もこれにつながっておりまして、誠に憂慮しております。

景気回復がなかなか進まない中で、新年度の予算編成をするわけでございます。来年度は個人、法人税とも住民税は今年度よりさらに厳しくなると予想もするところでもございます。地方交付税につきましても、政府の行政刷新会議において、その見直しも指摘されております。どういう状況になるのか、誰が最後に決めるのか、先行き不透明なところもございます。

事業遂行の実績の検証でございますが、私自身、常に自らそういった面で留意しておりますし、各課にもそれを指示しているところでございます。また定期事務監査の中でいろいろ指摘されていく、そういったこと等も踏まえていろいろ対応しているところでもございます。

一般会計における執行状況は、収入について収入率は予算現額に対し、前年対比

3. 4ポイントの増、歳出についても予算に対し、執行率は前年度対比2.4ポイントの増であります。歳入における収入実績は、個人町民税、法人町民税両方とも落ち込み、いろいろな予算執行について、より注意、きめ細かな対応が求められています。いろいろご指摘の中で今後の事務事業の執行にあたりましては、さらにいろいろと工夫を凝らし、対応してまいりたいと考えております。

また庁内でございますが、実施計画策定に伴う事業評価において、各事業が妥当なものかどうかを自ら検証し、事業実施に対する効率性や有効性などについても検討を行っているところでもございます。予算編成において再度、全事務事業について必要性、緊急性、そして、それぞれどういう役割を果たすか等を検証する中で、町民生活に配慮した予算編成に努めてまいりたいと思っております。

22年の重点事業でございますが、国の行政刷新会議の事業仕分けで地方移管ということも幾つか予想され、苦慮しているところでございますが、下水道整備事業ということ、このことは町の住民生活の最も大切な要素をなすものでございますので、国、県との連携を密にして進めてまいりたい。また福祉医療の制度の拡充あるいはばら祭りや辛味大根、こういったものをいろいろな施設に、例えば鉄の展示館、湯さん館というところにもつなげていくという工夫も大事だなと思っております。

下水道の整備事業については、現在、中之条地区で3つの工区、網掛地区で2つの工区の工事を実施しておりますが、幹線管渠につきましては、南条の塚田踏切まで着手いたします。また下水道の認可区域の見直しも行い、来年度からは中之条から町横尾を経由して入横尾へと、さらに上五明から上平地区へと下水道の整備をいろいろと進めていく、準備していくということでございます。

平面測量業務につきましても、南条の金井、新地、鼠地区を認可区域の見直しとあわせ、空中写真撮影業務などを行うことによって平面図の作成等、そういったことを具体的に進め、準備してまいりたいと思っております。幹線、基幹に対して今年4億円の補助金を得たということを一いつの糧にして、より頑張ってもらいたいなど、こんなふうに思っております。そういう中で何とか10年の計画を立てながら整備区間のいろいろな拡大、そういったものに努力してまいりたいと、こんなふうに考えております。以上でございます。

総務課長（宮下君） ロの堅実財政保持は可能かについてお答えいたします。

ご質問の中にもございましたが、当町におきましては、これまでもバブル崩壊による景気悪化の時代も乗り越え、自律のまちづくりを進めてまいりました。現在そ

れを上回る大きな景気後退の局面を迎えておりますが、堅実な財政運営に努め、この状況を乗り越えてまいりたいと考えております。

この世界的な経済危機による景気の後退は、この1年の間に急激な税の収入減につながりました。企業収益や個人所得の回復には短期間でもとに戻るとは考えにくく、22年度における一般財源の確保は大変厳しい見通しとなっておりますから、予算規模をかなり縮めることを意識して堅実な予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

町長が申しました重点事業のほか、基幹道路の整備促進、少子高齢化社会に向けた福祉施策の充実や健康づくりの取り組み、環境循環型社会への対応など、さらなる需要増が見込めるところです。事業の重点化、取捨選択を行いながら行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

経常経費の削減や投資的経費の重点化等による歳出の抑制を図り、財政の健全化に努めてまいりたいと存じます。財政規模を縮小しての予算編成に取り組んでまいることになりますが、町民生活を考慮した場合、義務的経費の抑制には、ある程度限界があることから、財政指標では一時的に経常収支比率が上がるのが想定されますが、実質公債比率や将来負担比率等にも留意し、堅実な行財政運営に努めてまいりたいと考えます。

12番（柳沢君） ご答弁をいただいたわけですが、再質問をさせていただきます。

次年度は中沢町政の施策における折り返しの年度であります。また事業の遂行の節目でもあるわけであり、町長は事業推進執行にあたっての考えで、有利性ある補助事業の取り入れをと取り組まれてまいったわけであり、政権交代による昨今の刷新改革による事業仕分けを見たとき、補助事業の見直し、または廃止等がありましたが、当町の今までの有利性ある補助事業の取り入れの見通しに誤りはなかったか、この点についてお伺いいたします。

町長（中沢君） 地方自治を担う者として、国、県との連携とあわせ、国、県の施策を町の状況に応じて、どのように有意に結びつけるかということは、執行者の課題というよりも、責任であると、こんなふうと考えております。

私は、ともども職員と歩くと、職員の皆さんにまず予算執行にあたる前の予算編成については、自分たちが進める中で国、県でどういう施策があるかということ、勉強すると、それが町に対する責務であるとともに職員がより向上していくんだと

ということの中から補助金、助成金あるいはいろいろなつながり等を勉強しようということを進めてきたわけでございます。極端に言えば、補助金が見つからない、そういう事業を独自でやるだけの力は町にはないよと。やはり連携することだよということでもあるわけでございます。そういう中で数々の事業を実施してきていると。加えて関係団体というか、国ばかりでなくて、いろいろな関係協力団体があるわけでございますが、その助成も受けてきたと。

最近の例ですと、まちづくり交付金によって15億円を導入しました。5年間でございます。駅前周辺を初め町営住宅、さらにまた食育・学校給食センター等幅広い対応をすることによっていろいろな基盤整備や生活整備もでき上がったと、こんな思いもしているところでもございます。今回そのまちづくり交付金がちょっと危なくなってきたりというところで、実感としてよかったな、早くやっておいてという思いがあるわけでございます。

財政の厳しい折ですが、ここしばらくソフトの面をより重視しながらの対応を進めていくことが私たちの町に求められたひとつの課題だなど。そういう中で先ほども申し上げましたように、下水道とか、そういった基盤的な整備、バイパスあるいは六ヶ郷、そういったものについては肅々といろいろ進め、より充実してまいりたいと考えております。以上でございます。

12番（柳沢君） 今、町長からお答えがあったわけであります。これは今、政府が事業仕分けをしている中を見たときに、我が町は許しある補助金をとということで町長はいつもそのような情報としてやってこられたわけです。また実行してきたわけです。これらについて私は、これは今、町長が実感としてよかったなど、これは私もそういうふうを感じるわけです。この点については評価をいたす次第であります。

このように先見性を持ってやっていかなければ行政はできないというふうに考えているわけですが、これからもいろいろの面において先見性を持って町の執行にあたっていただきたいなという感じでございます。

それから下水道の関係でございますけれども、重点的に下水道を持っていったただけの状態にあるというような考えが今いろいろな面でうかがわれているわけですけれども、下水道については平成3年に流域下水道の事業に着手して、平成5年度に公共下水道に着手し、平成12年度に一部供用開始としたわけであります。

町長招集でもあいさつされていますけれども、中之条の面、それから網掛、この地区の面整備をしていくと、ただいまもそういうご説明もあったわけですが、

南条地域が供用されるまでには何年ぐらいかかるのか、この辺をお聞きいたすとともに、政府の刷新会議の動向を見る限りでは地方移管とも言われている。これは町当局もご認識はされておいて、いろいろとお話はされていますけれども、その地域が遅くなっていくということは住民の皆さんたちは大変に憂慮しているわけです。状況がどういうふうに変わっていくかというようなこと。早い供用のところと遅いところの住民感情というものは大変であります。この点において、ぜひとも22年度重点事業として取り組みを急いでいく、早めていくと、このようなことについて再確認をさせていただきます。

町長（中沢君） 先日も県の町村会と出身の民主党の議員さんとの懇談会あるいはその他のところにおいて、下水道というものは現在最も大事なものであり、当地においては千曲流域下水道ということで県的に進めていることであるので、単にそれが地方がやるべきだというだけの話では違いますよという申し上げましたところでもございます。

いずれにいたしましても、坂城町としては、今、予算編成の中で下水道の部分の予算だけは国と連携して、その分は何とかしていくんだという気持ちの中で予算整備をさせているところでございます。皆さんともどもに、いろいろな面から一日も早い下水道の開通に努力してまいりたいと思います。

12番（柳沢君） ただいまの答弁で、国、県、これは何としても個々においてもお願いをして、早期の実現に一層のご努力をお願いいたしたいと思うわけであります。

次にですけれども、堅実財政の関係でございますが、地方交付税の削減は市町村の財政の大きな財源で占めているわけでありまして。自治体運営上における命綱と言ってもいいほどのものであります。これが削減となれば運営に相当影響されてくる。財源不透明の形で地方に公共事業の移管となれば、地方は貧困していくばかりであります。当町としても自律のまちづくりの道しるべでも示されているように、いろいろな改革をぜひ推進していただき、堅実化に向かって町民が安心して安定された財政のもとにここで住めるようにやっていかなければならないと期待をしているわけです。今まで財調、基金等を持っておったわけですが、いよいよその基金を取り崩してもいかなければならない。どのような工夫、英知を持ってこれをしていくのかどうか、この辺についてお考えをお伺いいたします。

総務課長（宮下君） こういう苦しいときに向かいまして、今まで皆様方のお力添え、ご理解の中で財調というものを積み上げてまいりました。これにつきましては、昨

日の答弁にもありますが、基本的に町がしなければならない部分というものは確保しなければならない。なおかつ、その中で事業選択をする中で最低限必要なもの、どういう形の中で住民の皆様方に理解いただけるものができるのか、その部分につきましては、財調等を切り崩す中で財源を確保し、進めていくという形の中で考えております。

この段階で今、財調をどのぐらい取り崩していくのかという状況につきましては、これから予算編成をしていく中で検討させていただきたいというふうに考えております。

12番（柳沢君） 堅実を守るだけにこだわるわけではないわけですが、やはり町民が安心できるまちづくり、町民は自律のまちだという誇りを持っております。そういう中で自律をしていくには、やはり一生懸命皆さん方も努力して、みんなで協働の力を持ってこの町を立てていかなければならないというふうにも感じているわけです。ご努力をお願いいたします。

2. 県営水道の地元移管について

イ. 実情と対応策は

過日の報道によれば、県企業局は長野市、千曲市、上田市、坂城町に給水している県営水道事業を地元自治体に移管方向と報道されました。これは県公営企業経営審議会が今後の県営水道事業経営ビジョンの答申によるもので、これによれば各家庭の給水事業については本来市町村が担うのが望ましいとされているということでもあります。しかも現在、坂城町が給水の恩恵にある上田市にある県営水道諏訪形浄水場の廃止を前提に事業移管を進めるということでもあります。まさに坂城町町民は兵糧攻めでなくして水攻めの危機感を抱かずにはいられないのであります。

私たちは、このような事態を深刻に受け止め、町民の皆さんとともに考えていかなければならないわけであります。それには的確な情報を住民の皆さんに提供していかなければならない、こういうことでもあります。水は多岐にわたる機能を持っているが、生活に一日も欠かすことができない必需資源であります。この問題は軽視することなく、真剣に考え、取り組んでいかなければならない課題でありまして、水資源のない当町は県営水道に頼ってきたわけでありますので、直接その影響は大きいものがありますので、町民が安心して生活できる水確保にどのように取り組まれ、円滑な給水が受けられるような最善の対策を考えていかなければならないが、ご所見についてお伺いをいたします。

町長（中沢君） 日ごろ私たちが常に使用しております県営水道が、これを地元に移管したいというようなお話が出てきていると。大変重大な課題だということを理解しているところでございます。

上水道事業につきましては、水道法により本来は原則的には市町村が経営するというふうに位置づけられていたわけでございます。ただ、坂城町周辺、この地域は水源的にも乏しく、安全な水供給ということで広域的に対応してということで企業局が経営するという形にもなったわけでございます。

昭和36年12月に関係市町村によりまして県へ広域県営水道事業建設促進の要望書を提出し、県により昭和36年、千曲川沿岸広域水道計画が策定されたと。厚生労働大臣の認可も得まして県による何市町村もまたがる広域的な先進的な画期的な上水道を始めるということで始まったわけでございます。坂城町の場合、簡易水道組合が3団体ありまして、これを契機に県営水道に移管され、全体が今の状況になって給水されているところであります。

こういった課題あるいは交渉経過の中で、県がその時点で責任を持つということから始まったということは、大事な要素であろうなと思っております。上田水道管理事務所も昭和39年5月から給水を開始していると。一時は赤字経営で大変だという時代がありましたが、それも乗り越えまして、現在は黒字経営ということで問題なく進められているということでもございます。

この県営水道のあり方については、平成14年度に田中前知事の時代でございますが、県民益の観点から企業局の事業の民営化検討委員会が設置され、始められたわけでございます。今までいろいろと議論を交わされてきたわけでございますが、最終的には、この地域と松本、塩尻地域だけが企業局が関与しているものはいかなものかなというようなお話も出てきていると。そういう中で先月でございますが、県公営企業審議会におきまして各家庭への給水事業については、本来市町村が担うのが望ましいと提案されたわけでございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、給水すること自身、今まで企業局が担っているんですから、これからどのように対応するかという、その手立ては示す責任、また、それを実行する責任は県企業局にあると理解しているところでもございます。現在、坂城町は上水道事業ということはやっておりますが、時によってはいろいろと対応しなければならない。県にいろいろな努力をよりお願いするということでございますが、こういった潮流、そういうものが出てきたということ、坂

城町は上水道はやっていないから県でやるのだというだけでは進まない。

というのは周辺の市町村の状況が変わってきておりまして、上田市は上田市全体の上水道を管理したいんだという中で今の上水道の体系がある。川中島地区におきましては、長野市としては自分のところで川中島平の水を供給したいんだという流れが出てきていると。30年からいろいろの状況が変わっているということ、そのことは理解しなければならないんだということでもございますが、そういった面においては坂城町がどのように対応するかということ、このことは大事な課題になってきていると、こんなふうに思っております。

移管がこれから論じられるとすれば、県の企業局が今まで飲料水を供給しているという責任のもとにいろいろ提案すべきものと理解しているところでもございます。県で坂城町に余計な財政負担をかけてもらっては困るよと。また住民サービスを落としてもらっては困るよと。料金を上げてもらっては困るよと、こういったことは最低の条件でございます。そういう中で、このようにすればこのような給水体制ができるということをA案、B案、C案を示していただいて、そういったものの中からの坂城町の今後の水道体制を確立していきたいなど、こんなふうに思っております。

あわせて大事なことは、水というものに対して、例えば他の町村と組むといたしましても、常に長期的に安全で対応できる、そういった仕組みをまず考えていく中から対応していきたい、このように考えているところでございます。以上でございます。

12番（柳沢君） 町長から答弁をいただいたわけでございます。

そこで私は、この県営水道の関係について、当町はどのような方向に進んでいかなきゃいけないかなというようにいろいろな角度から考え、また、いろいろな角度から調査をしました。

いずれにしても当町は水がないということになるわけです。これは県営水道の諏訪形がなくなると、廃止されるということであればということですが、ここで調査の状況を、私は先ほども申し上げたように、住民の皆さん方に情報を流すと、情報を申し上げ、また、ともどもに研究していくというような面からも、また町自体からもいろいろとご判断を仰ぐために、ご説明をさせていただき、その調査結果をお話ししたいと思います。

それは坂城町の住民が県水をどのくらい使用しているかということについて、平

成19年度には176万1,057[㎥]、平成20年度には169万221[㎥]、平成21年度には10月末現在で92万2,359[㎥]ということを使用しているわけなのであります。月平均10万[㎥]から11万[㎥]であります。使用料は一般家庭料金は13mmの基本料金が2[㎥]で県水の場合2カ月分2,700円で、それより超えた場合は1[㎥]につき182円加算されていくというのが県水の状況であります。そこで県水と上田市の水道料金との比較をすれば、現行、市の料金は口径の13mmで1カ月、基本料金は661円、県水は1,350円で、その差は689円となります。市水と県水を1年間に比較すれば、基本料金の関係だけでも市は7,932円、県水は1万6,200円で、その差額は8,268円となるわけであります。

そこで県水は千曲川より水を給水して取り口をしているわけですが、上田市の取水源は、1カ所は真田の石舟浄水場で、菅平ダムの清流を緩速濾過という方式によって濾過されてきているわけです。また1カ所は染谷にあります。染谷の浄水場でこれを処理しているわけです。坂城町に7千tぐらいは供給できるという状況であるわけです。この濾過方式は、千曲川の水に薬品を入れて浄化したのを町民に供給すると自然の水流れ、いわば神川用水を使い、この用水によって生物の力によってそれを濾過している。非常に水もきれいだし、また水質もよいと。そこにまた料金が安いと、こういうような水が今、上田市で使われているわけなんです。

ここで私は、坂城町は二者選択、ひとつは水は諏訪形が廃止となれば井戸を掘るか、それともよそから水を持ってくるかという問題になるわけですが、これが今、上田市では過剰な水はきちっと確保されている。坂城の分はありますよという状況であるわけです。このように7千tからの水が坂城町へ給水されても問題はないというような状況なんですけれども、そのような状況の中で、町はこういう場合にどのような選択肢を持っていくか。もちろん国、県、特に県においては、先ほども町長からの答弁もありましたけれども、責任を持ってやっていただかなければならないということなんですけれども、この辺について再度町長のお考えをお示ししたいと思います。

町長（中沢君） 長年、水道といいますか、水の問題は町の中から企業局がやってもらえばいいんだという雰囲気があり、そういったものに対する対応が十分でないということがございます。そういった観点から過日、そういった水道水というものはどういう仕組みで、どういうことが一番大事かということのイロハを勉強すべく県企業局の課長から全職員に対して勉強会をしました。そういう中から、これから長

い時間はかかるが、そういうこちらの方の言い分を十分通し得るような、そういう体制を組んでいくことが大事だと、これがひとつでございます。

それとまた、今、上田のお話が出ましたけれども、私自身、上田の執行部、市長あるいは副市長等と、そしてまた特別には水道の管理者ともいろいろと連携をとり、潜在的な形の中でどうするかということ等もお話はし合っております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、今までやっている県の企業局の責任が坂城へ供給するという責任のもとに対応しないと、坂城とどこどこという一対一の対応ということは二の次でございます。県がまずA案、B案、C案、そして県は何を負担し、そして、それがために、これから施設移転となると、そういった補償をどうするかという諸々のものが出てくるわけでございます。まずは県と十分つめて、そして県がいろいろ提案する中で、坂城によりよい方法を選んでまいりたいということでございます。坂城自身に水源がございませんので、それとあわせて上田あるいは長野市がすでにそういう方向へ行っているという情勢等も踏まえると、いろいろ複雑なものがございしますが、よりよき対応を求めてまいりたいと思います。

12番（柳沢君） よい対応をしていきたいということですが、町長は上田市の管理者の方から来たときに慎重に対応というような報道であったわけなんですけれども、坂城町に上田市から引き込んでくる方法、これは一番楽な方法がいろいろとこれから考えていかれるわけなんですけれども、坂城町には今、県の諏訪形浄水場から来ているのは坂城大橋、ここから南条、中之条へ行っているわけです。昭和橋から行っているわけです。それから坂城大橋からは旧坂城から磯部の方へ行っていると、こういう状況なんです。ということになれば、一番ここへ引き込んでくるには、何といたっても国道18号線を通れば、これは一番効率のいい方法ではないかと。しかも中之条へは400mmの管が布設されているわけなんです。ここへつなぎ込めばいいと、これは技術的な面であります。

そういうようなことをいろいろと私も考え、さあ、どのようにしていったらよいかというようなことを町民の皆さん方とともに考え、町がやっていくには、この図面によって私もいろいろ現地を全部見ました。水源の状況、それから、どのような流れで県水が来ているのか、どのような流れで市水が来ているのか、また水源がどのようにあって、その水量はどうなんだというようなことで私はこの辺のところを現地調査を全部してまいりました。なるほど、これは水源はあるわなど。また新しい湧き水が出ているようです。これがまた計画の中へ入ってくれば相当な水量があ

るといようなお話でございます。

こういう面で何といてもこれをやっていく第1段階としては、長野市、千曲市、上田市、坂城町、これが県に、先ほども町長が言われたように、何といても責任ある体制のもとにやっていっていただかなければならないというふうに私も感じるわけです。そのような状況の中で、坂城町の町民が水に対しては心配ないと、安心して供給できるんだ、このようなお考えになるように、これから説明をどのように責任を持ってされていくか、その辺においても町長のお考えをもう1度確認をさせていただきたいと思います。

町長（中沢君） 上田市等の実地のお話もお聞きしたところでございます。私も市との関係の中ではいろいろ勉強をさせていただいております。

繰り返すようですけれども、決して町の供給体制が変わったというよりも、まず安心してよりよい水が飲めるということが大事で、その責任は、まず県にありますよと。それがさらに、例えば地域に移管されるということになれば、そういった一連の工事、そういったものもすべて県が負うべきだと。そういう中で具体的に変わってくれば、水のことでございますので、常に平等で物を論じていかなければならないので、その場づくりも必要になってくると。具体的にお話がさらに煮詰まった段階では、いろいろ皆さんにも、また住民の皆さんにも申し上げてまいりたいと、こんなふうに思います。いろいろな皆さんの知恵をおかりしながら、より安心ですばらしい水が坂城町に提供されるということ、今より劣らないということのひとつの目標にしながら頑張ってまいりたいと思います。

12番（柳沢君） 町民が安心して日常生活が送れるような、本当においしい、質のよい水を住民の皆さんに提供願えるよう、なお一層のご努力をお願いするわけでございます。

3. 河川災害防止対策について

イ. 鼠橋下マレットゴルフ場安全使用対策について

鼠橋より下には運動場とマレットゴルフ場が2カ所あります。いずれも当町民を初め多くの人たちが使用され、ここが唯一の心身ともに憩いの場であり、健康増進にも最もふさわしい施設であります。

しかし、この場所は千曲川河川敷地内であり、いつ豪雨による洪水で使用不能になるかわからないと使用者は不安を持っておるわけであります。現に、この施設の付近の川べりは平成16年10月20日の台風23号による洪水で浸食されていま

す。一定の浸食防止はされていますが、しかし、いつ、あのような洪水災害が起こるかわかりませんが、当時より施設の災害防止に取り組まれてこられたと思いますが、所有管理者である国土交通省河川局に対し、どのように対応策についてされてきたか、経過と今後についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

建設課長（村田君） ご質問の鼠橋下マレットゴルフ場の件でございます。

この箇所につきましては、先ほどご質問の中にもありました台風災害により約400mにわたり洗掘浸食され、甚大な被害に見舞われたということでございます。そういう中で、さらに洗掘が進むと南北コース合わせて36ホール内外に誇る県下有数のマレットゴルフ場が失われてしまう恐れがあり、質問の中にもありましており、千曲川河川事務所戸倉出張所あるいは千曲川河川事務所、また、さらには上部機関となる河川北陸地方整備局に要望いたしましたということでございまして、国においても早速、予算措置に取りかかっていたいただき、袋詰玉石工による護岸保護工事を実施いただくことができました。

この運動公園は町が国から占用許可を受けて利用しているものでございまして、町といたしましては、国に工事を要望していくということになります。恒久対策による低水護岸工というようなことの要望でございしますが、千曲川改修期成同盟会により毎年、北陸地方整備局あるいは国土交通省、財務省、地元国会議員に対して要望活動を実施してきてまいります。

低水護岸工でございしますが、千曲川流域では限られた事業費の中で重要水防箇所も多数あり、対応いただくまでには至っていない状況でございます。引き続き、改修要望湖沼に位置づけて要望を継続してまいります。

先日も町長のところに千曲川河川事務所長が懇談に参っており、この箇所の恒久対策について答弁を申し上げた内容を直接お話をしまして、低水護岸工の設置について要望いたしましたところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

12番（柳沢君） ただいま町の方でも、その対応策については考えておられると。私も千曲川工事事務所の関係等をいろいろ調査させていただいたわけでありましてけれども、当町が6月ですか、町長を初め皆さん方が、その方向へお願いに行っているというような実情も私も承知しております。先ほども課長からの答弁の中でも、袋詰の玉石工事、あれはまた豪水が出てきた場合には、これは恐らく大変な状況にあるのではないかというふうに思うわけですが、その辺について、やはり低水護岸、これをひとつやっただけのようにお願いしたいと思っております。

私の質問は町民が安心して飲める水対策、これを一応重点に置いて質問いたしましたわけですが、これを実現するようにお願いいたします。一般質問を終わりといたします。

議長（春日君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時13分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、9番 宮島祐夫君の質問を許します。

9番（宮島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回の「全国辛味大根フォーラム」全国から13の産地が参加し、町で開催ができましたことは、昨今の食生活の多様化や農産物の価格低迷、そしてまた、需要の減少、農業の活性化のためにも、特産としてのねずみ大根を地産地消を進め、農業をもり上げることに對しては大変よかったというふうにいるわけでありま。また私は、農業専従者の一人として、ぶどう、りんごも町の特産として発信をいただくことを願うものでございま。特に今年最後の晩生種のリんごの販売においては、ただいま一昨日まで全国産地5県の共同による出荷調整までして販売をしているような状況であるわけでありま。

1. 第4次長期総合計画の成果と第5次の指針について

イ. 政策評価と事業成果について

平成13年4月から22年3月までの多様な社会経済環境の変化の中で、課題を踏まえ、住民の行政の協働によるものづくりに誇りが持て、自然と産業が共生するまちづくりを基本理念の達成はどのように事業推進できたか、まず最初にお伺いをさせていただきます。

ロ. 第5次の基本指針について

世界的な、いわゆるアメリカの金融機関の破綻による、いわゆるリーマン・ショックから約1年余が経過したわけだ。いまだ経済状況は先行きには不透明感があり、国内的には鳩山内閣発足により人間のための経済や地域主権の転換は、ただいま地域の社会にとって本質的な変化になることは1年や2年で目途が立つ仕事ではないわけだ。

このような社会構造の中で今後、坂城町において自律を目指す方向性を十分審議し、将来にわたって禍根を残さない総合計画を策定することについて、どう考えて

いるかについてお伺いをするわけであります。

また第5次指針については、第4次の成果と課題を踏まえ、掲げるビジョンは何かについてもあわせてお伺いをさせていただきます。以上で第1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 宮島議員のご質問にお答えしてまいります。

第4次長期総合計画の成果と第5次への指針ということでございます。

町では平成13年を初年度とした第4次長期総合計画を策定し、町の将来像を「ものづくりと安らぎのまち」を目指し、自然と人と産業が共生するまちづくりを進めてまいったところでございます。

第4次長期総合計画の政策の評価と事業成果ということでございますが、実はこの間は経済変動が激しく、バブル経済のとき、あるいはバブル経済が崩壊した後、いろいろ状況の変化があったわけでございますが、その都度それなりに対応してきたかなど、そんな実感を持っております。

第4次長期総合計画ということで、まず各課において事業の現状と課題、今後必要な取り組みは何か等総合計画検証シートを作成いたしております。この検証シートに基づきまして、長野大学の10名近くの先生と政策や事業の効果について各事業のグループごとに検証を行い、その成果をこれからまとめてまいりたいと、こんなふうに思っております。この評価と成果、課題につきましては、新たに策定する長期総合計画に反映してまいるということでもございます。

ちょっと繰り返すにはなりますが、いろいろ13年からの事業を挙げますと、子育て支援センターあるいは千曲川のクリーンキャンペーン、さかきふれあい大学、そして、ばらのまちづくり、薔薇人の会の発足、B・Iプラザの竣工、町の巡回バスの開始、湯さん館や鉄の展示館のオープン、坂城高校の第2グラウンド、そして今日的な課題として15年からは紙容器やプラスチックの、そういった容器包装の分別を皆さんにお願いしてきたと、そんな経過もございます。

16年には坂城駅舎あるいは中心市街地のコミュニティセンターあるいは農産物加工センター、今の味ロジックわくわくさかきの拠点でございます。そして新南条保育園の開園によって坂城の子供たちはすべて新しい保育園で保育ができるということ、これまた意義が大きかったなど、こんな思いもいたします。坂木宿ふるさと歴史館、刀といただきますか、歴史と匠のまちづくり、坂城インター工業団地、そしてまた、町の合併50周年に向けては村上義清公の思いを馳せながらの記念式典、そし

て現在18年には、ばら祭りを開催するということまでこぎ着けたわけでございます。そして、まちづくり交付金等で食育・学校給食センター、町営住宅、駅前広場の整備等々、どちらかという、そのときに何か対応できないかということで、国、県との施策と相まって実施してきたかなと、こんな思いがございまして。

そして19年には町の組織改正を行うということで12課を7課にすると。また今日的課題としては、ねずみ大根焼酎の販売を始めた。中国上海市の嘉定区との教育交流、それと文化財センター、青木下の展示でございまして、行ってみたいと思いますと、実に長年いろいろな発掘作業をしていたものを一堂に見えるときにも坂城の歴史がわかると、そんな施設の開示にも進んできていると、こんなことではあるかなと思っております。

そこで第5次の基本方針というお話がございました。平成23年度を初年度といたしますと、平成32年度を目標とする第5次長期計画の策定になるわけでございます。ただいま申し上げました実績と評価を十分生かしながら、これまた長野大学の先生に継続的なご支援ご助言をいただきながら取り組んでまいるということでもございます。そして、そういった中で総合計画、まず基本構想をつくって、そして、より具体的な基本計画、それと時代に合わせた、その時々の実施計画等を構築することによって、これからの10年を進めていきたいなと、こんな思いがいたすところでございます。

基本計画の基本的なビジョン、方針等につきましては、総合計画審議会の委員の皆さんに自ら十分意見と政策をいろいろ語り合ってくださいという仕組みを大事にしたいなと、そんなふうに思っております。自律するまちだということをまず念頭に置きながら、ものづくりのまちづくりを基盤にしていくと。そして町民や企業の皆さんと一体となった行政、協調するまちづくりを進めていくということにもなるかと、こんなふうに思うところでございます。

具体的に今後の道筋というものを描いてみますと、まず坂城の場合は産業の技術の集積を高めて雇用を安定していくことだと、これが大きな柱だなと。こういった中で生活のよりどころができるということでもあろうかと思えます。

2つ目が、歴史と匠、要するに人間国宝、宮入行平の展示館、さらにまた村上義清公を中心にした歴史を蘇るような、そんなまちづくり、そして「ばらいっぱいのもちづくり」と特産物という中で、あわせて大事なことは、町の賑わいを創出していくということではなかろうかと。

3つ目といたしましては、坂城が今やってきておる中で何が特徴かといいますと、足りないものとして産学官の連携がございます。まずそれを拠点にいたしまして、先ほどの技術集積を高めるというほかに教育面でも、あるいはいろいろ地域の素材を使いながらの発信をしていくと。隣の町と広域につながることもさることながら、例えば中国の上海市のつながり、あるいは村上水軍の今治市とのつながり、いろいろな面、そしてまた学ぶべき拠点が幾つかございます。これからは環境の時代といいますと、いろいろな面で先進的な地域がございますが、そこに学ぶということ、いろいろと学び合う仕組みを大事にしていきたいなど。そういう中で、いろいろその果実を福祉のケア、そしてまた町民が誇り、そして快適な生活が送れるような、そんなまちづくりをしてみたいと。そのためには住民と企業と町が一体となって頑張っていく、この姿を描きながら常に発信するまちづくりを求めてまいりたいと思っております。

9番（宮島君） ただいま町長から、いわゆる第4次総合計画の成果評価と事業成果についてお話があったわけであります。我々も議会として、ただいま町長の報告のあった事業については、一応議会は認めまして、その事業を進めていただいたという経過でございますので、ひとつ町長に1点だけ質問をさせていただきますが、いわゆるその成果の中で中心市街地整備事業、ハードの面について絞って質問をさせていただくわけでありますが、鉄の展示館を初めとして今後まちづくりの賑わいの創出と将来に向けての持続的な推進方策及び行政と地域の連携をどのように賑わいを進めていくかについて、まず最初に、この問題は大変かなりの投資もしているわけでございますので、今後の進め方については、どう進めるかについて質問させていただきます。

町長（中沢君） 坂城町の賑わいを求めた中で、いろいろ変わってきているなというものの中に、鉄の展示館、宮入行平刀匠の顕彰を含めた展示館がございます。今年は「お守り刀」ということで全国展も開かれているわけでございます。そしてまた、ふれあい歴史館でございますが、これは村上義清を中心にしたひとつの館でございます。村上水軍博物館の方で坂城と連携してということでもございます。伝承の域を脱しませんけれども、今治の宮窪の方のある歴史家は、その昔、私たちの村上水軍のふるさと信濃村上だよというエールも送っております。そういった面の連携、さらにこの中において全国的な催しとして千曲川バラ公園におけるばらサミット、そしてまたねずみ大根を中心にした辛味大根フォーラムと、いろいろと連携してい

るわけでございます。そういった面を何とか連携できないか、果実を生み出すことができないか、千曲川バラ公園は皆さんにすばらしい香りや花を享受してもらうわけでございますが、湯さん館に入ったり、あるいは鉄の展示館に見えて、より坂城を知っていただくような、そういった基盤づくりを何とかしていくことによって坂城が他に誇れる町にも変わり得るなど、今思いがいたします。

それと基盤整備でございますけれども、いろいろA01号線等々の整備もしてまいりましたけれども、いろいろなまちづくりの交付金を利用して坂城駅周辺の整備も終わっております。あるいは食育・学校給食センターというような形での対応、そしてまた、新しい政策の中で町の町営住宅もつくったということでもございます。この町が、より何とか人口も今の程度のことで頑張れる町、そしてまた、若者が集まる。そのためには坂城高校等の対応も強く求められるでしょうし、あるいはまた、年老いた皆さんがそれなりの福祉施設で頑張るといこともございましょう。いずれにいたしましても、いろいろ培った施設整備、その果実がより生かされる方向を模索していくことが大事だなど、こんなふう考えております。

9番（宮島君） ただいま町長から、いわゆる賑わいの創出についてお話があったわけですが。ぜひひとつ、そのように実行して、相乗効果が出るように大いに期待するところであります。

次に、ただいま政府の方でも行政改革を進めているわけですが、本来なら町長に質問するわけですが、いわゆる国は事務次官会議の廃止なり、また来年度の、いわゆる通常国会では事務次官を廃止をするというような政策を打ち出しているようであります。そういった観点に立って事務方の、いわゆる第5次指針について企画調整課のまちづくり推進室長に、約100時間も費やした自律のまちGOGO機構、前期、後期に分け、また、いわゆる概要編、この3冊私は持ってまいったんですが、大変私は何回も見返して、今回も見てきたわけですが、そういった中での、いわゆる事務方として、後ほどまた町長に考え方を聞くわけですが、どのようにそのものを、いわゆる100時間、55人で100時間、言ってみれば約半月、55人が半月の労力を費やしているわけですが、そういったものに対する考え方はどう取り組むかについて手短かにひとつお答えいただきたいと思っております。

まちづくり推進室長（塚田君） 私からは坂城町自律のまちづくりGOGO機構の政策提言をどのように生かされているかということでございます。そちらについてお答えしたいと思っております。

平成15年12月から16年の9月まで第1期、平成17年1月から11月までを第2期といたしまして、2年間にわたり町民の皆様、企業の皆様と行政が協働して自律のまちづくりに向けて政策提言をしていただきました。これは初めて実施したものでございます。作業部会、環境部会、教育部会、福祉部会、行政部会の5つの部会がそれぞれ政策提言を行っております。

産業部会では、農業、工業、商業の融合によりまして、新たなサービスの創出といたしまして産業全体の活性化、坂城ブランドの発信をテーマとして政策提言がなされております。

環境部会では、心地よい生活環境の構築、資源ごみの分別収集等のごみ問題、花と緑のまちづくり、千曲川の保全と活用をテーマに政策提言をいただいております。

教育部会では、世代間交流を通し、住みよい地域の形成、町の文化、歴史の伝承と活用、世代間交流をテーマに政策提言をいただきました。

福祉部会では、みんなで支え合う安心と和みと生きがいとして、子育て支援、高齢者福祉の充実をテーマに政策提言をいただいたところです。

行政部会では、ともに連携した地域社会の創出に向けて住民自治とコミュニティ、行財政改革、それと安全、防犯体制の強化ということをテーマに政策提言をそれぞれいただいております。

これらの政策提言を生かしまして、第4次長期総合計画の後期5カ年計画を策定をいたしました。この計画に基づいて今まで事業を進めてきたことはご承知のとおりでございます。

その実績につきましては、先ほど町長の方からも実績が報告されておりますので省略させていただきますが、これらの事業の成果を今後に生かしていかなければという考えでおります。

第5次長期総合計画策定に向けまして、この後期基本計画の内容の点検・評価が行われます。当然でございますが、これらの作業を進めていく上では、結果的には自律のまちづくりGOGO機構の政策提言が今後の策定の方で生かされていくものというふうに考えております。以上です。

9番（宮島君） 事務方の方の塚田室長の方から話があったとおり、ぜひひとつこのことの、いわゆる委員長、関戸さんの言葉に出ているわけですが、「ラブレターは大変難しかった」と言っているような経過もあるわけでございますので、どうかひとつこれだけの貴重な提言でございますので、取り入れていただくことを願います。

わけです。

さて、そこで町長に質問をさせていただくわけですが、1点。いわゆる第5次の考え方の中で、実は平成15年から向こう20年間、平成34年まで、かつて15年の2月に自律の自治体を目指してということで、この冊子でございますが、県と一体となって研究をした内容があるわけですが、いわゆる総合計画ということになりますと、夢というか、将来のものがあるわけですし、必ずしもこのようなものがどう組み入れられるかということは難しい面もあるわけでございますが、そこでひとつ私のお願いすることは、そういう夢の中で、かつての自治体を目指す研究チームの中に、いわゆる数値目標というものがあ程度出ているわけでございます。これは将来に向けた中では大変取り組みは難しいと思うわけでございます。ただいま第5次の内容について技術集積だとかいろいろお話があったわけですが、こういった数値目標を含めた、いわゆる第5次の指針をどう取り組んでいくかについてお答えいただきたいと思えます。

町長（中沢君） 第5次の長期計画を立てるということは、これからの方向を見定める上に大事な施策でございますので、より多くの皆様のご意見をまとめながらやっていきたいなど。その中で自律のまちづくり、このことはすべてのものの根幹でございます。それがために先ほど申し上げましたように、まず産業の技術集積を高めて雇用を安定していくんだと。技術集積を高めるということは並大抵のことではございませんが、それをぜひやらなければならない。そして諸々の施策の中で、それを結びつけることによって賑わいを創出する、ここに住んで誇りを持ち、また楽しみの持てる町でなければいけないという話、さらに産学官という、これを培ってきたこの10年、15年の、これをより生かして、教育、文化、そして住みよい町、そしてさらに環境を重視したまちづくりにしていくんだということ、そういった産学官のそれらを踏まえながら世に負けない福祉ケアの町、快適な町をつくっていくということ、これはただいまお話のありました自律のまちづくりの中で描かれていることでもございます。

そしてGOGO機構の中においても、先ほど室長が答えましたように、いろいろな提案がなされております。産業、教育、福祉、文化の方、そのひとつひとつが大事な提案でございましたが、その中でひとつ反省すべきだなと、これは大事な、これからはというものの中に、いろいろ研究会、審議会、そういうことが提案をしていただくという過程と同時に、こういう小さな町ですと、それが推進母体になっ

で頑張ってくださいという仕組みをつくらないと、提案は提案、じゃあ、次に誰がということにもなるわけでございます。薔薇人の会とか、あるいは企業オーナーの皆さんに、いろいろとよりよい千曲川のバラ公園づくりをしていただいたというものを提案と合わせて実行していただくという仕組みでございます。これからの提案については、そういうバックに、これが実行できるんだと、こうしたいんだということの皆さんの声をより大事にして、そんな仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

9 番（宮島君） わかりました。確かに、いわゆる言うこと、書くことは簡単でありますけれども、それをいかに実行するかということは並大抵のことではございませんので、ただいま町長が言われたように、ぜひ総合計画については進めていただきたいことをお願いするわけです。

2. 県営水道事業の市町への事業移管について

イ. 県営水道事業経営ビジョンについて

長野県企業局では、県営水道事業において安全で良質な水道水を供給するとともに、効率的な運営により財政基盤の確保、水道を次世代に継承していくために将来像を描き、経営全般にわたり県公営企業経営審議会は県営水道事業の今後のあり方を示した県営水道事業経営ビジョンを企業局に答申し、町長は県営水道事業経営ビジョンをどのように考えるかについて、まず最初にお伺いをさせていただきます。

ロ. 町への事業移管について

住民の利用者のニーズに対応した信頼性の高い水道水の供給することが最重要課題であるわけであります。今まで何の不自由もなく利用している水道が町に移管されることは住民に十分な説明責任があるわけであります。町全域を給水する末端給水事業移管について、水源確保の課題等々があるわけですが、それらの対応策についてもお伺いをさせていただきます。以上で質問を終わります。

町長（中沢君） 県営水道が市町へ移管の意向が県にあるということの中から県営水道に係るビジョンも作成されたわけでございます。お話の県営水道事業経営ビジョンは、厚生労働省が平成16年6月に水道ビジョンを作成し、水道関係者共通の目標となる水道の将来像と、それを実現するための具体的な施策、また工程等を示しております。水道事業者が取り組みを推進するための地域水道ビジョンということでもございます。水道事業につきましても、施設の大規模な更新が必要とされておりますが、安全で快適な水の供給、災害時にも安定的に供給するために施設水準

をより高めていくということ、そんなことで、その基盤となる運営の強化、技術力の確保等を求めているところでもございます。

これらの課題に適切に対応していくためには、水道事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で経営戦略を策定し、これを計画的に実行していくことが何よりも大切ということでもございます。今回の県営の水道事業経営ビジョンは、それなりに意義があろうかなと思います。

ただ、個々の家庭に生活の根源である水道水を供給する末端給水事業について、本来地域の事情に通じた基礎的自治体である市町村が対応するというべき分野であることはもちろんでございますが、また地域の総合的な水管理やまちづくりにも関連してくるということでもございます。市町村が関与すべき事業の一面も持っております。

一方、県営水道が行っている現在の事業形態でございますが、1つの行政区域に複数の水道事業が併存していくというような料金体系の違いや上水道と下水道との一体的な管理ができないかという、また新たなる課題も出てきているわけでございます。こういった課題を解決するのにあわせて、本来の事業主体とされる市町村にいろいろ移管ということを検討してほしいというねらいもあるわけでございます。

発足当時は、それなりに県が自ら広域でやるのが大事だということで始められたわけでございますけれども、時代の趨勢とともに様子が変わってきております。上田市や長野市は合併によって自分の市の水は自分たちで管理したいということの趣旨から前向きな面がございますが、坂城町と千曲市は大変厳しい状態に置かれているわけでございます。独立したそれなりの水源を持っていないということでもございます。本来は企業局には電気、ガス、水道の事業がありまして、それを民営化するというところから始まったわけでございます。市町村が基礎的に取り扱うということは、その後に出たひとつの考え方でもございます。そうした中で民営化に関していろいろと論議してきた結果として、今日の市町村へ戻すべきだというような方向にも相なったということでもございます。

坂城町といたしますと、今の県営水道がこのまま継続されることがまず大事なことでございますし、開設した当時が県が主体的に進められた事業でもございますので、県が主体的に次なる対応を考えてほしいというのが基本的な考え方でもございます。県の企業局がいろいろ今、検討はされております。前向きな上田市は諏訪形

浄水場は廃止が前提であるということは県水道を廃止ということでもございます。廃止して上田自身が現在整えている水源で十分間に合うということ、市町村の合併によって、よりそういった方向が如実に出てきているという面でもございます。先ほども申しましたように、坂城町には適切な水源はございません。隣の千曲市もその水源の問題については、いろいろと検討しているところでもございます。

これからの対応として、放水管とかいろいろな面が出てきます。料金の問題も出てくるでしょう。しかし、それは今私どもが県のひとつの主体的な県のもとに4つの町村が組み込まれているわけですから、それをこれからは分割する方法を考えていくとするならば、これは新しい送水管をどうするか、水の取入口をどうするか、どういうグループ分けをするか等々ございます。あるいはそれに向けて常に水が供給されると、責任持って供給されると、こういった確約も必要になってくるわけでもございます。

不安をあおるということではなくて、私どもとしては県の責任において、まずABCこういう形があるよと、そうすることによって県は責任を持って対応いたしますよと、そのABCを各町村がどういう仕組みで選ぶかということをしっかり検討していく、それによってよりよい水が安価にずっと長く供給できると、こういう体制をつくってまいりたい。

ですから県が提案し、その提案の中で関係の市町があるとすれば、そことより具体的に対応を考えていくということでもございまして、これは時間がかかる問題でもございます。事業のいろいろ取り組みをすぐという性格のものではございませんが、少なくともこの長期ビジョンをいろいろ坂城が論ずる場合に、そのひとつの形もこちら辺でも論じる問題かなと思っております。

なお、申し上げます、例えばAとBがひとつのエリアを決定するとなればAとBは公平な平等の立場で水というものを共有するという仕組みづくりもないと将来に向けて禍根を残すという問題も出てまいりますので、より慎重に対応してまいりたいと考えています。

9番（宮島君） いろいろな内容は理解をしたわけではありますが、最後は現状を維持することが一番大事であり、また今より負担を少なくして、いわゆるそのものを移転に移すということが大事ではありますが、実はこの2回目の質問に、多分町長も見ていると思うんですが、9月の中旬に、いわゆる県営水道の、これは検針の方が郵便ポストへ入れていった「ご意見をお寄せください」という文書なんです、これ

は自分のエリアを、私も聞いたんですが、自分のエリアをみんな配ったと。ですから全戸へ配られているという文書、多分見ていると思うんですが、そこにいろいろ前置きがございまして「目指すべき将来像を描き、その実現方策とする経営全般にわたる将来構想として、長野県県営水道事業経営ビジョンを策定を進めております」という文言で、このいわゆる「ご意見をお寄せください」という記述は21年9月29日から21年10月27日までに、いわゆるホームページなり何かをご覧いただいて上田の県営水道に出してくれという文書が届いているわけでございます。私はそのときから、いよいよ始まったわなという思いを思って今日質問するわけでございます。

そこで1点だけ、県営水道が我が町に事業移転される中で、いろいろな上下水道の管理の一元化あるいはそういったメリットを含めて、いわゆる利用者に負担をかけないということが大前提になるわけですが、そういった中で私はひとつ、いわゆる27区の中全部が県営水道へ加入しているわけではありません。これはご承知のとおりであります。特に小網の地域は全域に入っていないで、いまだ簡易水道でやったり自家水でやっているわけですが、そういった面の対策はどうするか。そういった新たな投資を含めて料金体系にも変わりは持ってくるわけでございます。

ちょっと話は下水道へ入るわけですが、下水道の問題も、いわゆる小網地区においては遠距離にあるということで、5億円からの経費を節減するために浄化槽を入れるということで、ただいま進めているようではありますが、上水道についても、そういう問題が出てくるわけでございます。従って、そういう入っていない地域をどう一本化をしていくかということ、さらに町に移管されれば、どんなような運営形態で進めていくか。例えば技術者も必要になるだろうし、あるいは町の下水道課とか、そういうもので取り組むか、あるいは委託で取り組んでいくか、いろいろ難しい形態があらうかと思いますが、そんな考え方を町長にちょっとお聞きをしたいと思います。以上です。

町長（中沢君） 先ほども申し上げておりますように、県営水道ができたその過程の中では、関係市町村のニーズを踏まえながら、県が広域的にやれば、よりよいという形の中で出発したお話でございます。坂城に対しては県が水を供給するという責務を今なお負っているわけでございます。そういう先線に立って、しかしながら上田市あるいは長野市は独自の水道計画を進めていきたいというニーズがございまして、関係の会議のときにも、そのような方向であるならば検討しなければならな

いなというところから始まっております。隣の上田市の方からも、こういう形で進めれば、よりよい水が坂城にも供給できるよというエールも送っていただいていることも事実でございます。

しかし、その前に、そういった移管にはそれ相当の経費がかかります。また安心した水の供給体制をどうするかという前提がありますので、その前提を県とまずしっかり話し合っ、その提案の中で県と私どもと、そして関係市町村があるならば、そこと連携をとりながら対応していくということでもございます。この際、水道がそういったひとつの改革の時期とするならば、先ほどの小網の件等々も全町的にわたる問題として把握して対応しなければならないなど、そんなふうに考えております。

9番（宮島君） 小網地域のことは全町的な立場で取り組みをするというようなご発言でございますが、ぜひひとつそのような公平の上に立って進めていただきたいことを願うわけであります。

3. 教育環境の変革への対応について

イ. 屋代高校の中高一貫校の導入について

併設型中高一貫校の設置方針についてのモデルケースとして位置づけ、東北信、中南信に1校ずつ設置する。我が地域では屋代高校が設置する。実施年度は平成24年4月を目途に併設型中学校が開校する予定になっているわけですが、設置方針は弾力的・系統的な教育課程の編成が可能で、個性の伸長、学力の向上が期待できる併設型の導入というふうに聞いているわけでございます。設置の方針について、どう考えているか。また町の小学校への影響についてもお伺いをさせていただきます。

教育理念については、人の心の痛みのわかる豊かな人間性の涵養、伸びる力を伸ばす学力の向上などによるさまざまな分野でリーダーシップを発揮することであると言われてはいるわけですが、社会のために貢献できる人材の育成を目指すと言っているが、児童生徒、保護者、教職員等への周知徹底と小学校における進路指導の充実をどう図るかについて教育長にお伺いをいたします。

ロ. 県立高校の前期選抜（自己推薦入試）の制度について

県教委は各県立高校の前期選抜（自己推薦入試）の制度の見直しについて、来年3月、各学校ごとの実施の有無を発表する選抜方式を変更する高校がある場合には、2011年度から入試が適用され、各県立高校の前期選抜の制度見直しについて、

中学校としてどう対応するかについても教育長にお伺いをいたします。以上で第1回目の質問を終わります。

教育長（長谷川君） 宮島議員さんからの教育環境の変革についてというご質問にお答えをいたします。

まず中高一貫校の導入についてであります。これをどう考えるかということでもありますけれども、教育委員会としまして、新聞等で報道されている以上の情報は、まだ高校教育課から説明を受けておりません。ですので、どう考えるかという点で、まだ十分お答えができる情勢にはないわけでありまして、児童にとって進路選択の幅が広がるという点ではメリットがあると思いますし、自分の進路について早い時期から考えるきっかけになるという点も利点としては挙がるかと思えます。これは諸刃の剣の面もありますけれども。さきに行われました懇談会では、幾つかの心配点が出されたというふうに聞いております。しかし、この前公表された内容が、まだ非常に大まかなものですから、どういうふうに対応していくか、どういうデメリットがそこに生じてくるかということを検討するにはちょっと足りない情報ですので、もうちょっと詳しい情報が入るまで時間をいただきたいと思えます。当面なるべく早い時期に、できるだけ詳しい中高一貫校の内容を保護者や地域に知らせていただくように県の教育委員会に求めてまいりたいと思えます。

次に、児童、保護者、教職員への周知徹底という面でもありますけれども、小学校の卒業段階で自分の進路の方向性を出すということは、今までそういうことに直面しておりませんので、児童にとっても保護者にとっても大変な問題であると思えます。選択をするためには中高一貫校がどんな高校であるか、そこへ子供が入学した場合には、どういう方向に子供が育っていくのかということをも十分理解した上で判断をしていただくこととなります。

ですから、まずは県からの情報を早目にいただくようにすると同時に、地元説明会は1度行われたわけですが、再度そういう細かなことまで説明をして周知をしていただくよう、これも県教委の責任でやっていただくようお願いをしたいと思います。それらがある程度わかってきたところで、今まで行ってきた進路指導をどうするかということを考えていきたいと思えます。

現在行っていることは、坂城中学校へ入学するための進路指導でありまして、中高一貫校ができた場合に、これをどう修正するのか、その点は発表されました内容を見て考えていきたいというふうに思えます。

次に、県立高校の前期選抜の見直しについてでありますけれども、前期選抜は平成16年から実施されてきてまして、今年で6年目に入るところであります。

高校教育課の見解によりますと、見直した原因は、ひとつは不合格者が多いということです。具体的に言いますと、50%ぐらい不合格者が出るというのがこれまでの情勢でありました。

それから2番目としては、前期選抜の不合格者が、ほとんどまた同じ高校を受験して、しかも大体入ると。前期選抜の意味は何だろうということになるわけでありす。

3番目としては、不合格か合格かの判断基準があいまいである。合否判定が納得できないというような指摘が幾つか出されたということによるものと思います。

また中学側から言えば、今まで3月の初旬に行われていましたものが2月初旬から中旬にかけて前期選抜が行われるということで1カ月早くなったわけでありす。それによりまして進路指導の事務処理でありますとか、3年生の授業が相当支障を受けたということもあります。

それから2番目としては、2月の大体下旬、20日前後ですけれども、前期選抜の合格者が発表になります。そこで同じ教室にいる子供が先ほどのように半分合格して半分不合格だという状況で、まだ1カ月中学校生活を送るという中での指導の難しさというか、そういうものが問題になりました。

今回の改定では、今までは全部の高校が前期選抜をしなければいけなかったんですけれども、前期選抜をするかしないかは各高等学校に任されることになりました。今までも前期選抜を定員の10%ぐらいしかやっていない高校が幾つかございまして、そういうところは、場合によると前期選抜をしなくなるのかなということを考えます。

多分今度の改定で一番大きな課題として挙がることは、中学3年生の生徒にとりましては、受験の回数が減るということになるのかなと。今までは前期選抜と後期と2度受けることができたんですが、今度は後期1本でいかなければいけない子供が随分増えてくるだろうと。それについて進路指導をどうやっていくかということが、これからの課題ではないかなと思っております。県の方の発表では各中学校との意見交換が1月から行われるということでありすけれども、中学校の方へお聞きしますと、まだこれについての説明は県から届いていないようでありす。

いずれにしても生徒及び保護者に対しては、これは大きな問題でありすか

ら、混乱することがないように、なるべく早く情報を十分出させていただくと同時に、現場の学校の声、保護者の声を聞いてきちんと定めていただけるように今後要望してまいりたいと考えております。以上であります。

9番（宮島君） 内容について、わかりました。

そこで、平成19年に、いわゆる中高一貫校が始まり、小学校3年生を対象とした進路指導をどう進めるかについてご質問をさせていただきます。最初に。

教育長（長谷川君） 中高一貫校に最初に該当する児童は、現在の小学校4年生です。どういうふうに進路指導を進めるか、非常に悩むところではありますが、先ほど申し上げましたように、坂城の3小学校では坂城中学へいかにスムーズに行って生活ができるかということが一番の力点で進路指導をしてまいりました。この間、私立の中高一貫校へは何人が行っております。一番多い年でも3人です。この子供たちへの指導というのはほとんどできていませんので、今度これからどうするかということは、もうちょっと中身が出てからでないと検討できないかと思えます。

9番（宮島君） 時間も参りましたので、以上で私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、8番 林春江さんの質問を許します。

8番（林さん） 去る9月16日誕生した新政権は、まもなく3カ月がたとうとしておりますが、2010年度予算編成に際し、過去最高に膨らんだ概算要求の中から不要不急な事業や過大な予算要求を洗い直すなど、事業仕分けを民間人を含む仕分け人が全過程を公開の場で行うなど、政治主導を掲げる斬新な手法に多くの国民は関心と支持を寄せたところであります。今まで私たち国民にとって政治や予算は知らないところで決められているのが当然と思われておりましたが、無駄の削減という視点から検証したこのようなやり方を見ることで、国の予算が身近になったことを感じるとともに、政権交代により国の動きが今までとは違う方向に動き出していることの実感も覚えたところであります。

一方で、昨年秋以降の景気の低迷は依然として回復の兆しが見えないところにデフレ、円高が覆いかぶさり、経済面が大変心配いたすところであります。政府与党は財政出動による経済対策を打ち出す方向で検討を進めておりますが、2010年度予算編成の影響もさることながら、財源不足は一段と深刻化することも大変心配

いたすところであります。

そうした中で新政権が基本方針とする「コンクリートから人へ」「地域主権」は私たち地方にとって大きなかわりを持つものであり、その影響についても懸念いたすところであります。

1. 政権交代と町政運営について

イ. 新政権に対する町長の所見は

まず、新政権は「コンクリートから人へ」とダムや道路など前政権で肥大化したハード事業から福祉や医療、環境など人間尊重に重点を置いたソフト事業への政策転換を示しております。

町長は、かねてより一般質問等で新たな施策提案に対し、国や県の動向を踏まえて検討する旨のお考えを示されてこられました。このような国の基本方針の転換に対して、どのように考えておられるのか、これからの町政運営における町長の所見をお伺いいたします。

また、国の来年度予算編成につきましては、不確定な要素が多分にあり、遅れることが予想されますが、坂城町の新年度予算の基本的な取り組みに対する考えもあわせてお伺いいたします。

ロ. 「地域主権」について

2000年の地方分権一括推進法による改正は、明治維新以来の中央集権体制を抜本的に改め、国と地方はお互いに対等という立場で、国づくり、地域づくりを目指すという戦後最大の制度改革でありましたが、財源が伴わないことにより国の縛りや影響が残り、地方は中央に依存する体質から抜け切れないという状況が続いておりました。このような国と地方の関係に対し、新政権は地方に主体性を持たせ、権限と責任を伴う地域主権を目指す方向を示しております。

このことは地方自治体の行政運営に大きな影響をもたらすものと考えますが、町がこのことに期待することはどんなことか。また課題はどう考えるか、町長の所見をお伺いいたします。

ハ. 「事業仕分け」について

新政権が多く国民の支持を得、また関心の高い事業として評価された事業仕分けは、11月11日から27日までの間の9日間にわたり、2010年度予算の概算要求に対し、事業の意義や見直し、また天下りの実態等、国民の目線で納得できるかどうかをガラス張りの議論の中で行われ、基金の返納も含め、約1兆7千億円

の財源の見直しが指摘されました。危機的な国家財政状況と言われる中で、より質の高い効率的な行政を行うため、さらに国民の行政ニーズが多様化し、増えていく中であって、このような限られた財源を、より適切に無駄なく行政を進めるためにも非常に的確な取り組みであったと私は共感を覚え、今後の予算編成においても、さらに厳正なものとするのを望むものであります。

さて、我が坂城町の施策事業についても、このような事業評価や見直しを一般住民の参加をいただき、公開の場で行うということを希望いたしますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいところであります。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 林議員のご質問にお答えしてまいります。

政権交代と町政の運営に係る所見でございます。

8月の総選挙で民主党が大勝し、民主党を初め社民党、国民新党の3党による鳩山連立内閣が発足し、2カ月あまり経過したところでもございます。非自民政権が誕生したのは1993年の細川内閣以来16年ぶりでございます。野党が単独過半数を得て政権交代が行われたということで、戦後初めてのことで歴史的交代ではございますが、期待と不安が入り交じっております。

新政権では、民主党のマニフェストに沿って、暮らしのための政治、国民の生活を第一に、子育て、教育、医療、雇用、経済等に税金を集中的に使っていくという考え方は住民生活の安定のためにも期待しているところでございますが、雇用、経済、そういった面への対応が見えてこないというのもまた事実でございます。

今日の地域経済の情勢や急激な円高等を考慮いたしますと、景気回復を図るための経済対策を最重点に取り組むことが必要であり、そうでないと雇用が保てず、生活に不安を感じると。国民が安心して生活していく基盤というには、とりあえず景気の回復ということが大事な課題だなと考えております。

道路整備の見直しも論議されております。11月12日に国道バイパス、18号線バイパス、県道整備期成同盟会、これは坂城がバイパスをより早くということで独自につくった同盟会でございますが、そこで地元選出の議員さん、あるいはまた国土交通省関連の話として、建設省等にも陳情したところではございます。上田坂城バイパスが来年3月に開通するよと。そうすれば鼠橋ということでおさまってしまくと、鼠橋を渡り、その先線400mのところにしなの鉄道があると。本来、村上地区から鼠橋に行くだけでも相当混雑するのに、そこで止められていってしまうと、ますます混雑して18号線そのものの混雑解消はなくなって、そういうことの

使命が果たされないのではないかということの観点でいろいろお話ししました。そういう状態の中では、国道バイパスそのものが迷惑施設になりますよと。それについては、まず3月の開通に向けて、より力石バイパスに進めますよということを、まず国会議員の皆さん、建設省の皆さん等が高らかに言っていただかなければ困るということ強く要請した次第でもございます。

新政権は、いろいろ第2次補正あるいは新年度予算等について、それなりの対応をしておりますが、理解しがたいものは、今まで国が約束した主要な事業をパーにしていこうという、そういった行き方は、国として施策を進めていく中では変化を求めて進むことは結構でございますが、ゼロなることは十分周辺の状況等を勘案していかなければならない問題だなど、こんなふうにも思っているところでもございます。

地方分権をより進める形の地域の主権というお話がございしますが、これは地方分権改革推進会議の勧告を踏まえて施策を実現するための地域主権戦略会議が11月17日に閣議決定に基づいて内閣府に設置されたものでございます。この主権が国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進め、国と地方との関係を見直し、国の縛りを極力少なくするという事で国と地方がパートナーシップを強めていくことへの転換を図るとされておりますが、今までの経過の中で、意識改革というのは国の政党の中で、あるいは官僚の中でもいろいろございまして、地方と対等だということへの認識はまだまだ先のことだなど、こんな思いもいたしております。

地方分権改革推進会議では、今まで国、県の許認可が必要な事業や法律で義務づけられているもののうち、市町村が判断できるものについては、できるだけそういった方向に進むということ、その趣旨については理解できるものでもございます。今後、地方主権の戦略会議等において地方の自治体の活力を取り戻すための施策が構築されるということを実際面からより期待しているところでもございます。国から地方への権限移譲のみではなく、財源移譲が伴わないと地方は負担がさらに増えてしまうと。地方の自律化は進まないわけでございます。

子供手当もマニフェストにおいては国が対応するというお話が、現在は地方もそれなりに持つようにというような提案もなされているということ、こういった面をよりよき実のあるものにするには、それなりの関心を寄せるとともに、申すべきものは申していく、そういった仕組みが大事だなど、こんなふうに考えております。

国も国債や借入金残高が9月末現在で860兆円ということでもございます。国

の財源不足、税収の不足がいろいろある中で、地方へどのようなふうな権限と金が移譲できるのか、関心を寄せているところでもございます。

政府の行政刷新会議ワーキンググループによって事業の仕分けが行われました。11月27日をもって9日間の日程が終了したわけですが、事業仕分けが公の場において外部の視点が入られた、そういったことについては、それなりに理解し、また透明性も確保されたなということで効果はそれなりにあったかなと。

しかしながら、一部の国民受けをねらったような官僚への攻撃やパフォーマンス、国民目線に立っての仕分けということですが、どういうものか。また地方交付税の見直しや下水道への地方移管というものが、ある地域に限られた調査の中で論じられると、地方の状況を理解しがたい人たちが、その仕分けをしていたというような傾向があるんじゃないかということに疑問も感じているところでもございます。

一部の委員の意見のみで、慎重にという政策決定の中に、短時間で、1時間でこれを決める。それが、あるいろいろな立場の委員さんと国の国会議員とということ、こういったことは本来政府が責任を持ってやるべきで、私たちは国と県、市町村という状況の中で進めるべきお話を根幹にしなければいけないなど。そういったものを見て、短期間に処理されたものがノーベル賞受賞者とかスポーツ関係の人とか、さらにまた地域の皆さんがいろいろ疑問を持ってくると、そこに混乱がされて、その解決がどこの仕組みのところで解決されるのか疑問を思っているところでもございます。

仕分けの結果が、どのところで責任を持って、また私どもの要望が、どの部分へ行けばいいのかということを見ると、ある面ではひとつのイベントに終わりがちななどという疑問も思うところでもございます。議会や政府が責任をどう考えているのかと、こんな思いもいたします。

当町において事業仕分けをということのご提案でございまして、それなりのお話かなと。常に長期計画や実施計画を作成するにあたっては、町の組織を挙げて検証しているところでもございます。市町村は住民と直結した福祉の増進を重点にしておりますので、その事業展開も常に検証していかなければならないわけでもございます。予算を策定するにあたりましては、各課において十分精査し、その上において私もそれ以上厳しい目で見ながら精査しているということが事実でございまして、そういった方向がより大事だなと。

そして、まずは町民に選出された議会の議員の皆さんが地域のニーズを十分に知

り、そしてまた、行政も町民のニーズを十分踏まえながら、その場において、よりよき重要なものの決定をしていくことが道筋ではないかと、こんなふうにも考えているところでもございます。

町の事業は国が行っているような予算配分ということではなくて、住民に直結しているということで、個々への対応も必要でもあるわけでございます。一言で言えば事業の仕分け、誰がどうするか、そういうことを考えた場合に、なじみがたいものがあるなど、こんな思いでもございます。

町事業の実施にあたりましては、町が議会と十分に住民ニーズを踏まえて、そこで責任を持って決定していくと。そしてまた、予算、決算等については、監査委員さんの機構あるいは定期監査について諸々のご指摘願うと。さらにまた事業実施にあたっては、必要なものは審議会あるいは研究会等を経てご相談しながら進めていく。例えば食育・学校給食センターの設立にあたりまして、研究会をつくって学校、住民の皆さん、そして専門家等々の意向を踏まえながら進めていくと、こういったことが、よりなじむのではないかと、こんな思いがするところでございます。以上でございます。

8番（林さん） 1の項目で予算編成についての考え方も通告してありますけれども、**総務課長（宮下君）** 来年度予算編成につきましては、大変厳しい経済状況の中で、まず町としての歳入の部分の内容的なものを十分精査し、歳入部分の財源、そして額等を見極めながら、それに合った歳出について検討してまいりたいというところでございます。

8番（林さん） ただいま町長、また総務課長の方からご答弁をいただきました。

通告の中に予算編成についての考え方も求めたので、今漏れたのでお聞きしたんですけれども、ちょっとあまりご答弁が簡単過ぎてメモるに至らなかったんですけれども、その辺ちょっと残念だったと思います。

新政権に対する町長の所見をお伺いいたしました。それぞれお答えいただきました。

どちらかという、あまり好感度は持てなかったというような感覚が私には受け取れましたけれども、私たちにしてみれば、何か変わったことをしてくれるんじゃないかな、また今までのじっくりと浸った前政権の中に新しい何か芽生えがあるんじゃないかなというようなことを期待して、またこれからもその気持ちは変わらないで期待していこうと思っております。なかなか混乱する場面が報道されております。

して、ちょっといらいらすることも多分にありますけれども、今までの歪みの大きさがそこにあらわれているのではないかなというような気持ちも正直いたします。

ただいま文の中でもお聞きしてありますけれども、今日の一般質問、午前中の答弁の中にも町長がよくお口になさいます事業については国や県と連動したことでやっていくということを常々おっしゃっていただいておりますけれども、やはりこういう大変な時期になると、政権交代ということも大きな影響になりますけれども、今まで国に頼っていた事業が、こういう状況になると、とても弱いものになって、できなくなってくるというような状況も当然出てきます。先ほども財政が大変だからソフト事業に転換するというような、午前中の議員さんの質問の中でお答えもありましたけれども、確かに町が大変なときは国はもちろん大変です。国が大変だから町が大変というお互いに相関関係にはありますけれども、やはりこういうときだからこそ大事なことは、町の事業として、ソフト事業として、小さな財源の中でも何とかやっつけていこうというソフトを重視したというこの考え方も町長、午前中お示しになりましたけれども、そういうことは国に連動した中ではなくて、町独自としてやれるような形で展開していくことがこれからは望まれるのではないかなと思うんですけれども、その辺のお考えは、町長、どのようにお持ちでしょうか、お答えいただきたいと思います。

町長（中沢君） 何度も申し上げますように、町は自律のまちを求めていくということは、方向が定まっているわけでございます。いろいろ地域の時代だとか地域主権の時代だとか、いろいろな波が押し寄せてまいります。ただ、1万6千人余のこの町で産業的基盤がより充実していると、そういう町にあっては、65%も自主財源で運営しているわけでございます。

一般的に各県下の町村を見ますと、坂城は実質的には軽井沢に次いでそのそういった面の産業的な基盤が強いなど。それを生かすということにおいては、より大事な要素でございますので、坂城ならではのいろいろな展開をしていくということでございます。例えば、ばらのまちづくりも歴史と匠のまちづくりもそれぞれございます。

ただ、長期的な問題等については、例えば子育て支援という面については、国が何をやるか、そういうところをしっかりと見つめながら、その上に立って補完的に、こういう特色を持たせるということでもあろうかなと思っております。

まず坂城町は自律していく要素が十分にあり、潜在力があり、また発信力がある

んだということを誇りに思いながら、そういった独自の事業展開はさらに進めてま
いりたいと、こんなふうに考えています。

8番（林さん） 町の方向としては、今、町長のお考えをお聞きしたわけですがけれど
も、子育てのことも何かちょっと期待は持てるかなと思いますけれども、それは2
の項目でまたつめていかせていただきたいと思います。

事業仕分けがパフォーマンス的だというような批判もあるけれども、やはり私た
ちに大分知らせようというか、こういうことが今まで見えなかったものをどんどん
出して、その成果というのがいろいろな面に出てきたということは、大変財政難の
中では、それを生かして違うソフト事業に使えるということなどを含めると、と
ても刺激的でよかったなと思っています。

事業仕分けは国の事業として今回されましたけれども、国に先行して岐阜県の方
では2002年ごろから始めて他の自治体でもたくさん広がっているという報道も
あります。こういうことで事業の必要性とか説明責任を求められるということが職
員の皆さんの能力向上にも、ちゃんと説明しなければならないという、そういう面
では、とてもいい機会になるというようなことも言われておりますけれども、財政
が厳しい中で事業の取捨選択が迫られる中で、やはり住民に見える評価システムが
大切ではないかなと。また、それはやってほしいという気持ちが私にはある
ので、このような質問をいたしました。

今の町長の答弁の中でも、職員の方で各課でやって町長も精査している、予算編
成についてはそのような中でやっているというようなご答弁をいただきましたけれ
ども、公募という、開いていけば、この事業仕分けでやったような、うちうちの
仕事じゃなくて、やはり公募というような要素も取り入れて思い切った仕分けをし
ていくことが、また自律を目指す町には大変大切なポイントとなるのではない
かと思います。全事業をしろというのではなくても、せめて町の主要施策としてや
っていきこうという、高額なものに対するような展開をこれからしていくことが、私
はそういうことを求めるわけですがけれども、今1度町長のご答弁をお聞かせくだ
さい。

町長（中沢君） 私は、地方自治の原点は私が選挙によって責任を持ち、議員さんが
それぞれ選挙によって責任を持つと、そういう双方の上に立って施策を論議してい
くということが前提であると。そのことは、より大切にしたいと、そんなふうに思
っております。住民ニーズを踏まえる中で議会がどういうふうにするか、あるいは

私がどう考えるかという、そういった手立ては工夫していかなければならないなど。ご指摘のように、できるだけ一般の皆さんが理解できるような対応をしてみたいと。

反省のひとつとして、よく町の財政状況はこうだ、決算はこうだというふうに数字を並べて広報する場合がありますが、これで住民の皆さんは的確にわかるのかなと、一過性になってはいないかなと、こんな気持ちを常に持っております。住民の皆さんも、それによる分析あるいはそういう皆さんがより理解できるような、そういった対応ということもひとつひとつ重ねていく。あるいはまた、いろいろな団体のところ、地域のところへ、できるだけ顔を出しながら、その都度生の声を伺っていくと。そんな手法を取りながら、なおかつ団体でも区長会の皆さん、あるいは女性団体の皆さん、民生の皆さん、いろいろございます。そういった皆さん、特に農業委員の皆さんは、いろいろな荒廃地の問題もかかえている。そういうことを、その皆さんから聞くということをやめなく進めることによって施策の展開の中での状況把握になるのではないかなと、こんな思いがいたします。以上でございます。

8番（林さん） ただいま町長の所見をお伺いいたしました。

いろいろな状況の中で混沌とする国政ではありますけれども、国の目指す方向に沿った、人にウエートを置いた施策や行政を行うことを望んでおります。

2. 子育て支援について

イ. 「福祉医療費給付事業」坂城町の方向は

県は乳幼児らの医療費らを助成する社会福祉費、医療事業費の見直しで、現在は通院・入院とも就学前までとしている助成対象を来年度から入院のみ小学3年生まで拡大する方針を示しております。この事業は市町村が実施主体で、県からは費用の2分の1の助成を受けられるという事業であるため、助成となる対象範囲は各市町村の財政力や政策ビジョンにより大きな格差が生じているという実態があります。

県内80市町村の助成内容を見ますと、8月時点で県の約半分を占める39市町村が所得制限を設けずに入院・通院とも中学生までを無料化に、さらには高校3年生の18歳まで拡充しているという自治体もあり、これら先行を決断した自治体は、歯止めのかからない少子化のこの厳しい環境を何とかはねのけ、社会や地域の宝を育てようと、厳しい財政下にあっても予算の聖域化を図っているということでもあります。

未来の地域を、ひいては国を支えていくのは子供たちであります。この宝である

子供たちが生まれ、育つ環境、育てる支援体制は、何はさておいても町として最優先に取り組むべき課題であると考えているところであります。

このたび県が示した福祉医療費給付事業の見直しを受け、坂城町としては来年度からはどう取り組んでいくのか。助成対象とする年齢は県に準ずるのか。中学まで延ばすお考えもお持ちなのか。町独自の上乗せ拡大策も含め、その方向を町長にお伺いいたします。

また、この事業の受給者負担金については、1レセプト1枚につき、県は10月から月額300円を500円に引き上げましたが、坂城町は、この引き上げは住民への負担を減らすため、町が肩代わりするという措置を講じられましたことに対し、大変評価申し上げるところでございます。この町負担については、今後も引き続き実施されることを望みますが、町長の考えをあわせてお聞かせいただきます。

ロ. ながの子育て家庭優待パスポート事業、坂城町の参加は

次に、県内の経済福祉団体などと県でつくるながの子供子育て応援県民会議が提唱するながの子育て家庭優待パスポート事業への坂城町の参加を求め、また、この事業が町内商店の活性化につながるような取り組みについて町の考えをお伺いいたします。

まず、この事業は18歳未満の子供がいる世帯に各市町村がパスポートを配布し、協賛していただいた商店での買い物時にパスポートを提示することで商品の割引やポイントカードのポイント増など店舗ごとの優待サービスを受けることができるというもので、町内だけでなく、事業に参加する県内の全市町村の協賛店で使用ができるというものであります。また優待の内容や費用は各商店にご負担をいただきますが、町は協賛の店先に張るステッカーの配布や町のホームページなどで商店を紹介し、協賛店舗のPRを行うことになっており、商店側にもそれなりのメリットが考えられるというものであります。

このような事業を子育て支援の独自策としてすでに実施している自治体や来年の春を予定とするこの事業のスタート時から参加の意向を示している市町村など、合わせますと県内の対象世帯の約7割がカバーされ、県内全域でパスポートが利用できるという取り組みに期待も高まっております。

坂城町においても子育て支援の一環として、この事業への参加を望み、町のお考えをお伺いいたすところであります。

また、この事業への参加にあわせ、特に寂しさが増している町内商店の活性化の

ため、町民の皆さんに町内での買い物意識を高めていただくために、町独自のサービスの上乘せも考えたらどうかと思いますが、町のお考えをお伺いし、2項目の子育て支援について1回目の質問といたします。

福祉健康課長（中村さん） 福祉医療費給付事業についてお答えいたします。

町の福祉医療制度は、乳幼児、障害者、母子家庭の母子及び父子家庭の父子が療養の給付、または療養費の支給を受けた場合、医療費の自己負担分への助成を行い、医療費の家計への負担の軽減など福祉の増進を図るためのものがございます。乳幼児医療費につきましては、平成18年度より所得制限を廃止し、小学校就学前までの入院・外来について対象としております。県では福祉医療費給付事業検討会において、先ほど議員さんのご質問の中にもありましたが、乳幼児の対象範囲の拡大について検討が行われてきております。

検討会は、乳幼児に係る福祉医療制度については子育て支援、少子化対策のひとつとして、安心して医療を受けられるための重要な施策であること、小学校低学年まで1人当たり医療費が高いこと、通院に比較して入院に係る1レセプト当たり医療費自己負担額が非常に大きいこと、この制度を将来にわたり持続可能なものとする必要があることなどを総合的に判断して、所得制限を行わず、対象範囲を小学校1年生から3年生までの入院を加えることが適当であるとの結論を出しました。

今まで乳幼児医療費の対象範囲の拡大につきましては、何人かの議員さんから一般質問がございました。町長から福祉施策全体を見直す中で拡大ができるかどうか検討するよう指示されております。乳幼児医療費を県の基準以上まで対象年齢を拡大する費用につきましては、県補助2分の1の支給対象にならないため、町の費用負担が増加することになりますので、財政面から将来にわたって持続が可能なのか、財政状況を考慮して計画的に考えていかなければならないところでございます。限られた財源の中で維持ができるよう、年齢の範囲をどれだけ拡大できるか、所得制限を設けるか、入院の医療費負担が通院に比べ、非常に大きいことなど考慮し、入院について範囲を拡大するかなど、町の福祉施策を全体的に見直していく中で新年度予算編成に向けて検討しております。

次に、受給者負担金でございますが、県は、この10月から受給者負担金を1レセプト当たり300円から500円に引き上げたところでございます。当町は受給者負担の引き上げにつきましては、半年間でも受給者の負担を少なくできればということで、6カ月間据え置いております。

しかし、県の福祉医療費給付事業検討会で十分検討され、将来にわたって持続可能な制度とするため、500円に引き上げたものでございますので、平成22年4月診療分から500円に引き上げていく予定であります。

次に、ながの子育て家庭優待パスポート事業坂城町の参加はについてお答えいたします。

ながの子ども・子育て応援県民会議が呼びかけていますながの子育て家庭優待パスポート事業につきましては、ただいまご質問にありましたとおり、子育て家庭が買い物などの際にパスポートカードを提示することにより、県下すべての協賛店舗でサービスを受けられるというものでございます。

サービスの内容は、各協賛店舗が自由に定め、価格の割引、ポイント付与、優待券の進呈、子供へのお菓子、ドリンクサービス等が考えられており、統一されたサービスではありません。この事業に参加する市町村は平成22年春から実施する予定ということでございます。

現在、ながの子育て家庭優待パスポート事業について参加は14市町村が一応参加する意向を示しております。既に参加決定をした市町村においては、協賛される企業、店舗の募集を始めているところもございます。

市町村の役割といたしましては、18歳未満の子供のいる世帯にパスポートカードを印刷・交付すること。町内での協賛企業、店舗を開拓する。協賛企業、店舗へのステッカー、ポスターの印刷をし、配布すること。制度の周知、協賛企業、店舗のPRを行うこと等が主なこととなっております。

これらに係る費用については、市町村負担となっているところでございます。このパスポートカードは、利用できる地域が町内に限らず県内であれば、どの協賛企業・店舗でも利用が可能となりますので、広範囲にわたり利用できるメリットもあり、サービスのよい協賛企業・店舗の利用の増加も考えられます。

また子育て家庭の支援にはなると考えますが、この事業による利用が必ずしも町内の協賛企業・店舗に限らないわけですので、町内の企業・店舗の活性化につながってまいりますかなどの課題がございます。財政的な措置も必要になってまいりますので、ながの子育て家庭優待パスポート事業が町内の商店等でどれだけ協賛店舗になっていただけるかなども含め、今後どのような形でネットワークの構築が図られていくか、また他の市町村の動向を見ながら研究をしてまいりたいと考えております。

また町独自の上乗せということなのですが、ながの子育て家庭優待パスポートにつきましては、県内共通ですので、そのパスポートで町独自ということはちょっと難しいと考えております。以上です。

8番（林さん） ただいま福祉課長の方から丁寧なご説明をいただきました。

先ほど受給者負担金の負担について町が肩代わりしていただいたということで大変評価申し上げたところ、打って返したような感覚で、ちょっとショックを受けております。

福祉医療費給付事業が町長の方から拡大を指示するよう言われておると福祉課長さんの方からお話がありました。年齢範囲とか新年度予算に向けて検討していくということですが、新年度予算の編成は順次入っていると思いますけれども、ここで思い切った町長の英断で坂城町の支援体制を強化していただきたいという思いがあって、今日は臨んでおります。ひとつのことをやってひとつのことを減らしちゃうということが、それまた、何だかなというような思いがあります。受給者負担金の、これからも肩代わりというか、それも含めて思い切ったソフト事業としてやっていただけたらと思っております。町長からのお答えをお聞きいたしたいと思っております。

町長（中沢君） 町の財政運営の基本は、限られた財源を、より有効に使っていくということでございます。いろいろな面ですべてを上乗せするという事は、なかなか難しいお話でもあるわけでございます。

医療費の問題については、何人かの議員さんから要望の強いことも承知しております。県が今度は入院に限り、小学校3年生までという面での負担を県もしますよと、こういうお話が出てきたわけでございます。よく議員さんも子供は国の宝だからという、この趣旨もわかりますけれども、親がより健全に育てるということ、これも大事な責務であるなど、こういう思いもしているところでもございます。

要は一番大変なことは、入院された場合、これが負担が重くなるわけでございます。個々の皆さんに対する負担が重くなるということでもございます。そういった観点から申しますと、現在、できるだけ入院については3年生ということではなくて、より小学校全体あるいは中学まですれば経常的にどれぐらいの予算が必要かと、それについては限られた予算であるから、これをこういうふうには振り替えたいというところまで担当課長に意見を求めているということでご理解いただきたいと思っております。

8番（林さん） 町長から今、県は入院のみ3年生を、坂城町の場合は、それより拡大した方向で福祉課長さんを通していろいろ検討するよというよという言葉が聞かれたと私は思います。これが中学生になる、それ以上でも全然構いませんけれども、拡大の方向を期待しております。

受給者負担金については、残念ですけれども、確かに財源の決められた中であれもこれもというんじゃなくて、あれかこれかにしなければいけないという中で、それはこれからの検討課題といたしましょう。

ながの子育てパスポートの優待事業についても、今、割と消極的なお答えしか聞かれませんでした。こういうソフト事業こそ先ほどの町がこれからソフト事業をしていくんだというよなところに県の事業とあわせて便乗したらいかなものかと私は思っております。費用はそんなにかからないと思うんです、自治体としての費用は。ただホームページでPRするとか、パスポートを出してあげるとか、あとステッカーを張るとか、その程度の費用負担で、あとはお店の人の器量なんです。ですから、この事業につきまして、私は県の企画の方に聞いたところ、子育て担当の方には、その資料は行っているはずですよということでしたけれども、その後、これは産業振興課とも連携するよなことになる内容でありますので、お店の協賛をいただくということは当然、産業振興課の意向も聞かなければいけないんですけれども、そういう県からの指導があった場合は、福祉課と、また産業振興課では何らかの連携がなければ、この事業は成立しないと思います。たまたま総務産業委員会と商工会の懇談の席で私もどれくらいお店の力になれるかはわからないけれども、子育てという結構いい看板をお店で持つことが店のPRにはつながるんじゃないかということで会長さんともお話ししましたけれども、その辺、担当課としては、この庁舎の中でお互い産業振興課さんと福祉課さんの方では連携のお話し合いができての今の答弁だったかどうか、確認させていただきたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） ただいまの件ですが、他の市町村の動向、利用の状況とかを、動向を見まして、その後、坂城町の方で実施してまいるということになりましたときに、産業振興課、また商工会のご協力もいただきながらやってまいりたいと考えております。

8番（林さん） あまりきついことを言うのもいかがかと思いますが、その辺は連携した中で結論をいただきたいと思います。

今、課長の方から周りの状況ということをお聞きいたしました。たまたま千曲市

では、今回の議会では、それをやっていくという結論が出たということであります。上田市、長野市あたりも当然それはやっております。そういう状況の中で前向きな検討をお願いいたします。

先ほどのパスポートについては、町の独自策については、ちょっと違うんじゃないかというお話がありました。

それは私の説明が悪かったのかもしれませんが、例えば坂城町の商品券とか、そういうものと連携してプレミアム付の対応とか、町だけの特別のポイントサービスをつけるということです。先ほどよその町へ行って買い物されちゃえば、これは何にもならないというなお考えも示されましたけれども、よその町へ行って買物を防ぐために私は町の独自策を設ければということを提案したつもりでした。本当に今、課長がおっしゃったように、これは県内共通になりますから、坂城町の商店ではいかなものかと思う人はよそへ行ってしまうかもしれません。そういうことは大変危惧されます。かえってそういうことになるんなら、やらなかった方がよいかないということですが、そういうことは町はだんだん寂れるんじゃないですかね。私は、やはりやるか、やらないかというときには、やる方を選んでいただいて、頑張ってください、その結果について、またみんなで検討することが大事かなと思います。ぜひそれは、また商工会、またそういう関連するところと話し合いの中で検討していただくことを望みます。

新年度の小学1年生の入学者について、町長も保育園の運動会のところで保護者、またおじいちゃん、おばあちゃんにも投げかけておりましたが、新入生が来春入学するには坂城小学校が35人、村上小学校は24人、南条小学校は60人ということで、残念なことに、このままでしたら坂城小学校は1クラス編制、36人で2クラスになるところが1クラスで編制されるということが本当にショックなことがございます。村上小学校も1クラスということが進んでおります。年々子供たちの学年を合わせますと、南条では増加傾向にありますと言うけれども、年々10人から15人の子供たちが減っているということで、この子供たちが中学生に入ったときには、今の4クラスが3クラスになってしまうということです。本当に私の子供たちが育ったあの賑やかさは半分になるということですね。坂城町のそういう状況も十分加味していただいて、ソフト事業での応援をしていただくことを切に願います。以上で12月最後の一般質問となりました。質問を終わらせていただきます。

議長（春日君） 以上で通告のありました9名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日10日までの2日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日10日までの2日間は委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は12月11日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時42分)

1 2 月 1 1 日 本 会 議 再 開 (第 4 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 林 春 江 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 9 " | 宮 島 祐 夫 君 |
| 3 " | 塚 田 忠 君 | 10 " | 池 田 博 武 君 |
| 4 " | 大 森 茂 彦 君 | 11 " | 円 尾 美 津 子 君 |
| 5 " | 山 城 賢 一 君 | 12 " | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 " | 入 日 時 子 君 | 13 " | 柳 澤 澄 君 |
| 7 " | 安 島 ふ み 子 君 | 14 " | 春 日 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|------------------|-------------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長 谷 川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 忠 比 古 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| ま ち づ くり 推 進 室 長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 中 村 清 子 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 次 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 山 崎 金 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 6 1 号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 6 2 号 坂城町有線放送電話条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 6 3 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 6 4 号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 6 5 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 8 議案第 6 7 号 平成 2 1 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 9 議案第 6 8 号 平成 2 1 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 0 議案第 6 9 号 平成 2 1 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 1 議案第 7 0 号 平成 2 1 年度学校情報通信技術環境整備事業費補助金事業 坂城町学校教育用及び校務用コンピュータ等売買契約の締結について
- 追加第 2 議案第 7 1 号 平成 2 1 年度坂城町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 追加第 3 発委第 7 号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書について
- 追加第 4 発委第 8 号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書について
- 追加第 5 発委第 9 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について
- 追加第 6 発委第 1 0 号 長野県独自の 3 0 人規模学級の中学校全学年への早

期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を
求める意見書について

追加第 7 発委第 1 1 号 35 人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見
書について

追加第 8 発委第 1 2 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について

追加第 9 発委第 1 3 号 2010（平成22）年度の年金を減額支給せず、
生活実態に見合う支給を求める意見書について

追加第 10 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（春日君） 各常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について各委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第3号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示
制度の抜本改正を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第5号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式
学級の解消、県独自に教職員配置増を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第6号 35人学級の早期実現、教職員定数増を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第7号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を
求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第6号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第7号 2010（平成22）年度の年金を減額支給せず、生活実態に見
合う支給を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（春日君） 日程第2「議案第61号」以下に掲げた議案につきましては、すべて去る12月1日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第61号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） この件については、一般質問でも何人かの議員がやったので内容的には説明はわかりましたけれども、説明の中で500円券に比べ、4分の1ぐらいしか負担していないから、3分の1ぐらいの負担にしようということでしたけれども、それで100数十万円ぐらいの増収にしかならないわけですよね。そのくらいならイベントのときしか来ない副支配人のことだとか、あと支配人についても仕事はよくやっているということは理解していますけれども、やはり民間の人と違ってサービスという面では非常に民間とは違う視点があると思うんですよ。そういう意味で、もっとサービス向上に努めて利用者が増員するような、そういう方向をすべきではないかと思えますけれども。

それから、今インストラクターの方もいるんですが、週2回しかウォーキング教室が行われていないと。そういう中で、もっとイベントとかウォーキング教室の数を増やして収益を上げるとか、そういう対策がまず先に考えられてから、それでもどうしてもということならわかるんですが、そういう点についてお伺いしたいと思います。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

支配人を民間人というご提案でございますけれども、今、私どもの方、今年から毎月1回、社長、町長が社長ですが、支配人と私どもと毎月1回、経営の打ち合わ

せを定期的に進めております。そういった中で、お客さんの苦情と申しますか、ご提案等も踏まえる中で、より一層のサービスの向上というようなことで社長の方からそれぞれ細かな指示を与えておるところでございます。そういった面でのいろいろのご指摘はございますけれども、サービスの向上には一層努めてまいりたいというふうに指示をしておるところであります。

またプールの利用についても、今月1回の経営の中で、もう少し利用度を上げるような方策を考えられないかというようなことで、今、現場の方でもそういった面も含めまして全体的に集客力アップということで検討を進めております。

6番（入日さん） 今、プールの利用度アップということで検討を進めているということでしたが、最初あのプールは泳げたんですが、いつの間にかウォーキングだけというふうになってしまって、泳げないから物足りないという方もかなりいらっしゃいます。そういうようなことも時間帯を決めるとか、あるいは半分は泳げるようにするとかという、そういう対策もとって、もっと集客に努めてもらうような方向をしていただきたいと思えます。

それから半年券を新たにつくったということで、そういう点では買いやすくなったという、そうなったらうれしいなという声も聞かれますが、湯さん館はそもそも健康増進ということもあつたはずですよ。町民の健康増進のためにということで作られて、非常に湯質がよいということで、腰痛だとか足の痛いのが治ったとかというので、遠く長野市の方からも通ってこられる方もいますし、あるいは軽井沢の方も鼠のマレットゴルフ場が無料で自然に恵まれていて非常に素晴らしいということで、マレットゴルフに年に何回かそこで来て、その後湯さん館に入るというような、そういう方もかなりいらっしゃいますので、そういういろいろな施設とタイアップして集客をどう図ったらいいかということ、やはりもっと考えていただきたいと思えますけれども。

企画政策課長（片桐君） プールの泳ぎができないというようなご指摘もあるわけですが、監視員を置くということもありますので、泳げるような状況にできるかどうか、現場とまたよくそういった、毎日ではなくても週の何回かとれるかどうか、また現場とも話す中で検討させていただきたいと思えます。

それから、確かに健康増進ということもございますけれども、大きな福祉という観点からは大変大事なことでございます。ただ、やはり株式会社でございますので、将来的に町から税金を投入して運営をしていくということがないように経営改善に

は一層努めなければならないということも1点ありますので、今回の条例改正も踏まえまして、さらなる集客力アップに努めてまいりたいというふうに考えております。

1番（田中君） 今回の年間券の料金改定について、私は基本的には客単価が非常に、湯さん館の方から出していただいた経営状況を見ますと、初年度は1人当たりの入館料が453円だったんです。それが20年度は315円になっているわけですね。私は500円でいつも利用させていただいていたので、当然、新聞なんかは何万人来たとか、何十万人来たというから、そこへ500円ざっと掛けると、儲かっているんだなと思っていましたら、非常に落ちている。客単価もそうですし、1人当たりの売り上げも減っていると。700円しか使っていないと。そういうような状況で、これはひとつ問題点として、当然、料金改定はしなくちゃいけないと思います。しかも原点の中に、この年間券を利用されている方が393人、一番最新の情報でいくと。393人の、しかも中に町外からの方が94人おられるという。町の税金を使いながら町以外の人たちに、そういう格安な料金を提供していいのかどうかという、町民としての当然の疑問はあるんですね。

そういう中で、こういう施設は第三セクターがみんな、須坂の湯っ蔵んどにしろ、飯綱町の天狗の湯を含めたリゾートスキー場にしろ、結局、精算するために大きな税金をつぎ込む、何億円という税金をつぎ込むことになるわけです。これは絶対避けなければ、例えば課長からも答弁ありましたけれども、絶対避けなければいけない問題だと思うんですね。そのためには、それなりの利用者負担が必要なんですけれども、これは、いわゆる町が行政として直営でやっているわけじゃなくて、指定管理者に、民間人、民間会社に委託しているんですよ。

私はひとつ疑問として、今回、料金改定、一部改定じゃなくて、もっと抜本的な経営体質改善をしなくちゃいけないという前提の中で、例えば健康づくりだとか高齢者対策とか、そういう問題は本来行政の分野であって、町の福祉厚生費やなんかで、そういう中から町民の皆さんに利用券なり割引券を出すべきであって、営利を目的とする民間会社の足を引っ張るような安い券を出すということを役場がやるということ自身が私は疑問を感じます。

これを見たときに私は長良川なんかの鵜飼の、あれは首のここを締めておいて、ここへ入った魚を出すんですけれども、くちばしへ縄を縛っているような、それで魚をとれというような感じを受けたんですね。やはり民間企業として、いわゆる企

業というのは、あくまでも利潤を追求する。そのためには、よりいい利用者サービスをする、利用者に満足をいただくようなサービス、質のいいサービスを安くやるという、そういう当然のことを。足かせになるような、こういう仕組みを私は改めるべきだと思いますけれども、その辺について、町長、どう考えているか、お答えをお願いしたいと思います。

町長（中沢君） お答えいたします。

湯さん館の経営は振興公社に委ねているわけでございます。そういう中で、よりよい質のいい湯につかっていただく、そして楽しんでいただくということ、それはできているかなと。あるいはまた、景観もいいから皆さんが外からも来ていただく、賑わいもまあまあだと思います。大事なことは、その経営がプラスであるということ、こういった面がないと、この湯さん館はすばらしいなということにはならないわけでございます。

その経営でございますが、周辺との競争もでございます。それに準じたものでなければならないなという思いもするわけでございますが、ご指摘の中に、例えば福祉に関するもの、あるいはいろいろな面のものについては町で担うべきではないかと、これは原則的に極めて大事なことでございます。今、湯さん館から町へ700万円の、要するに税金が入っているわけです、プラスで。そういったものを、より必要ならば町として対応していくと、そういった面の対応が求められているわけであって、湯さん館自身はその経営の中でやっていくということは、これは経営上無理なお話もあるわけでございます。

もうひとつは、株式会社に委ねておりますので、皆さんのご意見等を踏まえながら運動浴をどうするかといったこと、あるいはこれからの経営をと、いろいろご指摘のことはいろいろ勘案しながら、そういった面での経営の適正化にも、より努力していくと、こういうことであろうかと思います。以上でございます。

それともうひとつは、経営というものは、たとえ1万円でも積み重ねでありますから、いろいろやったら100万円程度、例えば改良が100万円程度のお話じゃないかということは受け入れられがたいもので、1万円、1万円の積み重ねであるということを経営の基本にさせていただきたいと、こんなふうに、今、振興公社の方へは申しつけているところでもございますし、内部的ないろいろな経費の軽減ということは、精一杯指示しているところであり、実際に行われているところでもございます。以上でございます。

1番（田中君） 私の質問の仕方がちょっと町長に理解されなかったかと思うんですけれども、私は株式会社に福祉をやれと言っているわけではなくて、株式会社は良質なお湯を、温泉サービスを、そして、いい質の高いサービスをより進めてもらうと。そういう中に高齢者対策だとか福祉対策だとか健康づくりを押しつけるということは、これは本来行政がやる、住民の福祉を高めるのが行政の責務でございますので、そういう福祉的なものは町が割引券なりを出して、町の事業として住民の皆さんへ利便を図ってもらうべきであって、振興公社に福祉だから、高齢者対策だから安くしろというのはちょっと違うんじゃないかと。そういうことで、根本的に福祉行政の一環として温泉を使って、より健康を増してもらう、あるいは高齢者がより豊かな生活を送ってもらうという、そういうことを応援するのは行政であって、そういうサービス券なり割引券は町の方で行うべきであって、振興公社の方はよりいいサービスをして利用者を深めて利益を上げてもらうと。

ちなみに、今現在、知事が認可している12歳以上の銭湯ですよね。これは知事の認可料金なんですけれども、銭湯は380円なんですよ、12歳以上、1人。今この町の1人当たりの入館料を割ると315円ですから、2割近い町の方が安いわけですよ。その大きな要因は、年間券の人たちが前に町の説明のように、お1人平均220回おいでになっていたらっしゃると、1回の入場料は140円だと。そのうち30円は町へ納めているということでございますので、これは緊急事態だと思うんですね。

私、実は議員になって初めての決算のときに前の18年度は3千万円が振興公社から町へ納付金という、これはある意味においては家賃であり、ある意味においては減価償却費であるから当然だと思うんですけれども。それが次の年は2千万円になって、今年は2千万円の予算に対して330万円という、非常にこれは実際には、本来なら減価償却をできない状況にあるということで、企業であれば赤ランプなんですよね。そういうものをさらに安い料金を町が決めてやれと湯さん館に押しつけることは、私はやはり見直さなくちゃいけないんじゃないかと。福祉や健康やそういうものは本来町民の行政サービスとしてのやるべきことで、それはそれで湯さん館に、振興公社に負担をかけないように、そのかわりいい収益をして、きちんと町へ納付をしていただくということの、そういう経営体質、本来のあり方の自然なあり方に一日も早く戻すべきだと思うんです。

そういう面では、今回は料金改定の一部なんですけれども、全体的にコストを下

げたり来館者を多くしたりということを漠然と言っているんですけども、大事なことは、経営ですから、例えば何年契約で入館料がずっと右肩下がりに下がっている中で、どういう形で何年にどのぐらいの目標を持って目標値を定めてそういうものを取り組むとか、あるいは1人当たりの売り上げを、今700円を1千円にアップしていく、そのために年次計画にどういう形で取り組むというか、そういうもっと経営計画をもっとしっかりつくるべきだと思うんですけども、その辺についてどう考えているか。漠然と1人当たりの売り上げを増やしたり入館者を増やすというんじゃないくて、もっと具体的というか具体性のある実行可能な計画を早急につくって経営計画に取り組むべきだと思うんですけども、それについて町長なり課長の答弁をお願いします。

町長（中沢君） 振興公社では常に取締役会、あるいはまた総会の中においていろいろな問題点を出し合いながら進めておると。その取締役会でのいろいろ事業計画の中での問題かとも思いますし、また町としていろいろな立場から助言してまいりたいと、こんなふうには思っております。

具体的な対応については、ご指摘いただいたような面も含めまして、今後いろいろと対応してまいりたいと思います。以上でございます。

2番（中嶋君） 私は今日質問するかどうか迷っておったんですが、この間も一般質問をさせていただきましたので。ただ、一般質問をさせていただいて私がいろいろこういうようにやってみたらいかがなものかと、民間の感覚で物を申したときがあったんですが、どうもそのことを考えると、これは一言言っておかなければいけないというふうに思いましたので、今手を挙げさせてもらったわけですが、振興公社の社長はもちろん町長でございますから当たり前ですが、シンクタンクをお使いになって、ずばりぶっちゃけた言い方をしますと、儲かっていたときはいいけれども、言うなれば人が減っちゃったと、お客さんが減ったよと。だから値段を上げなさいということをシンクタンクが言ったと。だからやるんだよと。その中にまだいっぱいいろいろありますよ。でも、ポイント的に言うと、私はそういうふうに乗っております。

それですよ、そういうことを考えるとね、私が申しあげましたように、例えば今の75歳以上は3万1千円に値上げをするんだと。75歳未満は3万3千円と、差をつけてあるわけですよ。そういう部分があります。

私、あのときに言いました。実は去年までは役場の課長も私の同級生、5～6人

いましたよ、課長で。みんなリタイヤなさいました。それから傍聴席に来ている皆さんの中にも私のあれです、同級生、同じ世代の人がいます。団塊の世代です。日本をこれだけ立派に我々はしたと思っています。その人たちがですよ、いよいよ年金生活者になってきたんですよ。年金生活者になりました。優秀な人はいいですよ、それから百姓をやっている人はいいんですよ。言うなれば民間の中でも子会社へ出向するとか、それから、おうちに帰って百姓をやればいいんだという人はいいですよ。でもね、我々団塊の世代は、今、小学校が1クラスになっちゃうというような時代でありまして、中学校だって4クラスですよ。我々9クラスあったんですよ。その人たちがですよ、坂城町中にまた戻ってきたり、それから坂城町でというような状況になってきたときに、サラリーマンは終わった、百姓はやってねえ、ほかのところへ勤めると思ったら、今この不景気、どこへも勤められない。

そして、そういう人は年金幾らもらっているかと、私、事細かに皆さんにご報告申し上げましたでしょう。細かな数字は申し上げませんが、60歳になって年金をもらうということは、65歳でないと満額もらえませんから、サラリーマンを私もやっていましたから言うわけじゃありませんけれども、厚生年金の比例部分しかいただけないんですよ。そうすると幾らもらえるかという、私は30年ぐらいしかあれでしたから少ないんですけども、42~43年勤めたような人たちにお話を聞いても大体60万から70万しかいただけないんですよ、5年間は。65歳になるまでは。70万ぐらいてもって1年間生活をしなきゃいけない人が60歳から65歳まで。これからそういうふうになってくるんですよ。その人のことを考えねだ、これを見ると。そういう人考えねだ、75歳未満は3万3千円ですよ。

決して私はね75歳以上のうんと頑張ってくれた我々の先輩に小言を言っているわけではないです。この人たちだって大変は大変ですよ。後期高齢者医療制度なんてやつ、らっちもねえものをつくられて、でかいものを払わなきゃならなくなっちゃったと。だけれども、その中で考えてみると、私の先輩に75歳の人に聞いてみたんですよ。「先輩、どのぐれえ年金もらってるだい」と。大体あれですね、月にあれすると20万前後が多いですね、月にすると。ちょっと計算が、おれは頭が悪いからできねんだけど。私らは70万ぐらいです、年間。そうすると、どれくらいですかね。皆さん、頭がいいからすぐ計算したと思うんですが。そういうところへ何で光をあててあげないかと私思ったんですよ。もしやるんだったら3万1千円ぐらいで全部一律にしてやるならまだわかりますよ。それがそういうところを皆さん

見落としているんだよね。団塊の世代の人たち、怒らせたらおっかないですよ、大勢いるから。そのところを考えてくださいよと言っても全然やってくんねで、75歳3万1千円、75歳未満3万3千円。どうしても私はこの辺のところは解せない話だと思っています。

それからもうひとつ言わせていただきたいんですが、この前もお話ししたように、今デフレになってきていまして、それこそ食料品のことなんか考えれば、例えばあれですよ、お弁当、セブン-イレブンで売っているお弁当、ああいうものがですね、480円したやつが330円とか280円になっている、同じものが。というのは値段が下がっている。値段が下がっている時代に今回上げようというのは、これはおかしいじゃあねえかと。

それからもう一個言いますがね、年間券、ついこの間上げたばかりなんですよ、2〜3年前に。またここへ来て上げている。2回。イメージも悪いんです。

だから私が言いたいのは、上げるのはやぶさかでないです、いろんな状況を考えれば。だからいいんですが、1年間ぐらいは凍結をしていただきたいということを私は言ったわけです。上げるなということは一切言っていませんよ。

それから最後にもうひとつ言っておきますけれども、とにかく500円券で入る人たち、他町村から来ている人たちは7割です。3割が町の人たちです。そのところは押さえないでにおいて、なおかつ5千円で10枚の券を買えば1枚サービスだったやつを2枚にしてあげると。というのは、さっきの理論でいうと、7割の方は他町村の人が来ている部分があると、他町村の人に今回おごっているんですよ。逆に年間券は7・3、7割の人が町民でございます。年間券は町民が7割です。3割の方が他町村です。町民のところを上げるのかなと。町民が来ている部分のところを上げるのかなと。これは登の理論ですから、皆さんの理論があったら反論してください。

それから、最後です。

でも町は頑張ってよくやったということもひとつ言っておきます。私も全部あちこち調べてみましたら、町が今一番高くなっても3万3千円ですよ。よそさんを調べると3万5千円、4万円、民間は一生懸命やって、うんとサービスがいい。サービスはいいけれども、高いところは年間7万円です。そういうことも実情であります。

だから私は、その辺の部分のところを含めて、決して値段は上げるのは反対だと

いうことを言っているんじゃないんですが、1年間ぐらいは凍結してくださいよと。1年間ぐらいたったら、もうちょっと景気がよくなるんじゃないかと、そんなように私は思って発言をさせていただいたんですが、私が一般質問した流れの部分の話もしましたけれども、そんなようなところもよくお考えになって、こういうことで結論を出されたんでしょうか。私は課長でも町長でもよろしゅうございます、その辺のところのご答弁、特に一番大事なのは団塊の世代の人たちのことを真剣に考えてくれたかというところを特にご答弁願えれば幸いです。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

1点、議員さんのご質問の中に団塊の世代、いわゆる60歳から65歳の年金にもらえる方たちのことはどう考えるかというご質問でございますが、議員さんのご質問の中でありましたように、75歳以上の年金の方、今、天引きで介護保険料等々引かれているわけございまして、特に75歳以上となりますと、現場からもほとんどの方がリタイアするような年齢かと思いますので、重点はそこに置かせていただいたと。特に高齢者の方が利用されている面もありますので、ご指摘の団塊の世代の方たちも検討はさせていただきましたけれども、特に年金の、いわゆる保険でいいますと後期高齢者という、そういう方たちに負担をあまりなさないような形で今回こういう案を出させていただいたわけでございます。

今、平均で年間券の方が221回おいでになります。500円で入りますと、11万500円ということでございます。一般質問の中でもお答えしたんですが、これを現行の料金で割りますと、126.7円となります。そこから入湯税30円、ですから湯さん館の収入が100円以下という状況であります。今回の値上げをお願いする場合に、3万3千円の例ですけれども、150円を切る、1回にしますと。今の平均のご来館をいただいた場合に150円を切るという、まだお安いという感があるかと思うので、その辺は私どもの方も議員さんの一般質問の中でもご指摘がありましたので、いろいろ検討はさせていただきましたけれども、そういった内容で今回ご提案させていただいているのでご理解をいただきたいと思っております。

2番（中嶋君） 苦しいご答弁をありがとうございます。その程度しか言えませんよね。実際そのとおりだと思っております。だから先ほど私申し上げましたように、後期高齢者の我々の先輩たちのところをいろいろ言っているんじゃないんです。本当に先輩たちにね、私らもいろいろなことを教えられて今があると私は思っています。

すから、先輩には高く敬意を表するものであります。特に75歳以上の皆様に対してはそう思います。

ただ、実情を見てくださいますと私は言ったんですよ。年金のところを見てくださいますよ。先ほども言いましたように、75歳の人たちが我々の団塊の世代の人たちよりも少ないです、はっきり言わせて。団塊の世代、さっき言いましたでしょう。小学校が1クラス、こういう時代ですよ。とにかくさっきもお話ししましたけれども、下手すれば中学、このままいけば、あと6年後ぐらいには3クラスになるんじゃないですか、中学は。坂城中学校は。私らのころは9クラスあったんですよ。そういう人たちがリタイアしているから、その辺のところの間隙の間隙のようになっちゃっているから、そこへ光をあてると言っただけであって、今の100円がどうしたとかさ、いくら儲けるにはどうたらで、今の税金を払わなきゃなんねえから1人80円だとか、そういうことは全部私、わかっています、すべて。でも、やっぱり今の施策が悪いというのは、やっぱりここへ来て値を上げるとか。だから1年凍結しておけばいいじゃないですかと。だって、今、坂城町が景気が悪いでしょう。だから、それこそ宮崎課長が本気でやっていただいていますけれども、今の中小企業の皆さんには、できるだけお金を貸しつけてあげて、それもやっぱり大体1年ぐらいの範囲のところですよ。1年ぐらいたてばよくなるんじゃないかねえかと。だから、そういうことを考えれば、あと1年ぐらいのところは凍結をしていただきたいというふうに思ったんですよ。

これで私、発言しても、そちらから答えが出るようなルールになっていないから、その辺はいいんですけどもね、あといろいろ細かく追及しませんけれども、とにかくよく一生懸命知恵を絞った上での部分かと思えますけれども、私はその部分だけは一般質問した中の流れでいけば反論させていただきたかったから、そんなことを申し上げた次第です。以上でございます。

3番（塚田君） 2、3、経費の節減についてですが、取締役人事の変更は考えられないか、お伺いいたします。

町長（中沢君） 議会に中小企業振興公社の社長の出席要請は受けておりませんので、そういった面での答えは別途いろいろ考えさせていただきます。

いずれにしても、その意見はあったということはお聞きしておきます。以上です。

11番（円尾さん） この問題については、私、何度も何度も質問したり、改善を求めてきたわけですがけれども、湯さん館は振興公社があってということで、民間だと

いうふうに話をされますけれども、結局は指定管理をしていく方が町長ですよ。受ける方も町長が社長だと。全く違う仕事をしているんだし、こういう小さいところでは法的にはどうも関係ないよということをおっしゃるんですけども、結局私たちから見ると、本当にこれでいいんだろうかといつも思うんですし、それから、やはりその中で人事の変更を求めても、それが議会として通っていかないということがあるわけですよ。

そういうわけだから、本来ならやはり指定管理者をしていくためには、やはり私は振興公社の社長さんがほかの方がやっていたらきちんとしたことができないんじゃないか、すみ分けをぜひしていただきたい。いくら一生懸命やっていますよと言われても町民の一人から見ると、そういうふうに見れないというところに問題があるかと思うんですよ。社長さんがその辺を考えていただきたいと思うんですけれども、何回も伺っているけれども、なかなかそれらしい返事は出てこないんですけれども、ちょうど料金が変わるといようなときですので、いいときですから、再度お聞きしたいと思います。

町長（中沢君） 振興公社の業務については、たまたま湯さん館のお話が今議会に出ているわけでございます。そのほか、これからは給食センターを食育・学校給食センターとして、そして振興公社の力をかりる、あるいはまた、資源開発ということで、ねずみ大根等のいろいろな利用を考えていくという意味においては、町と一体的な面もあろうかなと思っております。

特に湯さん館の問題等に限れば、民的なノウハウをより入れていくという将来方向を定めながら、現時点において、できるだけものはここで対応していくということ、それがためには八十二銀行関係の経済研究所の皆さんや県の振興公社のそういった皆さんのいろいろなアドバイスも受けているわけでございます。要はこういったコンパクトな町で一番どのような状況がよりいいのか、いろいろ検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第3「議案第62号 坂城町有線放送電話条例の一部を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） 今度のことで有線放送の料金が下がるということは非常に喜ばし

いことですが、それによって有線が増えるということは非常に難しいと思うんです。説明の中でも携帯電話が普及したので、なかなか有線が増えていかなくて、やめる人の方が多いという説明がありました。スピーカーだけ加入できるということを知らない人が多いんですね。いろいろなことにやはり、有線のいろいろなそういう知らせがなく不便だなどという、特に区の役員や何かやっていると、そういう声が聞かれますが、スピーカー加入だけだということを知らない人、あるいは今までスピーカー加入の話をしたら非常に高い説明を受けたので、そんなに高ければ加入してもなというので加入を躊躇したというような声も聞かれましたので、その辺もちょっとPRしてもらおうということと、それから有線放送で一般質問を流すような、そういうようなことも、もっと町民に身近な、いろいろな情報を流すということも大事ではないかと思いますが、その辺についての取り組みをお伺いします。

まちづくり推進室長（塚田君） ご答弁申し上げます。

まず、使用料の引き下げということでございますが、この引き下げによりまして確かに加入が上がるということはまず考えられないかと思えます。先ほどもお話のありましたように、電話機能としての、やはりニーズの低下というものがございす。その辺はどうしても、この時代ですので、どうしてもしょうがないかなというふうに思います。

通常ですが、やはりやめたいと、有線放送を廃止したいという方に対しましては、スピーカー加入という方法がありますよというお話をさせていただいております。それで「スピーカーだけだったらいいよ」と言ってくださる方も結構いらっしゃいますけれども、やはり「それも必要ありません」という方が年々多くなってきているというのが実情でございす。スピーカー加入だけ、初めてスピーカー加入ということの方につきましては、結局、工事費は有線電話と同じ工事費がかかってしまうので、どうしてもちょっと高いかなというような感覚を持たれてしまうのではないかなというふうなことも思うわけでございす。そういうこともありますけれども、スピーカー加入は、やはり災害とか、そういう重要なこともスピーカー加入をされていらっしゃいますと聞けるわけでございすので、そういう点については、もっとPRをしていきたいなというふうに思います。

それと議会の放送を有線ということでございすが、やはり見て聞く、こういうUCV等を使って、ケーブルビジョン等を使って見るのと違いまして、音だけです。ちょっと議会の雰囲気が確かに味わえるかなと。例えば、ちょっと止まっ

てしまったと、討論が止まってしまったような場合に、やはり編集というものが必要になるかというふうに思います。その辺については、これから課題になるかなというふうに思いますが、これから検討させていただきたいと思います。以上です。

6番（入日さん） これから検討するということですが、有線テレビも高齢者の方は目も悪くなったし、お金もかかるからやめたという方もいるんですよね。そういう人たちは議会の様子が全然わからないと。有線ででも知らせてくれればなということと、それから有線テレビは一般質問しか放送しないので、こういういろいろな総括だとか、そういう内容も有線でしたら流せるのではないかと。それから町でいろいろなイベントありますよね。そういうのも、たまに録画で流していますが、いろいろなそういう取り組み、あるいは講演会の様子、いろいろな成人大学みたいなのでいい講師さん呼んでいろいろなお話を聞くんですが、そういう講演会の様子なども流して、もっといろいろなそういう情報発信というのに取り組んでいただきたいと思いますが、その辺再度お願いいたします。

まちづくり推進室長（塚田君） これからの情報発信というご質問だと思いますが、やはりこれから音だけではなく、映像と一緒にということで、できれば考えていきたいなど。ケーブルビジョン等を使いました映像とともに、こういう身近な情報発信というような方法をとってまいりたいと思います。以上です。

1番（田中君） 9月の決算委員会で私も質問してわかったんですけども、有線放送の、いわゆる加入率が60%という非常に低下している。これは情報手段が携帯電話に代表される情報手段の多様化とか、そういう面があって、また場合によっては、そういう手段があるので、ほかの有料な情報手段なりをカットしているという一般住民の皆さんのそういう生活対応、あるいは必要性から出ていることで、これは仕方ないことだと思うんですけども、一番問題は、かつて有線放送というのは行政絡みの、特に広報手段として、周知広報の手段として大きな役割を担ってきている。それがたった60%しか加入していないとなると、あとの40%の人たちは一体役場のお知らせやいろいろな必要性の情報をどうやって聞いているんだろうかなと。月に1回の活字の広報とか、そういうことでいいのかなと。もっとリアルタイム、即、必要なものを必要なときに。そういうものを手段する方法として、やはり有線は、今回の料金値下げもそうですけれども、一応設備投資の償還がほとんど終わってきたから、ここで値下げするんだということでございます。その趣旨は大賛成でございますけれども、むしろこれは広報手段についてどう考えるか、60%の

加入率の有線の中で、リアルタイムの、いわゆる必要な情報を流す広報手段を住民の皆さんに、いわゆる情報公開の中で、どういうことを考えているか、どういう方向を考えているか。

例えば私は有線なんか無料でもいいと思うんですね。基本的な償還が終わっているのであれば。そのかわりに必要なものを常にリアルタイムでお知らせしていただくと、知っていただくという、そういう手段が望ましいんじゃないかと思うんですけども、こういう情報の多様化、情報手段のインターネットを含めた非常に情報の多様化の中で、町の広報周知をどういう手段でどう考えるか、その中で有線放送をどう位置づけているかというようなこと、基本的な考え方をちょっと示していただきたいと思います。

まちづくり推進室長（塚田君） お答えいたします。

有線が始まった時点を考えていただきますと、そのときには、やはり有線と広報だけでした。その後、インターネットが普及してまいりまして、それに伴って有線の方は加入率が減ってきたと。やはりこれは時代の流れだというふうに思います。ですので、有線がないからという方は、例えばホームページでその必要な情報はとっているよということだろうと思います。特に有線、今、廃止される方、主に子供さんをお持ちの家庭で、子供がもう大きくなって有線の必要がちょっとなくなってしまったというような方が多いです。そういうことも考えますと、時代の流れかなとは思いますが、でも、有線を必要としている方、高齢者の方等多くいらっしゃいますので、これは大事にしていかなきゃいけないなというふうに思います。

これからのことですけれども、やはり有線の、今現在の設備機器につきましては、やはり老朽化の一途をたどっております。いずれ更新しなければいけません。その際には、やはり全戸にスピーカーといいますか、情報を発信できる、そういう手立てが必要かというふうに考えています。今現在、各課から代表を出していただきまして研究会を開催しております。各課で必要な、これから行政として必要な情報発信というものはどういうものであるかということを研究してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1番（田中君） やはり行政サービスですからコストのことも当然大きく考えなくちゃいけない。そしてインターネットを初め、また携帯電話とか、そういう情報手段の多様化という、そういう時代の変化、社会の変化に当然順応していかななくちゃいけないんですけれども、ただ、若い人たちはインターネットを見ているからって、

じゃあ、そういう根拠を一応把握しなくちゃいけないと思うんですよね。やはり今現状を把握した上で対策をしっかりと研究会の方でつかんでもらって、やはり今必要なものは情報の、行政なんかのお知らせ、そういう周知を、できるだけ早く、1カ月後の広報が出る前にいろいろお知らせできるものはしてもらおうという、それを聞いていただくという、そういう情報公開の原則的なあり方を望んでおりますので、ぜひそれを取り組んで、少なくとも今情報の多様化が一般的にはインターネットだとか、ネット販売だとかいろいろやっていますけれども、果たしてどれだけの人たちがそういうものを利用したり活用しているのかというようなことも町内の実態を把握しないと対策を打てないんじゃないかと思っておりますので、そういう点では簡便な有線、しかも施設化してあるので、費用さえ負担がなければやめる人はいないと思うので、使う人だけ使ってもらって、そのかわりお知らせだけは受けてもらうという、そんなような新しい形の有線というか、広報手段もぜひ検討して、早急に構築してもらおうようなことを望んでおきます。

4番（大森君） 2点についてお伺いいたします。

ひとつは、有線を外されるという方に対して、当然スピーカーなりは家屋まで入っているわけですし、そういう方に対して無料できちっと町の広報が聞けるということでのお知らせをぜひやっていただきたいという、そういう対応をしていただきたいということ。

もうひとつ、インターネット等で町のホームページで情報を集めているよという方がいらっしゃるというお話があるんですが、それを考えるならば、ホームページの充実をきちっとしていただきたい。ほかの自治体の村段階のところでも坂城町以上の情報はきちっと公開されているということから見ても、やはりホームページの更新なり、あるいはメール通信なりというようなことをもっと充実させていくということもあわせてやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点についての方向性についてご答弁願います。

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時09分）

議長（春日君） 再開いたします。

追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) ご異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

まちづくり推進室長(塚田君) ご質問にお答えいたします。

廃止される方のスピーカーにつきましては、その際にはスピーカーがすぐつなげられるよう残していただくようお願いをまいりたいと思います。

ホームページにつきましては、ご存じのとおり、町のホームページ、この10月にリニューアルいたしました。今まででいろいろなご意見がございましたので、その意見をもとに見やすくということを中心に、いろいろな項目ごとに、すぐ知りたい項目にたどりつけるような、そんな仕組みをとらせていただきましたが、まだまだこれからいろいろなご要望がたくさんあるかと思っておりますので、そういうご意見を生かしながら、よりよいホームページをつくってまいりたいと思います。また各課の方とも連携をしまして、それぞれの新しい情報を随時載せていきたいというふうに考えます。以上です。

4番(大森君) 特に有線の場合、先ほど私の前に質問された方々から話が出ましたけれども、ひとつはやはり防災を喚起する、そしてまた、そういう緊急通報という意味で町からの災害等の状況、あるいは予想されると、そういうものについては緊急に各家庭に伝えられるということは本当に大事なものですので、これはきちっと新しい有線の導入までは、やはりこれをきちっと残していくというような方向を、ぜひ町民の皆さんにも進めて理解を深めていただくとということがまず必要ではないかと、そういう取り組みをしていただきたいということ。

それからインターネットについてですが、費用の関係もあるわけですが、条例だとか、そういう掲載なども、やはりまだまだ必要ではないかというふうに思うわけですが、それと議会のいろいろな情報も、もっと素早く掲載できるということで、そういうサービスも今後やっていただきたいと思います。要望でございますので、そういう方向性をひとつよろしくお願いいたします。

議長(春日君) これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第4「議案第63号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部

を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第64号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

8番（林さん） 今議会に提案されました条例について、るる一般質問等を通して町側からのご説明もいただきましたけれども、ごみの減量化が目的で袋代を値上げするというお話については、一部理解、将来的なこととか、循環型社会を目指すために、ごみの減量なんかも大事なことだとは理解しますけれども、少し私としては納得いかない部分がありますので、ご説明をいただきます。

ひとつに、ごみの減量化の一番大きな点とされますのは、生ごみが24%あるということ。このことについては、私、9月議会でも質問で取り上げました。そのときの答弁では、家庭の電気の処理機のそこでできた生ごみ、結局は堆肥前の状態のを扱い切れない家庭の方たちが、また可燃ごみとして出してしまうと。そういう実態について、どのような対応をするか。また堆肥化に向けては、もう少し進んだやり方、町長さんがおっしゃいました先進地のやり方なんかも取り組んでやっていくというような方向が示されましたので、ある面いいかなと思ったんですけども、先ごろの全協の中で、担当課長からのご説明の中では、いまいち納得いくようなお話にはなっておりません。その辺、生ごみに対してのこれからの考え方については、どのようにしていかれるおつもりなのか、まずご説明をいただきます。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

生ごみの処理、対応、これからの対応方法ということでございますけれども、生ごみにつきましては、24%ほど可燃ごみの中に含まれておるということで、これの処理あるいは堆肥化、これがごみの減量化を図る上では大変重要になってくるということでございます。

そういった中で今後、堆肥化をどうやって進めていくかということで、段ボールコンポストによる堆肥化ということで、現在、男女共同みんなの会の皆さんが熱心に取り組んでおられるということでございます。こういった関係団体といますか、団体の皆さんと連携をし、町が支援をする中で町内に段ボールコンポストの普及と

ということで推進を図っていきたいというふうに考えております。男女共同みんなの会だけじゃなくて、消費者の会の皆さんも減量ということで日ごろ積極的に取り組んでおられます。あるいは女性の会、団体の皆さんの中でも農業関係の団体等もございますので、そういった団体の皆さんとも連携する中で、堆肥化あるいはつくった後の堆肥の使い道、そういったものも、できるだけ農家等で利用できる、そういった仕組みとといいますか、システムとといいますか、そういったものもあわせて研究をしていく中で堆肥化が進んでいけばというふうに考えております。既に関係団体の皆さんとは1回打ち合わせ会議を行ったところですが、具体的にまたこれから各区あるいは地域へどういった形で入っていくかと、そういったこともこれから検討する中で進めていきたいというふうに考えております。

それから循環型農業の推進という中で、生ごみを堆肥化施設で大がかりな施設で堆肥化あるいは液体肥料等をつくって、それを野菜等の栽培に生かすという、そこでとれた野菜類をまた、当町には直売所等も盛んになってきておりますけれども、そういったところで販売すると、そういった循環型農業に向けての堆肥化というものも全国的には行われているところもございます。新聞等の報道によりまして千曲市の堆肥化施設については、こういった景気の中で事業者が一時的にちょっとストップしているということで、そういった報道もございますけれども、いずれにしても家庭のごみを、まずご家庭で出るごみをそれぞれのご家庭で、できるだけ段ボールコンポスト等で堆肥化をしていただく、あるいは補助金制度がございます生ごみ処理機等の活用といったこと、そういったことを進めまして、各家庭の生ごみの処理からまず広めていきたいということでございます。大規模とといいますか、ある程度まとまった中でのそういった施設を使つての堆肥化、そういったものについてもあわせて研究をしていきたいというふうに考えております。

8番（林さん） ただいま課長の方からお話をいただきました。段ボールでやる堆肥化を進めるというようなお話が今る説明されましたけれども、私も自分で実際やってみないで言うのもちょっと申し訳ない気もしますけれども、なかなかその点でも問題が出てきているようなこともお聞きしております。また今の若いお母さん方、女性団体の方たちは率先してやっぺいらっしやるようすけれども、例えば高齢になつた方たちがそれを吸収して自分たちもそれを、私らも含めてそうすけれども、堆肥にしていくということについては、今また説明をというような形がありますけれども、これが4月からの値上がりという袋の値上がりが前提にありますけれども、

そこでそういう説明が間に合うか。

また4月から実施するということについても、ちょっと早急過ぎるのではないかなど。もう少し地道な対応を、住民の皆さんが納得いくような期間はぜひ設けていただいて、きめ細かく、役場の方では懇話会ですか、やられて、それぞれの方たちにご説明いただいたというような答弁もありましたけれども、こちらから出向いて行って地元の人たちに説明するような、本当に皆さんの協力をいただくという姿勢をまず示してご理解いただくという考えが私にはまだちょっと伝わらない状況でありますけれども、その辺はどういうふうに考えておられるのか、お願いいたします。

住民環境課長（塩澤君） 説明会の開催につきましては、年明け、できるだけ区長さん方と相談をする中で地区説明会ということで実施をしていきたいというふうに考えております。

それからあわせて先ほど堆肥化の推進のご答弁も申し上げたんですが、これについては有料化とあわせて今後、関係団体の皆さんと連携する中で進めていくということで、地区に入ってといいますか、各区等で、できるだけきめ細かな堆肥化の推進ということで、実際に段ボール等を使う中で、つくり方等お話しする中で進めていきたいというふうに考えております。

8番（林さん） ちょっと理解が乏しくて、ちょっとまだ納得いかないんですが。説明をしていくというようなお話は一般質問の中でも聞きましたし、今もお話はお伺いいたしましたけれども、説明をして納得いただいた、その中で改めて値上げに対してお話をしていただくという方が、住民の皆さんは、町もこれだけやってくれたんだから、私たちも将来的な負担は負っていかなければ環境のためにはよくないということを納得できる面は、私はそういうふうに考えられますけれども、4月以降に延ばすという考えは全然持たれないのでしょうか。その辺をお願いいたします。

町長（中沢君） ごみ処理につきましては、長野広域ということで、今、坂城町の葛尾組合にあるごみ処理施設は千曲市へ26年以降、それと一番主体となるのは長野市へと、それが450tぐらいの処理をするということで、長野広域全体で進んでおりまして、314億円という大きなお金がかかりまして、そのお金の施設の負担金というのは、人口割が10%、それとごみの排出量でやるのが90%ということで、各町村において何とか減量しなければ負担金を人の市の分まで背負うことになるぞという危機感がひとつあるわけでございます。現在のところ10%減らしていく状況の中でも坂城町は10億円を負担するというようなことでも予想されており

ます。

そういうことで、ごみの排出状況等を見ると、一番24%ぐらいが生ごみだなど。については、その生ごみの量を減らすことに視点を合わせていく必要があるんだということ、全町的にまず生ごみを減らそうという運動とあわせて堆肥化ということ、そして、それをまず段ボールを使った、そういった堆肥化へ向けての対応をまずやってみようと、実践してみようと、そういうような状況にあるわけでございます。

こういった面で、いろいろ町としての手立ては20円の手数料をいただくということ、それによって全体的なことは40円が坂城町、周辺は50円だということ、何とか坂城町は切りつめていきたいという、そんな思いもあるわけでございますが、その決定に際しまして、いろいろな手法があろうと思いますけれども、ごみの減量化に関する懇話会ということで、食品を中心にした企業の皆さん、関係団体の皆さん、そして区長会の皆さん、そして議会の代表的な皆さんにいろいろご意見を伺ったところでもございます。そして次には、ごみ減量化推進懇話会ということで、環境衛生委員の各区の皆さんにお集まりいただいたり、関係団体の長、そしてまた区長会の幹部、そして議会の幹部、そういった面での合意形成にも尽くしてきたと。さらに町内企業の懇話会等においても、ごみの減量化等についていろいろとお願いしたと。そういった意見も踏まえ、そして上げざるを得ない状況を私が説明いたしました、これから何とかやっつけようじゃないかと。そして11月27日には行政協力委員会、区長さんの皆さんにもということでご説明し、その方向でという合意をいただいております。

それで今、ごみの堆肥化の問題については、既に関係団体と堆肥化に、まずそこからやっつけようということ等を進めた。ご指摘のように堆肥化に向けては本格的にどうするかという提案もあるんですが、こういった面は民の方からもいろいろ提案がありますので、そうしたことを踏まえて将来的にやっつけられないだろうなど。こんなふうにするべき町民の皆さんの代表的な方々、そういう様子をお聞きしながら、そういう20円の値上げをお願いするということでもございます。

あわせて今ごみの袋が一定の割合で今まで、これから無料化でいかれるには12月から3月まで、その間にいろいろ各市町の例を見ますと、いろいろ整備されて相当出るなど、こんな思いはありますけれども、準備として3カ月なり3カ月余あれば大丈夫だということ、4月1日、これにあわせまして進めさせていただきたい

と。広域の中では22年、23年、24年の実績平均をとらえて各町村に負担金の割り当てが来るということでございますので、4月1日ということの有料化の出発点としてやらせていただければということでご提案申し上げている次第でございます。以上でございます。

1番(田中君) 私は、11月20日に初めてこの家庭ごみの有料化という考えを全員協議会で示されまして、急遽質問の1番目に持ってきたんですけれども、町長に、どうしてもあのときは、時間もあつたのではっきりした回答が理解ができなかったんですけれども、一番町民の皆さんに、これはさっきの湯さん館のように一部の人がじゃなくて全員が負担を強いられる、強いられるんですよ、これは。希望じゃなくて。ごみを出すに料金が倍になるという、負担を強いる条例を、なぜ突然出したかということなんです。町長は、ただいまも答弁されたように、食品業界の懇話会とか区長会とか環境衛生委員の皆さんと話して協力したというんですけれども、そういうことから始まっているわけですよ。それが始まりだと思うんですね。いわゆる料金を改正したいと、皆さん、どう思いますかと。それで住民の皆さんにまず聞く、いわゆるパブリックコメントというのは当たり前なことなんです。わけても負担を強いられる、住民に負担を、義務を課すという案件については、住民の皆さん、どう考えますかと、よりいい方法はどうかという、そういうことを聞くことも大事。そのためにはアンケート調査みたいなこともしている。そういうことがまず先じゃないかということをおは思うわけなんです。ただいま私の答弁のときと同じような、そういう人たち、代表する人たちに説明したというんですけれども、そういう説明から、この料金の値上げというものを、必要になっているんで、広域で負担がかかってくるので、もうちょっと減らしたいけれどもと言って、いきなり4月1日から実施の案を出すんじゃないかと、そこから全町的にごみをどうしたら減らせるだろうか、もうちょっとコストを下げられる処理はどうしたらいいだろうか。今わけても住民の皆さんと行政が協力して力を合わせてやっていく協働の社会でありますので、片方の人をさておいて町が、行政が勝手にこういう形を持ってくるといことは今の行政スタイルにとっても合わないわけでございます。

一般質問で申し上げましたけれども、私、調べたら、長野だって千曲市だって2年以上も条例化を出す前にかけているわけです。パブリックコメントをしたり、構想を示して。そして、それに対する意見を聴いたり、アンケートしたり、そして各地で何回も、場合によっては数回もやったところがあるというんですけれども、説

明会もやって、そして理解を得られたので条例化を出すと、これが常套手段だと思うんですけども、町長は、そういう手段を、手法をなぜとらないのか。明確にちょっとお答えをいただきたいなと思います。

町長（中沢君） 町民にいろいろ税の問題あるいは利用料の問題等々負荷する場合には、大変慎重に、かつ進めなければならないということは重々承知しているところでもございます。例えば保育料あるいは医療費の負担等々の問題は、10人あるいは20人のひとつの審議会を開きながら、そこで決めさせているという手法もあるわけでもございます。

今回のこういった値上げについては、より多くの皆さんのパブリックコメントというお話はわかりますけれども、その必要性、どうしても行政上これが大事なんだということになりますと、それは町長として決断し、進めていくと。先ほども申し上げましたけれども、いろいろな懇談会の筋道では、ほとんどご了解を得ているところでもございますし、そういったものの経過を経ながら今回は値上げということでもございます。

長野市あるいは千曲市は、その地域に今度はごみ処理場をつくるということが、より重要になってきて、その過程においていろいろお話があったことは重々承知しているわけでもございます。今回、総体的に申し上げまして、坂城町の葛尾の組合の焼却施設は他の方へやっていただけるんだと、そういうことにも精一杯努力したところでもございます。ごみ処理の有料化という考え方は、環境庁において指導の一環でもあり、それが全国的な流れであらんことをお話ししておきたいと思います。以上でございます。

1番（田中君） 税金や保育料や、こういう手数料を住民の皆さんに負担をかけるというのは慎重にしくちゃいけないと。町長はその原点をわきまえておられながら、なぜ今回、拙速にこのことをやらなくちゃいけないかということが、どうしても。

私質問でも言いましたけれども、ごみの処理量は減っております。そしてまた、費用も増えて困っているわけじゃなくて、わずかですけども、2.6%前年に比べて減っているわけです。しかもさっきから出ている22年、23年、24年の平均で、今度新しい広域でやるごみ処理の負担金の平均ごみ量によって負担が決まると、そういうことも私初めて今回の議会で質問をした中で知ったわけなんです。そういうことを住民の皆さんに、22年度から3年間の平均で負担金がかかってくるんだから、そういうことで、皆さん、もうちょっとやりましょうと。町の試算でも

15年をベースに来年までに10%減という中で、もう既に8%は達しているという。あと2%ですよ。できたら5%もっと下げませんかという全町的な取り組みをして、そのために、例えば生ごみなんかは農地や何か持っている人はいくらかも堆肥化して還元できるけれども、非農家の皆さんとか町場の皆さんはできない。そういう人たちはどうするかというようなこともあわせて対応して、説明をしたり取り組みを実際に実践して、そういうことがまず先ではないかと思うんですね。

私は、たかが1枚20円ということですが、されど20円。答弁の中で見ますと、約800万円ぐらいの手数料が上がると。それを5,600の各世帯数で割ると約1,400円前後だと思っんですね。そうじゃなくても、これはお風呂と違って全員が負担するようになる。こういう大事なものを、広域は、長野や千曲は処理場をつくるからやったじゃなくて、やはり今まで負担してもらっていないものを負担するということに対して、やはり万全の住民の皆さんの理解を得るということのためにやっているわけでございます。

国が値上げしようという厚生省の方針だと。それは厚生省の立場であって、この町は、この町の皆さんがつくっていくまちづくりですから、そういう面で検討を要する必要があるんじゃないかなという思いを強く感じているわけでございます。

いずれにせよ、パブリックコメントを住民の皆さんに説明して、それは段階では4月から実施という既成事実でやるんじゃなくて、もう少し10%、さらに10%ごみを減らしましょう、あるいはコストを10%下げましょうと。そうすることによって税金を使わなくて済みますよと。あるいは新しい施設に対しての負担金が減りますよと、そういう目標なりねらい、目的をしっかり住民の皆さんに理解していただいて、だから、もう10%減らしましょうよと。生ごみをもうちょっと循環させましょうよと、そういう取り組みが、こんなものはえらい手間暇もかかるわけじゃないし、お金もかかるわけじゃない。そういうことをまず優先すべきだと思うんですけども、町長にもう1度、そういう取り組みで白紙に戻していただいて、そして、これから住民の皆さんに春にかけてでも、あるいは6月にかけてでも、しっかりと理解をしていただいて協力をいただくということができないかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

町長（中沢君） 何度か田中議員の意見は意見としてお聞きしております。その中で幾つかあるかと思っんですけども、長野広域には議会の皆さんも議員としてご出席しているわけでございます。そしてまた、今のそういった長野広域のごみ処理計

画は全協へもお話はしてあるはずでございます。そのとき欠席していたかどうかはわかりませんが、それはちょっと違うんじゃないかなと、こんな思いがいたします。

それと、ごみ処理というのは、やはり自分たちの出したものは自分たちで処理すると、これが原点であります。従いまして、それを行政が処理する部分を担っておりますけれども、それは税金でございます。どこからも金が出るわけではないわけでございます。そういったこれからの負担というものも、坂城町がそれなりの負担を遅らせるということは税金で負担していくということにもなってしまうもので、税金の場合は、それなりの仕組みになります。しかし、今いくらでも負担していただきたいということの20円は、他の町村よりも10円安く設定したと。その心を理解していただかなければ、何としてでも少し延ばしたらということではなくて、これだけの手順を踏んで長の責任で提案しているんだと。その結果については、これからどうするかということの協力は各グループごと、各地域ごとに十分説明して協力を得ていくんだと、これが行政の仕組みであると理解しております。以上でございます。

1番（田中君） 町長は時々、質問なんかした場合は、それはその議員としての意見を聞いておきますという答弁があるんですけども、私は町長はどう考えているかということを知っているわけであって、それに対する答えをしっかりと答えていただきたいなと思います。

ただいまの町長の答弁の中に非常に私は疑義を感じるんですね。まずひとつ、広域に、この議会議員からも出ていっているから、その人がそういう話を聞いているはずだと。そういう問題を言っているわけじゃなくて、私は町民の皆さんに、こういう必要性があって、こうだよという料金有料化のことを、やはりもっと早くお知らせして、そして皆さんどう思いますかと、より少ない税金の使い道を説明して有効に使いましょうよという、そういう呼びかけをするのが行政であり、町長であると思うんですね。そういうことに対して町長は、はぐらかしたような、議会が広域へ行っているんだから当然知っているはずだと。出席した議員は知っていても町民は全然知る手段もないわけですから、まず主権者である町民の皆さん、負担する町民の皆さんに、いかに早くこういう必要性があって、こうだということを言うべきだと思うんですね。

それからもうひとつ、ごみ処理は各人がやるのが原点だと。これは違うと思うん

ですね、私は。ごみというのは本来、自治事務であって、町の町民の福祉を上げる福祉の一環が税金、町民税を集めて、そしてそれで処理をしたり住民の皆さんが個々にできないことをやってやるという、これは本来の自治事務の原点だと思うんですね。そういうものに、だから、できるだけ税金を使うことを少なくしましょうよと。それには皆さんも協力が必要です、減らしましょうよと、そういう動きをするのが今どきの行政であって、当然の行政だと思うんですけれども。

そういう点で町長の答弁が私は納得できないんですけれども、いずれにせよ、あまりにも拙速過ぎると思うんです。住民の皆さんが本当に納得して、そうだな、必要だなということであると、そういう反応すら把握しないで、もう4月1日から上げるよということはまずいと思うし、しかもただいま町長は、ほかより10円安いんだと。私は10円どころか、ほか、この間も町の説明にありましたけれども、80市町村、県内の市町村のうち59の市町村がもう実施したり、実施を検討されているという説明がありました。私は、こんなことは80番目でいいんじゃないかという質問もしました。これは何も10円安いからよそよりいいという問題よりも、根本的にまず減らすとか、費用をかけない処理の仕方をもっと住民の皆さんの協力を得ていただいてやるということが優先すべきであって、いきなりぼんと出るとは、これは議会制民主主義の原点に反する、背くと思うんですね。

私は、その辺を町長にしっかりと考えていただきたいなと思ひまして、ただいまの答弁の中で私は町長の意見を聞いているんであって、私の意見を意見として聞いたというんじゃなくて、こういう料金の値上げというよりも家庭ごみの有料化という問題について、もう少しじっくりと町民の皆さんの納得を得られるような取り組みができないかどうかということ再度、白紙に戻してできないかどうかということ再度町長に説明を求めるものであります。

町長（中沢君） 自分の命は自分で守ることが第一だと。地域の火災は、その地域が守ることが第一だと。ごみ処理も自ら自分たちが処理することが第一だと。その上に立って行政はそれを責任を持って全体的な面で処理していくんだと、これは行政のひとつのルールでありまして、町も頑張るけれども、ごみ処理には地域の皆さん、それぞれの皆さんが頑張ってもらいと、これはひとつの義務でありますので、その点のご理解いただきたいなと、こんなふうに思っております。ごみをどこへでも捨てていいというものでもございませんので、そういった面で。

それとまた見解の相違はございますけれども、それなりにごみ処理をしていく必

要があると、それを負担していただくのもということでございまして、どの時期にどうするかということは全体的に見て私が判断し、そして、それを議会の皆様に決めていただくべき案件であるなど、こんなふうに思っております。ただ8%を10%にすればいいというものでなくて、私は今、担当課の方に15%以上削減するように努力しないと坂城町は大きな負担を担うことになるよと、こういうことでもあるわけでございます。いろいろ立場がございましょうけれども、要は、この際こういったことから始めさせていただくということを信念を持って提案しております。以上でございます。

13番（柳澤君） 廃棄物の処理手数料にかかわる条例の改正は、本日ここで、ある一応の結論が、ただいまの結論が出るわけではありますが、それはそれとして、一般質問でも、それから先ほどの同僚議員の発言でも説明をということで、住民課長から年がかわってから町内で説明会をという話が繰り返されていますが、その説明会の一番主眼とする点と、どんな内容の説明をしようとされているか、もう目前に迫っていることですので、お考えでしょうから、お聞かせをいただきたいと思えます。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

説明会の内容ということでございますけれども、今回の料金改定の目的といたしまいか、有料化の目的等について当然ご説明申し上げますけれども、それによって今後の町の廃棄物行政、特に堆肥化の推進等とあわせて減量化を図っていくということで、それにつけても発生元であります住民の皆さんのご家庭からまずは抑制をしていただくということで、そういった減量化に取り組む有料化とあわせて今後の減量化への取り組み、そういったものをご説明を申し上げていきたいというふうに考えております。

それから生ごみの堆肥化のほかに水切りの徹底ということで、そういったものもあわせて減量化に、大変水切りをすることによっても減量化ができますので、そういったこともあわせてお願いをしていきたいというふうに考えております。

13番（柳澤君） ごみの問題は、これは単に今年だけとか何とかということでなくて、人間のかかえたこれからますます大変になる大きな問題だろうと思うわけがあります。先ほどからいろいろな、この場でも話が行き交っているんですが、気をつけないと、象を表現するために耳の話があったり、足の話があったり、尻尾の話があったり、ごっちゃになったりというようなことで大変わかりにくくなるわけがあります。ごみの廃棄物の処理については、こういう世の中になってくると何らかの

身を切って処分を考えなきゃならない、その方法として焼却場があり、一般財源から出すばかりでなくて受益者負担的な手数料をというふうなお考えだろうと、こういうふうに思うんですが、その辺を整理して、料金のことは整理して、こういうふうにお金がかかるんだから、こういう負担の仕方をしようじゃないかという、そういう話。

それと一方では、これは全人類的な問題として、ごみ軽減、削減の方法についての問題。この問題は単に3月いっぱいまでに料金の値上げにあわせてどうしよう、こうしようという単純な問題ではないだろうと、こう思うわけなんで、これは別途もっと腰を据えた考え方の合意を得るようなことを考える必要があるんじゃないかと、そんなふうに思うんです。直接民主主義ではありません、日本の国は。ですから、すべてのことをすべて町民の99%の理解を得なければならないというふうに考えることはいかかと思うんですが、やはりごみの問題については、できるだけ今みたいに話を整理して十分な説明をし、理解を得るという努力が必要だろうと思うんです。

そういう意味で、今申し上げたことの繰り返しになりますが、手数料を20円いただく云々ということと、うまくごっちゃにならないように、ごみ減量なり、こういうお金がかかるんだという説明をというふうに思うんですが、そういう点が先ほどの課長のお答えであまり明確でなかったんですが、私がこう申し上げたら、どんなふうにお考えになるか、何か考えられたらお聞かせをいただきたい。

それで、なお、もうこれ以上は申し上げませんが、お答えをいただくと同時に、ぜひそういうちょっと腰を据えた整理の仕方をして説明会というようなことを、ごみ減量については単に2カ月、3カ月でなくて、いろいろな方法、男女共同みんなの会の皆さんのお手伝いをいただいてというようなことがありましたが、そういうものを全部整理した構築された形で進めていただきたいと、これは要望であります。その前段としてのお答えは一応お聞きをしたいと思います。以上です。

町長（中沢君） まず住民へのいろいろな説明ですが、そういった中では、先ほどいろいろお話のある長野広域全体で、我々のごみ処理はこのような計画で進んで、今ここまで進んでいると、進んでいるところ、将来に向けてどうなるかというようなこと等も含めての説明をいたすつもりでございます。

あわせて今度は20円というものの値上げの中では、ひとつの広域体の中で、どうしてもそれを進めなければ、いろいろこれからの施策の展開にいろいろ問題が出

ます。今回、他の方が50円、私どもは40円という中で、それをすることによって、ある程度の、10%ぐらいの皆さんがごみ処理について減量に協力いただけるというデータも出ているわけでございます。20円なりの有料化をすることによって、各自が自分なりに袋の数を今まで50枚だったら30枚にするというような努力もそこで生まれてくるわけでございます。そういったことで、私たちは負担を課するというよりも、皆さんのそれぞれがそういうところの袋ひとつをとってみても選択しながら進むという、そういったシステムづくりが大事だなと、こんなふうに思っております。

この問題は将来に禍根を残すというか、将来負担がないように考える場合には、今やらなければならないことは今やるんだと、一寸延ばしにしていっては收拾がつかないと、こういう気持ちもございますので、ご理解いただきたいと思えます。

2番（中嶋君） 私もまた先ほどに続きまして、ここでまた一言申し上げなきゃならない。なぜならば、私は葛尾議会の議員であります。今いろいろな皆さんのお話が出ました。いろいろ言っています。本来はただにするんですよ、ただに。そのかわり税金を上げりゃあいんだ。簡単な話なんですよ、そんなことは。それがややこしい話になっていっちゃうんだ。税金をうんと上げればいいだもの。だけれども、逆に言うと、これはお笑いのような話になってしまうからふざけたことは言いませんが、私はそう思います、根本は。でもね、今この時代ですよ。この不景気な時代、税金は上げられない。なおかつ会社関係がうんと景気が悪いから法人税がやたら下がっちゃって何億円も落ちちゃった。坂城町はとんでもねえことになっています。これも事実であります。

そういうぶんを考えると、なぜ私が今そういうふうに申し上げたかといいますとですね、これは本来は坂城町で中之条のあそこへ葛尾組合をつくってあればやる必要はない。ただにしたって構いません。でも、やっぱり私はね、今の広域に出させていただいています。広域というのはあまり何百億もかかるようなお金だから坂城町なんかできないと。だから長野、一緒にやりやしょう、千曲市の皆さん、一緒にやりやしょうと、そういうことが広域というあんばいになっております。その中で私は特に仲よくしております、議員さんたちとも。千曲市の。という、皆さんが言いますが、千曲市は人口割で来ているから議員の数が多い。8人いる。坂城町は4人しかいねんですよ。だから何かあったときに手を挙げれば、やっぱり千曲市に負けちゃうわけですよ。実際です、これは。こういうことは言いたくないですが。

これは千曲市の皆さんが聞いていけば、また嫌な顔するんですけども。坂城町の人しかいねから言わねけんども、そういう部分があります。そういうことを考えて今何が起きているか、よく皆さん考えてください。

ちょっとこれも荒っぽい言い方をしますが、中之条へ、あの葛尾組合を持ってこられて、もう35年たきこくっているんですよ。今でこそダイオキシンは0.000ナノなんてということになって、ほとんど出ていません。でも生で焚いた時代もあったんですよ。これは登論で申し訳ないんですが、中之条じゅう、ダイオキシン漬けになっているわなんて荒っぽいことを言ったこともあったんですが、いろいろ地質調査もしていますから、そんな心配は要らないんですけども、でも35年間の間にはそういう流れがあったんです。それをやっと今度千曲市の方へお願いして、それをつくっていただくというような流れになってきているんです。

それで先ほどもね田中議員も言ったし、皆さん言っていますけれども、本当は町長、当たり前なんですよ。よそは2年もかけて研究しているんだからさ、せめて半年ぐらいかけてやるべきだった。でも私に言わせれば、皆さん、民主党がやっている仕分けという話がありますでしょう。それを考えれば60年もかかってやったことを1時間でやってしまったと。だから、それは私に言わせれば、長い議論をしたからいい結果が出るとか、短いからいい議論が出るかということは私はわからないと思っております。

だけれども、もうひとつ言っておきます。広域でやっているから仲よくやらなければいけません。長野市は50円だそうですね。袋代が20円、手数料が30円。千曲市も私、議員に聞きましたら、やっぱり50円、20円が袋代。30円。上田市も聞きました。同じように50円。坂城町は20円上げるということで40円。これを、千曲市の皆さんと葛尾組合で私、行き会いますから、言われるんですよ。「おいだれ、本当にごみ押さえるつもりあるだかや」と。何しろ、今、町長も言っていましたけれども、10円値上げすれば10%落ちるんだから。下手すればおらたちは40円で10%落ちるけれども、千曲市や長野市は20%落ちてしまったらえらいことになるわね、これ。それこそ、そんなばかなこと言ってられないですよ。もっと言おうか。私は何で50円にしなかったかと思えますよ。10%下がるんだから、10円上げれば。20円上げて20%下げなきゃ。

これを最後に言います。一番嫌らしいことは、人口割10%にされちゃったことだ。ごみ重量90%にされちゃった。おら千曲市や長野市と比べれば坂城町は人口

少ねえんだから。ひっくり返してもらえばよかったんだ。それじゃあ、おらたちはそんなに、さっき町長が言ったように10億円も払わなくていいんだよ。5億ぐらいなもので。それがひっくり返っちゃえば、町長が慌てたこと言ったわな。22年、23年、24年のごみ量の中でもって精査されるなんて言えば、これはちょっと言い方はあれかもしれませんが、長野市と千曲市と坂城町の戦いですよ、ごみを少なくする。競争ですよ。金メダル取った方が今の10億になるだか、5億になるかというところに来ているじゃないですか。もっとそこらを本気で真剣に考えてもらって、5円や10円やそこらのことでいろいろ言っているものではないと思うんですよ。

だから最後に言いますがね、私は「損して得取れ」という言葉を皆さん知っていますか。その方が町民益が儲かるんです。町民個々が儲かるんです。田中議員は頭がいいから1人当たり、1件当たり1,400円になっちゃうわと言っていました、値上げが。ごみの今の使用料を取れば。だけども、10億、5億の理論でいけば、おれは3千円とか5千円とかの負担をお願いするようになると思うんですよ、税金で。税金は目に見えないからわからねんだ。こういうことをうんと真剣に私は考えてね、やっていっていただかなければいけないと思います。ただ目先の、おめんところは10円高い、10円安いだけじゃなくて、もっと目に見えないところ、税金がうんと、たんと取られちゃうというところへ視点を置くと、自ずから方向づけが定まってきていると思っています。

私は逆に言うと、そういう部分を考えると、40円というのではなくて、千曲市と同じように50円にするべきだったというような気持ちもございます。そんな部分のお考えはなかったか、町長でも課長でもよろしゅうございます、ご答弁を願いたいと思います。50円にする気はなかったのか。税金をもっと抑えるお考えはなかったのか、そこだけで結構です。

町長（中沢君） 当初、近隣の動きを見て、こういった行政の負担は、その地域の施設が1つであるならば、ある程度均一な方がベターかなと、そうすべきかなと。それには50円ということも頭にかすめたことは事実でございます。しかし、現下、できるだけ町民の皆さんの負担を少なくしたいということの考えから、当面40円ということをお願いした次第です。

2番（中嶋君） 私は自分自身としては手を上げるか、下げるかということは自分で今決めたいと思っておりますが、これ以上私は申し上げません。ただ、皆さんにお

願いしておきたいことは、町民益、町民が儲かるようなことをお考えいただきたい
と思います。以上。

議長（春日君） 審議の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時09分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

引き続き質疑をいたします。

4番（大森君） 今、減量化についてどうするかというのが一番の課題でありまして、そこへ有料化によって減量化をしていくという対応ということになるわけですが、ひとつは非農家とかアパートに入っていらっしゃる方が、果たしてこれで段ボールコンポストでやったり努力されても、しばらくの間はいいかもしれませんが、これをずっと長期で続けていくということにとっては非常に困難ではないかというふうに思うわけですね。そういう点で、この後対応はどういうふうにされるのか、このことについてひとつはっきりさせていただきたいということ。

それからもうひとつは、本当に減量化が大事でありまして、本当にやるということであれば、今回値上げを抑えて、例えば半年間、町民の皆さんに町長名でも結構ですけれども、減量化の訴えを出して、そして全町民挙げて減量化に取り組もうじゃないかということで半年間なり、あるいは数カ月間様子を見て、果たして減量化が進むか進まないか。そして進んでいなければ当然上げざるを得ないということになるわけですが、そういう努力をどうつくり上げていくか、そして町民の協力をどう得るかというところが、まず第一の課題であります。有料化すれば、それじゃ20円上がって40円だから、余分に購入して出費がちょっと出るけれども、そういう状態であれば、お金さえ出せばいいという安易な方向へも行くというふうに思うんですよ。やはり減量化、自分たちのごみをきちっと自分たちで処理していくという、こういう精神、こういう教育を町自体としても体制としてつくっていくという、こういう方向性が必要だと思うんですが、それについてご答弁願いたいと思います。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

非農家等の方のごみ処理といいますか、堆肥化、そういったものの取り組み方ということでありますけれども、段ボールコンポストについては、スペースもそんなに広いスペースは要らないということがひとつございますので、比較的簡単に

家庭でできる取り組みかなというふうに考えております。

それとごみ処理機、電動式のごみ処理機等を使っていただく方法もございますし、コンポストだけじゃなくて、ごみ処理機の補助金制度もございますので、そういったものを利用して、いずれにしても生ごみの堆肥化ということで、ご協力をいただいきたいというふうに考えております。

堆肥化によってできた堆肥等の処分といいますか、活用ですけれども、こういったものも非農家の皆さん、畑がないお宅もございますし、そういった利用方法もなかなかすぐにはできないというような方もおられますので、そういったものについてひとつのシステム化といいますか、使ってもらえる農家等、そういったご協力をいただく中で、そういった肥料の使い方ということでシステム化的なものを図っていければというふうに考えております。それにつきましても、関係団体の皆さんといろいろ連携する中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから有料化の考え方ということの中でもありますけれども、一番はごみの減量化、これが一番大もとにあるわけですけれども、費用負担の公平化という中では、現在、排出量の多い人と少ない人、あるいは分ける人と分けない人、比較的分別をより徹底してやっておられる方、あるいはなかなかそういったことができずに、燃えるごみとして出している方、そういったそれぞれの皆さんの処分費用あるいは運搬、回収の費用、そういったものがやはりサービスに応じた費用負担ということで公平性を確保していくと、そういった観点もあるわけでございます。

それから先ほど町長の方からも申しておりますけれども、将来的な長野広域等の負担金、これは新しい3つの施設の建設に向けて26年度を目指しておるということでもありますけれども、そういった負担金については、これからごみの割にウエートを置く算定方法の中で発生をしてきますので、これにも早い時期から対応していきたいということもございます。そういったことで減量化を、この時期に4月からお願いをしていきたいということもございます。

4番（大森君） 全く説得力はないと思います。ひとつは農家の今後協力を得たりしてシステム化していくということで、これで町民に理解してくれと言われても、そういう体制もとれてなくて、こんな方向でと言われても、それはちょっと無理があるんじゃないか。こういうシステム、こういう状態で今こういう協力をしていただくと、こういうふうに処理できるよと。だから安心してやってほしいという受け皿をきちっとつくって初めてこれで値上げしましょうということができると思うんで

すよ。これから考えていきます、これから皆さんにお願いしていきますというのは、あまりにも軽はずみな、場当たりの回答しかないんじゃないかというふうに思います。

もうひとつは、分別しない人たちの費用の公平化を図るためだと。じゃあ、1枚余分に使えばいいですかということですよ。それじゃ困るわけでしょう。だから、それをどう防止するかということが減量化じゃないですか。だから、その体制はどうやってとるんですか。それについて教えてください。

住民環境課長（塩澤君） 減量化によりまして一定のごみ袋の枚数の削減、それからごみの減量、これは今まで有料化をしてきている市町村等の実績等を見ましても10%程度の減量化が見込まれるということでもあります。これによって何でもかんでも出しちゃえと、早く出しちゃえということではなくて、ある程度減量化に対する動機づけといいますか、そういった部分も住民の皆さんに意識を持っていただけるのではないかとこのように考えております。そういったことで袋の削減、ごみの減量化、そういったことに結びつくというふうに考えております。

4番（大森君） 午前の答弁、町長は15%指示しているというふうに言いましたよね。15%できるような減量化という答弁だったというふうに思うんですが、今の課長の答弁は10%ということですので、やはりもう少し、15%にするにはどうするかということの対策が必要だと思うんですね。ですから、同じ回答をいただくんだったらどうしようもないんですけども、こういう循環型社会をどうつくっていくかということが全然絵が見えてきていないんですね。だから、こういう状態の中でいくら値上げして、例えば100円にしたら減量化になるかといえば、なるかどうか、それも疑問じゃないですか。求めても同じかもしれませんが、もう1度答弁をお願いします。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

15%以上の削減ということで町長の方から答弁がありましたけれども、まずひとつの目標としまして、現在、長野広域が各市町村の目標としておりますのは、22年度までに10%の家庭ごみの削減ということで、これに各市町村が取り組んでいるということでございます。

そういった中で現在20年度の当町の実績を見ますと、8%程度の削減、これは平成15年度の排出量に対するものでございますけれども、それが約8%になっているということで、これについては、あと2%でとりあえず当面の目標としてきた

10%にはなるわけでございます。それと、あわせて今回さらに有料化によりまして10%程度の減量が見込めてくるということで、22年度までの10%の目標を今年度達成したとすれば、それプラス有料化による10%ということで合わせて、15年度を基準ととらえておりますので、15年度に対する比率でいいますと、20%の削減ぐらいになってくるというふうに考えております。

そういった中で、長野広域管内の各市町村においても既に長野市が10月から、来年の4月から千曲市がということで有料化に取り組んでおるわけでありまして。こういった、例えば長野市なんかは、このごろの新聞報道によりますと、10月の1月で可燃ごみが約30%近く、不燃ごみが40%近く、10月分だけですけれども、そういった大きな減量をしているという事実がございます。当町は今回の有料化によりまして、どのくらいの削減になるかということにははっきりは言えませんが、今までのデータからいきますと、10%ぐらいは減量ができるんじゃないかというふうに考えております。

長野市がそういった大きな減量実績を上げてくるということになりますと、長野広域の構成市町村の中で、ごみ量割を考えた場合には、やはりその分がほかの市町村へ負担金の上乗せといたしますか、そういった分が回ってきてしまうと、将来的にそういったことで負担金の増、財政の負担増にもなってきてしまうということがございます。そういったことで坂城町としましても、できるだけ減量化の推進ということで、生ごみの堆肥化も含めて、そういったものをあわせながら進めていきたいというふうに考えております。

11番（円尾さん） それでは、2点について伺いたいと思います。

まず今までにもいろいろな論議の中で出てきましたけれども、いきなり出てきたということも本当に、いきなり有料化という話が出されてきたということが、やはりそれは町民にとっても、私は、これはなかなか納得できないものだろうと思うんですよね。実際には21年度の当初予算の予定を見ましても、その中でこういうごみ懇話会をやっていくんだというようなことは全然触れていないですよね。そんな中で、いきなりこうやって出してきた。しかも懇話会と言われる中では、本当に役職を持った人たちがそこに加わってくるというような形、あるいは先ほどの町長の答弁の中でも環境衛生の方とか区長の方には話したんだというけれども、私、それはもっと早い時点で懇話会を開きますよと、公募をしていって町民の皆さんからも意見を聴ける、そういう状態をどうしてつくってこなかったのかなということがひ

とつあります。

それとやはりコンポストとか電気の処理機なんかも私も使わせていただいていますけれども、そういう中で使ってどうだったかという結果を見てから、こういう懇話会を開いていくということが当然だろうと思うんですよね。そういう意味で、もっと時間をかけていただきたい。それを一番感じます。

というのは、長野広域の中で、私も議員をしていますけれども、一般家庭ごみが10%、事業系が15%削減だという話は、もう随分前から出てきているわけですよね。そういう中で、やはり町が本当に減量していくのはどうなんだということ、もう少し真剣に、もっと早くから取り組んでこなきゃならない問題だったろうなというふうに思います。その辺について、一番先は役場の中、職員の皆さんの中でどういう政策を考えていくかということが一番当然考えられるんですけども、その辺の中で、どういう論議がされてこういうふうになってきたのかというところを1度お聞きしたいと思います。

もう1点は、20円値上げしますよと。その結果については、もちろん長野広域の負担ということもありますし、それから基準になるごみの量ということもありますけれども、もっと大事なことは、やはりごみの減量化、ごみを出さない、つくりたくない、リサイクルしていくんだというような中での政策化というのが全然見えてこないんですよね。だから、実際には、これで何百万円だけ出てきますよというけれども、じゃあ、町としてどういう減量化の政策を出してくるのかというのが全然見えてこない。ただ段ボールコンポストなんか補助金を出しますよというのは町民の皆さんに協力してくださいということ言うだけであって、町自身がこういう政策を持って、こうやって減らしていくんですよというのが見えない。だから、そういう意味では値上げに対して本当に説得力がないと私は考えますけれども、そういう点については、どのようになさってきたのか、お聞きします。

町長（中沢君） 町のごみ対策に対する対応ということの、まず現実的な一番重要視しているのは、今度は長野広域にごみ処理を移すにあたって中之条に長年あるごみ処理施設を他の町村に担っていただく、これがまず現実的に一番力を入れているところでございます。これについては葛尾組合等の中で数年前から私はそれをお願いし、そして、ようやくその方向になってきたということ、これは大きいことだなと。こういった面での観点からすると、今度は広域に対しての施策に対しては、十分協力をしながら進めていきたいと、こういう思いがございます。

次に、これは広域連合ともどもに進めている仕事でございます。今15%、20%の話がありましたけれども、8%でいきますと、それは他の町村の314億円という施設の中で90%を担う、その拠出金へ大きな影響が出てくるわけでございます。今のところ坂城町は、そういった面の意識というものが十分でないということから、意識改革をしていく。これは一言で言って、言葉としてはいいんですが、なかなか難しい面があるなということでもございます。そういう中で、長野広域ともどものひとつの政策的な面あるいは財源的な面も、ひとつの流れに沿いながら行政は進めていくべきだというふうに思っております。

特別、坂城で力を入れていきたいのは、産業の一般的なごみについても建設地の一部になるという仕組みがあるわけです。そこで産業関係の食品の関係の皆さんにも先日お集まりいただいたときには、ぜひ自社で処理していく仕組みをつくってくださいということをお願いした次第です。坂城が工業の町でありますので、そういった面からの対応、しかしながら、15%の事業系の皆さんが少なくするというについては、既に企業の皆さんは、坂城の場合、求められた標準値は達してはおりますが、もっとというお話でございます。みんなが10%やるから10%だと言えば何ら負担の割合は変わらないわけでございますが、各地域において15%を目指しているんだという実績が出た場合に、坂城町が10%だったら、これは大変なことでございます。

具体的な対応としてはいろいろ難しい面がありますけれども、町を挙げてやっていきたいと。そういう中で環境の時代を迎えている、あるいはそういう時代への対応が何よりだということで、環境庁の方でも、そういった面については利用者にも負担していただきながら運用の面にしていったらという、そのご指導もあるわけでもございます。そういうことを踏まえながら何とかごみ処理対策を進めていくと。それでまた、そういう中において今ごみ処理の袋をそれなりに上げるということによって皆さんが意識改革して、それをその分少なくして頑張ろうという意識の醸成。そういうことからしますと、それなりの20%、30%の効果が上がっているということも事実でございますので、進めていきたいなど。

そういう諸々の観点とあわせて、この対策は、値上げにあたっては私はいろいろな皆さんの関係の皆さんのことを聞きながら、これで決めさせていただければ、これからの推進体制というものは、より皆さんと具体的にお話し合いをしながら工夫を凝らしてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。22日、23日、

24日が、ひとつの案としては、そのごみの排出量によって町の負担が変わってくるといふこと、このことについては早急に対応しなきゃならない課題だと、こんなふうを考えております。

11番（円尾さん） おっしゃっていることはそのとおりだろうと思うんですけども、じゃあ、そのためにやはり値上げをするのに出されてきて、時間が本当に短い時間の中でこういう結果を出されてきた。出す前に、もっと町民とのコンタクトがとれていいじゃないか。あるいは今まで政策としてやってきたこと、例えばいろいろな点についてコンポストであったり補助金なんかを出していますけれども、それがどれくらい有効に使われているのかというようなことを見て、それも判断の材料のひとつだと思うんですね。町民の皆さんもそれぞれ皆さん、ごみを少なくするために努力しています、実際に。その中で、そういうことをきちんとかんじた中で、それでもやはりこうだということが出されてくるんだとすれば、少しは説得力はあるのかなというふうには思うんですけども、その辺については、やはりもう少し町民の皆さんに返していくということが大事じゃないかというふうには思います。

特に長野広域の中で長い時間かけて、10年かけて、こういう形をしていくということがありますので、そういうことを協力してやっていくというのは当然ですよ。ただ、その中で、じゃあ、坂城町でできることは何だということもきちんとかやってみていかないといけないと思うんです。今、特に葛尾なんかでもごみが減ってきていると、8%減だと言われていますけれども、今、経済活動が非常に沈んでいますから、そういう中で、やはりごみもかなり少なくなってきているのかなというようにも想像ができます。だから、そういう中で、やはりこういうことを出していくんだとしたら、もっと時間をかけたり、あらゆることをやってから出してもいいんじゃないのか。町民の皆さんに、ごみ減量懇話会を開きますよ、誰か公募して、皆さんも考えを寄せてくださいというぐらいの配慮があってもいいと思うんですね。それがひとつ。

それからもうひとつ、先ほどいろいろな政策として一番やっていくんだというんですけども、じゃあ、減量化をするために町自身がどんな政策を掲げたのか。例えば千曲市の話をしてあげるとあれですけども、生ごみの堆肥化ということも行政として取り組んでいく、あるいは廃油の粉石鹸づくりなんていうこともやっていく、いろいろな形で、チップ化ということもやっていくというような形を出されていますよね。そういう意味で政策として何かに取り組んでいくのかどうか、町民の皆さん

んに協力してもらっただけというんじゃなくて、やはりそれは環境ということももちろんあります、そういうことも含めながら町が先頭に立って、こういうこともやっていくんだから、みんな協力してくださいよというんだったら私はまだ納得できるんですけれども、その辺が全然見えないんですよ。その辺について、もう1度きちんと答えていただきたいと思います。

町長（中沢君） いろいろコンポストを利用していただいたり、それぞれの分別収集を徹底してきているということ、これは政策でございます。町は精一杯住民とともにやっているということは自負しております。しかしながら、現在こういった長野広域の中で新たなる問題が出てきているということに対しては厳しく対応していかなくちゃならないと。これは意見の分かれるところもございまして、こういった経費を上げる場合には、それなりの人たちをまず二度三度聞いてということの中では、それなりの意を尽くしたかなとは思っておりますけれども、そういった雰囲気町全体にということのご指摘については、甘受しなければならない面があるかなと、それは思います。

ただ、具体的には、既に区長会においてはいろいろと他の先進地域を回り、また葛尾でもいろいろ研修等を進めて、どういうふうにしていくかということの先進地の事例も調べている、調査していると。そういう中で一番大事なのは、何といても勝手から出る、要するにごみだなど。生ごみの処理だなどということでもあらうと思います。まず生ごみの処理は、ひとつの方法として今度は取り入れていきたいと。そういうものの将来的な方向につきましては、今、民間企業から割合幾つか提案もございまして、これからの政策の中で、そういうことにも耳を傾けながら、自らやること、あるいは民間にそういうノウハウを得てやれるべきこと、また両方でセットになってやるべきことということ踏まえながら、まずはこういった広域の減量化対策にあわせての対応だけは怠りなくやっていこうと。遅れた分にはかえって、ここで食い止めて皆さんと同じ歩調で進んでいくこと、これまた大事だなど、こんなふうに思います。

11番（円尾さん） その辺については、全然やっていないと言っているわけではないんですよ。だけど、やってはいるんだけど、もっと有効にできないのかというのが私なんか思うことなんです。それはそれぞれの立場の人たちがそれぞれの意見を言うのはわかるんだけど、家庭一般ごみとなると、全町民が対象になってくるんですよ。そういう中で、もっと広く意見を聴くというようなことを大事

にしていただけないのかということなんですよね。だから、そういう手配もやはり急いでやらなくちゃいけないというのも私もそれもちょっとおかしいと思うんですよね。いわゆる長野広域では本当に随分前からこの数字が示されてきているわけですから、そういう意味で慌ててやっていく必要もないんじゃないかなというふうな気もするんですけども、その辺やはりもっと町民に返して行っていただきたい。

それから先ほどの中で、政策としては、生ごみなんかは民間で何とか処理していく方法をとというようなことも選択肢のひとつにあるのかなという気はしますけれども、これはずっと前から循環型農業とかいろいろな形で私たちも求めてきているんですが、なかなか政策として出されてこない。だけど、生ごみだけではないんですよね。やはりごみに対する考え方というの、やはりそれはこういうふうにしていけば廃油なんかも利用できるんだと、こういうものはこういうふう利用できるんだということもあるわけですから、その辺やはり私は担当課としてもしっかりその辺は受け止めて、政策として展開をしていけるような、そういう形をとっていただきたいと思います。これは担当課の方で答えていただければと思いますが。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

ただいまのご質問の中で、廃油の利用ですとか、いろいろなバイオマスと言われる資源の利活用という中では、廃油の利用も含めていろいろな取り組みがございます。当町においても廃油を利用した石鹸づくり等もかなり前から団体において取り組んでもらっております。これも環境にやさしいという観点から取り組んでもらっておるところですけれども、ひとつそういったことも含める中で、いろいろなバイオマスの利用、生ごみもそうですし、いろいろございます。そういったものを今回の生ごみの堆肥化とあわせて、いろいろな活用の方法等も研究をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても循環型社会の構築あるいは今COP15ということで、CO₂の削減というようなことで非常に関心が高くなってきておるわけですけれども、こういった面も考える中で、また第5次長期計画の策定という時期にも来ておりますので、担当課といたしましても、そういった視点から長期計画の策定に臨んでいきたいというふうに考えております。

5番（山城君） 1点だけお聞きをしたいと思います。

私も今回、一般質問をさせていただきましたけれども、ごみ減量化に対する政策的な詳細が見えない。ましてや生ごみが24%という中で、それも減らしていくん

だということですが、当町にあっては、例えば生ごみ処理機の補助制度もございまして、これも近隣のものと比較すると低いなど。現在2分の1の上限2万円ということですね。その中であって、この辺の生ごみに対する拡充を図っていくということを答弁でおっしゃいましたけれども、拡充する内容についてお話しいただければと思います。

住民環境課長（塩澤君） 生ごみ処理機等の補助金制度、これの活用ということで、今回の有料化の導入にあわせまして、収入として手数料収入の有効的な活用という中で、ひとつ補助金制度の拡充を考えております。近隣の状況等を申し上げますと、3万円から5万円程度のところが多いわけですが、当町といたしましても、現在2分の1以内ということで2分の1補助を行っておりますが、3万円程度に引き上げを検討していきたいというふうに考えております。

5番（山城君） 今、上限3万円程度ということをおっしゃっていただきました。昨年は、たしか1, 110基ぐらいだったと思います。1年間通して12基ぐらい、月にすれば1基ぐらいしか利用者がなかったわけですね。これを引き上げるということをおっしゃいましたが、それに対して果たして利用が増えるかどうか、その辺も、コンポストも含めて、それらも将来的に含めたお考えで出されたんでしょうか。

町長（中沢君） ただいま課長の方から3万円程度というお話が出ましたけれども、現在、正直なことを申し上げますと、3月議会に向けて環境面をより大切にしろということで、今のごみ処理のいろいろコンポスト等の関係、あるいは太陽エネルギー等の関係等々については、論議している最中でございます。それが確定したわけではございませんが、課長の中で、そういったいろいろ今度はより皆さんにもご負担していただくんだと。しかし、これから1月、2月、3月の中で地域の皆さんと十分話し合いながら、そして、こういうことはもっとやるべきじゃないかというお話も出てこようかとは思いますが、そういうことを踏まえて、できるだけその果実は、そういったごみ処理の減量化に向けての対応をしていきたいと、こういうことでございます。

5番（山城君） 今度、各自治区で説明会が計画されるようですが、そういった細かい住民の皆さんにわかりやすい政策を示していただきたい、こんなふうに思います。要望です。以上です。

6番（入日さん） 1点だけ伺います。

この間の一般質問の答弁で、まだ分別化の生ごみが大分あると。分別収集はもっと進めれば、ごみの減量が図れるというような答弁があったと思いますが、私も以前ごみステーションを、プラごみや何かのごみステーションを、今、各区で1カ所なので、もうちょっとすべてのごみステーション、普通の生ごみ、可燃ごみ・不燃ごみのステーションに出せるようにすれば、もっと分別収集が進むのではないかとということと、廃油の回収をしてバイオエネルギーに変えるとか、そういう方策をとれないかと質問したんですが、その答弁では、今のところは考えていないという答弁でしたが、そういうことを進めなければ、やはりこういう分別が進まないと思うんですよね。ごみの減量のためには、ぜひともそういうことの収集方法などの対策も考えていただきたいと思うんですが、それについての答弁をお願いいたします。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

現在、資源物の収集所につきましては町内44カ所、それから燃えるごみの収集所については127カ所ございます。一応収集体制、収集運搬の体制等の関係もございまして、今の44カ所で、できればやっていきたいわけではございますけれども、例えば人口が増えている地区であるとか、地域によっては、もうひとつ欲しいというような要望もあるとすれば、また関係の区長さん等からの要望等もいただく中で、できるだけ収集体制を整えていきたいと、収集所の整備を行ってきたいというふうに考えております。

6番（入日さん） 今後の取り組みの中で考えていくということでしたが、町民がどんどん高齢化する中で、やはりそこまで出しに行けないという方が増えてきているんですよね。だとすると、面倒くさいから、つい可燃ごみの中へ入れてしまうということもあります。それから時間が決まって30分とか1時間ぐらいの間に出さなきゃいけないというので、とても面倒だから出しに行けないという方もありますので、その辺やはり検討していかないと分別が進まないと思うので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。要望ですので答弁はいいです。

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の討論を許します。

6番（入日さん） 私は「議案第64号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」反対の立場で討論します。

この問題については、3名の議員が一般質問したので町側の言い分はわかりまし

た。しかし、ごみ袋を20円から40円にし、新たに町民の負担を増やすことは、不況で収入が減った人たちに増税の追い打ちをかけることになります。何よりごみの減量は町民の協力が一番大切です。平成15年度比でマイナス8%ということで、分別収集の成果も見えてきました。さらなる減量をするには、町民自身のごみを減らす必要性を実感し、実行していただかないと実現できません。そのためは、なぜ、ごみを減らさなければならないかということを中心に理解して実行してもらうことが大切です。

答弁で言われたように、22年度から24年度のごみ量で長野広域への町の負担金が決まることや、地球温暖化防止、環境を守ることの重要性を知ってもらうこと、段ボールコンポストや生ごみ処理機の普及を図ることなど、いろいろの情報を提供し、協力してもらう必要があると思います。また町内の商店へトレイの廃止やビニール袋の廃止等簡易包装を呼びかけたり、プラ等資源ごみの収集所を1カ所ではなく、すべてのごみステーションに出せるように収集方法を変えるなどの対策が先ではないでしょうか。

千曲市は、ごみの有料化について時間をかけ、広く市民の意見を聴いて進めてきたと伺いました。先ほどからの説明で千曲市は50円で坂城町は40円だから安いと言っていました。千曲市は550入りで50円です。坂城町は400で40円なので、決して安いとは言えません。

坂城町は、いつも決まってから町民に説明をするという姿勢ですが、まず町民一人一人がごみ減量化にどう取り組んでいけるのか、アイデアを募集したり町民意識を高めることから始めるべきだと思います。

以上の観点から、私は議案第64号について反対します。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（山城君） 私は「議案第64号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」賛成の立場から討論いたします。

町のごみ減量化につきましては、プラスチック容器包装を初めとする資源物の分別収集の取り組みなどにより、一定の成果を得ているところでありまして、ごみの排出量は平成17年度をピークといたしまして減少傾向にあります。これもひとえに地域住民の皆様のご協力によるものと理解しているところでございます。

しかしながら、広域的に取り組んでおりますごみ処理計画に基づく市町村目標である10%の減量に至ってはならず、当町における平成20年度の家庭系可燃ごみ

の排出量は前年度対比マイナス2.3%の3,282tでありまして、ひとつの基準となる平成15年度の3,576tに対して8%程度の削減率にとどまっている状況にもあります。

こういった状況を踏まえる中で、ごみ減量化の一層の推進、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性の確保、ごみ処理経費に係る財政負担の軽減を図るため、ごみ処理手数料の有料化が提案されたところでもあります。

懸案でありました中之条の葛尾組合焼却施設の移転につきましては、広域的な取り組みの中で平成26年度の稼働を目指し、千曲市の中島地籍に候補地が決定し、地元合意に向けた取り組みが進められていると聞いております。新しいごみ焼却施設の建設負担金は、関係市町村の人口割が10%、ごみ量割が90%でありまして、今後の減量化の増減が負担金にはね返ってくるわけでございます。町財政の大変厳しい昨今の経済状況の中にあって、ごみ処理経費に係る負担金等の軽減を図ることは将来的にも大変重要な課題だと私は思っております。

手数料の料金設定につきましては、10%の減量効果と分別努力に結びつくものとして、指定袋1枚当たり20円の手数料の上乗せとしております。これは周辺市町村が多く採用している40円の手数料水準に対し、住民負担の軽減に配慮したものであり、また紙おむつを使用している方への減免措置などについても評価をいたすものであります。

家庭から排出されるごみの中には、まだまだ多くの資源物が含まれておりまして、生ごみの処理と堆肥の推進が今後の課題と思っております。資源物につきましては、従来どおり無料回収でありますので、分別の徹底とリサイクルの推進により袋の削減、ごみの減量化が図られるわけでございます。手数料収入につきましては、生ごみ処理機等の購入に対する補助金の拡充、段ボールコンポスト等による堆肥化の全町的な取り組み、循環型農業やネットワークの推進、不法投棄の防止対策など広く活用をお願いをしたいものであります。

世界的にも関心が高まっております地球温暖化防止対策の一環として、また環境にやさしい循環型社会を構築するため、生ごみの堆肥化及びリサイクルによるさらなる減量化の推進にご期待を申し上げ、私は「議案第64号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」賛成といたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

1番（田中君） 私は「議案第64号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の

一部を改正する条例について」いわゆる家庭ごみの有料化に対する反対の立場からの討論を申し上げます。

持続する地球環境を守り、そして次の世代に引き継ぐことは、これは地球的な課題であり、全人類の課題でもあります。そして、そのために資源やエネルギーを節減する、そういう生活を行うことが現在に生きる我々の全員の責務であるわけでございまして、こういうごみを減量化ということについての取り組みは最大限いろいろな幅を持って取り組むのが当然だと思います。

そういう中で、今回の定例議会に突如として料金改正が提出されたわけでございますけれども、それについて一般質問並びに今日のこの総括質疑においてみましても、料金を上げることが一般的に言われているごみの減量につながるという漠然とした効果だけを取り上げているだけであって、これを上げることによって、どれだけのどういうものがどういう状況、環境の中で節減されたりするかというような、そういう方法論はもちろん、そういう成果効果について確たる町は志を持っていないんですよ。

そういう面で、私は一番値上げというか、有料化の本当の意味の反対する理由は、こういう質問等で申し上げましたけれども、全町民に負担を強いるわけですよ。強いるものを、一番強いられる住民の皆さんをさておいて、全然知らされないで、そして突如として10日ばかり前に私ども議員に有料化というような形で知らされる。そして、もう既に10日後の今回の議会において条例化がされて、しかも4月1日から施行するというような、あまりにも性急過ぎる、拙速過ぎるという。もっと住民の皆さんの意見を聴いて、もっとよりいい効果のあるものがあるんじゃないかというようなこと、そういうことを当然に検討して取り組んで、そして皆さんが納得して、じゃあ、ごみを減らそうと。そのために甘受しましょうということであれば、これは本来的な議会活動を通して、また、まちづくりの基本的なあり方です。

しかるに、そういうことを一切されないで、一部業界の人とか区長とか、そういう人たちを説明したからって、その説明も施行の前のたった4カ月やそこらの間で、しかも既成事実として4月1日から上げるという原則のもとでやるということは、これは今日的な行政のスタイルとして甚だ遺憾であり、私は承諾できないスタイルでございます。

およそ有料化とか負担をかけるということについては、その背景として、ごみが

増えて困るとか、あるいは費用がかかって困るとか、そういう現実的な課題があつてこそ、それに対するいろいろ対策を取り組んだけれども、やはりもうちょっと負担をしてもらって抑えてもらいましょうというのならまだわかるんですけども、まずありきというような、料金化ありきと。しかもその理由を聞くと、広域でやるとか何とか。

広域でやっている事業であれば、何も町でやる必要はないわけでごさいます、それで町長の答弁なんか聞いていまして、ひとつ一番私、申し上げておきたいのは、新しい広域でつくる3つのごみ処理施設のうち、人口割は10%、いわゆるごみの排出割が9割だということですから、これは何も坂城町だけが減量じゃなくて、全体のごみ量に対して、そのうちの10%は人口割でやりますよと。残りの90%については、それぞれの出した量に応じて案分しましょうということですから、坂城があと2%、3%減らさなくちゃということではなくて、広域全体で、それこそ広域で取り組む問題として目標値を定めて、そこに到達するようにそれぞれの町村が責務を持って取り組むという、そういう本来のあり方を踏まなければいけないと思うんですね。

そういう面を考えてみても、また一番何といたってもごみがそんなに増えていないのに、私も町民の皆さんにある程度聞いてみたんですけども、そんな値上げすると不法投棄が増えるよとか、あるいは野焚きといって自分で燃やしちゃうよと、そういうことで心配をしている方がかなりおられるんです。まして現在百年に1度という大きな不況の中にありながら、3カ月、4カ月で値上げするなんていう案を、私は当然出すべきものじゃないと思うんですね。むしろその3カ月、4カ月の間に、もっと減量をして税金を使わないやり方、それが結局、負担の少ない社会ですよということで、そういう取り組みがまずあってしかるべきだということを申し上げておきます。

それから生ごみ、生ごみと言っていますけれども、ひとつ皆さんに、私2年間、葛尾組合で調べてわかったんですけども、あの葛尾組合に県営水道の上水道を年間230万円もかけて水をかけているんですよ。どういうことかという、あまり燃えるごみが多過ぎて温度が上がっちゃうと炉を傷めたりして、かえってその方が経費が上がっちゃうから、我々が飲んでいると同じ水道の水を火へかけている。温度を下げていますよね。だから、ある程度は生ごみだって、そういう温度を下げる水を使わない処理の仕方、燃焼の仕方にも効果があるんですよ。ただ、しか

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 「議案第65号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7 議案第66号 平成21年度坂城町一般会計補正予算（第6号）につ
いて

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8 議案第67号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）について

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9 議案第68号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第
3号）について

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 3ページの歳入についてちょっと説明を求めます。

雑収入1,831万7千円という補正額でございますが、消費税還付金というこ
とですけれども、これはどういうことなのか、ちょっと説明をお願いいたします。

建設課長（村田君） お答え申し上げます。

3ページ、雑収入、消費税還付金ほかでございますが、この中で消費税の質問が
ございました。

224万円ほどでございますが、これにつきましては、20年度分の確定により
まして、この消費税が還付になってくると。中身でございますが、使用料等の消費
税でございますが、これだけ下水道の工事を発注していますと、当然、工事費の中

に消費税が相当含まれているわけでございまして、そういうものの計算の中で、その使用料に伴う消費税分が払い過ぎていたということで、税務署の計算の中で、詳しい計算は私、存じておりませんが、そういったものの消費税の還付金があるということでございます。以上でございます。

1番（田中君） 1, 831万7千円の中で消費税の還付が224万円ということですが、そうすると、残りの1, 500万円近いものは何なのかがちょっと説明が欲しいし、もうひとつ、消費税が224万円返ってきたということで、消費者の皆さんというか、接続した、あるいは使っている人たち、住民の皆さんに、その分もらい過ぎていたというようなことはないかどうかということもわかれば説明してください。

建設課長（村田君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

全体の中で消費税が240万円ほどということで、残りの金額でございますが、これにつきましては、流域で行っております上流処理区の維持管理負担金の還付金、約1, 600万円ほどでございますが、これは20年度の流域下水道終末処理場の維持管理費の精算がございまして、流入量増加等により関連市町村からの納付済みの維持管理負担金の差額について負担割合に応じて還付されるものでございます。

それからもう1点、消費税の関係でございますが、これはサービスの提供を受けたときは物品等の購入代金と合わせて消費税等々を負担するというございまして、そのものにかかってくるということでございまして、住民の方の負担はないというふうに考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10 議案第69号 平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 追加日程に入ります。

追加日程第1「議案第70号 平成21年度学校情報通信技術環境整備事業費補助金事業 坂城町学校教育用及び校務用コンピュータ等売買契約の締結について」から追加日程第9「発委第13号 2010（平成22）年度の年金を減額支給せず、生活実態に見合う支給を求める意見書について」までの9件を一括議題とし、

議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

(議会議務局長朗読)

議長(春日君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長(中沢君) 議案第70号「平成21年度学校情報通信技術環境整備事業費補助金事業 坂城町学校教育用及び校務用コンピュータ等の売買契約の締結について」を説明いたします。

本案は、町内小・中学校へパソコンを配置し、児童・生徒の情報通信技術環境の整備を図ることで情報社会に対応する子供たちを育てていくための情報機器の購入であります。

契約ですが、各小学校に35台、中学校に40台のパソコンを納入する。あわせて校務用パソコン及びプリンター、プロジェクター等の周辺機器の購入でございます。

契約金額は2,462万2,500円で、契約の相手方は、富士電機ITソリューション株式会社であります。納入期限は平成22年1月29日です。

次に、議案第71号「平成21年度坂城町一般会計補正予算(第7号)について」でございます。

本件は、地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用し、早急に対応を要する道路改良、水路改良事業と地上デジタル放送移行準備事業について、歳入歳出のうち歳出予算を補正するものであります。

道路改良事業では600万円、河川改修事業で150万円、主に災害時に避難所となる施設と本部機能を持つ役場における地上デジタル放送受信に要する費用として250万円をそれぞれ増額し、坂城小学校耐震化事業について1千万円を減額するものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長(春日君) ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長します。

7番(安島さん) 発委第7号「日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせて

いただきます。

昨年、日本の研究者の調査によって、米国立公文書館解禁文書から、日米地位協定第17条の運用にかかわる米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めが発見されました。それは1953年10月28日の日米合同委員会裁判権分科委員会の「非公開議事録」の形式をとったもので、この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」と米側に約束しています。

これと同時に明らかになった密約交渉の記録は、これが「日本が可能な限り最小限の数の事例以外は裁判権を行使しないという合意に達することが重要だということだ」（1953年9月1日、東京での交渉記録）との米政府の要求に基づいて結ばれたことを明らかにしている。

そして在日米軍法務官事務所国際法主席担当官は、2001年の論文で「日本はこの了解事項を誠実に実行してきた」と明言し、この密約が現在でも機能していることを認めています。

また米陸軍法務局「外国法廷での米兵への刑事裁判権行使統計」のデータは、日本が実際にかかなりの比率で裁判権を放棄していることを示しています。

これらの事実は米軍の犯罪・事故にかかわる日本の裁判権放棄の密約の存在と、その実行の事実を示すものであります。これは自国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる国家主権の根幹にかかわる大問題であります。とりわけ、これは米軍基地や米軍訓練の行われる自衛隊基地をかかえる自治体と住民にとって重大な問題でもあります。

私たちは住民の命と権利を守る自治体の責務に基づき、下記のことを要望いたします。

記。1、日米地位協定第17条の運用にかかわる米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めを公表し、廃棄すること。

以上よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

2番（中嶋君） 私からは発委第8号以下6件の発委がございますが、一括して説明をいたします。

発委第8号「食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制

度の抜本改正を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産食品を求め、自給力向上を望んでおり、冷凍食品原料を初めとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き「遺伝子組み換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにもかかわらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けるという現状である。

さらに食品安全委員会では、異常の多発原因について解明できないまま「安全」と性急に評価しているため、体細胞クローン由来食品の安全性が確認されない状況において商品化が間近に迫ってきている。また受精卵クローン由来食品は既に任意表示で流通を始めているが、多くの消費者はその安全性に不安をいだき、「クローン由来食品を食べたくない」と考えている。

今こそ命の基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現を目指すべきである。

よって、下記の事項について食品表示制度の抜本改正を強く要望する。

記。1、加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。

2、すべての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。

3、クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

引き続きまして、発委第9号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われた。さらに平成5年度、共済費追加費用については1年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成

16年度は退職手当と児童手当が一般財源化された。そして平成17年度・18年度は約8,500億円が一般財源化された。しかも平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっている。

そこで平成22年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記。1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

2、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

以上よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

発委第10号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

今、学校や子供たちを取り巻く状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願いにもかかわらず、不登校やいじめ、「荒れ」、さらには学級崩壊など心を痛める事態が進行し、このことは我々の地域といえども決して例外とは言えない状況になっている。

2002年度から県独自に実施した「30人規模学級」は一人一人の子供たちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育のために不可欠な措置であり、県独自の施策に深く敬意を表するところである。2005年度からは小学4年生まで県費で措置が拡大され、2009年度からは県単独措置による小学校全学年での30人規模学級が実現した。どの子にも行き届いた教育を保障する観点から、さらに中学校の全学年において同様の施策が早期に実現されることが求められている。

一方、少子化の中で過疎化の進む地域においては、現行基準のもとでは複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれている。たとえ少人数の子供たちであっても教育保障の観点から複式学級は避けるべきである。そのためには現行の複式学級の基準を改善し、県独自の複式学級解消措置を一層充実させることが求められている。

また教職員がゆとりを持って子供たちと触れ合うことができるようにするために、県独自に教職員配置を大幅に増やすことが求められている。次代を担う子供たちの

健やかな成長のために下記の事項を実現するよう、強く要望する。

記。 1、県独自の「30人規模学級」を中学校全学年へ早期に拡大すること。

2、現行の複式学級の編制基準を改善し、県独自に複式学級解消措置を一層充実すること。

3、県独自による教職員配置の大幅増を実現すること。

以上よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

続きます。

発委第11号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

今、学校や子供たちを取り巻く状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願いにもかかわらず、不登校やいじめ、「荒れ」、学級崩壊など心を痛める事態が進行し、このことは我々の地域といえども決して例外とは言えない状況になっている。

こうした学校を取り巻く諸問題を解決するには現行の「40人学級定員」を引き下げて、少人数学級において一人一人の子供たちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育をすることが不可欠である。既に都道府県によっては独自の財政措置によって少人数学級を実施しているが、厳しい財政状況の折、国の責任で35人学級を実施していくことが求められている。

また教職員がゆとりを持って子供たちと触れ合うことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められている。

政府は、公務員の総人件費改革実行計画の中で、一般公務員とは別に教職員に対して一層の人件費削減を求めている。このため平成20年度に引き続き平成21年度も次期定数改善計画の実施が見送られてしまった。

しかし、日本の教育予算はGDP比に占める教育費の割合や教員1人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも「次期定数改善計画の早期策定」や「教職員配置のさらなる充実」が必要である。現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する独自の措置が多く、道府県や市町村で行われている。しかし、地方交付税の削減も始まり、地方財政への圧迫もさし迫った問題である。次代を担う子供たちの健やかな成長のために下記の事項を実現するよう、強く要望する。

記。1、国の責任において早期に「35人学級定員」を実現することを含めた次期定数改善計画を実施すること。また自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

続けます。

発委第12号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

後期高齢者医療制度が実施されて約1年6カ月が経過したが、本制度については、導入当初から75歳以上の高齢者を他の保険から切り離れた保険制度であること、年金から保険料を天引きする方法で高齢者に負担を負わせること、低所得者への配慮に欠けること、2年ごとに改定される保険料は今後引き上げが見込まれること、受けられる医療が制限されかねないこと等さまざまな問題点が指摘されてきた。

昨年度、行政不服審査法に基づき、全国の地方公共団体に対して行われた不服申し立てのうち、後期高齢者医療制度に係る審査請求の件数が1万件を超えたことも同制度に対する批判の高まりを示すものと言える。

昨年9月のリーマン・ショック以来、経済や雇用の状況が悪化し、国民の生活がますます厳しさを増している中、とりわけ後期高齢者医療制度が高齢者の健康と生活に及ぼしている影響は、もはや耐え難いものになっている。

よって、国においては、いつでも誰でもどこでも平等に医療が受けられるよう、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、従前の老人保健制度に戻すことを強く要請する。

以上よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

最後でございます。

発委第13号「2010（平成22）年度の年金を減額支給せず、生活実態に見合う支給を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

最近、消費者物価指数の大幅低下が伝えられている。しかし、日銀実感調査（9月）では、国民の5割近くが物価はむしろ上がったと答えており、下がったと感じている人は2割程度である。高齢者の生活を守るためには、生活実態に見合った年

金支給が必要である。また実感なき物価指数低下による来年度年金の減額改定は納得できない。

よって、無年金・低年金者には生活保障措置を講じるなどとあわせて、すべての年金受給者の来年度の年金減額を行わないように強く要請する。

以上よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（春日君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

議案調査のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時03分～再開 午後4時14分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第70号 平成21年度学校情報通信技術環境整備事業費補助金事業 坂城町学校教育用及び校務用コンピュータ等売買契約の締結について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 先般の説明の中で7社中3社が町内の企業を指名したということがございます。今ここでちょっとお聞きしたいのは、見積価格といたしますか、そういう予定価格は発表にならないので、見積価格という通常の場合の価格に対して2,460万円というのは何割ぐらいにあたるか、ちょっと聞かせてください。

教育次長（塚田君） ご質問にお答えいたします。

契約に対する落札比率ということですが、これにつきましては89%であります。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「議案第71号 平成21年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

4番（大森君） それでは質問いたします。

3ページの款8土木費のところ、説明で010807の道路新設改良一般事業について説明願いたいと思います。

建設課長（村田君） お答え申し上げます。

3ページの款8土木費の関係のご質問でございますが、この予算につきましては、

町道A02号線、通称水上線でございます、建物解体に伴って生じた道路と敷地の段差に対して対応が求められていた箇所の道路改良工事でございます。以上でございます。

4番（大森君） この改良工事でありますけれども、道幅なり、あるいは道路の、どこからどこまでどんなふうにするのか、口頭でしかちょっと出ないと思いますが、一応口頭でもご説明願いたいと思います。

建設課長（村田君） 質問にご答弁申し上げます。

ちょっと訂正させていただきますが、先ほどA02号線、通称水上（ミナガミ）線と申しましたが、水上（ミズカミ）線ということでご訂正をお願いしたいと思います。

工事の内容でございますが、当箇所は非常に道幅が狭いわけございまして、今回の工事にあわせてすれ違い場所を設けさせていただいて、延長につきましては2.2mの拡幅を持ったブロック積を計画しております。以上でございます。

11番（円尾さん） 今、補正になりました財源が、いわゆる地域活性化経済対策の臨時交付金がすべて財源になっているわけですが、小学校の耐震工事が結局減額になったのが全部振り向けられたということなんですけれども、小学校の耐震工事についての、1千万円も減額になっているんですけれども、その内容について説明いただきたいと思います。

教育次長（塚田君） ご説明を申し上げます。

この耐震工事につきましては、議会初日に審議いただいてご決定をいただいた関係でございますけれども、設計額に対しまして67%ぐらいの落札率でということで、かなりそういう形で落ちたわけなんです、実際には減額になった理由につきましては、南校舎体育館の屋根、これにつきましては、当初、見込みの中で葺き替えをやり、取り替えてしまうというような予定でありましたけれども、現地を調査したところ、防水加工的なもので間に合うと、十分ではないかということ、それから視聴覚室の天井が一応石膏ボードであるということで、これについては延期、延期というのはアスベストの基準が、昨年ですか、たしか変わりました、1㎡の中での浮遊物の基準が変わってきた関係で、一部石膏ボードがあるということから調査に入るとということで、この工事が一応延期したと、これらを含めて減額になったということでございます。以上です。

11番（円尾さん） 契約の中で減額になったということは承知していたわけですが

れども、それがすぐほかのところへ対応できたというか、予算的には初日に議決しておいて、それがすぐ追加議案に出てくるというのは珍しい話でして、いわゆる予算の中でこういう振り分けということが可能だったわけなんですね。その辺についてちょっとご説明いただきたいと思います。

総務課長（宮下君） ご案内のとおり、小学校の耐震化事業につきましては、国の安全・安心な学校づくり交付金とあわせまして地域活性化経済危機対策臨時交付金を財源に充てているという状況でございます。これは地域活性化経済対策臨時交付金につきましては、補助率が10分の10という形の中で、当町の限度額が1億3千万円ほどあるわけで、当然、大変いい事業でありますので、使えるものにつきましては今までもそのほかにも計画を立ててはあったわけです。ただ、要求額がそれ以上に多くなったという中では配分できなかったという形のもがありました。今回、小学校の部分でそういった部分がありましたので、今後、事業の進捗を見て最終的なところで別の事業に振り分けしましても、3月では工期的な問題があるという中では、今回の議会の中でそういった対応をとらせていただいて、この事業を有効に活用させていただきたいというものでありますので、よろしく願いいたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第7号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第8号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「発委第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「発委第10号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への

早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置
増を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「発委第11号 35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意
見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第8「発委第12号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書につい
て」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎追加日程第9「発委第13号 2010（平成22）年度の年金を減額支給せず、
生活実態に見合う支給を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第10「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（春日君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審
査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありま
せんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決
定いたしました。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成21年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさ
つ申し上げます。

12月1日に開催いたしました本議会は、本日までの11日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました契約の締結、条例の一部改正、一般会計・特別会計補正予算等が提案したとおりに、原案どおり決定いただきましたことをありがとうございます。こういった議員各位の貴重なご意見等をいろいろ承りましたので、今後心してまいりたいと、こんなふうには思っております。

政府は、去る12月4日に円高やデフレによる景気失速を回避するために7兆2千億円の第2次補正予算の閣議決定をいたしました。しかし、財源的には63年ぶりに国債発行額が税収を上回る過去最大の発行額という脆弱な体質を露呈したところでもございます。

町内企業の一日も早い景気回復が求められるところでもございます。町では中小企業等の資金需要が高まる年末を迎え、国の緊急保証制度や県、町の制度資金、セーフティネットの申請等に対応するために、産業振興課と商工会が29日と30日の2日間にわたって窓口対応を開催するところでもございます。

また新年度予算に向けてでございますが、積算事務において本格的な取り組みをしなければなりません。これまで町が経験したことのない経済環境ということで、職員一人一人が自覚をし、すべての事業の見直しをしてまいります。10年前ということだけでなく、20年、30年前の予算規模ということ認識しなければならないという局面に至っているわけでございます。地方交付税や暫定税率、扶養控除等々の先行き不透明な面がございますけれども、今の中で、できるだけの情報収集を図り、堅実な予算編成に努めてまいりたいと思っております。

明後日13日の日曜日にはシネマフェスタ2009が開催されます。今回は坂城高校の創立100周年ということに加え、坂城高校を応援する意味においても坂城高校の生徒の皆さんにいろいろと計画をしていただいたところでもございます。世代間の交流ができればと、そんなふうにも考えております。

こぶしの会の皆さんにより、児玉勝子学習懇談会も開催されます。みんなにいろいろとご出席いただいて研究していただければありがたいなと思っております。

翌14日、月曜日でございますが、町出身の社会保険診療報酬支払基金の中村理事長をお招きして、最近の医療、福祉をめぐる動きについていろいろご講演をいただきます。いろいろな福祉を取り巻く大事な時期でございますので、ぜひご参加いただければと思うところでもございます。

何かと慌ただしい時期になっております。年末、特別警戒期間ということで現在

も進められておりますが、警察、安協、交通指導員のご協力で交通安全運動を展開しているところでもございます。26日からは消防団による歳末警戒が行われます。事故のないようということで、みんなにいろいろとご協力をいただければと、こういうふうに思っております。

年末年始はもりだくさんな行事が地域において行われます。住民に直接耳を傾けるよりよき機会かと思っただ事にしてまいりたいなと思っております。

新インフルエンザのワクチン接種も始まっております。皆さんもくれぐれもお体に留意されまして新しい年を迎えられますようお祈り申し上げまして閉会のごあいさついたします。

議長（春日君） これにて平成21年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後4時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 町内経済の状況について イ. 町内企業の経営と雇用について ロ. 町民生活の支援について 2. 環境にやさしい町づくりにむけて イ. 家庭ごみの有料化について ロ. 資源の循環への取り組みについて ハ. クリーンエネルギーの取り組みについて	4 番 大森茂彦	町 長 産業振興課長 福祉健康課長 住民環境課長 企画政策課長
2	1. 農業問題について イ. 荒廃農地解消について ロ. 坂城の特産物について 2. 公園管理について イ. 遊具の安全点検は 3. 新給食センターについて イ. 運営と今後の方針は	6 番 入日時子	町 長 産業振興課長 建設課長 教育次長
3	1. 家庭ごみの有料化について イ. 有料化の必要性は ロ. 減量化対策の徹底を優先すべきでは ハ. 住民への説明が先では 2. 22年度予算編成について イ. 税収の大幅減による財源対策と事業の優先順位づけは ロ. 地域主権へ町単事業の増額を 3. 長期総合計画策定について イ. 長期総合計画策定へ住民懇談会は	1 番 田中邦義	町 長 住民環境課長 総務課長
4	1. 22年度予算編成について イ. 編成方針は ロ. 財源の確保は ハ. 事業の特徴は何か 2. 第5次長期総合計画について イ. 第4次計画の評価は ロ. 町の将来像をどう描くか ハ. 情報の共有を 3. 省エネルギービジョンへの取り組みを	11番 円尾美津子	町 長 総務課長 企画政策課長 まちづくり推進室長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 図書館整備を イ. ゆとりある環境を ロ. 子ども、若い人が集まる図書館に ハ. 職員の増員を 2. 新型インフルエンザ対策は イ. 集団接種を ロ. 予防マニュアル作成を	2 番 中嶋 登	町 長 教 育 長 教 育 次 長 福祉健康課長
6	1. 新政権の姿勢から イ. 平成22年度予算編成の見直しは ロ. 行政サービスに変化は 2. 利用料、手数料について イ. 湯さん館の利用料について ロ. 家庭ごみの手数料について 3. 中高一貫教育について イ. 県立高校に導入方針の受け止めは ロ. 今後の対応は	5 番 山城 賢一	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 住民環境課長
7	1. 22年度予算編成の主点について イ. 本年度の検証と22年度予算編成の取り組みは ロ. 堅実財政保持は可能か 2. 県営水道の地元移管について イ. 実状と対応策は 3. 河川災害防止対策について イ. 鼠橋下マレットゴルフ場安全使用対策について	12番 柳沢昌雄	町 長 総 務 課 長 建 設 課 長
8	1. 第4次長期総合計画の成果と第5次の指針について イ. 政策評価と事業成果について ロ. 第5次の基本指針について 2. 県営水道事業の市町への事業移管について イ. 県営水道事業経営ビジョンについて ロ. 町への事業移管について 3. 教育環境の変革への対応について イ. 屋代高校の中高一貫校の導入について ロ. 県立高校の前期選抜（自己推薦入試）の制度について	9 番 宮島祐夫	町 長 教 育 長 まちづくり推進室長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
9	1. 政権交代と町政運営について イ. 新政権に対する町長の所見は ロ. 「地域主権」について ハ. 「事業仕分け」について 2. 子育て支援について イ. 「福祉医療費給付事業」坂城町の方法は ロ. ながの子育て家庭優待パスポート事業 坂城町の参加は	8 番 林 春江	町 長 総 務 課 長 福祉健康課長

日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の
公表と廃棄を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米
密約」の公表と廃棄を求める意見書

昨年、日本の研究者の調査によって、米国立公文書館解禁文書から、日米地位協定第17条の運用に関わる米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めが発見された。

それは、1953年10月28日の日米合同委員会裁判権分科委員会の「非公開議事録」の形式をとったもので、この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとっていちじるしく重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」と米側に約束している。

これと同時に明らかになった密約交渉の記録は、これが「日本が可能な限り最小限の数の事例以外は裁判権を行使しないという合意に達することが重要だということだ」(1953年9月1日、東京での交渉記録)との、米政府の要求にもとづいて結ばれたことを明らかにしている。

そして、在日米軍法務官事務所国際法首席担当官は、2001年の論文で「日本はこの了解事項を誠実に実行してきている」と明言し、この密約が現在でも機能していることを認めている。また、米陸軍法務局「外国法廷での米兵への刑事裁判権行使統計」のデータは、日本が実際にかかなりの比率で裁判権を放棄していることを示している。

これらの事実は、米軍の犯罪・事故に関わる日本の裁判権放棄の密約の存在とその実行の事実を示すものである。これは、自国民の権利を守るべき日本の司法の責任を、投げ捨てる国家主権の根幹にかかわる大問題である。とりわけこれは、米軍基地や米軍訓練のおこなわれる自衛隊基地を抱える自治体と住民にとって重大な問題である。

私たちは住民の命と権利を守る自治体の責務にもとづき、下記のことを要望する。

記

- 1 日米地位協定第17条の運用に関わる米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を、確認した日米秘密取り決めに公表し、廃棄すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月 日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
外務大臣 岡田克也 殿
防衛大臣 北沢俊美 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、
食品表示制度の抜本改正を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、
食品表示制度の抜本改正を求める意見書

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産食品を求め、自給力向上を望んでおり、冷凍食品原料をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けるという現状である。

さらに、食品安全委員会では、異常の多発原因について解明できないまま「安全」と性急に評価しているため、体細胞クローン由来食品の安全性が確認されない状況において、商品化が間近に迫ってきている。また、受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めているが、多くの消費者はその安全性に不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えている。

今こそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現をめざすべきである。

よって、下記の事項について、食品表示制度の抜本改正を強く要望する。

記

- 1 加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2 全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 3 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月 日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
農林水産大臣	赤松広隆	殿
消費者・少子化担当大臣	福島瑞穂	殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われた。更に平成5年度、共済費追加費用については一年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化された。そして、平成17年度・18年度は約8500億円が一般財源化された。

しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっている。

そこで、平成22年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月 日

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
財務大臣	藤井裕久	殿
文部科学大臣	川端達夫	殿
総務大臣	原口一博	殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式
学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則
第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と
複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書

今、学校や子どもたちをとりまく状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願い
にもかかわらず、不登校やいじめ、「荒れ」、さらには学級崩壊など、心をいためる事
態が進行し、このことは我々の地域といえども決して例外とは言えない状況になっ
ている。

2002年度から県独自に実施した「30人規模学級」は、一人ひとりの子どもた
ちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育のために不可欠な措置であり、県独
自の施策に深く敬意を表するところである。2005年度からは小学4年生まで県費
で措置が拡大され、2009年度からは県単独措置による小学校全学年での30人規
模学級が実現した。どの子にもゆきとどいた教育を保障する観点から、さらに中学校
の全学年において同様の施策が早期に実施されることが求められている。

一方、少子化の中で過疎化のすすむ地域においては、現行基準のもとでは複式学級
が増加せざるを得ない状況も生まれている。たとえ少人数の子どもたちであっても教
育保障の観点から、複式学級は避けるべきである。そのためには現行の複式学級の基
準を改善し、県独自の複式学級解消措置を一層充実させることが求められている。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするた
めに、県独自に教職員配置を大幅に増やすことが求められている。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために下記の事項を実現するよう、強く要
望する。

記

- 1 県独自の「30人規模学級」を中学校全学年へ早期に拡大すること。

- 2 現行の複式学級の編制基準を改善し、県独自に複式学級解消措置を一層充実すること。
- 3 県独自による教職員配置の大幅増を実現すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月 日

長野県知事 村 井 仁 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春 日 武

35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書

今、学校や子どもたちをとりまく状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願いにもかかわらず、不登校やいじめ、「荒れ」、学級崩壊など心をいためる事態が進行し、このことは我々の地域といえども決して例外とは言えない状況になっている。

こうした学校をとりまく諸問題を解決するには、現行の「40人学級定員」を引き下げて少人数学級において、一人ひとりの子どもたちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育をすることが不可欠である。すでに都道府県によっては、独自の財政措置によって少人数学級を実施しているが、厳しい財政状況のおり国の責任で35人学級を実施していくことが求められている。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められている。

政府は公務員の総人件費改革実行計画の中で、一般公務員とは別に教職員に対して一層の人件費削減を求めている。このため、平成20年度に引き続き平成21年度も次期定数改善計画の実施が見送られてしまった。しかし、日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、「次期定数改善計画の早期策定」や「教職員配置の更なる充実」が必要である。現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する独自の措置が、多くの道府県や市町村で行われている。しかし、地方交付税の削減もはじまり、地方財政への圧迫も差し迫った問題である。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、下記の事項を実現するよう、強く要望する。

- 1 国の責任において早期に「35人学級定員」を実現することを含めた、次期定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月 日

内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
財務大臣	藤井裕久	殿
文部科学大臣	川端達夫	殿
総務大臣	原口一博	殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

後期高齢者医療制度が実施されて約1年6か月が経過したが、本制度については、導入当初から、75歳以上の高齢者を他の保険から切り離した保険制度であること、年金から保険料を天引きする方法で高齢者に負担を負わせること、低所得者への配慮に欠けること、2年ごとに改定される保険料は今後引上げが見込まれること、受けられる医療が制限されかねないこと等、様々な問題点が指摘されてきた。

昨年度、行政不服審査法に基づき全国の地方公共団体に対して行われた不服申し立てのうち、後期高齢者医療制度に係る審査請求の件数が1万件を超えたことも、同制度に対する批判の高まりを示すものと言える。

昨年9月のリーマンショック以来、経済や雇用の状況が悪化し、国民の生活がますます厳しさを増している中、とりわけ後期高齢者医療制度が高齢者の健康と生活に及ぼしている影響は、もはや耐え難いものになっている。

よって、国においては、いつでも誰でもどこでも平等に医療が受けられるよう、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、従前の老人保健制度に戻すことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月 日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
総務大臣	原口一博	殿
厚生労働大臣	長妻昭	殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

2010（平成22）年度の年金を減額支給せず、
生活実態に見合う支給を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則
第14条第3項の規定により提出する。

（別紙）

2010（平成22）年度の年金を減額支給せず、
生活実態に見合う支給を求める意見書

最近、消費者物価指数の大幅低下が伝えられている。しかし、日銀実感調査（9月）
では、国民の5割近くが物価はむしろ上がったと答えており、下がったと感じている
人は2割程度である。

高齢者の生活を守るためには、生活実態に見合った年金支給が必要である。また、
実感なき物価指数低下による来年度年金の減額改定は納得できない。

よって、無年金・低年金者には生活保障措置を講じるなどと併せて、全ての年金受
給者の来年度の年金減額を行わないように強く要請する。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月 日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
総務大臣	原口一博	殿
厚生労働大臣	長妻昭	殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武